平成31年第1回

甲佐町議会3月定例会会議録

平成31年3月12日~平成31年3月15日

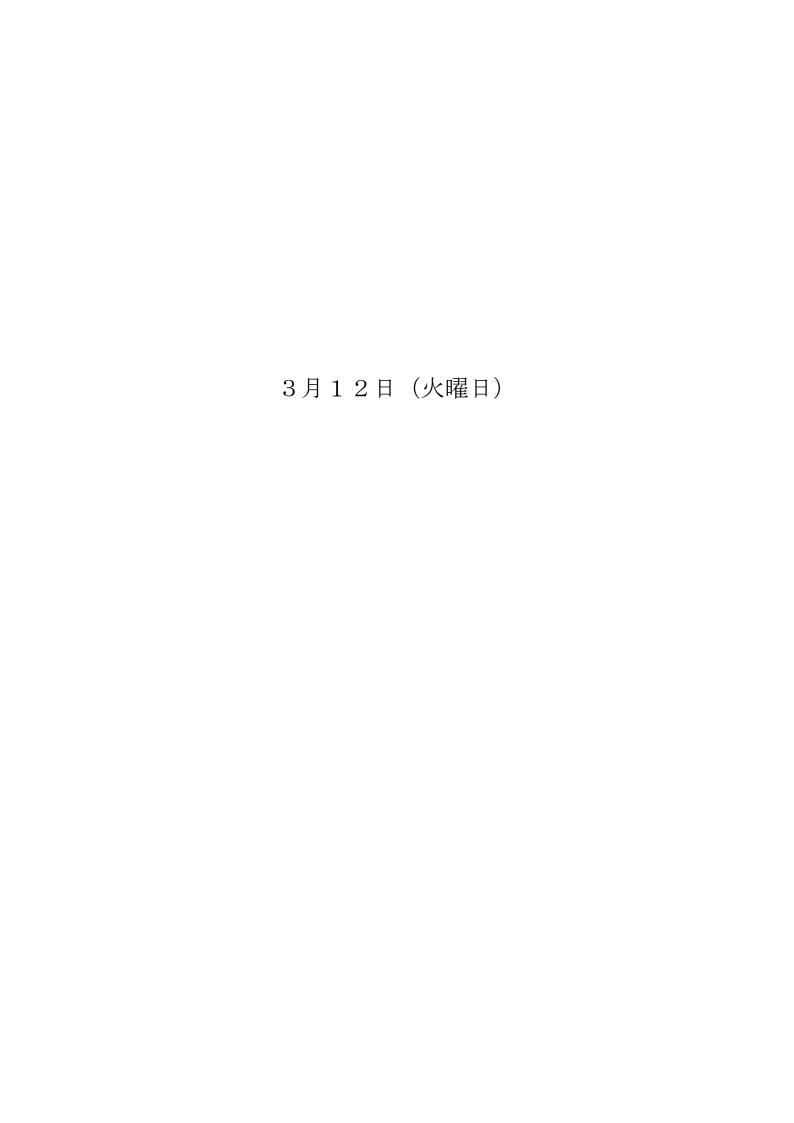
熊本県甲佐町議会

平成31年第1回甲佐町議会(定例会)目次

〇3月12日(第1号)	
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・	1
開会・開議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第1 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第2 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第3 議長の諸般の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第4 町長の行政報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第5 町長の提案理由の説明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
散会	9
〇 3 月13日(第 2 号)	
出席議員	10
欠席議員	10
本会議に職務のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
開議	12
日程第1 一般質問	12
4番 鳴瀬美善議員	12
3番 田中孝義議員	24
5番 森田精子議員	29
6番 佐野安春議員	36
10番 井芹しま子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
7番 荒田 博議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
12番 本田 新議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
散会	83
〇 3 月14日(第 3 号)	
出席議員	84
欠席議員	84
本会議に職務のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
開議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86

	日程第1	同意第2号	甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を	
			求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	日程第2	同意第3号	甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めること	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	日程第3	議案第4号	甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	日程第4	議案第5号	甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の	
			一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・	92
	日程第5	議案第6号	甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の	
			制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	日程第6	議案第7号	甲佐町子育て支援住宅管理条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
	日程第7	議案第8号	甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に	
			関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・	104
	日程第8	議案第9号	甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する	
			基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	107
	日程第9	議案第10号	甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を	
			改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
	日程第10	議案第11号	甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定に	
			ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
	日程第11	議案第12号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
	日程第12	議案第13号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
	日程第13	議案第14号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
	日程第14	議案第15号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
	日程第15	議案第16号	業務委託に関する協定の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
	日程第16	議案第17号	平成30年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)	126
	日程第17	議案第18号	平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算	
			(第3号) ·····	143
	日程第18	議案第19号	平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)…	146
	日程第19	議案第20号	平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算	
			(第2号) ·····	150
	日程第20	議案第21号	平成31年度甲佐町一般会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	151
	延会			154
C	3月15日	(第4号)		
	欠席議員:			155
	本会議に職	戦務のために出	出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
	地方自治法	と第121条の規	定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155

開議	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	157
日程第1	議案第21号	平成31年度甲佐町一般会計予算 · · · · · · · · · · · · · ·	157
日程第2	議案第22号	平成31年度甲佐町国民健康保険特別会計予算 · · · · · · · · ·	203
日程第3	議案第23号	平成31年度甲佐町介護保険特別会計予算 · · · · · · · · · · · ·	207
日程第4	議案第24号	平成31年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算 · · · · · · · · ·	210
日程第5	議案第25号	平成31年度甲佐町水道事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	214
日程第6	議員派遣につ	ont:	217
日程第7	総務文教常任	£委員会からの閉会中の継続審査の申し出について・・・・・・ :	217
日程第8	産業厚生常行	£委員会からの閉会中の継続審査の申し出について・・・・・・ :	217
日程第9	議会運営委員	員会からの閉会中の継続審査の申し出について・・・・・・・・・・	217
閉会			218



平成31年第1回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成31年3月12日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会
 3月12日
 午前10時00分
 議長宣告
 1. 散会
 3月12日
 午前10時42分
 議長宣告

1. 出席議員

良 二 甲 斐 1番 斐 2番 甲 高士 3番 田 中 孝 義 精 子 4番 鳴 瀬美善 5番 森 田 6番 佐 野 安 春 宮 7番 荒 博 本 修 治 9番 福田 田 8番 謙 10番 井 芹 しま子 11番 宮 川安明 12番 本 新 \blacksquare

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三 町 奥 名 克 長 富 省 長 美 副 町 師 会計管理者 古 閑 敦 総 務 坂 直 課 長 西 企 画 課 長 一圓 秋 男 地域振興課長 畑 公 孝 北 くらし安全推進室長 佐々木 善 亚 税 務 課 # 上 幸 介 長 住民生活課長 奥 村 伸 総合保健福祉センター所長 井 上美穂 福祉課長 北野 太 農政 課 長 出 本 幹 春 建設 課 弘 計 課 敦 長 志戸岡 会 長 閑 環境衛生課長 町民センター所長 中 健 次 橋 本 良 一 林 教 育 長 蔵田勇 治 学校教育課長 荒田 慎 社会教育課長 吉岡英 農業委員会事務局長 岡本 幹 春 選挙管理委員会書記長 西 坂 直 代表監查委員 進 本 田

- 1. 開会 3月12日 午前10時00分
- 1. 会議録署名議員の指名について 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 田 中 孝 義 4番 鳴 瀬 美 善

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長(宮川安明君) おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数 に達しますので、これより平成31年第1回甲佐町議会定例会を開催いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(宮川安明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、田中孝義議員、4番、鳴瀬美善議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(宮川安明君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。 本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。 12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長(本田 新君) それではご報告いたします。

さきの臨時会において付託を受けておりました平成31年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る3月6日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日3月12日から15日までの4日間と決定いたしました。

本日は会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告及び提案理由の説明。明日13日は一般質問。14日は人事案件、条例案件、工事請負契約、業務委託の協定変更、平成30年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算、平成31年度一般会計予算。15日は、引き続き、平成31年度一般会計予算及び各特別会計の予算、その他、議会提出案件についての審議。

以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましてはよるしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、報告といたします。

〇議長(宮川安明君) 会期の日程については、ただいま本田議会運営委員長の報告の とおりと決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日3月12日か

ら15日までの4日間と決定いたしました。

同意第2号及び第3号の人事案件、議案第4号から議案第11号までの条例案件、議案第12号から議案第15号までの工事請負契約、議案第16号の業務委託の協定変更、議案第17号から議案第20号までの平成30年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第21号から議案第25号までの平成31年度一般会計及び各特別会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長(宮川安明君) 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりです。これについては説明を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

〇議長(宮川安明君) 日程第4、町長の行政報告についてを議題とします。 町長から行政報告の申し出があっております。これを許します。

奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 皆さん、おはようございます。本日は平成31年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、行政報告を申し上げます。

まず、熊本地震及び豪雨災害関係事業のうち、主なものについて進捗状況をご報告申し 上げます。

公共土木施設災害復旧事業の復旧状況でありますけれども、道路河川災害復旧件数241件、復旧事業費が約16億2,000万円の被害がありましたけれども、工事発注は全て完了し、入札の不調、不落は1件もございませんでした。

工事の進捗状況につきましては、2月末時点で176件、約73%が完了しております。今年度末では約200件、約80%程度が完了する見込みとなっております。なお、未完了となります約40件については、平成31年度に完了する予定でございます。

被災宅地復旧支援事業につきましては、現在まで約140件の相談があっております。そのうち71件の申請を受け付け、平成30年度末で62件が完了予定であります。今後も申請の 見込みがあり、支援を続けていく必要があります。

農林業関係につきましては、国の査定を受けた総件数は208件の7億7,399万8,000円でございます。そのうち農業関係が162件で、4億9,969万2,000円になります。契約につきましては、平成29年末で100%の契約となっており、平成31年2月末時点での着工率は95.1%で、竣工率は90.1%となっております。

林道災害につきましては、46件の2億7,430万6,000円で、進捗率は平成31年2月末時点

での発注率82.6%、竣工率は60.9%となっております。

震災対応経営体育成支援事業につきましては、申請365件、245名で、事業費ベースで18 億4,612万1,000円となっております。このうち、町の検査が終わっていないものが農機具 格納庫の再建2棟を残すのみで、3月末までには全て完了する予定となっております。

農地等の自力復旧につきましては26件、事業費1,064万8,000円、補助金484万円の支出が完了しております。町の基幹産業であります農林業の停滞につながらないよう、早期の復旧に努めてまいります。

仮設住宅につきましては、228戸の建設を行い、これまでに269世帯の方が入居されました。2月末現在で84世帯の方が入居されており、災害公営住宅の入居予定者を除く約45世帯の方は自宅再建の遅れにより仮設住宅を出られず、再建にはまだまだ時間がかかる見込みであります。今後も被災者の方に寄り添った対応に努めてまいります。

自治公民館の再建支援事業は、平成29年度申請件数が14件に対し、当該年度完了が13件 となっており、繰り越し後、平成30年度での完了が吉田区の1件でございます。

地域コミュニティー施設等の再建支援事業は、現在の申請件数25件に対し、完了及び完了予定件数は22件、内訳としては、平成29年度4件、平成30年度18件となっております。 平成31年度に残り3件を実施予定でございます。

災害公営住宅の建設についてご報告申し上げます。熊本地震により被災された方々のうち、住宅の自力再建が困難な被災者の方々の住環境確保を図るため、災害公営住宅52戸を熊本県に委託して建設をしてまいりました。乙女・白旗団地につきましては、本年1月28日に熊本県から引き渡しを受け、2月1日から乙女団地12世帯、白旗団地10世帯の方々が入居を開始されております。また、甲佐団地に関しましては、熊本県から3月中の引き渡し予定でありまして、4月から30世帯の方々の入居となる予定でございます。

災害公営住宅甲佐団地を含めて、現在、役場東側に建設中の甲佐町住まいの復興拠点施設整備については、今回の震災対応対策の中でも復興のシンボルとして単なる復旧にはとどまらず、将来を見据え、さらなるまちの発展を目指し整備を行っております。災害公営住宅のほかに、子育て世代のための住宅として鉄筋コンクリート造3階建ての子育て支援住宅20戸を建設中であります。建物については8月末の完成、9月の入居を目指しております。

また、都市防災公園につきましては、ふだんは交流の場としての公園、また、災害時には避難所としての機能を要する公園整備をあわせて行っております。平成31年秋の完成を 見込んでおります。

次に、熊本地震の被災者に対し全国から寄せられました善意の義援金につきましては、日本赤十字社・共同募金会及び熊本県に寄せられ、県を通じて町に配分をされました義援金と直接本町に寄せられました義援金がございます。2月1日現在で県を通じて配分された義援金が7億2,452万5,000円、本町へ直接寄せられた義援金が149件で、2,891万7,401円となり、総額が7億5,344万2,401円となっております。県を通じて配分をされました義援金につきましては、県の配分基準に基づき、2月1日までの申請受け付け分に対して配

分を済ませておりますが、その内訳は、住家の全壊112軒、解体343軒、大規模半壊を含む 半壊716軒、一部損壊106軒と、死者3名、重傷者18名分となっております。

また、町から配分をいたしました義援金の申請受け付け分につきましては、住家の修理費が30万円以上50万円未満の一部損壊世帯に対して、3万円の46軒、50万円以上100万円未満の一部損壊世帯が5万円の81軒となっております。

また、1月18日に、県より新たな義援金の配分決定があり、全壊、解体に5万円、それから、半壊、大規模半壊に2万5,000円の増額配分がなされております。町といたしましても、これに伴いまして、先般、町義援金配分委員会を開催し、全壊、解体2万4,000円、半壊、大規模半壊1万2,000円、30万円以上の住家修理費を対象とした一部損壊世帯に1万円を配分することに決定したところでございます。なお、町義援金の受け付け期間を県にならい、平成32年3月31日まで延長をいたしております。

次に、国土交通省と連携して取り組んでおります、かわまちづくり事業の一環として整備を行っております安津橋総合運動公園(仮称)でございますけれども、この事業の整備 状況についてご報告申し上げます。

平成30年度、本年度におきましてはサッカー場の整備を進めており、人工芝サッカー場及び附帯施設の一部の整備を行っております。また、平成30年9月に日本サッカー協会と包括協定を締結し、熊本地震復興支援の一環とし、同協会が天然芝サッカー場を整備し、完成後に本町に寄贈していただくことになっております。人工芝サッカー場、天然芝サッカー場ともに平成31年秋、ナイター施設利用を除く供用の開始を目指しておるところであります。

平成31年度以降につきましては、テニスコート、管理棟、野球場、ソフトボール場と順次整備を進め、2023年度、平成34年度の事業完了を目指しているところであります。

次に、町営住宅上揚団地の建て替え事業についてご報告申し上げます。

全体計画といたしまして、平成32年度までに12棟29戸を建設予定で、今年度に5棟11戸が3月末までに完成する見込みであります。移転については、随時入居していただき、平成31年度、32年度と計画的に進めることにしております。

最後に、他の自治体からの派遣職員の受け入れについてご報告を申し上げます。

震災当初から全国の自治体から短期職員を受け入れ、その後、中長期派遣といたしまして、鹿児島県の六つの自治体、また、県内からは山鹿市及び熊本県土地改良事業団体連合会からもご支援をいただきながら、早期の復旧復興が現在進められておりますことに感謝をしているところであります。来年度におきましても、鹿児島県のほうからは四つの自治体から5名の職員を引き続き派遣していただけることになっており、改めての感謝とお礼を申し上げるところであります。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

○議長(宮川安明君) 以上で町長の行政報告を終わります。

しばらく休憩いたします。10時半から再開します。

休憩 午前10時19分 再開 午前10時30分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長(宮川安明君) 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に 提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げます。

まず、平成30年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

去る2月7日に成立をいたしました国の補正予算に対応するために、衛生費に風疹の追加的対策事業に係る健康管理システム改修費など、農林水産業費に甲佐町農業用ハウス強靭化緊急対策事業補助金、消防費に消防資機材、及び、教育費に井戸江峡キャンプ場整備基本計画作成委託料として、合計で869万7,000円を、また、土木費では道路維持費などを計上し、事業執行見込みの精査による減額などを行い、総額で1億7,778万9,000円を減額補正し、補正後の総額を84億3,455万円としております。

各特別会計補正予算では、それぞれの療養給付費の決算見込み額での増減額補正を行い、 国民健康保険特別会計では4,959万3,000円を減額し、補正後の総額を18億8,409万6,000円 に、介護保険特別会計では2,998万1,000円を減額し、補正後の総額を15億8,744万4,000円 に、後期高齢者医療特別会計では621万円を減額し、補正後の総額を1億4,454万円として おります。

次に、平成31年度一般会計予算についてご説明を申し上げます。

まずは予算の基本的な考え方、概要についてご説明申し上げます。

平成31年度の予算編成に当たりましては、平成28年に策定をいたしました甲佐町震災復興計画の仕上げに入る段階として、災害前の状態に戻す復旧、及び発災前よりもよい状態にする復興について、同計画の四つの指針に基づき、その実現に向け総力を挙げ、迅速かつ強力に推進するため、全ての事業内容を精査し、限られた財源を可能な限り復旧復興事業に充当する予算編成を行ったところであります。

その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,542万7,000円といたしております。前年度と比較をしますと7.7%、金額にして6億4,969万7,000円の減となりました。次に、予算の主な内容でありますけれども、歳出予算の主な内容について、款ごとにご説明を申し上げます。

総務費におきましては、庁舎及び議会棟の長寿命化に向けた屋上及び外壁の防水工事等 に係る設計委託費、昨年から引き続き、旧西村民俗資料館を地域内外の交流拠点などとし て利活用を図るための整備費、甲佐町総合計画及び地方創生に係る人口ビジョン、総合戦 略の次期計画策定経費、任期満了に伴い執行されます甲佐町町長選挙、熊本県議会議員一般選挙、熊本県知事選挙、参議院議員通常選挙の経費などを計上しております。

民生費におきましては、本年10月の消費税増税に対応するためのプレミアム付き商品券発行経費、また、子育て支援として、安心して産み育てることができる社会の実現のための保育料無償化などに要する経費を計上しております。

衛生費におきましては、子育て支援として満15歳までの子どもの医療費の一部助成について、完全現物支給により県内の医療機関など窓口での外来などの一部負担金の支払いが不要となるよう、引き続き実施してまいります。

また、小鹿地区などの上水道施設整備に係る水道事業会計の補助金、甲佐町総合保健福祉センターの屋根及び外壁の防水工事に係る設計委託料、熊本地震に係る災害廃棄物処理経費に要した経費の財源として活用した地方債の返済に充てるため、熊本県からの補助金を財源として減債基金の積み立てなどに係る経費を計上しております。

農林水産業費におきましては、本町の基幹産業であります農業の振興策の一つとして、中山間地域での特産物の産地づくり支援対策事業補助金を新たに創設をし、また、農村地域の防災減災事業として、ため池調査委託、その他農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するための直接支払交付金や農作業の効率化、低コスト化を図るための農機具導入事業などを引き続き推進してまいります。

商工費におきましては、地域特産品の振興及び町の財源確保に資するため、ふるさと甲 佐応援寄附金事業を引き続き実施するとともに、地元商工業者の総合的な振興と地域経済 の活性化を図ってまいります。また、本町の観光施設への誘導を図るための観光案内看板 等の充実を図り、入込客数の増加に努めてまいります。

土木費におきましては、町道の新設改良舗装工事を甲佐町道路整備計画に基づき計画的に取り組んでまいります。また、住宅につきましては、町営住宅の上揚団地及び早川第1団地の建て替え事業、子育て支援策の一環としての子育て支援住宅の整備を進めてまいります。また、熊本地震からの復旧として、引き続き、宅地液状化防止事業、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、被災宅地復旧事業などを推進してまいります。

消防費におきましては、町民の安心安全な暮らしの確保のため、消防分野では団員の処 遇改善として団員報酬の引き上げを行い、その他、常備及び非常備消防のさらなる充実に 努め、また、防災面では洪水ハザードマップの作成や洪水時における広域避難の検討業務 委託などを計上しております。

教育費におきましては、学校施設の長寿命化を図るための調査委託及び生涯学習センターの屋上及び外壁の防水工事に係る設計委託を行い、小中学校に学校のICT化を進めるための電子黒板や教育用パソコンの整備を引き続き進めてまいります。また、緑川を生かした新たな交流拠点施設としての安津橋総合運動公園整備として、平成31年度はサッカー場の附帯設備及びテニスコート8面の整備を、また、老朽化しております井戸江峡キャンプ場の全面的な改修を予定しております。

災害復旧費におきましては、熊本地震、豪雨災害の平成28年災害に係る公共土木施設、

農林業施設、その他、宮内地区水道施設などの復旧工事を鋭意進めてまいります。

次に、国民健康保険につきましては、昨年度から熊本県と市町村が共同で運営を行うこととなっており、引き続き将来にわたり安定的な国保運営が可能となるよう、熊本県と連携を強化してまいります。

次に、介護保険につきましては、昨年度末に策定をいたしました第7期介護保険事業計画に基づき、安定的な介護保険の運営に努めます。

次に、後期高齢者医療保険につきましては、後期高齢者医療広域連合と連携を図りなが ら、安定運営に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、安定的で低廉な水道事業を進めるための町の上水道事業基本計画に基づき、計画的な建設改良等を実施します。平成31年度は宮内地区の小鹿地区などに上水道を拡張するための整備費を計上しております。

以上、歳出予算の主な内容についてご説明を申し上げましたが、歳入予算については、 税源のより一層の的確な把握と課税の適正化に努め、収入の確保に万全を期するとともに、 あわせて国県支出金等の効果的な活用に配慮した財源を算定の上、計上したところであり ます。

このほか、今期定例会におきましては、甲佐町固定資産評価審査委員会委員及び農業委員会委員の任命についての人事案件や甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定などの各種条例案件、災害公営住宅建設に係る熊本県との協定の変更案件、工事請負契約の締結案件などもあわせて提案をしております。

ご審議の節は担当課長のほうに説明をいたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

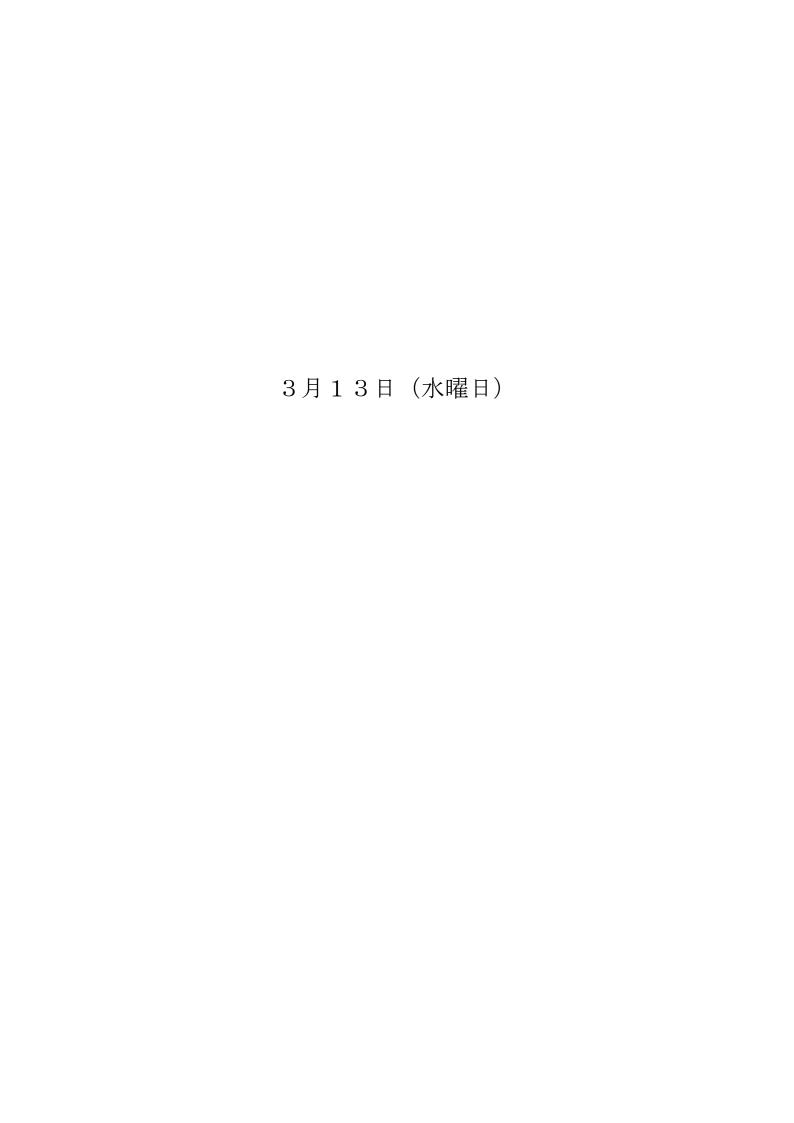
○議長(宮川安明君) 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明13日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時42分



平成31年第1回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成31年3月12日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会
 3月13日
 午前10時00分
 議長宣告
 1. 散会
 3月13日
 午後4時43分
 議長宣告

1. 出席議員

斐 良 二 甲 斐 1番 2番 甲 高士 3番 田中 孝 義 精 子 4番 鳴 瀬美善 5番 森 田 6番 佐 野 安 春 宮 7番 荒 博 本 修 治 9番 福田 田 8番 謙 10番 井 芹 しま子 11番 宮 川安明 12番 本 新 田

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三 町 克 長 師 富 省 長 奥 名 美 副 町 会計管理者 古 閑 敦 務 坂 直 総 課 長 西 企 画 課 長 一圓 秋 男 地域振興課長 畑 公 孝 北 くらし安全推進室長 佐々木 亚 税 務 課 井 上 幸 介 長 住民生活課長 奥 村 伸 総合保健福祉センター所長 井 上美穂 福祉課長 北野 太 農政 課 長 出 本 幹 春 建設 課 弘 計 課 敦 長 志戸岡 会 長 閑 環境衛生課長 町民センター所長 中 健 次 橋 本 良 一 林 教 育 長 蔵田勇 治 学校教育課長 荒田 慎 社会教育課長 吉岡英 農業委員会事務局長 岡本 斡 春 選挙管理委員会書記長 西 坂 直 代表監查委員 進 本 田

1. 開会 3月13日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

 会議に付した事件 日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

〇議長(宮川安明君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長(宮川安明君) 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は7名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間を答 弁を含め、おおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁 者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、4番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

4番、鳴瀬議員。

〇4番(鳴瀬美善君) おはようございます。4番、鳴瀬でございます。一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、熊本地震並びに熊本豪雨災害からの復旧・復興の状況について。平成28年4月に発生しました熊本地震、同年6月の熊本豪雨災害から3年を迎えようとする中、甲佐町ではいち早く震災復興計画を策定され、取り組まれてきているところであると認識しております。

計画では、平成28年度から32年度までの5カ年間として、第6次甲佐町総合計画の後期基本計画やまち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略との整合性を十分に図り、社会の急激な変化に柔軟に対応できる行財政運営に努める、また、復旧・復興による町民生活の安定を図り、将来に向かった力強いまちづくりを進めるとなっております。

甲佐町では、現在、創造的復興を柱に取り組まれてきていると聞いておりますが、発災から3年を迎えようとする中、現在の復旧・復興の状況について、特に仮設住宅に入居されておられる方たちへの支援について、また、公共土木では、町道を初め、県道宇土甲佐線に架かる乙女橋、御船甲佐線に架かる田口橋について、農業関係では農地並びに農業用施設の復旧状況について、本件につきましては、これまでも多くの議員さんが質問されてこられたかと思いますけれども、新議員として認識を一にしておくべきと考えますことから、各担当課よりの説明を求めるものでございます。

初めに、仮設住宅入居者支援に関連する質問といたしまして、甲佐町の被災住宅数並びに被災世帯数と3月現在の仮設住宅入居世帯数を教えていただきたいと思います。よろし

くお願いいたします。

- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **〇くらし安全推進室長(佐々木善平君)** お答えいたします。

甲佐町の被災住宅数、被災世帯数につきましては、罹災証明に伴う被害認定調査の件数をもとに申し上げます。

被災住宅数につきましては、全壊142件、大規模半壊230件、半壊889件、一部損壊1,348件、合計で2,609件となっております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 仮設住宅についてご説明を申し上げます。

議員のほうからは3月入居状況とありましたけれども、2月末での報告とします。

2月末時点で入居世帯数が84世帯、入居者数が186人です。また、2月末での仮設住宅 入居者の転居の予定先といたしまして、自宅再建が47件、災害公営住宅が34件、町営住宅 に3件が転居予定となっております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 今、くらし安全室長並びに建設課長のほうから答弁がございましたが、転居先等についても建設課のほうからありましたけれども、転居されるに当たりましては入居期限等が決められているのかと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。建設課長ですかね。お願いいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **〇福祉課長(北野 太君)** それでは、福祉課のほうから答弁させていただきます。

申し遅れましたけれども、仮設住宅につきましては、みなし仮設住宅というのもございまして、福祉課のほうが一応管轄しております。

みなし仮設住宅については、2月末時点で入居世帯数が23世帯、入居者数が59人となっております。それから、2月末時点でのみなし仮設住宅入居者の転居予定先につきましては、自宅再建が12件、民間賃貸住宅が3件、災害公営住宅が8件というふうになっております。

それと、ご質問の入居期限につきましては、建設型仮設住宅は建設してから2年間、みなし仮設住宅につきましては入居してからの2年間と、期限つきの賃貸借契約となっております。

なお、契約した住宅が期限までに建築できないなど、やむを得ない理由がある場合については入居期限を延長している状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 今、福祉課長のほうから説明がありましたとおり、入居期限については条件等によってちょっと変わるというようなことがありますので、その辺につい

ては個々の案件として対応していただきたいと思います。

次にですね、仮設住宅の入居者の方並びに仮設住宅から既に転居されておられる方等に 対しての支援の状況等についてお聞かせを願いたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(北野 太君)** それでは、仮設住宅入居者並びに既に転居されている方、 これから転居される方への支援の状況につきましてでございます。

まず、仮設住宅の入居者に対する支援対策としましては、町社協への業務委託により、 甲佐町地域支え合いセンター事業を継続して実施していきます。

また、今後においては、災害公営住宅等へ転居された方などに対する新たな支援策としまして、既存の各種支援金に加えまして、来年度から甲佐町災害公営住宅等コミュニティ 形成支援事業を実施しまして、支援員によりまして地域で支え合う地域福祉の推進へつな げるような支援を行うこととしております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 新たな事業も取り組まれていくというようなことでございます。 このようなことに鑑みますけれども、ただいま各担当課長さんから説明をいただきましたけれども、いまだにまだ多くの方が仮設住宅におられるということ、また、限られた居所での暮らしで不便を感じておられることと私も推察をいたします。

このような状況に鑑み、町としましても最後まで支援の手を緩めることのないようにお願いしていただきたいというふうに思います。

次に、町道並びに県道の復旧について質問を申し上げます。

初めに、町道の被災件数と復旧状況について、あわせて未発注や未竣工工事がありましたら、その取り扱いについても説明をお願いいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、町道の被災件数と復旧状況についてご説明を申し上げます。

平成28年熊本地震及び豪雨災害で被災した町道等は193件、河川についてが48件、合計の被害件数は241件で、このうち3月8日現在で181件が竣工しました。竣工率は75.1%です。

次に、未竣工の工事の取り扱いということで、未完了となる町道及び河川の災害復旧工事の件数は39件で、このうち繰り越しをして工事を行うものが17件、一旦打ち切りをして精算するものが22件でございます。

この打ち切り精算をした残工事については、平成30年度の予算で再度発注をいたします。 以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** というと、全ての工事については全て実施していくという流れ でございますね。わかりました。

次に、県道御船甲佐線に架かります田口橋、それと同じく県道宇土甲佐線に架かります 乙女橋の復旧について説明をお願いしたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、田口橋の復旧状況についてご説明申し上げます。

田口橋の復旧については、熊本地震により被災し、上部工の損傷、また、下部工にも損傷があり、被災直後から全面通行どめをして災害復旧工事が行われております。

現在の状況は、橋桁の架け替え工事が行われており、田口橋災害復旧関連の工事発注は、 上部工の進捗にあわせて水道管などを仮設している仮設橋の撤去工事の発注だけが残って おり、そのほかの工事については全て発注をされておる状況でございます。

復旧工事の完成は、当初の予定では今年度末でありましたけれども、入札の不調・不落、また、西日本豪雨で工場が被災し、資材の製作が遅れたなどの理由により工事にも遅れが 見られております。

県におかれましても、工事短縮を図られ、現在工事を進められておりますが、完成につきましては今年の夏を目指されておられると聞いております。

以上でございます。

それと、乙女橋についての復旧状況です。すいません。乙女橋の災害復旧状況は、破損 した支承や伸縮装置の取りかえのため、工事が行われてきております。現在は最終的な工 事の点検が行われており、3月末には完成する見込みでございます。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 今ご説明がありましたとおり、私も乙女橋のほうは通らせていただいておりますけれども、支承とか伸縮箇所、ジョイントだと思うんですけども、これについても、段差も解消されて、やがて全て終わるのかなと思っております。

田口橋のほうにつきましては、ちょっと近寄ることができませんもんですからお聞きしたんですけれども、田口橋についての聞く話の中では、現在の橋梁の幅員よりも広げて拡幅をされるというようなことを聞いたことがございます。田口橋が災害復旧で復旧されるということであれば、災害復旧の基本となるのは原形復旧だろうという思いがありますけれども、この辺については拡幅ができるというのであれば何らかの要件等がおそらくあったかと思いますので、その辺がもしわかるんであれば、お聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、田口橋の拡幅についてご説明申し上げます。

議員が今おっしゃられたとおり、災害復旧は原形復旧が基本でございますけれども、田口橋については被災前から防災安全交付金事業による上部工の架け替えの設計に着手をされており、ほぼ完成していた状態でございました。

その後、熊本地震により被災したことから、原形復旧部分については災害復旧事業で、 拡幅部分については災害関連事業でとり行われることが決定されたことになります。 以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 別の計画が以前からあったということで理解をいたします。 次に、農地農業用施設の復旧、あわせて林道復旧について一括して質問をいたします。 農道及び農業用施設並びに林道の復旧件数と復旧状況について、あわせて未発注や未竣 工工事がありましたら、その取り扱いについても説明をお願いいたします。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** 農地、農業用施設、林道等の被災の状況並びに復旧状況についてご説明申し上げます。

初めに、災害の査定件数についてご説明申し上げたいと思います。

農政課におきましては、林道、農業用施設、農地、そして農機具格納庫等の復旧事業であります震災復旧緊急対策経営体育成支援事業というものにも取り組んでおりますので、 その順番でご説明をさせていただきます。

まず、林道につきましてですが、本町には林道が8路線存在しております。この8路線全てにおいて被災しておりまして、災害復旧工事の査定を受けました箇所が46カ所、被災延長が2,234メートル、査定設計額が2億7,430万6,000円となっております。このうち7路線38カ所を発注しておりまして、うち竣工しておりますのが28カ所となっております。査定箇所数に対する発注率が82.6%、竣工率が60.9%という状況でございます。

次に、農業用施設災害についてご説明申し上げます。

農業用施設災害につきましては、農道、用水路、排水路等が該当するものでございます。 農業用施設の災害査定につきましては、63カ所、査定設計金額2億4,675万8,000円という ことになっております。これら農業用施設の災害復旧工事につきましては、昨年の8月に 竣工検査を行いましたもので全て竣工いたしております。当然、契約率100%、竣工率 100%ということでございます。

続きまして、農地についてご説明申し上げます。

農地につきましては、水田が77カ所、畑が22カ所、査定設計金額2億5,293万4,000円の 災害査定を受けております。発注につきましては全て終えておりますので、100%の発注 率、着工率につきましては91.9%、竣工率77.7%の進捗率ということになっております。

次に、災害復旧緊急対策経営体育成支援事業についてご説明申し上げます。

災害復旧緊急対策経営体育成支援事業につきましては、各農家が持っておられます農機 具であるとか農機具格納庫等が被災したために、修理または再建、買いかえ等が発生した ものに対する補助でございます。消費税を除いた事業費の国が50%、県が20%、町が20%、 9割補助という制度でございます。

今回の補助対象となっておりますのが、農業用倉庫の修理再建が272件、農業機械が71件、畜舎関係が6件、農業用ハウスの修理再建が13件、農業用倉庫等の撤去等が5件ということで、全体で367件が補助対象となっております。

これまでに竣工しましたもの、いろいろな事情があって事業を中止されたものが365件

となっており、まだ竣工していないものにつきましては農機具格納庫の再建2棟を残すのみとなっております。

この事業につきましては、支払いが3月末までに工事を竣工していただいて、補助金の振り込みが3月末までに終わる必要があるということで、残す2棟のうち1棟につきましては町の検査を行っております。あと、補助金の支払いを残すのみです。あと1棟残っておりますが、現在まだ工事中でございまして、そこにつきましては来週ぐらいには検査ができる状態になるというふうにお話を聞いております。現地のほうも確認をしております。3月末までには補助金のほうも支出して、全て年度内に終了をするという見込みでございます。

続きまして、未竣工工事の取り扱いについてご説明申し上げます。

林道災害復旧工事につきましては、通常災害復旧につきましては3年間というのがございますが、これは災害が発生した年に国が予算措置をされ、終わらなかったもの、竣工しなかったものについては次の年に明許繰越、さらに終わらなかったものについては事故繰越という予算上の手続きが3年間しかできないという考え方もありますので、通常3年間というふうに言われておりますが、林道につきましては、28年度に国が全ての工事費について予算措置を行っているものではなくて、事業実施にあわせて予算化をされます。

また、林道につきましては、おおむね行き止まりで、先に通り抜けができるという林道は少のうございます。特に甲佐町の場合、六谷線、山上幹線以外については、終点までいくとUターンして戻ってくるというような林道のつくりというのもありますので、手前の復旧工事が終わらないと、次の工事現場へ入ることができないというようなこともあります。また、発注済みの分につきましては早期竣工を進めるとともに、未契約の被災箇所につきましても、できるだけ早く復旧ができるよう計画的に発注を進めていきたいというふうに考えております。

また、農業施設は先ほどご説明申し上げましたとおり、100%の竣工となっております。 農地の災害復旧工事におきましては9カ所未竣工となっておりますが、先ほどご説明し ましたとおり、国の予算につきましては本年度が事故繰越予算ということになっておりま すが、町の予算では、今年が明許繰越予算ということで、あと1年は予算的には事故繰越 にはなりますが、予算の繰り越しができるということになっております。

ただ、国、県の予算については、本年度が事故繰越となっておりますので、予算のつけかえが行われます。町は事故繰越とさせていただき、残り9件、31年度、できるだけ早期に竣工するように努力したいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 今、担当課長のほうから詳しく説明がありました。

あわせまして、今課長も言われましたとおり、昨日開催されました全員協議会におきま しても、平成29年度事業の事故繰越の説明をいただいたところでございますけれども、平 成31年度において災害関連の事業が全て完了するように進めて行くというようなお話も昨 日聞きましたもんですから、今の担当課長の答弁もあわせて、31年度に全ての事業が完了 することをお願いいたしまして、この質問を終わりとさせていただきます。

続きまして、職員の健康管理についてご質問いたします。

現在、甲佐町役場において休職者や早期退職者が多いと聞き及んでおります。行政事務を行う職員は、町にとって大切な存在であると同時に、特に震災からの復興を推進し、加速していく上においては、震災を経験した職員は欠くことのできない存在であると考えるものでございます。

このようなことから、今回、担当課より資料の提供をお願いしたところでございますが、資料で注目する点として、平成28年の熊本地震発生以前とそれ以降では、休職者や早期退職者数において震災以降、特に30年度に休職者が5名、退職者が10名と多いことがわかりました。震災が直接的な原因かについては、いただいたこの表からだけでは読み解くことはできないと考えますけれども、休職、あるいは退職される方の数の多さについては危惧するところでもあります。

このような状況に鑑み、町としても職員の健康管理についてはさまざまな取り組みをされてこられていると思いますが、その具体的な取り組みについて説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) お答えいたします。

職員の健康管理に係る研修等について、これまでの取り組みにつきましては、ここ数年来、職員の中に心の不調を訴える職員が出てきておりますので、全体研修の中でストレス解消に向けた研修を行っております。そのほか、管理職であります課長級の職員を対象に、部下職員の指導や心のケアに関する研修としてメンタルヘルスのラインケアというものに数人を人選して受講をさせております。

また、労働安全衛生法の一部改正によりまして、平成27年12月から、事業者は常時使用する労働者に対して心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックを義務づけられておりますので、平成28年度から毎年1回実施をしております。

そのほかの取り組みといたしましては、ワークライフバランスの推進ということで、職員の時間外での勤務時間の縮減を図るために、毎週水曜日に全員退庁するようにノー残業デーの設定や毎月の時間外勤務時間の設定、それと年次有給休暇の取得の推進などの取り組みも行っているところでございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 担当課長からも説明がありましたように、これまでもさまざまな取り組みをされてきておるということでございましたけれども、先ほどの資料の中でも言いましたが、震災の後に非常に退職される方が多いと思いますので、震災を契機とした新たな取り組み等がもしありましたら、それについてお聞かせ願いたいと思います。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 震災後の対応ということでありますけれども、先ほど説明

いたしました管理職の課長級へのメンタルヘルス研修を課長全員に受講してもらっております。それと、若い職員に対しましても、数人を人選いたしまして、メンタルヘルスのセルフケアというものに受講させており、今後もこれについては継続をしていきたいというふうに思っております。

また、ストレスチェックを毎年実施しておりますけれども、その結果において、産業医や保健師が若干の懸念を示すような職員については個別に面談等を実施し、相談業務を行っております。

今後においては、町において衛生安全委員会を設置し、その中で産業医などと協議を行いながら職員のケアに努めていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) ありがとうございました。

熊本地震を振り返りますと、多くの職員が昼夜を問わず厳しい状況の中で懸命な対応を行ってきたと聞き及んでおります。このようなところにも休職や早期退職につながる要因があるのではないかと考える次第であります。本質問の終わりに当たり、熊本地震からの復旧、復興のため、町長とともに、その陣頭に立たれ、かつ職員の相談役としてご尽力をされてこられました副町長に、これからの職員の健康管理のあり方、また、人材育成を含めた考え方の総括としてお伺いいたしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 師富副町長。
- **○副町長(師富省三君)** 今年度、早期退職、また、心の病や不調を訴える職員が多いということ、それがですね、特に若い職員に多いという状況について鳴瀬議員を初め、議員各位にも大変ご心配をおかけして申しわけなく思っております。

また、このことがですね、役場の組織力を低下させること、そしてまた、ひいては町民 サービスへの影響というものをですね、大変危惧をしているところでもございます。

退職や病気休暇などに至る直接の要因につきましては、それぞれに異なっているという ふうに思っております。職場や仕事上でのことが主たる要因になっていることが多いとい うふうには考えておりますけれども、中には家庭の問題など私的な要因が絡んでいる場合 も見受けられますし、世代間での職業意識の違いというのもですね、感じるところもござ います。

そういう中で、ご質問の今後の職員の健康管理のあり方についてはですね、ただいま総 務課長から答弁があったとおりでございますけれども、通常の健康診断に加えまして、メ ンタルヘルスへの取り組みもですね、継続して取り組んでまいります。

また、人材育成を含めた考え方という点ではですね、熊本地震からのやっぱり業務量の増大というのがここに来て影響を与えているということも要因の一つというふうに想定されますので、今後、職員それぞれの業務量、所掌業務等の見直しも含めて、現在、検討を進めているところでもございます。

そのほか、管理職であります課長や係長と部下職員との日ごろのコミュニケーションの あり方というのが大事だというふうに考えております。先日、町長からもこういった状況 を大変危惧されて、参考にしていただきたいということで、「世代間ギャップを縮める上 司のコミュニケーション術」といったですね、これ、専門家の方が執筆された資料ですけ れども、それを各課長などにですね、配布をしていただいたところでございます。

今後は職員がモチベーションを高く保って仕事に取り組む状況をですね、確保するために、また、職員の質向上の観点からも効果的な研修のあり方、そして、職場環境や処遇面などで改善すべきことなどですね、検討を重ねて取り組んでまいります。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** ありがとうございました。

私も職員一人一人がその力を十二分に発揮できる環境の整備、あわせて甲佐町の将来を 担う人材育成を切に希望し、本質問を終わりとさせていただきます。

最後の質問でございます。

緑川を生かした振興策についてでございます。

熊本県移住・定住ポータルサイトの中で見つけました甲佐町の紹介でございます。「自然とともに暮らす!『花と緑と鮎の町』甲佐町」と題しまして、「甲佐町は、熊本県のほぼ中央に位置し、政令指定都市の熊本市と隣接しながらも四季折々の花が咲き誇り、緑の山々に囲まれ、本町を潤す清流緑川の恵みと共に暮らす自然豊かな町です。本町では『花と緑と鮎のまち』をキャッチフレーズに、自然環境を活かし、文化と交流が育む暮らしやすい安心・安全なまちづくりを進めています」と紹介されております。

この紹介文の中で、「本町を潤す清流緑川の恵みと共に暮らす」とありますことから、 町としても緑川を生かした振興策を考えておられるものと思いますが、実施、あるいは計 画されている事業や施策、イベント等がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。
- ○地域振興課長(北畑公孝君) 本町のキャッチフレーズであります「花と緑と鮎の町」 ということで、各種振興施策を実施しております。

ご質問の緑川を活かした事業等について、まず、イベントにつきましてご説明していき たいと思います。

平成27年度から安津橋下流にありますグラウンド・ゴルフ場周辺におきまして、スポーツを通した交流イベントといたしまして、緑川スポーツフェスタ、また緑川河川敷で花火大会を実施しております。今年68回を迎えますが、あゆまつり、また、イベントではございませんが、本町には鮎料理を楽しめるやな場がございます。これにつきましては各観光のPRに努めているところでございます。

また、鮎の町ということですので、緑川への稚鮎の放流を行っており、自然豊かな緑川 を中心に交流人口の増加に努め、地域振興を図っているところでございます。

また、現在、緑川の河川敷を活用し、国土交通省と連携いたしまして取り組んでおります、かわまちづくり事業の一環といたしまして、安津橋総合運動公園、現在のところ、仮称でございますけれども、その整備を行っております。

この運動公園につきましては、サッカー場、テニスコート、野球場、ソフトボール場等の整備を行い、現在ございますグラウンド・ゴルフ場と一体となり、多世代間、高齢者から若い方までの交流、また地域間交流の拠点として地域振興を図っていくことといたしております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** ただいま担当課長より緑川や鮎の町をPRする事業やイベント等について説明がございました。それらの事業については、今説明ありましたとおりですけれども、それらの事業や施策、施設利用による効果、この辺について数値的なものが、もしあるのであればお聞かせ願いたい。もしなければ、今後における効果のイメージでも結構ですのでお聞かせ願えればと思いますけれども。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 今、ご説明いたしましたイベントについて入込客数等の実績の数値がございますので、そちらのほうで答弁させていただきたいと思います。

まず平成30年、年度ではなく平成30年の実績で、まず緑川スポーツフェスタ、これにつきましては、平成30年につきましては3月に実施しております。今年も今週末に行いますけれども、平成30年3月で約4,000名の方のご来場、あゆまつりにつきましては、昨年の7月21日に開催しております。2万7,000人の方々の来場を得ているところでございます。先ほど説明いたしましたやな場の入込客数ですけれども、平成30年度の入込客数といたしまして約1万2,500名の方がやな場にご来場いただいているというところでございます。以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** ありがとうございました。

非常にいろんなイベントの中でとか施設を利用される方たちが多いことがわかりました。 このことについてはやっぱり私たちの町が緑川を活かした活動をされとるということのあ らわれかと思います。

それに関連した質問になると思いますけど、次に、緑川の水質についてお尋ねしたいと 思います。

水質の調査の資料の提出をいただいたところでございますけれども、本調査結果から導き出される水質の状況について、人体や人が日常生活する上において問題があるのかないのか、担当課よりの説明をお願いいたしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) お答えさせていただきます。

町では、年に1回ないし2回、緑川のやな上流と津志田河川公園の2カ所で4項目の水質検査を行っております。今回、平成21年9月から今年の2月までに行いました検査の結果を資料として提出させていただいておりますが、2カ所とも環境基本法に基づく公共水域の水質基準の類型Aの基準値をおおむね満たしているという状況でございます。ただ、

大腸菌群数の項目が基準値を超過している年が何年か見られるところでございます。

経年変化という観点からは、この10年間大きな変化はないという状況であると言えると 存じます。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 今、担当課課長の説明がありましたが、それは人体や日常生活には影響はないということで理解してよろしいでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** はい。環境基準よりもよい結果が出てますので、全く 影響ないと言えると思います。
- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** その結果なら、安堵してよろしいということでございます。

ただですね、しかしながら、思いますに、近年の緑川の水質状況を見ますに、特にダムの放流後においての緑川の浄化といいますか、濁りの終息についてでございますけれども、年々透明化するまでに時間がかかっているように感じております。

ダムのない近隣の河川であれば、3日から5日もあれば元の水質に近い透明度に近づくのに、ここ、緑川におきましては1週間から10日、それ以上もかかるようなときがあるように見受けられますけれども、このような状況は緑川とともに暮らす私たちの町にとっては決してプラスなことではないと考えます。

町におきましても、緑川漁協と連携され、毎年、稚鮎の放流をされてきておられます。 鮎の生育にとっても濁りの長期化は決してよいことではないと考えます。

提供いただきました資料を目通しましたけれども、調査項目の中にBOD(生物化学的酸素要求量)の調査結果がありますけれども、ここの説明書きを読みますと、「鮎やサケ科の魚類が生息するためにはBOD3ミリグラム以下」とあり、その基準値以下であり数値的には問題ないと思われますけれども、ダム放流後の緑川の状況を見る限りでは決して納得できるものではないと考えます。

このような観点から、調査する時期や回数と検討することができるのであれば検討を願いたいと思いますけど、現在までの調査が11月とおおむね2月というような調査結果が出てますので、鮎が生育する3月から9月から10月というのが一番、鮎にとっては生息期間でございますので、その中で出水してくる時期が多々多いと思いますので、その辺に調査をされるというようなことが、もしできるのかできないのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) ご指摘のとおり、濁りの少ない時期に水質調査を行ってまいってきているところでございます。濁りがひどいときに従来の4項目の検査を行うことが適当であるかどうか、適当でないのであれば、どのような検査、あるいは調査を行っていけばいいのか。このことについて検査機関や専門家の意見を聞きながら今後検討していきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 非常に微妙なところがあるのだろうと思いますけど、私たち住民として考えませば、やっぱり清流緑川というイメージがありますので、なるべく早く透明化するようなこと、そして、それが可能になるようなことで前向きに検討していただきたいと思います。

それと次にですね、今の件に関連することなんですけど、国や県との協議についてでございますけれども、緑川の水質向上、濁りの対策については、これまでにダム管理者である国や県との話し合いの場や、あるいは協議などが行われてきたのかを伺いたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** 町の環境衛生部門としましてお答えさせていただきます。

環境部門としましては、国土交通省、県、流域市町村などで組織します白川・緑川水質保全協議会におきまして、常時、水質に関する情報の交換を行うとともに、緊急事態が発生した場合に即応できますように連絡体制を構築いたしまして、水質汚濁対策に努めているところでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 水質向上についての協議はされてきているという回答でございました。この問題については、生活面はもとより、町の振興策にも大きく影響するものと考えますことから、水質改善に向けてのさらなる働きかけをお願いしたいと思いますが、このことにつきましては最後に町長にお伺いしたいと思います。お願いいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** それでは、私のほうからただいままでの質問の内容であります 緑川の水質向上対策等について答弁申し上げたいと思います。

この件については、私が町長に就任してしばらく経ってからの時期だったと思いますけれども、以前、区長会のほうからも要望がありました。その要望を受けた中で、緑川管理 事務所のほうに出向きまして、当時の水質の状況等について説明を受けた経緯があります。

当時の説明としては、資料等も提供された上でのご説明ではありましたけれども、水質上、先ほどの橋本課長のほうから申し上げたように、問題はないと。言うならば、以前よりも逆に水質的には向上しているというようなお話を伺ったところであります。

ところが、昨年の状況も見てみますと、非常に汚濁の、特に雨が降った後の汚濁が解消するまでの期間が長期化している現実があります。それで、緑川の直轄区間を管理する国、上流区間を管理する県、さらに、先ほど申し上げたような緑川ダム管理所、それと流入河川を管理する自治体、そういったところとの情報共有を図っているところでありますけれども、なかなかその明確な原因がわかりづらいようなところがあります。

ダムからの放流する水の水質浄化というか、透明度を上げるために、過去においてですよ、この議会の中でも歴代の議員の方々からのいろんな要望活動とか、もちろん町も執行部もやっておられたわけですけれども、選択取水設備の要望を出されておりました。そういう要望が実りまして、現在、選択取水の設備が設置されているわけでありますけれども、現状としては取水設備の中で透明度が高いところから放流するようなシステムで運営がなされているのは事実かというふうにも思っております。

ただ、先ほどから申し上げているように、なかなか濁りの期間がですね、解消するには 時間がかかっているような現実がありますので、広域的な取り組みの中で、この問題につ いてはやはり取り組むべき必要があるというふうに考えているところであります。

そういう中で、町といたしましては、まず公共用水域の水質浄化のため、町単独で取り組むことのできる合併浄化槽ですね、こちらの普及はもちろん推進をしながら、国、県、それから流域市町村、あるいは緑川漁協さん、そういった関係機関と連携を図りながら、清流緑川の再生に向けて頑張っていきたいというような思いを持っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** ありがとうございました。

本質問の終わりに当たり、思うことなんですけど、甲佐町のシンボルである緑川を胸を 張って清流と言えることが私たちの誇りであり、次の世代に残していくことこそ、私たち の使命であると考えるところでございます。町におかれましても、引き続き、ご努力され ていくということを今お聞きいたしましたので、これをもちまして、私の一般質問を全て 終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(宮川安明君) これで、4番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

11時から再開いたします。

休憩 午前10時51分 再開 午前11時00分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、田中孝義議員の質問を許します。

田中議員。

O3番(田中孝義君) 3番、田中孝義です。本日、一般質問をさせていただきます。

まずですね、市街地の内水氾濫について。大井出川、南谷川、湯田川の平成23年、29年ですか、700万円の、たしか予算がついた調査がなされていると思います。その調査結果についてお聞きしたいと思います。

〇議長(宮川安明君) 建設課長。

○建設課長(志戸岡 弘君) それでは、これまで内水調査をした調査内容について答 弁をいたします。

町では、これまでに平成23年と29年の2回の内水調査を行っております。平成23年度の調査では、大井出川を初めとします主要な支川、南谷川、湯田川、内田川などの横断測量も行い、平成19年7月洪水の雨をもとに解析モデルの検証を行い、対策案の検討を行っております。平成29年度の調査では、前回、23年度にした調査を生かし、28年6月の豪雨が過去最大の1時間雨量が150ミリを超え、6時間雨量が208ミリと、いずれも大きく、過去最高となっております。

今回の調査では、確率雨量の想定を6時間で161ミリと想定して浸水シミュレーションを行っております。

提出しております資料1についてご説明を申し上げたいと思います。

この航空写真の黄色い部分がシミュレーションを行ったときに50センチ浸水する想定区域となっております。緑色の部分が50センチから1メートルの浸水想定区域となっております。

調査内容については以上でございますけれども、結果についてですけれども、対策の検討に当たっては、通常行う河川整備を含め、河道掘削、遊水地・放水路の整備、また、排水ポンプの設置、それとネック箇所の解消などを検討し、それについてのコスト、また、メリット・デメリットの比較検討などを行っております。

具体的な対策といたしましては、河川ごとに対策案を考えております。

大井出川につきましては、河床掘削、河川断面を阻害しております橋梁の橋桁のかさ上 げの対策が効果的であると考えております。

湯田川につきましては、国道443号線の歩道改良に伴い、国道を横断しているボックス の改修と下流部の拡幅の計画をしております。

また、南谷川につきましては、市街地を流れる大井出川に流れ込む水量を減少させるための放水路整備が効果的な対策であると考えております。

また、内水を強制的に排出する対策といたしまして、緑川の吉野樋管、大町樋管にポンプの設置が有効的な対策であると考えております。

下流部の対策といたしましても、内田川、竜野川の下流にも排水ポンプの設置が効果的な対策と考えております。

今回の調査の具体的な対策としましては、資料を提出しております計画位置図、それと 対策一覧表には対策案の一覧を記載しております。

短期、中期、長期に分けたところで計画を行い、町で実施していくもの、あるいは国、 県に対して要望していくものを区別して計画案としております。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 田中議員。

○3番(田中孝義君) 今そういう調査とか対策のほうの検討をされておりますが、近 隣の住民の方はですね、やっぱり雨が降るたびに非常に心配だと。これは毎年毎年、特に これからの梅雨時期に向かっては毎年発生するというお声を聞きます。

まずですよ、一応、調査をして、ある程度対策も考えておられますが、これはいつの時期にするとか、そういうものは決まっておりますでしょうか。よかったらお聞かせください。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 今申し上げました対策案につきましては、いつするかという時期的には決まってはおりませんけれども、すぐできる対策といたしましては、河川水路の維持管理の中で堆積土砂の撤去を考えております。日ごろの維持管理を的確に行うということです。

それと、今年度には大井出川の鮎緑橋の上流に水位監視カメラを設置し、河川水を常時 監視でき、出水時には迅速な情報提供を行うことができることで、防災に対しての早目の 行動ができると考えております。また、水位計とカメラ設置につきましては、熊本県にお かれまして竜野川にも設置されることとなっております。

それと平成31年度の社会資本整備交付金の中で、道路についてですね、そういった越水対策としまして、冠水して道路に支障がある橋梁についてですね、改修あたりの要望を出しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** よくわかりました。ただですね、やっぱり、まず大井出川とかの土砂の撤去ですよ、堆積物の。これについてはですね、時期を待ってはおられないと思うんですよ。できれば本当に梅雨時前にですね、何とかできないもんだろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 梅雨時前にですね、できることはやっていきたいと考えております。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** なにしろ、今度つくられるスポーツ施設、安津橋の。あそこの 土地についても多少地盤が上がっているように思いますが。あれによって、また緑川の水 位も上がるということで今年は特に心配しております。

これについてはですね、まず堆積物は梅雨前にやっていただくということで、そのように思ってよろしいですか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 緑川についての土砂の撤去については国交省の管轄でございますので、時期的には何とも言えませんけれども、町が管理しております河川についてのですね、堆積土砂がひどいところにつきましては、梅雨前になるべく撤去をしていきたいと考えております。

国に対しても、今回、土砂の撤去あたりの要望はですね、しているところでございます。 以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 田中議員。
- ○3番(田中孝義君) 今、早期の対策をしていただくちゅうことで非常に安心いたしました。町長、今後もですね、最終的に水害のない甲佐町を目指してですね、今後の対策をしていっていただきたいと思いますが、今後どのようにお考えか、最後にお聞かせください。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ただいま越水対策等についてのご質問をいただいているところであります。

町の内水対策については、先ほどから建設課長も答弁したとおりでありますけれども、 2回ほど技術コンサルのほうにもお願いして、委託をしながら、その対策等について協議 をしてきたところであります。その中で問題点の洗い出しから具体的な対策案等も示され ております。あとは、これをどう実行していくかということになりますけれども、いつま でにどうこうというのがなかなかお答えづらいところがありますけれども、実施に当たっ ては非常に莫大な経費もかかるのはご存じのとおりかというふうにも思います。

それで、国、県、それから町独自でやる、その辺のすみ分けも当然やっていかなければなりませんし、引き続き、要望等の活動についてもですね、行っていく覚悟でおります。

平成30年度の国の第2次補正予算におきましては、防災・減災、国土強靱化のための3 か年緊急対策が示されております。

本町においても、これまでもいろんな内水対策等については研究をしてきたところでありますけれども、メニューの中で町が取り組める部分もあろうかと思いますので、この件については関係各課、いずれも要望ができるような体制づくりをしておいてくれということでの指示を出しているところでもあります。

ハードの整備ばかりでは短期間で全てをやるというのはなかなか難しい面もありますので、ハードの面での整備とあわせたところでのソフト面での防災対策、そういったところを兼ね合わせながらですね、今後の内水対策についてやっていきたいというふうに思っておりますし、また、関係各課、連携を図りながら今後も対応をさせていただきます。

〇議長(宮川安明君) 田中議員。

以上です。

〇3番(田中孝義君) ありがとうございました。

では、今回の土砂の撤去、毎年たまると思いますんで、これについてはですね、ちゃん とした設備ができるまで今後続けてやっていただきたいと思います。

これで、この質問を終わります。

では、次の質問に移ります。

役場職員のメンタルヘルスのことについてお聞きしたいと思います。

先ほど鳴瀬議員のほうからも質問がありましたので、一応、休職者、退職者の数等につ

いてはわかりましたので、職員のメンタルのほうがやられているという、病気になってるというのは、原因の究明というのはされましたか。それについてお聞きしたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) 休職者、退職者に対する原因の究明ということでございますけれども、まず、退職をした職員の退職理由につきましては転職者が5名おります。その職員が退職の意向を示しました時点で担当課長や人事担当者によります面談を行っておりますが、その理由の聴取や慰留をその席で行っております。その結果、本人が将来を見据えた自己実現という考えのもとから、どうしても転職をしたいというふうなことであります。

それと、病気からそのまま退職をした者も3名おりますけれども、その3名につきましても同じように面談を行いまして話をしておりますけれども、これも退職の意思が固かったということになります。

それと、休職者につきましては心身的な不調による休職に至っているということで、その都度都度面談を行いながら、その状況について把握をしているというようなところでございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 一応そういうふうに申し出があった方との面談をされたということですね。この退職者とか休職者のほかにもですよ、通院をされている方もいらっしゃると聞いておりますが、その辺の人数というのは把握できていますか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) 現在、休職をしている者で通院をしている者もおりますし、 私傷病ということで、病気で数日間休みたいと、通院をする上で休みたいというような者 もおります。その中で、現在、休職扱いで通院をしているという者が3名ほどおる状況で ございます。
- **〇議長(宮川安明君)** 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 休職者で3名だけど、今現在仕事されている中でも通院をされている方がいると思いますが、そちらのほうの数は把握できますか。
- **〇議長(宮川安明君)** 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 現在通院をしている者について全体的な数は手元に持っておりませんので答えられませんけれども、数名はいるというふうに考えております。休職をした時点で、それが復職になったと。それと、私傷病での休暇がとれた後も通院をしているというような者も数名おりますので、そこについてはここに把握をした数字を持ってきておりません。
- **〇議長(宮川安明君)** 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** わかりました。通院されていることはまだ完治されていないちゅうことで、また、今後、休暇、退職につながる可能性もあると思います。

誰とは申しませんが、職員さんたちのお話を聞いた中でですね、なかなかちょっと上の

人に言えないんだと、上司等に。そういうお言葉も聞きますんで、これは私からの提案ですが、無記名でですね、年齢とか男女とかの性別もなく、誰が書いたのがわからないけど、そういう形でのアンケート調査とかはされたことはないと思います。そういうのをされてですね、できたら、ちょっとこういうとの原因をね、プライベートのことなのか、仕事面のことなのか、仕事面のことであればですね、そういうところのことをですね、詳しくちょっとアンケートをとっていただいて、改善できるところは改善していただいてですね、職員の働きやすい役場にしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) 無記名によるアンケート調査の実施ということでのご提案でございますが、現在行っておることで、先ほどの鳴瀬議員の質問の中でも答弁いたしましたけれども、メンタルヘルスチェックというのが28年から毎年実施をしております。その中で個人ごとの心の状況がその調査結果の中にも出てきております。それをもって、私たちはその内容については把握することができませんけれども、委託をしております産業医の方、それと保健師の方がその内容を見てですね、この方についてはちょっとどうかなというような懸念を示されている部分については、そういう産業医の方、医師の方、それと保健師の方で直接面談をされて、そういう治療が必要なのかとか相談に乗るとか、そういったことは実施をされております。

そういうメンタルヘルスの調査もやっておりますので、今議員ご提案がありました全体的な無記名でのアンケート調査については今後検討して実施をするのか考えたいというふうに考えております。

- 〇議長(宮川安明君) 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** わかりました。また今後もですね、このことについてはまた、 ほかの議員も質問されますんで、本日の質問はこれにて終わりたいと思います。ありがと うございました。
- **〇議長(宮川安明君)** これで、3番、田中孝義議員の質問は終わりました。 しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時19分 再開 午前11時20分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、森田精子議員の質問を許します。

5番、森田議員。

- **〇5番(森田精子君)** おはようございます。初めての議会の質問ですが、ちょっと緊張しております。よろしくお願いします。 5番、森田でございます。
 - 一般質問通告書に従い、質問をしたいと思います。

(仮称) 乙女橋御船線の道路新設計画についてお尋ねをします。

本路線については、甲佐町町内外からインターチェンジを結ぶ路線として数十年前から 議会でも取り上げられた案件と記憶しております。また、災害発生時には、避難のための 命の道としての機能も有することから、私も行政に身を置いていた時代から、その事業推 進に大いに期待をしたところでありました。

ところが、今回、選挙期間中に、ある政党の広報紙に本路線の計画について取り上げられていて、私自身、記事との整合性に疑問点もありますので、お尋ねをしたいと思います。まずは、(仮称)乙女橋御船線の線形は決まっているのか。また、道路整備計画はいつ登載されたのかお尋ねいたします。よろしくお願いします。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、(仮称)乙女橋御船線の線形についてご答弁申し上げます。

(仮称) 乙女橋御船線のルートの決定につきましては、乙女橋からの町道松ヶ崎妙見谷線のバイパスの交差点を起点としまして、御船町の町道に接続する計画となっております。 線形につきましては、地図上で示しているルート案であり、まだ基本調査や測量も行っておりませんので、机上の中でのルートとなります。

また、途中の土地の地形からして、御船原台地まではかなりの土地の高低差があるため、 縦断勾配を考えた線形になってくると思われます。

今回、起点となるバイパスの工事交差点がですね、現在の位置に決まった経緯につきましては、当初、路線を決める際には、まず地元の同意がとれて用地の取得が可能かどうか。それと、道路の構造的にも接続する交差点は角度は90度、河川を横断する橋梁についても90度が望ましく、関係機関との協議をして、また用地交渉の結果、現在の交差点の位置になっております。

それと、いつ道路整備計画に登載されたかにつきましては、平成27年度の道路整備5カ 年計画において登載をされました。

(仮称)乙女橋御船線は、町道松ヶ崎妙見谷線の延伸路線としても考えられており、登載に当たっては透明性を図るため、事業評価表で、必要性、また整備効果、地元の協力体制や事業制度などを評価して、道路整備計画策定委員会で審議をして、骨格道路として登載をしております。

広域的な道路網を形成する上で不可欠な幹線道路、今後、土地開発等を考慮し、将来を 見据えた計画的な道路であるということで、道路5カ年計画に登載をされております。 以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 森田議員。
- **○5番(森田精子君)** 平成27年度に道路整備計画に登載されたということではありますが、私がいたころ、乙女橋からまっすぐ直線で松ヶ崎妙見谷線のほうに線形は予定されていたかとは思いますけれども、そのときの用地買収が困難であるということで、また、ルートについては机上案ということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) (仮称) 乙女橋御船線についての途中のルート案は、机上での、地図上での計画でございます。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 森田議員。
- ○5番(森田精子君) わかりました。

では次に、広報紙の記事では御船町に建設する部分まで甲佐町の負担で町道を建設しようとしているといったような内容になっていて、事実これをごらんになられた町民の方々が、今回の選挙中に疑問を持たれた方々がかなりおられました。この件については、道路整備5カ年計画策定に当たっては、登載した路線の内容などについて議会でも説明され、今日に至っていると理解しているところですが、改めて本路線の計画策定に至った経緯と今後の町のお考えをお聞きいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** それでは、ただいまの質問について私のほうからお答えをさせていただきます。

この件についてはですね、これまでも複数の議員の方々からご質問をいただいておりますし、たしか前回は福田議員のほうからご質問をいただいたかなというふうに思っております。

そのときも答弁を申し上げましたけれども、また、先ほど議員の質問の中でも言われて おりましたとおり、この路線については、過去の議会においても随分前からですね、乙女 橋から御船につながる道路の整備の計画についてのお話があっておりました。

そのとき言われていたのが、思い出しますと、県道の起終点の見直しの中で整備が図れないかという質問もあっていたように思いますけれども、ただ、この県道の見直しについては非常に条件的にも厳しいようなことがありまして、なかなか実現には至らないような環境があったように思っております。

当時は火葬場も、今はもう廃止になってますけれども、御船町と一緒になって組合の中で運営をしておりましたし、甲佐町といたしましても、本路線を整備することで多くの効果が期待できる道路でありまして、ただ、この整備については若干御船町とのほうとは考え方に温度差があったようにも思っております。

計画区間については、御船町となりますけれども、実は同じ御船町地内に甲佐町の町道を走らせている実例もあります。例えば松ヶ崎妙見谷線についても、町との境界線はおそらく中洲川だと思いますので、現在の町道についてはおそらく一部御船地内を通っているようなこともあります。

そういうこともありますし、それと町道の辺場山大道線、こちらのほうの終点に接続することも考えられましたので、甲佐町の道路整備計画に登載した上で甲佐町が積極的に取り組んでいかないとなかなか進まない事業だろうというふうに我々は判断しておりました。そういう思いからですね、整備計画の中には登載させていただいたわけであります。

それと、今後の町の考え方といたしましては、熊本地震を経て、この路線が非常に重要

な役割を果たすことも考えられております。

事実、御船町におかれましては、この震災、この路線の整備について、御船町の震災復 興計画の中にも登載されたというようなお話も聞いておりますし、非公式には町長ともで すね、この路線のことについてもお話をさせていただいているようなこともあります。

御船町とのいろんな協議の中で進めていくという気持ちには変わりありませんけれども、 既に今申し上げたような状況になっておりますんで、当然そうなりますと、事業主体は御 船町のほうでされることになりますので、甲佐町といたしましては、前回の議会でもお答 えしておりますとおり、用地買収等も含めたところでの側面的な協力を積極的にやってい きたいというような考えでおります。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 森田議員。
- **〇5番(森田精子君)** ありがとうございます。

ただいま町長のほうからご説明がありましたが、御船町の復興計画に登載されているということと、それと町の財源をつぎ込んだ整備は今のところないと。側面的に協力は御船町としていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 先ほどお答えしたとおり、この路線の重要性については十分私は考えております。

ただ、御船町のほうでそういう計画をなされておりますので、そこに甲佐町が入って甲佐町が事業主体になるということはいささか問題があると思いますので、そういう状況が変わった中において、今、甲佐町ができることは、そういう側面的な支援をやりながら、この路線の整備を実現するということだと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 森田議員。
- O5番(森田精子君) ありがとうございます。

次にですね、この広報紙によると、町長の親族が所有している土地があり、町長の親族 による将来の開発を見越しての道路新設ではないのか、何のために、誰のためにといった 疑念を持たれる文面になっていたように思います。

町長の名誉に関する内容であり、質問をするにも迷うところではございますけれども、 この際、この点について、はっきりと町長の声を町民の方に届けるべきだと思います。そ うした事実の有無について答弁をお願いいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 森田議員ご指摘のとおり、ある政党の広報紙が出されて、私もある人からその記事をいただいて目を通したところでありますけれども、私自身に対して、あるいは私の家族に対して、そういう目で見られていたことを非常に私は残念に思います。

本路線が計画されている中には、確かに私の家族共有名義等もあります。ただ、これは 計画以前から所有をしておった土地でありますし、また、ルートの決定に至っては、先ほ ど課長のほうからるる説明があったとおりでありまして、今回の計画に対して何ら誤解を 持たれるようなことは一切ないと考えます。

また、現場を見ておられるかどうかわかりませんけれども、現地については、現在、柿の栽培をしております。その土地については、平坦になっておりますけれども、町道とのですね、高低差を見ていただくとわかりますけれども、5メーターほどの高低差があります。当然、これは工事でその線形を入れるとすれば、地形からしてオープンカットでの工事しかできません。ですから、両方のカットするようなことで道路を入れるようなことになろうかと思います。

そうなりますとですね、今、一団の土地として利用している、その土地を分断することになります。また、高低差が5メーターほどありますので、それぞれに進入路をつくんなくちゃならないということにもなります。それと、そうなった場合にはそれぞれに敷地に進入路がつくらないかんということもありますし、残った土地の有効活用については、土地の利用価値については半減すると私は思います。

また、そういう記事の中で書いてあったのが、開発を考えるんであれば、当然ですね、これは道路の基準高にあわせたところで地盤を下げなくちゃならんと思うんですけれども、実はその地盤については岩盤です。ですから、それを平均で5メーターのところを2メーター50下げたとしても、これは相当なですね、工事の金額になるし、とてもこれは。仮にそこを用地買収で協力しても、それを埋めあわせるだけのですね、金額は出てこないと私は思います。おそらく、土地の所有者にもよるかと思いますけれども、通常はですね、そういうふうにわざわざ道路を入れて有効活用するならば、盤まで下げて自分のお金を出して、用地代以上なお金を出して、果たしてそこまで開発する人がいるのだろうかと私は思うわけなんですよね。ですから、通常は今の土地を、当然、進入路もありますので、有効的に一塊の土地として利用したほうが何倍も、これは本人にとってのメリットだろうと思います。それをあえて道路を入れることでですよ、そういうふうな目で見られているとは私は本当に心外という気持ちでいっぱいです。

この件については、私の思いも今言わせてもらいましたけれども、ただ、私の家族も含めまして、この事業を推進する場合にはですね、あくまでも協力者として土地の買収には応じる、そういったスタンスだということをはっきりここで明言しておきたいと思います。今申し上げたことが町民の皆様方に伝わるかどうかはわかりませんけれども、私の思いを正直に述べさせていただきました。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 森田議員。

○5番(森田精子君) 奥名町長のこの道路に対する思いというのがつくづく感じられましたけれども、広報紙に登載されていたように、町長の親族による将来の開発を見込んでの道路新設計画ではないと、疑念を持たれるようなことはないということでご答弁をいただきましたので、御船町と密に協議しながら、今後、十分検討していただいて進めていただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、すみません、次の質問に行きたいと思います。 次に、震度計の観測点所在についてお尋ねをいたします。

ここ近年、風水害や地震など人命を脅かす大きな災害が全国で相次いで発生しております。平成28年4月には甲佐町も熊本地震に見舞われ、また、大雨による災害が発生し、住民の生命と財産が脅かされ、やがて3年を迎えますが、現在も仮設住宅での生活をやむなくされている方や不自由な環境で暮らされている方、また、生活再建のめどがつかないまま不安な生活を送られている方などの被災者がまだまだおられます。

当時の地震は、特に乙女、白旗地区が市街地とでは大幅に温度差があり、宅地の倒壊も数多く発生し、道路網も寸断され、一部では生活圏の全てが破壊されておりました。そのときの甲佐町の震度は5強だったと思いますが、実際、乙女、白旗地区ではもっとあったように思います。

先日の新聞には、御船町のある施設長が、発生当初は御船町の報道が少なく、支援物資が届かなかったため、駐車場に白のスプレーで、「米・水・保存食 HELP」と書いたと記載されておりました。

そこで、適切な震度観測を行い、また、復興支援の拡充につなぎ、防災意識を向上させるためにも、震度計の設置場所について検討する必要があるかと思います。

まず、震度観測点設置場所は、三次元空間のセンサーを備え、それを直行する南北東西 上下の各方向にそろえて設置することが、動きを把握できるように設置するのが一般的と 言われておりますが、甲佐町の場合はどういった形で整備されているのかをお聞きいたし ます。

- ○議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **〇くらし安全推進室長(佐々木善平君)** それでは、私のほうからお答えいたします。

地震計につきましては、震度計を計測するセンサー及びそれらを記録する計測システム、これにより構成をされております。気象庁及び県などが設置している震度計につきましては、これは基本構造は同一でございまして、一応、専門的になりますので、気象庁及び県の担当にですね、確認をしてございます。

一般的には議員が言われた形で設置をされております。甲佐町の震度計も県が設置しているものでありまして、基本構造は気象庁が設置しているものと同一でございます。また、気象庁が発表する震度につきましては、これら気象庁、あるいは県、それと防災科学技術研究所等が全国各地に設置した震度観測点で観測した震度、これを集積して発表をしております。震度につきましては、地震の波形に非常に複雑な処理をして数値化をし、その数値がどれくらいの値になったかを決定して報道しているということでございます。

各自治体の震度計につきましては、ほぼ全国、市役所や町役場に設置をしてあります。 甲佐町でも、地震計を観測するセンサー、これにつきましては役場庁舎北側の中庭、また、 記録する計測システムにつきましては役場総務課の執務室に設置をしてございます。それ で震度を計測して気象庁に送信をしているということでございます。

したがいまして、「○○町で震度4」となっておりましたならば、○○町の計測地点、

役場等に設置してある震度計の震度が4ということでございます。もしお住まいの地域が 震度計の設置場所よりも地盤が軟弱等の理由等があれば、その分揺れが大きくなることが ありますので、その地域によりましては実際の揺れと気象庁の発表する震度が合っていな いということは全国各地で言えることでございます。

熊本地震では、甲佐町役場の震度計は、議員おっしゃるとおり、最大震度が5強として報告をされておりますけれども、ご指摘の乙女地区、あるいは白旗地区にありましては、被害の程度を見ますと、それ以上にあったのではないかと推測されるところでございます。 気象庁では、このような場合、アンケート調査等で得られた震度を公表しております。 その際は「震度〇〇相当」という表現をして、震度計の観測から得られる震度と区別をしております。

気象庁におきましても、気象庁震度階級関連解説表によりまして、地震動につきまして は地盤や地形に大きく影響をされます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であ り、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがありますと説明をしておりま す。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 森田議員。
- **○5番(森田精子君)** 今、室長のご説明では、震度が違う場所がよその市町村もあるということですけれども、甲佐の場合は日奈久断層というのがあります。日奈久断層に近い乙女校区、白旗校区というのは、また、体感的にも、実際にその市街地とは随分違うような体感があります。その体感が、自分としてはその震度がどのくらいなんだろうというのは予測できない部分もあると思います。

そこでですね、移設ができるか、またはもう1カ所新設ができるかどうかをお尋ねいた します。

- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **〇くらし安全推進室長(佐々木善平君)** お答えいたします。

震度計の新設、移設は可能でございます。しかしながら、震度計本体及び計測システムを同時に移設しなければなりません。町に費用負担が生じるわけでございます。また、県が管理する震度計につきましては、基本的に町に一つとしてございます。新設する場合、町で費用負担をし、維持管理をすることになります。

先ほどから申し上げておりますとおり、揺れの大きさにつきましては、地震の震源地の 場所、土壌、地形によって大きく変わります。確かに日奈久断層というのもございますけ れども、特に町の南側には緑川断層帯というのが分布してございます。

今後、町内でも大きな地震が発生することも十分予想されますので、今のところ、現在の震度計の設置場所の移設及び新設は考えておりません。どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

また、これに際しまして、住民の皆様にありましては、日ごろから地震への備えをしておくことが大変重要でありますし、地震などの被害を最小限に抑えるには、自助、共助、

そして公助がそれぞれ役割を果たしていくことが大変重要であると考えます。

このようなことから、皆様方自身が自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという考えを持ちまして、地震に備えることが必要でございます。

町としましても、熊本地震の経験から防災計画の見直しや職員研修を行っております。 地震発生時は、甲佐町周辺の震度も確認し、消防の方や自主防災組織等の協力を得ながら 被害情報等の収集を行っております。また、一昨年、町内5カ所にWi-Fiを設置して おりまして、さらに住民の皆様への新しい情報発信の手段も検討中でございます。

今後とも、ハード面での対応ができない場合には、ソフト面での対応を充実させて、被 災地への応急対応が遅れることのないように万全を期してまいりたいというふうに考えて おります。

- 〇議長(宮川安明君) 森田議員。
- ○5番(森田精子君) ただいまのご説明で、移設のほうは難しい、それと費用がかなりかかる、それと維持管理がまた出てくるというような財政的な面もかなり出ましたけれども、最近でも震度1、2ぐらいが出ているときに、自分でも感じるときがあるんですが、今のは1じゃないねというような形で思っている場合があります。そのような住民の不安をですね、少しでも取り除くためにもですね、より近い震度計というのを設置していただくのが一番安心感があるし、また、避難も早くできるのではないかというふうに思います。再度検討していただいて、断層の近い部分になるべく設置していただくようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(宮川安明君) これで、5番、森田精子議員の質問は終わりました。
- **O12番(本田 新君)** 議長、休憩。
- **〇議長(宮川安明君)** しばらく休憩します。

休憩 午前11時49分 再開 午前11時50分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

食事のために、しばらく休憩をします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時50分 再開 午後1時00分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野議員。

〇6番(佐野安春君) 一般質問通告書に従いまして、質問を行ってまいります。 その前に、今日、新しく渡されました議員必携について一言触れさせていただきます。 この議員必携は、私も議員活動の経験が長くないこともあり、議員活動の教科書本と言うべきものと考えて、たびたびですね、これを読ませていただいております。その中で、この必携がなければ議員活動もできないと思えるぐらいの教科書的存在であります。町の重要な政策の決定と行財政運営の批判と監視の二つの重大な役割を果たすべき町議会議員の心構えとしての1文がございます。それを議員のあるべき姿として読み返しております。ごく一部でありますが、紹介させていただきます。

「議員は、住民の代表者である。それは、住民が考えていること、思い願っていること の全てを代表するということである。議員は、常に住民の中に飛び込んで住民の声や心や 知恵をつかみ、それを議員の声、心、そして知恵として力強く代表する心構えが必要であ る」。

じゃあ早速、質問項目のほうに入っていきたいというふうに思います。

昨年3月、定例議会の私の芝原団地液状化対策についての一般質問において、次のように質問をしております。「熊本地震で被災し、大規模な液状化被害に遭っている熊本市南部地区においては、液状化対策をするために地域内の公園において実証実験を行い、その結果を見て対策工事をすると報道されております。熊本市としては、液状化対策については慎重な対応をされていると感じます。地下水位低下工法で地盤沈下が起こらないかとの住民の心配の声もありますが、どうでしょうか」。

それに対して、志戸岡建設課長の答弁の中で、「芝原地区については、地質の調査、地下水の観測の結果、実証実験を行って確認する懸案事項がないために実証実験は行っていません。地下水位低下工法で問題がないかということですが、学識経験者の意見も得て、大丈夫だということを確認している」とありました。

国交省の市街地液状化対策推進ガイダンスによると、液状化対策事業計画の策定に当たっては、液状化による被害実態などの把握、液状化の発生メカニズムの確認・解析等の各社会基盤施設等に共通する技術的事項について液状化対策検討委員会を設置し、意見を聞くことが重要とありますが、甲佐町において、この検討委員会は設置されていないと思いますが、どのような理由で設置されなかったのでしょうか。答弁をお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、芝原地区において検討委員会をなぜ設置しなかったかということについてお答えいたします。

芝原地区の液状化につきましては、震災後すぐに国土交通省都市局や専門の方々が現地に入られ、被害状況の即報などいろんな助言をいただきました。事業への取り組みについては国・県に相談をしながら進めてきたところでございます。

芝原地区の液状化対策事業の基本調査・実施設計については、市街地液状化対策推進ガイダンスにも携わった業者の方であり、液状化事業に関する実績がある業者であります。 そういった業者でありますので、そのコンサルの検討した結果につきましても、学識経験者の意見も伺い、委員会設置を含めて最終的に判断をいたしました。

設置しなかった具体的な理由としましては、液状化対策の中で住民に負担が少ない工法

である水位低下工法が芝原地区には有効ということが結果として出ていること、また、地質の調査等から得られた情報と、あわせて宅地への影響が少ないこと、これらで早急に災害復旧工事をすることによって芝原地区の液状化対策に早急に取り組むことができるため、委員会設置をしておりません。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 設置をされなかった理由ということで幾つか述べていただきましたが、液状化対策事業はですね、液状化現象に対応する専門家の意見や見解が必要と考えられるために、国交省が、専門家を含む検討委員会の設置が重要というふうに述べております。全国において、液状化被害及び対策事業が検討された甲佐町を除く全ての7自治体において検討委員会が設置されたものと考えられます。

また、この検討委員会は住民に公開されております。また、自治体のホームページ上で 検討委員会の詳しい会議内容が公開されております。

そこで、甲佐町だけ、専門的業者の意見、または学識経験者の意見を聞かれたとしても、 私は対策事業を町だけで行っていくということについては不安を感じるところがあります。 熊本市においては、平成29年6月27日に第1回の検討委員会が開催され、第7回の検討 委員会が平成30年12月27日に開催されております。この検討委員会は市民の傍聴もできる ことになって開かれた会議となっております。

また、今日のニュースでは熊本市南部の液状化対策工事が一部変更になるというようなこともニュースとして出ております。やはり液状化については専門的な知識、また、意見を持つ学識経験者が複数、私は必要だというふうに考えております。

そこで、もう一度お尋ねいたします。いわば、意見を聞いたとしても、それを実行する 町職員だけで、この液状化対策事業を進めていくのに、不安とか戸惑いとかはなかったの でしょうか。答弁をお願いします。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 専門官がいなくて不安はなかったかということですけれども、先ほども答弁しましたとおり、設計については他の被災地でも液状化対策に実績のある株式会社千代田コンサルタントで設計・検討を行い、工法決定、それとモニタリング調査についても学識経験者の意見を伺い、判断を行っているところでございます。それとまた、国・県などの指導も受けながら取り組んでおりますので、専門職がいないということでの不安はございませんでした。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- O6番(佐野安春君) 質問を進めてまいります。

志戸岡課長の答弁の中で、学識経験者の意見も得て大丈夫だということを認識している というお話がありましたが、この学識経験者のお名前と肩書と、その意見は何だったのか、 お答えいただいてよろしいでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 学識経験者が誰かということにつきましては、地盤工学が専門の大学の教授の方でございます。氏名につきましては、請求されました資料にて記載をしておりますので、この場では控えさせていただきたいと思います。

それと、意見の内容につきましては、2回の協議、意見聴取が行われ、地質の調査の結果の確認、工法の検討についての確認がなされております。

また、懸念される地下水位低下後の不等沈下の可能性、周辺地下水への影響の説明を求められ、観測データをもとに説明を行い、問題がないことを確認しております。それと、 工法についても了解をされているという内容でございます。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** どういうふうな意見であったかということでお話をいただきましたが、この学識経験者の方はですよ、公の方だというふうに思いますし、各自治体の検討委員会の中では、どなたがこの検討委員会に入っているか、専門の分野、また、そのお名前というのは公になっているというふうに思いますが、それは別に何かお話ができないというところがあるんでしょうか、お名前について。お尋ねいたします。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** その学識経験者の方にですね、この議会の資料にて、そういった氏名、内容を公表することは了解を得ておりますが、この場で氏名を出しての発言についての承諾は得られておりませんので、名前を出して公表することを控えさせていただきたいということでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 私はですね、そのお名前はですね、伏せる必要はないんじゃないかというふうに思います。そういう専門の知識を持たれて、こういったことでの意見を述べられる方ですので。ここでやりとりをしても仕方ないんですけど、いずれかの形でですね、是非その方のお名前もですね、公表いただけるようにですね、確認をとっていただければというふうに思います。

質問を続けていきます。

学識経験者の意見は1人だったのでしょうか。今説明された内容や町からの参加者など、 記録は残してありますでしょうか。

他の液状化対策を行っている自治体では、6名から8名の複数の学識経験者から成る検 討委員会を立ち上げ、地盤や地下水や建物構造など専門分野からの意見を出し合い、液状 化の現状や対策工法などを検討しております。

複数の意見を聞かなくても十分だったのか、また、建設課長はこの2回の打ち合わせに 出席されていますか。

以上のことでご答弁いただきたいと思います。わかりますか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 芝原地区の液状化対策につきましては、設計業務につきましては、先ほど述べました株式会社千代田コンサルタントに業務を委託しております。 その委託業務の中で学識経験者の意見を問うということになっておりますので、その意見 聴取をした場に私は出席はしておりませんということです。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 説明内容の記録はですね、あるかということで今言いましたので、そのことをまずお願いしたいということと、課長は出席をされてないということですが、じゃあ、どなたがですね、今お話になった内容について確認をされているのかということをちょっとお尋ねいたします。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 失礼しました。説明記録については提出をしてございます。確認につきましては、その提出資料をもとに確認を行い、業務委託をした業者からの確認も得て、学識経験者本人からも確認を得ております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 資料として提出いただいたものについては記録をもとにして要約されたものであったかというふうに思ったんですけど、もともとある記録というのは別にあるんでしょうか。お願いします。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、ございます。 以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** じゃあ、その記録については請求すれば見せていただくということはできますでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい。開示請求をしていただければ公開することはできると思っております。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 質問を進めさせていただきます。

液状化対策事業は、工法を決定する段階でということで終了はしません。これから先も、まだ工事は、まだこれから、えーっと、報道によれば10月ぐらいに終わるというふうなことで報道されていましたが、その後も検証しなければならないことがですね、今説明された中にもありましたが、たくさんあります。そういったことで、これから先もですね、この液状化対策自体はまだ長く続くことになると思いますが、今の時点でも、検討委員会を

立ち上げて、これからの事業について複数の学識経験者など専門家からの意見も聞かれて 事業を進められたらどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** これから委員会を立ち上げたらどうかということですけれども、工事完了後のですね、モニタリング調査についても、そういった学識経験者の方の意見を伺っておりますので、検討委員会を立ち上げる必要はないと思いますし、もし、そういった相談をするような事柄が起きた場合には相談することとしております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 国交省のですね、液状化対策推進ガイダンスで、いわゆる工法の選択とかいうことも重要というようなことは、やはり液状化対策というのが専門的な知識を持つ人が一人ではなく、やっぱり複数の人から意見を聞いて、正確な工法の選択とか推進の状況もですね、やっぱりそこそこによってケースバイケースというようなところがあると思うんですよね。そういったところで、単に専門的業者だからと、それに関係する学識経験者のお一人から意見を聞くだけではですね、私はですね、不安が残ることになるというふうに思います。

そういうことで、液状化対策工事がですね、終了してもですね、やはり地下水位低下工 法によって地下水が想定どおり低下できているのか。また、それに伴う地盤沈下による家 屋への影響が生じていないか。今、課長からもお話がありましたように、一定期間モニタ リング調査をしてですね、事業実施による効果について確認する必要があります。

また、この検証に当たってはですね、液状化のメカニズムやその対策工法について検討してきた学識経験者などから成る検討委員会で検討することが重要であると、ここでもガイダンスは述べております。液状化対策は工事をすればそれで終わりですとはならないというふうに思います。その後も、今言いましたように、モニタリング調査とかありますし、また、この検証結果については、住民の皆さんにわかりやすく説明しなければならないと思います。

そうした場合に、何度も言いますが、専門知識のある複数の学識経験者の検証や意見が 必要とされると私は思いますが、課長、その単独のお一人の方の意見だけで決定して大丈 夫なんでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 一人の方の意見で大丈夫かということですけれども、液状化対策防止の事業の工法といたしましては、地下水位低下工法と、もう一つ、格子状地中壁工法という二つの工法がありますけれども、二つ目の格子状地中壁工法は、民地の宅地をですね、遮断して行う工法でございますので、なかなかご理解が得られない部分がありますので、工法的には地下水位低下工法がどの地域でも採用をされているということと、芝原地区におきましては、地下水の調査を実施して、2.5メーターから3メーター付近から抽水という地下水を抜くことによって液状化の防止を行うことができるという検証結果

が出ておりますので、その意見で十分だと思いますし、業務委託をしております業者についても、専門的な知識を得た方々がいらっしゃいますので、工法についても、モニタリング調査の検討についても十分だという認識をしております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 昨年の12月定例議会におきまして、私の一般質問に対する答弁の中で、町長は、「液状化対策工事後の維持管理における経費負担については住民の負担を求めない」と答えられております。液状化対策事業完了後の施設管理は、長期にわたり必要かと考えられますが、施設管理の期間や経費など、どのように捉えておられますでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ただいまの質問に答える前に、前段で今まで課長のほうにもお尋ねがあっておりますので、少し私のほうから答弁した上で、ただいまのことについてのお答えを申し上げたいと思います。

振り返ってみますと、震災後、とにかく、いかにして早くこの液状化の対策を行うかということは、町にとっても非常にこれは大事な使命だったと私は理解しております。そういう中で、先ほどから課長が説明しておりますけれども、工法決定のプロセスについては決して誤りはなかったと私は思っております。

工法も、先ほどから言いますとおり、2種類の工法があります。地中壁工法と、それから今現在行っております地下水位低下工法で、地中壁工法については、非常にこれはリスクが大きい部分もあります。どういうことかというと、先ほどから説明しているように、民地の側と公共用地の中の中心をですね、遮断するような工法でありますので、非常に工期も長く、また、着手するにもさまざまな制限がかかってくるというふうに判断をしております。

それと、熊本市の場合は、そのプロセス決定においていろいろ判断をなされたということでありますけれども、川尻地区のほうでしょうか、対象地は。よく私もその辺は存じ上げておりませんけれども、ご承知のとおり、川尻においては地下水が非常に本町と比べた場合に、地下水位が高うございます。したがって、その辺から、工法を決定するに当たっても、いろんな角度からこれを検討していかないと。最終的に結論を出した工法が合っているのかどうなのか。やはり、これは検討の余地があるんではないか。私はそういうふうな見解を持っているところであります。

当芝原地区の土質については圧密沈下が非常に少ないような土壌ということも、先ほどから建設課長が答弁しておりますので、そういった土壌の現状についても我々は十分判断しながら最終決定をさせていただいたということであります。

したがいまして、工法決定に至るまでについては、そういう検討委員会についてはですね、そこまでの委員会設置をしなくても、コンサルに委託した、そういう検討結果の内容で十分工事の対応等についてはできると、そういう判断のもとでの結論であります。です

から、あとは1日も早くですね、この工事を完了することが大事だと思っております。

それと、維持管理の件ですけれども、この件については、これまでも議会の中で答弁しておりますとおり、おそらく維持管理として電気代等の負担もかかってくるかと思いますけれども、この件については、従来からお話ししておりますとおり、住民の皆さん方からの負担は取らないということで考えているところです。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 私もですね、何回も繰り返し検討委員会の必要性について質問したんですけれども、やはりですね、町長もお話しされたと思いますが、住民の皆さんのですね、不安解消ということは大変大事な問題だというふうに思います。そういう関係からですね、検討委員会についても、私も何度も質問したところであります。

次の質問を行いますが、液状化対策工事後の団地住民に対する補償の内容について、説明をいただいてよろしいでしょうか。わかりますか。液状化対策の工事をして、地下水が低下しますよね。それによって地盤が沈下することもあるというようなことでいろんな資料で明らかにされておりますが、そういった場合には何か補償とかあるんでしょうか。お願いします。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、補償についてお答えいたします。

芝原地区につきましては、液状化対策工事に入る前に、地盤の調査とか宅地の損失の事前調査をしております。液状化対策工事により建物等にですね、被害が生じた場合には、まずは工事との因果関係を調べる必要がございます。公共工事による地盤変動や建物に損害が生じた場合には、工事の日から1年を経過する日までに請求があった場合に限り補償をすることとしております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 2月18日に芝原団地液状化対策工事を再開する方針を住民説明会で明らかにされて、工事は再開されているというふうに思いますが、その中で、芝原団地地中の水質検査の結果についても住民の皆さんに説明をされていると思いますが、地下水の水質調査では基準値を超えるような異常な結果はなかったのでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 地下水の水質検査につきましては、住民からの要望を受けて、環境基本法で定められている人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、地下水の水質汚濁にかかわる調査を行っております。その結果といたしましては、環境基準が設定されている28項目について、全て基準値以内ということの結果を得ております。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 佐野議員。

- **○6番(佐野安春君)** 住民説明会に参加された方から、その結果資料を見せていただきましたが、基準値を超える項目が幾つかあったのではないでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 規制基準値を超える基準項目はなかったと思います。 以上です。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** これは、再春館安心安全研究所が調査をされたと思いますが、 その中で分析の数値がそれぞれの項目で挙げられておりますが、一番右側に規制基準値と いうことで基準の値がですね、出されておりますが、その中で、私がそこだけを見ました けども、例えば全シアンとかアルキル水銀、PCBというのは、規制基準値では検出され ないことというような表示がされておりますが、この数字の分析の中では、値は小さいか と思うんですけど、ゼロではないんですよね。そういったところはどうなりますかね。
- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** そこはですね、議員が今おっしゃられたとおり、検測値が余りにも小さくてですね、検測ができないというような報告を受けております。そちらをですね、数値化することができないということを伺っております。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) これは専門的な表示になると思いますので、どれくらいの値を示しているかということは私もですね、なかなか難しいところがありますが、数値としてですね、例えば全シアンというのは0.1、アルキル水銀は0.0005というような表示がされているんですよ。検出されないんだったらゼロだと思うんですけれども、そういうような数値が出ているというのはどういう意味かなと思いまして。どうですか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** そういった数値が出ているということは事実ですけれども、いずれにしても規制基準値以内ということで人体には影響ないということと思っております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** カドミウムとかシアンとか、そういったものにつきましては、内容がなかなかですね、どういうものかわかりませんので、私もネットで調べてみたんですが、シアンにつきましては、これはずっと長く書いてあるんですが、その中で、シアン化合物は一般に毒性が強い、微量でも水生生物や下水処理微生物に障害を与えますというようなことが書いてあります。それと、アルキル水銀については、これもですね、毒性が強いというふうなことが書かれております。そういった意味で、数値が低くてもですね、やはり基準としては検出されないことというのが当然のことだと思うんですけれども、その中で数値が出ておりますので、もっと専門家の方に意見を求めてですね、是非、今は難しいかもしれませんので、出していただければというふうに思いますが、いかがでしょう

か。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後1時32分 再開 午後1時33分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 建設課長へのお尋ねかと思いますけれども、あえて私のほうから申し上げさせていただきます。

確かに、検出の項目の中で、議員のご指摘によると、検出されないことという項目があるということなんですけれども、以前、私もですね、何か本で読んだような気がするんですけど、自然界の中にはいろんなそういう成分が微量は必ず入っているというようなことも見たことがあるんですよ。ですから、それが果たして適用になるのかどうなのか、ちょっと定かではありませんけれども、そういうデータを送っていただいているところがありますので、その辺は、再度、我々のほうで担当課を通じて確認をさせていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 町長の答弁でですね、わかりましたので、その点は是非よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、質問を進めさせていただきます。

水質だけではなくてですね、土壌についても検査を求める声があったと報道されております。報道によればですね、町は拒否したとありますが、住民の方がですね、望んでいるものであれば、そのことで不安が解消されるものであればですね、土壌のほうの検査も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 土壌調査につきましても、芝原についてはですね、芝原 団地から発見されました埋設物の中に人体に影響があるような埋設物は発見されなかった ということで、水質検査を実施しました。その結果をもって、土壌検査を行う必要はない と町のほうで判断をしたところでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** やはりですね、水質検査だけでなくてですよ、やはり土壌も検査すればですよ、莫大な経費とかがかからないものであれば、是非、検査をして、やっぱり住民に内容をお知らせすれば、そのことによってね、住民の方が安心されれば、もうそれで、私としてはですね、しないというよりも、されて結果を見せたほうがいいと思うんですが、いかがですか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 検査をすれば安心感は出てくるかもしれませんけれども、 それだけの費用が発生するわけでございますので、水質検査をすることによって十分だと いう判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時36分 再開 午後 1 時36分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

○町長(奥名克美君) 土壌調査の必要性のことでお尋ねになっておりますけれども、環境基本法ですね、これで定められている、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されている28項目について、規制基準値以下であるという結果はですね、先ほどから話があっておるとおりだと思いますけれども、土壌調査においても、水質調査にしても、結果は同じなんです。だから、水質調査の結果、要するに土壌を通って水が地下水に流れてきますので、その地下水自体に問題がないので、我々としては土壌調査を行ったのと同じような成果というか、調査結果が得られるというような判断があります。ですから、あえて土壌調査を行わなくても、水質調査の結果で有害物質等の有無とか土壌汚染とかについて判断ができるということで、あえて土壌調査をする必要はないという見解でございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 昨年の12月定例会におきまして、町長がですね、この問題について答弁で触れられているところがございますが、「住民の方々がですね、不安に思われている環境面での影響と。具体的には水質の状況とかですね」というふうな表現をされていますので、私はその点、「水質の状況とかですね」と、その点について、「町のほうできちんとした調査をした上で住民の皆さんにお知らせをして、その不安の材料を取り除きたい」というふうに答弁で述べられていらっしゃるんですよ。そういった意味で、私はですね、そこの水質の状況「とか」というような表現で、「など」というふうな捉え方をしております。そういった意味では、今、町長のお話もありましたが、やっぱり住民の皆さんがそこで納得されなければね、もう一つ、念のため土壌もね、結果を出そうということであればですよ、私は町としても住民の皆さんに親切な対応をされたということになるんじゃないかなというふうに思いましたので、この問題について触れさせていただいたところなんですけれども。やっぱり変わらないですか。
- 〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

- **〇町長(奥名克美君)** 人の健康を保護する上での基準が、先ほど申し上げた水質基準での判断で十分足りるということでありますので、あえて土壌汚染までに突っ込んだところでする必要はないと言うたら怒られるかもしれませんけれども、そうせずとも判断ができるということでのご理解をいただきたいというふうに思います。はい、そういうことです。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** そうしたらですね、質問を進めさせていただきます。

資料請求の中にもありましたように、産廃マニフェスト伝票ということで、数が多いということで集計表を出していただいておりますが、これを見ればですね、芝原団地地中の様子がうかがえるものがあります。この産廃はですね、液状化対策工事場所から出てきたものですから、この地域全てを掘り出せば、この何倍とも言えるものがですね、出てくる可能性が十分あります。住民の皆さんは、道路だけでなく、宅地地中に存在すると思われるこの異物について不安を持たれております。不安の材料であるこの異物を取り除くということはできないのでしょうか。お願いします。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 液状化対策工事で出てきた分についての道路部分を工事するわけでございますので、工事の過程で、もしそういった異物が出てきた場合には工事の中で取り除くこととしております。それと、宅地内についてはですね、そういったことは考えてはおりません。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** 時間もありますので、ちょっと質問を進めさせていただきます。 続いての質問です。

町の無料法律相談を依頼している担当の弁護士と、この芝原の液状化問題で出てきましたオクナ商事の代理人弁護士の方が同一であるということが報道されておりますが、これは間違いございませんでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 私が答えるしかないのかなと思って立ちましたけど、議員ご指摘のとおりです。
- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 芝原団地住民の方が2月18日の住民説明会で団地の問題を町の無料法律相談では相談できないと憤ったとありましたが、確かにですね、同じ方ということであれば、団地の問題をですね、相談することはちょっと躊躇されるというふうに思います。そういった意味で、無料法律相談のですね、担当弁護士は変更される必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) お答えいたします。

無料法律相談の弁護士と開発業者の代理弁護人が一緒ということでの質問でございますが、まず最初に無料法律相談についてご説明したいと思います。

現在、介護保険の地域包括支援センターで行っております総合相談支援業務につきまして基本的な考え方をご説明いたします。この総合相談支援業務につきましては、地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保険、医療、福祉サービス機関または制度の利用につなげるなどのために、支援を行うものでございます。そのため、通常でございますけれども、地域包括支援センターの社会福祉士などが相談対応に当たり、相談内容に即したサービスや制度の情報提供を行い、専門的な関与や緊急対応が必要と判断した場合は、各種専門機関や法テラス、そのほか県弁護士会の法律相談センターなどの無料法律相談所を紹介することになっておりますが、法テラスの場合には資力――財力ですね、要件などがあり、全ての人が無料で継続的な相談ができるということではなく、また、県弁護士会の法律相談センターも熊本地震関連の相談のみ無料となっておりまして、これも事前予約が必要であり、相談会場までの移動が必要となっております。

そこで本町では、過去から行っております、町内で相談できる弁護士相談の機会を継続し、住民の福祉の向上と生活の維持を目指しまして、町の地域包括支援センター設置が義務づけられました平成18年の介護保険法改正以降、地域包括支援センターの行う地域支援事業の一部として、毎週第1月曜日に、弁護士、行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員の方々に相談員を委嘱し、当事者の相談内容を把握してもらい、それぞれの専門的な立場から助言をいただいております。特に弁護士の先生には通常よりも安価な費用で無料法律相談業務をお願いしているところでございます。

次に、町が行っている無料相談に当たってもらっている弁護士が芝原団地の開発業者の代理人弁護士となっていることについてでございますけれども、弁護士倫理上の問題もございますけれども、小さな自治体の場合は往々にしてこういうこともあるものというふうに認識をしております。もし、そういう同じ案件での相談があった場合は、なるべく相談には乗るようにしているという弁護士の方の見解でございます。

今回の場合も、ご指摘の案件で相談のあった住民の方には、そういった事情を話した上で、それでもと言われれば相談に対応をしていただくと。逆に、それではだめですよと言われた場合については、法テラスなどの無料相談所を紹介するということになります。

そういったことから、町が行っております総合相談支援業務につきましては、今ご説明 しましたような取り扱いを行うことによりまして対応できるというふうに思っております ので、現在のところ、このままの状態で実施をしていくというふうに考えております。

〇議長(宮川安明君) 佐野議員。

〇6番(佐野安春君) もう時間が迫っておりますので、次の項目に進ませていただきます。

子ども医療費無料化の助成についてであります。今年になりまして、子ども医療費助成については、県内において、八代市や上天草市において18歳年度末までに引き上げるとの報道があっております。熊本県内市町村の子ども医療費助成についての実施状況についてお尋ねします。担当のほうから答弁をお願いします。

- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** それでは、熊本県内市町村の子ども医療費助成制度の実施 状況について、添付しております熊本県作成の資料によってご説明申し上げます。

この件につきましては、平成29年12月議会定例会において、佐野議員からの一般質問の 資料で出しております。平成29年10月1日現在の状況と比較して説明させていただきます。 まず、熊本市が小学校3年生までだったところを中学3年生までに引き上げられており ます。ただし、(2)の自己負担額については、当初は3歳以上500円だったものが、小 6まで700円、中学生が1,200円としておられます。そういうことで、中学校3年生までが 27市町村となっております。

また、小国町、南小国町、津奈木町が、中学校3年生から高校3年生までに引き上げられておりまして、高校3年生までが18市町村となっております。

来年度においても、新聞紙上で八代市や上天草市などが高校3年生までとして新年度予算に計上されているというような記事を確認しております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 福祉課長が今説明をされましたが、熊本県45市町村の状況では、15歳年度末が60%、18歳年度末が40%、これに八代市と上天草市を加えれば20市町村になりまして、18歳年度末は44.4%となります。このことは、子育て支援を強めることによって自治体が生き延びるかどうかに係る重要な政策であることを、それぞれの自治体は十分捉えていることを示していると思います。

この状況について、町長はどのように思われるでしょうか。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時49分 再開 午後 1 時49分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 他の自治体は子育て支援についてのいろんな施策を考えて今実行されているということで、甲佐町としては今後どう考えるかというような観点からのご質問だろうというふうに理解いたしました。

子ども医療費助成の件ですけれども、過疎地になっている自治体とされては、少子高齢 化の進展と、それから子育て世帯の負担軽減をやはり図っていきながら定住を図っていか なならんというような考えのもとに、おそらくやっておられると思います。

甲佐町も、そういった考え方については同じような思いで、これまでさまざまな子育て 支援策について実施をさせていただいているところでございます。

少し計算をしてみますとですね、仮に高校生までを対象として広げた場合、担当課の話によりますと、支給総額の1割ぐらいの増加だろうと。金額にして四百四、五十万というような数字は出ております。この金額が多いか少ないかについては、判断が分かれるところだと思いますけれども、おそらく議員におかれてはそんな大した金額じゃないんじゃないかというようなご見解ではないかというふうにも判断をするところですけれども。

ただ、うちの場合は他の自治体でやってない定住施策とかですね、あるいは保育料の軽減等についても、我が町の場合はいち早く実行して、これを子育て世帯に対する支援並びに定住のほうに結びつけたということであります。一時期は人口のほうもですね、突発的ではありましたけれども、たしか39人増えた年もありました。ただ、今の状況では、少しですね、状況も変わって、もとのように人口減少のほうになっておりますけれども。

今後の方策の一つとして、ご提言は十分わかりますけれども、全員協議会のときでしたか、震災後の町の持ち出しと言うたら悪いんですけど、実質的な一般財源の負担、これは、トータルすると約7億円の負担が伴います。国・県においても、本当に手厚く、補償率等も上げてもらったりしてですね、町としては非常に助かりながら復旧・復興に今進んでいるところですけども、それでもやはり7億円の将来負担も含めたところで、それだけの一般財源を持ち出さなくちゃならない。そういう状況が財政的にはあります。そういう状況と、それから子育て支援・定住施策、それから復興、いろんなことをこれはやはり総合的に判断する問題だろうと思いますので、現段階においては、子育て支援のほうも大事ですけれども、まずは震災からの復旧・復興を第一に考えていきたいということが、今、私に与えられた使命だろうと思います。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 佐野議員。

○6番(佐野安春君) あと8分しかありませんが。町長の答弁がありましたが、これまで町長はですね、3度の町長選に当たってですね、子育てへの支援ということをですね、掲げられて、具体的にですね、乳幼児医療費無料化の対象年齢の段階的引き上げとか、中学3年生までの医療費無料化の実現とか。2015年、平成27年の町長就任の挨拶の中では、子育て支援ということで、子どもを産み育てる環境をどう整えるかということで、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援が必要というふうにうたわれております。そういった意味では、やはり町長もですね、いろんなやらなければならないことがあるからというようなお話がありましたが、是非、自らの町長選でも掲げられた公約のですね、大きな中心的な政策の一つだと私は受け取っておりますので、是非、実現をですね、図っていただきたいというふうに思います。

それと、平成27年12月作成の「まち・ひと・しごと創生 甲佐町人口ビジョン」にはですね、甲佐町の人口分析と将来展望がありますが、町人口は、2010年、平成22年には1万

1,181人でしたが、2019年、今年の1月31日現在は1万654人に減少しております。およそ9年間で527人の減少と、率にして4.7%減少をしております。この人口ビジョンには、人口の将来展望に関する住民の意識・希望に関する調査結果がありまして、その中で、住民に対する住む場所を決めるきっかけとなる行政サービスとして第一に挙げられているのが、医療費無料制度となっております。そのほかに高い支持が得られるのは子育て世代に対する税制優遇や補助金となっています。このビジョンでは、町が取り組むべき施策の方向性として、人口減少に歯どめをかける有効な施策として子育て支援が掲げられているというふうに思います。

そうした調査結果もありますし、是非とも早く、子ども医療費無料化、18歳、年度末を 実行されることを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。 以上です。

○議長(宮川安明君) これで、6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

2時5分から再開いたします。

休憩 午後 1 時56分 再開 午後 2 時05分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。 井芹議員。

〇10番(井芹しま子君) 皆さん、こんにちは。井芹しま子でございます。 4 年ぶりの 登壇となりました。どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

今回は、通告しておりますとおり、2点についての質問をさせていただきます。その一つは、町道乙女橋御船線、これは仮称でありますけど、この問題について。そしてまた、 国保問題について。この2点、質問をさせていただきます。

まず、町道乙女橋御船線の問題ですけども、この問題は、この計画が御船町の行政区域内に町道をつくるという計画がなされていますことから、その賛否について議論が交わされてまいりました。この問題については、昨年12月議会でも福田議員からも質問があっております。また、本日も森田議員からも質問がございました。

そうした中で、甲佐町が計画している乙女橋御船線が、命の道として避難の逃げ道として議論があったことは初めて聞きました。これまでの議論の中でも、御船台地が避難地として、そして通路として、道路としての必要性というのは聞いたこともなかったものですから、初めて聞いた次第でございますけれども。あの御船原台地、あの高台への避難、何十メートルという津波が予想されるのであればですね、命の道としての、避難地としてのですね、必要性もあるかなというふうにお聞きをさせていただきました。

ところで、昨年のですね、福田議員の質問では、「当初、この路線は甲佐町で整備をす

る予定だったが、今後どうなるのか」という質問でございました。これに対して町長は、「この路線は御船町の震災復興計画の中に登載されており、御船町で事業化されれば用地買収で協力をしたい」、このことは先ほども答弁をされたとおりでございますけれども。ところで、この発言の町長の真意をですね、再度お尋ねしたいというふうに思います。この事業は御船町がするから甲佐町はしないでよくなったということととっていいのでしょうか。先ほどの質問では、町が経費を出すかのような報道をしているというふうな形での質問もありましたけれども、全く町は経費を出さない、甲佐町は工事をしないというこ

ととしてとっていいのかということをですね、まずお聞きをしたいというふうに思います。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

○町長(奥名克美君) 今の質問に対しては、先ほど森田議員にお答えしたとおり、そのままです。ですから、御船町のほうで震災復興計画に既に登載されておりますので、となりますと、あえて甲佐町主体で事業をなすという必要性はないだろうと思います。ただ、先ほども申し述べましたとおり、この道路についての重要性はちゃんと深く考えているという、そういう考えに変わりはありません。経費的なことから言うと、当然、御船町が主体になられれば、甲佐町から直接的な経費を出すということはないと思います。ただ、あの中には甲佐町の地権者が数多くいらっしゃいますので、その用地交渉等については、当然、私たちは積極的に協力したいという思いであります。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

O10番(井芹しま子君) 見ました。御船町のですね、震災復興計画の中に、確かに主要施策の一つとして挙げられております。そうでありますならばですね、この5カ年計画の登載からですね、これを外しても当然だというふうに思うんですけども、これを外されるつもりはあるのかないのか、まずはお聞きします。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

○町長(奥名克美君) 先ほどからもお話ししましたとおり、御船町と甲佐町との考え 方に最初は非常に温度差があったわけなんです。この温度差を埋めるために、一つの考え 方として、甲佐町は道路整備計画に登載した上で御船町と協議を進める、そのことによっ て熱意も感じてもらえるし、その重要度も考えていただけるということで、これまで進め てまいった次第であります。

ですから、御船町のほうに登載されたからといって、甲佐町のほうで登載を取り下げる 必要はないと思います。当然、用地交渉等にも協力しますので、甲佐は甲佐として、それ だけ認識しているということをですね、対外的に示す意味でも、あえて登載はそのまま残 すべきだと私は思います。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

〇10番(井芹しま子君) 御船町で登載をされているわけですから、御船町とのですね、 道路の重要性に鑑みて、その登載をですね、協議のためにですね、載せたことでですね、 それが御船町の震災復興計画に載せることができて進展したというふうな町長の思いだろ うと思います。

しかし、登載されたのであればですね、それは、全く御船町の計画であって、目的は達成をしてるというふうに私は思うんですけれども、そこら付近は達成していないというふうにお考えでしょうか。あくまでも、この登載をですね、やっぱり残すということであれば、これは町の町道新設の計画ですから、やっぱり今後ですね、町長の思いはどうかわかりませんけれども、残しておかなければですね、今後、甲佐町が工事をする……、御船町のですね、計画次第ではですね、甲佐町がする計画にもなるかもしれないというふうな、いろいろそういった点ではお考えがあるんでしょうか。私は、この時点では、もうその目的は達しているし、登載をですね、外すべきだと思うんですけれども、あくまでも、登載を残すという意味がですね、今の町長の発言からですね、私は感じ取れないんですけども、まだほかにありますか。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) そういううがった考えじゃなくてですね、まだ、あくまでも、御船町の場合は震災復興計画の中に事業として、計画としてこういうことを考えてますよという段階だと思うんですよ。ですから、これが正式に御船の道路整備計画の中に登載されたりとか、そうした場合には、甲佐町としても、あとは先ほどから言うように、用地交渉等でお手伝いをすればいいということになりますけれども、ただ、今の段階では、まだそこまでの段階には至っておりませんので、あえて甲佐町の熱意を御船町にも示すためにも、私は、逆にそのまま残しとったほうがいいと。ただ、だからといって、今の段階で町の経費でどうこうということは考えておりませんけれども、やはり、その姿勢等について対外的に示すという考えです。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

○10番(井芹しま子君) うがった考えではありませんよ。要するに、この計画がですね、残れば、結局工事をする可能性があるということだというふうに認識をせざるを得ないというふうに私は思うんですね。そういった点でですね、町のほうもですね、5カ年計画がどういうふうにですね、5カ年計画といいますか、御船町に働きかけて、御船町の計画が進むのかどうかについては、御船町との議論はですね、重ねておられるのかどうか。頻繁に重ねているとかですね、それは御船町の計画だから口は出せないとかですね、いろいろあると思うんですけども、御船町との協力・協働について、その点についてはどういうふうになっていますか。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 先ほどからずっと述べておりますとおりですね、今の段階において、事業化しようとか、そういう考えは持っておりません。ただ、姿勢として、今までに御船町との温度差があったのを、ここまで、何て言うかな。同じ考えでやっぱり重要性を感じていただけるような段階になったのは、やはり甲佐町は甲佐町の姿勢を御船町に示

してきた、そのことは非常に大きな影響があったというふうに私は思っています。非公式 には歴代の町長さんともお話ししながら、これまでに至っておりますので、現町長の藤木 町長に対しても、その路線の重要性を訴えてきたつもりでもあります。

ただ、何度も申しますけれども、今の段階ではまだ震災復興計画の中に頭出しをしたところだと思うんですよ。正式に整備計画の中に挙げてあるのかについては、私のほうからはまだ確認はしておりません。ある程度そういう段階に行くまでにはですね、今のまま残しておいたほうが私はいいと思うんです。議員は、その必要はないとおっしゃるけども、その辺は考え方の食い違いがあるかもしれませんけど、ただ言えるのは、これを今事業化してどうこうということは考えてないということだけは申し上げておきます。御船町のほうから事業化になったときには、甲佐町としては側面から応援していくんだということでございます。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

○10番(井芹しま子君) 御船町も、そういうふうな甲佐町のですね、町長の働きかけで震災復興計画に載ったと思うんですけども、復興計画を見ましたら、ふとですね、御船町の復興計画の中ではですね、主要施策の中で道路網をですね、実線で示されているにもかかわらず、甲佐町が示している、今考えております町道御船線については破線になっているわけですよね。そういった点ではですね、そこら辺はもうご存じだと思うんだけど、どうしてあれが破線になっているのかということもお聞きしたいと思いますし、御船町がこれを総合計画としてですね、実施計画なりに載って、本当に御船町が計画を実施されるまで、そしたらばですね、町長はこの計画を待たれるつもりなのか、そういった点についてはどうですか。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) ですから、何度もお答えしていますけれども、御船町の、既にもう復興計画の中に頭出しされとるわけですよね。だから、それを横取り……、横取りしてっておかしいですね、甲佐町のほうから、あえてそれを事業化してする必要はないでしょうとお答えしてるんです。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

〇10番(井芹しま子君) 私は、今のあれじゃなくてですね、将来的にわたって、それがですね、一、二年でというふうに御船町が実施されるとは、それはわかりませんよ。ただ、これが10年後とか20年後とかになるかもしれないけれども、その長期のスパンで見た場合に、町長がですね……。

(「そんときは、もうおらんばい」と呼ぶ者あり)

O10番(井芹しま子君) そうですね。町長でいられるかもしれませんしですね、わかりませんが。そうしたときにですね、やっぱりこの計画を町長は今の時点ではですね、甲佐町ではしませんよと言ってるけどもですね、何らかのあれで、町長が何十年後にかわられたときにですね、この計画があるからということで計画を実行される、そういったのはわからないわけでしょう。

私とすれば、本当に御船町内にどういった道になるのかですね、それも定かでない、予算も定かでないという道をですね、町民の皆さんの大事な税金を使って道をつくる。今までの答弁も読ませていただきました。ただ、そうした必要性についてはですね、なかなか町民の皆さんが私は納得できるものではないだろうというふうに思うんです。そういった点でですね、私は、この道路計画はきちんと中止をして、登載からもですね、削除をするということを求めているんです。町長の言うのもわかりますよ。でも、それは今の段階なわけでしょう。町長、それはわからないわけでしょう。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **○町長(奥名克美君)** 私の任期中は今のような考えで行きたいと思います。何度も繰り返しになりますけれども、井芹議員も前回おられたときからその経緯については十分ご存じじゃないですか。だから、それぞれほかの現職の議員さんたちもですね、十分その辺の話については存じておられると思いますので。ここで私も、答弁の中でも、今すぐにそういうふうな事業着手するということは毛頭考えてないということも言ってますし。

あとは、ボールは、今、御船町のほうにあると思うんですよ。こっちの甲佐町にはないんです。だから、御船町で今から進められていくのに対して、じゃあ甲佐町は何が応援ができるかと言うたら、用地交渉等について支援をしていきたいという話をね、やっぱりしていけばいいんじゃないかと思うんです。これが20年度、30年後にどうなっていますかと聞かれても、私も困ります。

ですから、我々としては、この計画がですね、1日でも早く、1年でも早く事業化していただけるような、そういう環境づくり、雰囲気づくりを御船町との協議の中で進めることじゃないかなというふうに思います。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **○10番(井芹しま子君)** 先ほどのことは仮定でもあり仮定でもないということなんですけれどもですね、ただ、登載から外さない理由は、私はどうしても、そこら辺の見解の相違と言われるかもしれないけれども、やっぱり今後の工事の可能性を残すんだというふうに私はどうしても思えて仕方ありませんね。

道路計画の破線の問題ですけど、あの破線にはどういうふうな。どうして破線になっているのかというのは、御船町から聞かれてますか。

(自席より発言する者あり)

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後2時22分 再開 午後2時26分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。 **〇町長(奥名克美君)** すいません、時間をとりまして。九州中央自動車道を想像してみてください。九央道の場合は、現道の場合がもう既にでき上っているところについては実線、それから計画路線については点線、破線だったかと思います。おそらく、そういうことで御船町の場合も破線を入れておられるというふうに思いますけども、はっきりと定かな情報ではありませんので、後ほど。御船も、今、議会中でありますので、終了後でも確認をしておきたいと思います。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

〇10番(井芹しま子君) よろしくお願いします。やっぱり見ますとですね、どうして破線なのかというのはですね、ごく自然な疑問としてですね、質問する者として出てまいったものですから、ちょっとお聞きをいたしました。すぐにわかることだというふうに思っておりましたけれども、それは御船町に聞いてみないことにはですね、わからないことでもありますね。

私は、甲佐町がですね、どうしてもですね、登載から外さないと、私はそういった点ではですね、これまでの経過の中でですね、いろいろ資料等を読ませていただきました。そして、私が議員をやめる直前だったというふうに思いますけど、こうした問題の案をですね、提出されたことがありました。そういったことにかかわった者としてもですね、そしてまた状況もですね、町長がこれまで言ってこられました乙女橋御船線の重要性ですね。乙女台地の開発誘導の道として非常に重要なものだというような点、この問題についてはですね、企業誘致が進む確約はですね、どこにもないというふうなことで、そういった点も明らかになっておりました。また、渋滞緩和という点でもですね、質問があったかというふうに思います。

この問題は、何も御船町内の渋滞ですね、しかも国道の渋滞に町が率先してですね、町民の血税を使うということについてもですね、理解を得られないだろうというふうに思いますし、また、高速や国道へのですね、アクセス道路として有効だという答弁も読ませていただきました。これについても、田口橋もですね、夏には完成するというふうに今日お聞きをしております。この完成によってですね、迂回路の道路として利用されてきた乙女橋や町道松ヶ崎妙見谷線のですね、交通量も激減をするであろうというふうに考えられます。また、担当課からもそのようにお聞きをしておりますし、道路環境もですね、随分、議論をしてきたころと変わっております。

そういった点でもですね、この新設にですね、費用対効果をですね……、非常に弱くなったというふうに思いますし、ここではっきりと中止を断言していただきながらですね、登載も削るということをですね、求めたいというふうに思っております。

この時点でですね、やっぱり可能性を残すというようなことであればですね。町長は、もうないと、御船町の事業だからということで、自分の任期中にはですね、絶対この問題についてはですね、甲佐町が道路に着手することはないということをいま一度断言をお願いいたします。

(「同じ質問だね」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(宮川安明君)** いいですか。奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** もう3回くらい言うと思いますけれども。既にボールは御船町にあります。だからといって、甲佐町のほうが事業主体になって事業を進めるということはありませんともう3度も言いましたんで。もうこれ以上はいいと思いますんで。そういうことです。
- O10番(井芹しま子君) はい、わかりました。この問題は……。
- ○議長(宮川安明君) もしもし、発言者。井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** ああ、そうでした。失礼しました。何せ4年もたってるものですから。本当に申しわけございません。

この問題についてはですね、折に触れて、いろんな問題が出てきた時点でですね、また質問をさせていただくことになるというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後にですね、これは、次回の質問の予告というふうな形でですね。森田議員も福田議員もですね、土地の名義の問題についてはですね、取り上げられました。そしてまた、この間のですね、ネット上でのですね、入札状況を見ましてもですね、松ヶ崎妙見谷線の工事受注等の件を見ましてもですね、なかなか、町民の中からもこうした疑念が出ているところでございますし、議員におきましてはですね、政治倫理条例を設けております。やはり、こうした町民の疑念を抱かれないようにするためにもですね……。

(「議長、休憩とってください」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時32分 再開 午後 2 時36分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 井芹議員。

〇10番(井芹しま子君) ということを次回質問させていただきます。

次に、国保問題についてですね、質問をさせていただきます。

国保は、ご承知のとおり、被用者保険に加入する人たちを除く全ての人をですね、被保 険者とする公的医療保険制度で、その加入者は、年金生活者、それから失業者、非正規雇 用、自営業など所得の低い人がですね、多く加入する医療保険となっています。

しかしながら、その保険料は――甲佐町保険税ですけども、協会けんぽや地方公務員や国家公務員が加入する共済組合や大企業が加入する組合健保よりもはるかに高くなっております。国保税の負担の大きさは、昨年12月、町内の議会で比較されたものがあります。それを見ますと、所得250万円、40代夫婦、小学生・中学生各1人の4人家族の場合、国保は、協会けんぽの2.1倍、共済組合の2.29倍になっており、その負担は大変大きなもの

になっております。国保の加入者の所得は低いのに保険税は一番高い、この矛盾が深刻化し、高過ぎる保険料が低所得者を苦しめて、生活に困窮する人が医療を奪われるという事態も全国各地で起こっております。甲佐町でも所得200万円以下の世帯は82%に上っております。

こうした中で、甲佐町は、保険税率を平成24年と27年に引き上げ、特に均等割という家族一人一人に係る税額を引き上げました。この引き上げの前の平成23年度は1万7,000円だったものが、平成24年度には2万4,000円に、そして平成27年度では2万8,000円に引き上げられ、家族の多い世帯を税負担が直撃しました。

保険税引き上げによって、平成24年度では、前年度と比べますと4,400万の国保の税収が増えた、反面、未収は220万増えております。平成27年度の引き上げでは、3,200万円余りの国保税収が増えた半面、前年度と比べると4,500万円の未収が増えております。担当課の努力によって、次第に未収については減少しております。収納率もですね、高くなっているところではございますけれども、現在、9,900万円余りが未収となっているということでございます。

未納に関しましては、滞納が続きますと、保険証が正規ではなくて短期保険証となり、 滞納分を払い終えないと正規の保険証をもらえません。国民健康保険税は高いので、一、 二カ月滞納しただけでも、なかなか払えない金額になってしまいます。病院に行きまして も、短期保険証だと滞納がわかり、つらい思いをして病院にかかることになります。平成 30年6月段階では122世帯が短期保険証として発行されております。決して、払いたくな くて払わないのではなくて、保険料が高くて、払いたくても払えない状況があるのではな いかというふうに思います。

こうした事態を、国保の構造的問題として、全国知事会や全国市長会、全国町村会は、国にその解決を求めております。全国知事会は、公費1兆円の投入で協会けんぽ並みの負担率にし、被用者保険との格差是正を求めました。こうした声が上がる中、国は、国保の都道府県化と引きかえに、3,400万円の公費投入を行うとしましたけれども、しかし、それでも国保と協会けんぽの国保料の格差は改善しておりません。

昨年から、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、財政運営について県が責任主体者となる、国民健康保険法が改正をされました。ここでお聞きをいたしますけれども、 国民健康保険法が改正され、国保の都道府県化によって、今後のですね、財政運営はですね、どのようになるというふうにお考えでしょうか。そしてまた、今後の国保運営上のですね、課題、そしてまた、それに対する町の取り組みについてお尋ねをいたします。

〇議長(宮川安明君) 住民生活課長。

○住民生活課長(奥村伸二君) お答えいたします。

国民健康保険制度の改正に伴いまして、本年度4月から、県が国保の財政運営の責任主体となり、県と県内市町村との共同運営がスタートしております。新しい制度がスタートし、1年余りが過ぎようとしておりますが、今年度、国保特別会計の会計現金に不足を生じることもなく、順調な財政運営が行われていると考えております。

医療費におきましては、町は、熊本県国保連合会を通して、医療機関に支払う現物給付分と被保険者へ直接支給する償還分の合計額を保険費として負担するわけでございますが、この保険者負担額につきましては、今年度から全額を県が交付金として町へ交付することになりましたので、給付費の支払いに現金が不足する事態は生じなくなっております。

また、町から県へ納付します国保事業費納付金につきましては、保険税の収納状況を考慮して納付時期が年4回となっておりますので、期限内に納付ができております。なお、今期定例会におきまして、3月補正予算の審議をお願いしておるところでございますが、3月補正後、現時点での平成30年度国保会計予算の決算を見込みましたところでは5,000万円ほどの歳計剰余金が生じる試算となっております。

ただし、現年度分保険税につきましては、2月調定額に対する収納率95%として試算を しておるところでございます。

財政運営の今後の見通しという点でございますけれど、県が、国保の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るために定められました熊本県国民健康保険運営方針に沿って、県と県内市町村が一体となって国保の事業運営を共通認識のもとで実施していくことで、今後、財政運営における不安は解消されていくものと考えております。

町といたしましては、保険料の適正賦課と収納率向上に努め、医療費の適正化に向けた 取り組みを引き続き実施することで、町及び県全体の医療費抑制と、国保財政の安定的な 運営につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** その中での医療費抑制についてですけども、町としてのですね、特別にここは力を入れたいという、健診率を引き上げるということも当然なんでしょうけれども、そういった点ではどうですか。何か特徴的なものがありますか。
- **〇議長(宮川安明君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(奥村伸二君)** 町としての取り組みということで、まず自営業者や農林業者、働いていても被用者保険の資格がない方、それから65歳から74歳までの前期高齢者などの多くが被保険者となる国民保険におきましては、加入者の年齢構成や医療費水準が高く、医療水準が低いという構造上の問題もあり、国保加入者の高齢化や低所得者の増加が原因と思われる保険税の滞納や医療費増加の問題などが考えられます。

国保税の滞納問題につきましては、夜間窓口の開設や口座振替の推進など、保険税納付に関して、加入者の利便性を図るとともに、滞納者の生活状況を把握するために、納付相談を行ったり、悪質な滞納者に対しまして財産調査や強制捜索など徴収業務の強化を図っておるところでございます。

また、医療費の増加問題につきましては、本町では、平成25年度に第1期財政健全化に向けたアクションプランを策定しまして歳入増と医療費抑制への取り組みを始め、平成27年度においては平成30年度からの国保都道府県化を視野に入れた第2期アクションプラン

を策定しました。さらに、国の指針に基づき、平成27年度に策定した保健事業実施計画データへルス計画の取り組み評価を行い、平成29年度に第2期のデータへルス計画を新たに策定いたしました。具体的には、重症化を予防し、医療費の伸びを抑制するために、診療報酬明細書――レセプトでございますけれども、や特定健診の結果データを分析し、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保険事業を実施しております。

また、特定健診の受診率や保健指導率、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍の減少率、ジェネリック医薬品の使用割合などは、それらの結果の数値が県から町へ交付されます保険者努力支援制度交付金の評価指標となっておりますので、保険税の徴収率向上とともに、町、関係各課並びに医療機関等の関係機関との連携・協力を図りながら、被保険者の疾病予防・健康づくりを進め、医療費の適正化や縮減に向けた重症化予防対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

〇10番(井芹しま子君) 医療費抑制についてはですね、今、町としてのいろんな取り組みを聞かせていただきました。その問題についてもですね、今後また国保問題については取り上げていくこともあるというふうに思いますので、今、答弁をいただいたことをもとに、また改めてですね、質問をさせていただきたいというふうに思っております。

甲佐の場合はですね、他市町村とも比べましてもですね、医療費が高いということがですね、過去には出ていたこともございますので、そういった点でですね、是非とも保険事業の取り組み、強化・拡充をしていただきたいというふうに思っております。

また、国保運営については、都道府県化をされたということで、これまでと違ってですね、運営上は安定をしているということをお聞きいたしました。

私は、今回上げておりますように、健康保険税のですね、軽減ということをですね、質問をさせていただくわけですけれども、今まで述べさせていただきましたように、今のですね、国保税の負担はですね、是非とも軽減をしていただきたいというふうに思っております。これは私だけの認識ではないというふうに思います。

国保は、協会けんぽなどの他の保険にはない加入者一人一人に係る均等割ですけれども、子どもが増えれば負担が大きくなるというような、そうした仕組みには大きな問題があるというふうに思います。現在、甲佐町の国保には201名のですね、子どもさんが加入をされております。子どもさん一人一人にですね、均等割がどのくらいかかっているかと申しますと、医療費分の均等割2万6,000円と後期高齢者支援分の9,000円、合わせて3万5,000円のですね、負担が課せられております。子どもさんが増えれば、子育て世帯の負担は大変大きなものになっていきます。まずは子どもさんたちの均等割だけでもですね、負担軽減の方向性は考えられないかというふうに考えます。子どもさんの均等割、これを全部なくしたといたしましても、単純に計算いたしましても700万円程度になるかと思いますが、その分、子どもさんのいない世帯の負担がですね、増すと言われると思いますけども、そうした世帯にも負担をかけずに引き下げできる状況ではないかというふうに思い

ます。

負担軽減は、負担に苦しむ子育て世帯への子育て支援にもですね、大きくつながるものだというふうに思います。子育て世帯に短期保険証のために診療抑制につながるといった状況はあってはならないというふうに思いますし、29年度の決算では一挙に過去の一般会計への法定外繰り入れの返済をしましたけれども、既に決算が済んで4年もたっております。それに、国保世帯の負担の大きさ、厳しさを考えますと、一挙に、しかも全額返す必要があったのかなというふうに考えます。

町の財政状況の厳しさは、町長からもお聞きしておりますけれども、緊急性のあるものでは、今回のですね、なかったというふうに思いますし、町は、負担軽減、また加入者の健康保持や健康増進の活動にですね、生かすべきではなかったのかというふうに思います。財源確保には、町の工夫も含めましてですね、負担軽減の検討を強く求めたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(宮川安明君) 住民生活課長。

○住民生活課長(奥村伸二君) まず、基金の取り扱いということでご説明申し上げますけれど、国民健康保険の財政調整基金につきましては、昭和39年4月1日施行の甲佐町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定の基づき、毎年度の歳計剰余金のうち、その額の100分の10を下らない額を積み立ての額としておりました。

この基金積み立ての基準根拠につきましては、昭和26年に示されました国保の指針、厚生省保険局長通知の国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについての中で、過去3年間の保険給付費の5%以上に相当する額を積み立てるのが適当とされ、年次的に改正されてきたところでございますが、平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布をされまして、平成30年4月1日から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県へ移行することが決定したため、昭和26年の通知は平成29年10月30日に廃止をされたところでございます。

これまでの基金積み立ての目的は、インフルエンザなどの感染症の流行や災害発生に伴う医療費の発生などの不測の事態に備えるというものでございましたが、国保の財政運営の責任主体が県へ移行したことに伴いまして、今後必要となる医療費については県からの交付金で賄うことになりましたので、町が不測の事態に備えるということは不要になりました。

しかしながら、財政運営の責任主体が県へ移行後においても、医療費に対する保険給付を行うための財源は、被保険者に負担していただく保険税が大切な財源となります。国保事業費納付金を納めるために必要な保険税の算定には、過去3年間の医療費支出等が使用されますので、結果として標準保険料率が高くなった場合、保険税の激変緩和措置を行っても保険税の引き上げが避けられない時期が来るかもしれませんので、今後も、歳計剰余金の1割程度を財政調整基金に積み立てを行い、被保険者の保険税負担の増を先送りできるようにしたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **○10番(井芹しま子君)** 今までの答弁からしましてもですね、今後のですね、子どもさんたちの均等割の負担軽減は全額とは言わなくても、そういった点ではですね、負担の軽減をですね、幾らかでもやっぱりしていく、子育て世帯に対して支援をしていくというのはですね、非常に大事な問題だろうというふうに思います。負担軽減ができれば、本当に国保世帯のですね、暮らしや命を守ることにつながりますし、町は、国保世帯の今の実態にですね、心を寄せて、町民の暮らしと命を守るためにですね、是非、負担軽減にどう取り組むかですね、前向きに取り組んでいただくと強く求めたいというふうに思いますけれども、町長のご見解をお願い申し上げます。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 先ほど基金のことを言われましたけれども、そのことから、まずお話ししたいと思います。

以前、国保の財政のほうも非常に窮状を来しておりまして、基金のほうも枯渇しかけたような状況になっておりました。したがって、今後の保険、そういう医療費等が増えた場合になかなか対応が難しいような状況まで陥ったというふうに記憶しております。

その点についての打開策として、本来は余り好ましくない方法だというふうに思っておりましたけれども、やむなく国保の財政基盤の安定化と、それから保険税の激変緩和等に対応するために、町の一般会計の財政調整基金からですね、国保会計のほうに、これは平成24年度 1 億6,000万円、それから26年度に 1 億5,000万円、2 度にわたって合計 3 億 1,000万の法定外繰り入れを行ったということです。

そういうことでありますので、井芹議員がよくおっしゃっている、国保加入者が積み立 てたということには、私は道理は当たらんというような判断をしているところであります。 そしてまた、県が事業主体になられるまでは何とかそういう方法で町の国保会計をやって きたということであります。

これ、1月末現在の国保加入率でありますけれども、世帯数でいうと40%、それから被保険者数では町民全体の約28%というところまで、加入者については減少している状況になっております。町の一般会計から繰り出した場合に、一般会計の基金というのは、当然これ、その年の剰余金等を積み立てたりするんですけれども、もとはというと、町税を支払っていただいたことが根本になりますので、その町税については、支払っていただいた町民の皆様方にとっては、これは国保加入者だけじゃない、健保、あるいは社会保険等の加入者もおられるわけですね。だから、おっしゃるところはわからんでもないんですけれども、これまで私の理論として考えて申し上げてきたのは、その点もやはり考慮する必要があるということだと思います。

それとですね、せんだって熊日の新聞にも載っておりましたけれども、これは、県が示しておられる標準保険料、これは県のほうに移行前に比べると下がっている状況でありますし、新年度の税率についても据え置いたところでの財政運営が可能というふうに判断をしております。ですから、あえて一般会計のほうに返した基金について、これを保険料引

き下げのために充当するといった考えは、現在、町のほうでは思っておりません。

それと、県においてはですね、国保財政の安定化を図る目的で、通常の努力を行ってもなお生じる保険税の収納不足、あるいは見込みを上回る保険給付費の増などによる財源不足に対応するためには、保険財政安定化基金というのが県のほうでも設けられております。そして、市町村に対する貸し付けとか交付事業が行われますけれども、県が示す標準保険料率、これよりも低い保険料率で賦課をして、結果として納付金を納めるための保険税を徴収できなかった場合、この場合には安定化基金貸付事業の対象にはならないということを言われております。そういったことも勘案しながら、先ほど申し上げたように、現在のところ、税の引き下げ等については考えていないということであります。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

O10番(井芹しま子君) ちょっと一言。いつも町長のほうはですね、ほかの共済や、それから社会保険の方たちが納めていただいた税金をですね、国保だけに使うわけにはいかないというふうにいつも言われるわけですけども、税というものはですね、町内全般に使います。農家の人たちが支払った税金もですね、町の商工会のために使うでありましょうし、子どもさんたちも全世帯にいるわけではありません。そういった点ではですね、町民のために使う税金なわけですから、そういった点ではですね、今の国保税のですね、負担の大きさ、やはりここにですね、どう心を寄せるかということを私は常に主張してきましたし、町もですね、これが本当に健保並みとかいうんだったら、さほど私も目くじらを立てて言いませんけれども、これが2倍を超えるというような負担の限界に来ているわけですから。やっぱり今後ですね、消費税の10%も控えておりますし、さまざまな負担はですね、増えてくるわけですからですね、そこはですね、やっぱり、町民の暮らしを考えるわけでですね、やはり税金の使い方も少し工夫をしながらですね、町民のためにやはりそこは考えていただきたいということを申し上げたことでございます。

これで質問を終わらせていただきます。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) ちょっと私の考え方も申し上げておきたいと思います。井芹議員、それから佐野議員もよくおっしゃいますけれども、退職したならば、それは全部国保に入るでしょという話をよくされますですよね。そのことに対する私の考え方も、あえて申し上げさせていただきたいというふうに思います。

一つは、給与世帯におかれては、現役世代からの加入期間合計に対して国保加入期間は 短期期間であるということが一つ。それと、退職後ですね。2年間は任意継続の手続をさ れたり、あるいは子どもたちの扶養にも入られる場合もあります、それが一つ。それと三 つ目、雇用が継続される場合ですね。これは、被保険者が65歳に達して前期高齢者になっ ても75歳になるまでは、それまで加入していた各医療保険者により療養給付や保険事業を 受けられることになっております。それともう一つ、これは四つ目のことですけれども、 前期高齢者、ですから65歳から74歳の加入人数の多い国民健康保険でありますので、若年 層の加入が多い健康保険組合等から財政支援策として、前期高齢者納付金のほうが交付さ れております。したがって、制度間の医療費の負担の不均衡の調整が図られているという ことについてはですね、是非ご理解ください。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** いいですね、もう。 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** これで質問を終わらせていただきますけれども、また私も議員として復帰をさせていただきましたので、今後、この問題についてはですね、またいろんな角度からですね、質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので。国保そのものについてのですね、考え方の認識も、町長とは違っております。国保とは何かという問題も含めてですね、次回、議論をさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** これで、10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。 しばらく休憩いたします。
 - 3時15分より再開いたします。

休憩 午後3時06分 再開 午後3時15分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、荒田博議員の質問を許します。

7番、荒田議員。

〇7番(荒田 博君) 7番、荒田博でございます。一般質問通告書に基づきまして、 一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、交通弱者への対応についてということで述べておりますけれども、質問の趣旨として、少子高齢化が進む中、交通弱者への対応はということで、今回の選挙戦を経て、4年間たってですね、かなり高齢化が進んだなというふうに認識をいたしました。交通弱者という言葉の意味を私の調べたなりで申させていただきたいと思いますが、「自動車中心の社会において年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため、公共交通機関を頼らざるを得ない人。特に、公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的にどうにも不自由を強いられている人を指す」ということでございます。そういったことでですね、本町において今そういった交通弱者への対応、支援等があればお聞かせいただきたいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **○企画課長(一圓秋男君)** 今、議員のほうからですね、交通弱者対策ということでお話がございました。それをお話しさせていただきます前にですね、本町のですね、公共交通の現状ですね、について、まずお話をさせていただきたいと思いますけれども、本町の

公共交通につきましては今、町営バス、それから民間のバスがございます。宮内地区の区間、民間のバスの廃止代替としまして運行開始町営バスにつきましては、その後、龍野地区にもですね、路線拡大がありまして、両地区の高齢者等の買い物や通院、宮内地区の児童通学などの貴重な交通手段と今なっているところでございます。

しかしながらですね、今おっしゃられましたように、高齢化とか、そういうものがございまして、今現状としましてはですね、利用者が年々減少しているという現状がございます。そういう中で、今、町営バスにつきましては、赤字運営というか、経営をさせていただいておりまして、平成29年度末で約700万程度、年間ですね、赤字が出ているというふうな状況でございます。

また、民間バスにつきましてもですね、住民の貴重な公共交通機関ではございますけれども、同様に利用者が非常に減少しているという状況でございまして、赤字路線ということで、沿線市町村とですね、多額の赤字補塡という形で補塡をさせていただいているところでございます。

現状としましては、そういう町営バス、また民間のバスがございますけれども、高齢者対策、弱者対策ですね、そういうものにつきましては、第6次のですね、総合計画の中に記載させていただいておりますけれども、弱者対策としまして運行形態の見直しをっていう、町営バスの関係はそうなんですけれども、また、民間バスにつきましてもですね、利用者促進を検討するような形で記載をしております。いずれにしましても、本町の公共交通につきましては、町営バス、民間バス含めたところで、町全体のですね、公共交通の再構築というものが今求められている、必要になっているという状況になっているところでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 荒田議員。
- ○7番(荒田 博君) 7番。町営バスと路線バスというふうにお話がありましたけども、町営バスのほうでですね、宮内、龍野は、1日に宮内は5往復、龍野が3往復ということでございますけども、私のお願いといいますか、ルートの、先ほどもお話がありましたけども、再構築という検討等があるかと思いますけども、是非、龍野地区のほうではですね、上早川の田代地区あたりを通るようなルート変更ができないかどうか。今、田代地区の方々の高齢化も進んでおり、その方々が利用される場合は大谷橋まで歩かないといけない、距離にして結構な距離があると思います。路線バスですのでいろいろUターンできないとか、そういった問題点もございますので、一概に、簡単にはできないかとは思いますけども、そのあたりの検討をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 企画課長。
- **〇企画課長(一圓秋男君)** 今、町営バスのですね、延伸ということを検討していただけないかというふうなご質問だったと思います。

先ほど、現状の中でですね、ご説明させていただきましたけれども、今、本町の公共交 通については大変厳しい環境にございます。近年ですね、周辺の市町の一部でですね、将 来の計画的な公共交通を維持するということで、地域公共交通網形成計画というものが作成されております。これにつきましてはですね、本町におきましても、町全体の公共交通の再編を図る上においては非常に大切な計画であるというふうに今認識をしているところですが、この検討を今やっているところでございます。今回、平成31年度の予算におきましてですね、公共交通の基礎調査というものの委託料を計上させていただいているところでございます。この基礎調査というのはですね、今後の町の公共交通――町の執行部のほうでですね、方向性は今後決める必要がございますけれども、公共交通のあり方について検討するため、今、町内の公共交通の運行状況ですね、それから利用状況などの現状の把握、それから住民の移動特性、ニーズを把握するためのアンケートなり、それからヒアリング、そういうものを予定しているところでございます。

今ご質問のですね、町営バスの延伸ということでございますけれども、今回計画しております基礎調査の結果を踏まえましてですね、本町の全体としての公共交通のあり方を検討する中で、その方向性についてはですね、決定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 荒田議員。
- ○7番(荒田 博君) 7番。新年度のですね、平成31年度当初予算の中で、地域公共交通基礎調査ということで387万2,000円登載されておりますけれども、その中でそういった今後の本町でのあり方、現状等を把握するということでございますので、十分検討していただきたいと思います。例えばですね、お店を利用される方がタクシーを使って買い物に行かれて、そのあたりの利用料金の一部をお店側と町とで負担するとか、そういった考え方もあると思います。そういうのでですね、こういう交通弱者への対応をですね、充実するようにしっかり検討していただいて、その基礎調査は1年間かかるかと思いますけども、できたときにはですね、我々に公表していただいて、町としてのあり方を教えていただきたいと思います。1番目については終わりたいと思います。

2番目、健康増進について。受動喫煙対策について町としての対応はということでございますけども、健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)で「望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める」とありまして、本年の7月から学校、病院、行政機関等は、敷地内原則禁煙ということでございます。その中でも「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる」というように一部そういったことも書いてございました。

町としての対応はどう考えられてるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 健康増進法の一部改正に当たっての庁舎での対応はという ことでございますが、健康増進法の一部改正によりまして、第1種施設とあります行政機

関においては敷地内禁煙というふうになっております。

しかしながらということで、先ほど議員からもおっしゃられたように、この第1種施設の屋外の場所の一部に受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた特定屋外喫煙場所であれば、喫煙が例外的に認められております。

この必要な措置とは四つございまして、一つ目に喫煙をすることができる場所が、例えばパーティション等により区画をされていること。二つ目に、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。三つ目に、第1種施設、いわゆる役場を利用する方が通常立ち入らない場所に設置をすること。四つ目に、特定屋外喫煙場所を設置する場合には近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないよう配慮することが望ましいというふうになっております。

ただしということで、第1種施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから、敷地内禁煙とすることが原則であり、このような措置が設けられたことをもって、特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意されたいということで、厚生労働省健康局長からの通知があわせて来ているところでございます。

このことを踏まえまして、ご質問の本庁舎での対応についてでございますけれども、一応あす、あさっての審議でお願いいたしますけれども、平成31年度予算に特定屋外喫煙場所になり得る施設の設置費用は計上しておりますけれども、最近の新聞紙上でも、山鹿市では市庁舎敷地内を全面禁煙にするという市議会での一般質問での答弁がなされておりますし、県警本部におきましても全面禁煙になるというふうにもなっております。

このようなことから、特定屋外喫煙場所の設置につきましては、今後の県内の各自治体でも現在も検討されているようでもありますので、7月1日の法施行前までに他の自治体の対応も考慮した上で、また、仮に設置するというふうになった場合には、その施設の構造でありますとか、場所などについてどのようにするのか十分協議をした上で進めてまいりたいというふうに考えております。

〇議長(宮川安明君) 荒田議員。

〇7番(荒田 博君) そういうことで、予算としては計上してありますけれども、法の中で推奨することではないということでございますので、近隣の動向を見るということでございますけども、今はですね、受動喫煙ということで、主にですね、そういったことがないようにというようなお話で、少数意見の私は喫煙者でございます。喫煙者の立場からちょっとものを申させていただくのは、本来ならすることではないのかもしれませんけれども、甲佐町の近年のたばこ税の税収、これは資料として皆さんに配付されてあると思いますので、読み上げさせていただきたいですけども、平成25年は7,800万、平成26年が7,900万、平成27年が8,300万、平成28年が8,000万、平成29年度が7,300万の収入がございます。

こういった収入は、じゃあ、今までどういったことに使われたか、それをお尋ねいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 市町村たばこ税につきましては、町の予算上は一般財源ということで位置づけておりますので、具体的にどこにどう使ったかというようなことはお答えできませんし、区分ができないというふうになっております。
- 〇議長(宮川安明君) 荒田議員。
- ○7番(荒田 博君) 7番。そういうことでですね。一般財源として利用してきたということでございます。単純にですね、これだけの税収があったと。特に、たばこ税は欲しいけれども、たばこは吸うなというような、今、世の中になってきておりますけれども、たばこ自体のですね、値段も上がってきており、吸われる方はですね、月に、毎日吸う方であれば1万5,000円等のお金をお支払いになられています。それが全額、税金になるわけではございませんけれども、そういった吸う側の権利もあるのではないかというふうに思います。

それと、午前中の一般質問等で職員の方のメンタルヘルスチェック等もありましたけれども、職員の方にもたばこを吸われる方も何名か、何十名かいらっしゃると思います。そういった方々の吸う環境が、もし敷地内にない場合、休憩して車で吸えるのか、そういったのも町民の方が見られたらどう思われるか。また、昼休み等にわざわざ外に出てたばこを吸う姿がどう思われるのか、そういった景観からもですね。本庁の裏には子育て支援住宅、または災害公営住宅もあります。町民の目に見られるのが強くなるのではないかと思います。

そういった観点からですね、吸われる方が吸うところをですね、是非つくっていただき たいという思いで、私はこの質問を設けさせてもらってます。そのあたりのことを踏まえ てですね、町長にお尋ねいたします。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

○町長(奥名克美君) 答えるのにちょっと迷いますけれども、建前を論じたらちょっといかんですね。基本的な考え方として、先ほどから総務課長が述べたようなことになろうかというふうに思います。ただ、私も2、3年ほど前までは喫煙者でありましたし、やはり休憩タイムの時間にたばこを吸って、精神上のリラックスといった効果はですね、確かにありますし、節目節目にたばこを吸って、次の仕事に取りかかるとかですね、そういうメリットって言えるのかどうかはわかりませんけれども、そういう効果は確かにあろうかと思います。考え方としては、新年度の予算の中では計上してありますので、そういうご意見も参考にしながら、内部で最終的協議をしながら決定をさせていただきたいと思います。

当初は、総務課長査定のときには、これはおそらく入ってなかったんですかね。私が、いやそれはやっぱちょっと、屋外のこの喫煙場所についてはやっぱり考える必要があるんじゃないかということで、予算の項目としては残ったということでありますけども。総合的な考えのもとに、どうするかについては検討したいと思いますので、その点については、是非、こちらのほうにお任せいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 荒田議員。
- **○7番(荒田 博君)** 7番。そういうことでですね、今、町長に答弁していただきましたけれども、そういった意見もあるということでですね、しっかり考えていただいて、決めていただければと思います。その結果がですね、どうなるのかということ次第ではですね、もし設置しないのであれば、甲佐町はたばこを吸わない町ということで、たばこは売りませんよというような、そういうふうにもっていっても、また一つの町のPRではないかと思います。そういうことは不可能だとは思いますけれども、そういうことも考えられるのかなと思います。
 - 2番に関しては以上で終わります。

3番、道路についてということで、農道から町道への格上げはということでしておりますけれども、この農道から町道へ格上げしたといった、今までの経験といいますか、実例があればお尋ねいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それではお答えいたします。

農道から町道になった路線は実例としてあるかということですけれども、これまでに農道から町道になった路線としましては、町道として整備する路線の中には、地域からの要望で町道の要件に合致した路線、それと農道として整備されました団体営農道事業や圃場整備などで整備した道路などがあります。近年では、昨年に広域農道と農免農道の乙女大沢水線を町道船津上早川線として認定をしております。

実例としては以上となります。

- **〇議長(宮川安明君)** 荒田議員。
- **○7番(荒田 博君)** 7番。ただいま担当課長のほうから実例があるということでございますけれども、私のほうからなぜこのようなことを取り上げたのかといいますと、うちの地区のことで申しわけないですけれども、作替内田線から浅井集落に入っていく道が農道でありますけれども、農道としての利用というよりも生活道路としての利用が多いということでございます。

そういった中で、農道が傷んだ場合には農道としての補修ということになります。今はいいですけれども、後々、高齢化が進んで、町として、していただけない場合は、公役で修理しないといけないと。そういったことができる間はいいですけども、できないのが出てくるのではないかと思ってですね、このあたりの質問を挙げさせていただきました。

そういうことで、農道であるけども、集落へアクセスする生活道路として使っているような農道はたくさんあるのではないかと、私は思うんですけど、そのあたりは担当課、どうでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** 道路の区分としては農道であるけども、生活道路として利用されている道路はあるんじゃないかということですが、実態として、それは存在すると

思います。すみません、具体的に数は数えておりませんが、震災後、特に農地の転用、被災された方の建て替えで、農地を転用して住宅を建てられるというような場合があります。町道に面している農地であれば構わないんですが、農道しか入る道がないというようなところに建てられる方、そこは利用戸数は1戸とか、2戸とかという形にはなりますが、その道を通らないと宅地に入れないというようなところもありますので、農道としても使いますけれども、その家を建てられている方につきましては生活道路というような箇所については数多くあるというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 荒田議員。
- **○7番(荒田 博君)** 7番。そういうことでですね、そういった部分もあるということでございます。仮にじゃあ、農道からですね、町道へ格上げするときは、どういった方法でできるのか。そのあたりを教えていただければと思います。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 町道認定についての、どういった手続が必要かということですけれども、まず町道認定の要件についてですね、ご説明したいと思います。

町道認定につきましては、法定化はされておりませんが、これは先ほどからありますように、住民の生活に直結した道路であり、地域社会の実情に合致したものであることが望ましいとあります。町では一定の要件の取り決めといたしまして、集落とか公道に連絡している道路、公共施設に連絡している道路とか、道路の沿線に住宅がある、道路の延長が100メーター以上であることなどの、町道の認定の要件を備えているか審議をしております。また、一部の区域の変更をする場合にも、同様の審議をしております。

地域からの申請による手続ですけれども、地域から町道認定の要望があるときには、まずは町道認定申請書を提出していただきます。申請書に添付する書類といたしましては、沿線地権者の同意書、必要な場合には、土地所有者の寄附採納願、土地の所有権移転承諾書などを添えて申請をしていただくことになります。申請を受理した場合には、道路整備計画策定委員会で審議をして、議会の議決を経て決定するような手続となっております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 荒田議員。
- **○7番(荒田 博君)** 7番。そういうことですと、今、町道認定の要件を述べていただきましたけれども、そういったことで、今後ですね、そういった要望が出てくるかと思いますので、そのときはよろしくお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- **〇議長(宮川安明君)** これで、7番、荒田博議員の質問は終わりました。 しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時40分 再開 午後3時50分 **○議長(宮川安明君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、本田新議員の質問を許します。

12番、本田議員。

O12番(本田 新君) 12番、本田でございます。私で最後になりますので、どうぞ最後までよろしくお願い申し上げたいというふうに思いまして、一般質問を通告書に従いまして行いたいと思います。

まず最初の質問は、町長マニフェストの評価ということであります。

今期、町長は3期12年の終わりに近づいております。これは前の村上町長の話ですけども、町長は3期12年ぐらいでひとつやらせてもらえないだろうかというようなことを、よく口にされておられました。ということで、3期目の選挙のときは是非応援をしてほしいというようなことを言っておられましたけども、ひとつ我々議員も3期12年を一つのめどというふうに考えておるということでした。

ただ、私に至っては、私の実力不足ということで人の倍以上かかっとりますけども、その点とりましても、ひとつ町長はですね、今期におかれて当初掲げられました、町長マニフェストについて自己評価という形で、私はまず質問したいと思いますけども、いわゆるできたこと、できなかったこと、点数ではなく、ご本人としてできたこと、胸を張って言えること、これはできなかった、非常に残念だというのがあるならば、ひとつその点を町長としてお答えいただきたいと思います。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 町長として3期目の任期も残すところあと5カ月余りとなった わけでありますけれども、この3期目の町政執行につきましても、これまで1期、2期同 様に、町民の皆さん方に自分なりの政策目標を掲げながら、いわゆるマニフェストとして ですね、その目標達成に向けて自分なりには頑張ってきたつもりでございます。

その計画の中では40項目ほど挙げさせていただきましたけれども、それぞれの個別の達成度を詳しく述べますと時間が足りませんので、割愛させていただきますけれども、ご存じのとおり、通常業務に加えて、今期の場合は震災対応という非常に厳しい状況もありまして、目標設定について長期、中期、短期の中でできたこともあるし、できなかった案件も確かにございます。

ただ、職員の皆さんもですね、総合計画の中で網羅してあるさまざまな事業と、私の政策目標の項目と合致するところも結構ありまして、その点については一生懸命努力していただいたと私は思っております。

実際に着手した項目、それをカウントしますと、大体8割程度は着手したところであります。達成度と言えるのかどうかはわかりませんけれども、及第点にそれが達したのかどうなのか、その辺の判断については町民の皆さんのご判断に委ねたいというふうに思います。概略をお話しさせていただければ、そういうことになろうかと思います。

〇議長(宮川安明君) 本田議員。

O12番(本田 新君) ここに町長のマニフェストとして、1番から40番まで持っております。中身を見てみますと、よく実行されているものが大多数あります。そういうことでもありますし、また、その中で、今町長言われましたけども、不幸なことに、我が町は災害、震災とものすごい水害、豪雨を受けて、非常に災害対応に追われたという、これまでの、特に3年たっておりますけれども、3年だったのではないかなというふうに思います。そういう中であって、私が見ていますと、我が町は罹災証明の発行だとか仮設住宅への着工、災害復興住宅というふうにですね、それぞれ町のですね、災害の度合いはいろいろあろうかと思いますけども、やっぱり町長はじめ職員の皆さんが頑張ってですね、県下で常に先頭を走って頑張ったということは私は高く評価をしております。

町長にお尋ねしますけども、その災害対応に追われて、当初の計画にですね、非常に影響がなかったのか、あったとすれば、どんなことがあったのか。その点をお聞きしたいというふうに思います。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 先ほども少し触れましたけれども、3期目就任の翌年の4月に 熊本地震の発生、それから6月には時間雨量150ミリというですね、ものすごい豪雨にも 見舞われまして、町内全域にわたって災害を受けたという状況でありました。

それに対する対応等に一生懸命走ったところでありますけれども、振り返ってみますと、 議員ご指摘のとおり、発災直後から避難所の運営、被害認定の調査、罹災証明書の発行、 応急仮設住宅の建設、公費の解体など被災者の支援に対して、職員においてはですね、非 常に過激な労働環境の中にありながらも、よくぞ頑張ってくれたと本当に感謝をするとこ ろであります。

また、多くの関係者の皆様方の支援と努力によりまして、県内でもいち早く、他の自治体に先駆けて事業実施ができたものというふうに思います。もちろん議員各位にも、議会の中でもですね、いろいろご配慮いただいて、たしか6月の議会のときでしたか、一般質問は皆さん中止をされて、とにかく災害対応に執行部は頑張るようにというようなことから、個人的な要望等についても極力避けて、職員のそういった支援の対応を見守ろうじゃないかというような、本当に温かいご配慮もいただいたところでありまして、その点については改めて感謝を申し上げるところであります。

その後も、災害公営住宅についても、全ての住宅建設が今月中には完成をいたしますし、 県内でも全てが完成というのはおそらく早い順番だろうと思いますし、郡内ではもちろん 甲佐が一番最初にでき上がるというような状況であります。

そういう災害対応がですね、どうしても優先せざるを得なかったということで、通常の業務でありますとか、それから新規事業への検討とか事業着手については、どうしても延伸をせざるを得なかったといったことについてはですね、少なからずやっぱりその影響はあったというふうに思っているところです。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 本田議員。

○12番(本田 新君) 今の町長の答弁を聞きますと、わかりました。あと、町長マニフェストともう一つ掲げられて、町長が災害復興に当たられてよく言われていたことが、創造的な復興をするんだと、ただの復興じゃなくて創造的な復興をやって、町の活性化へとつなげていくんだ、町の発展へつなげていくんだというようなことを、よく口にされたことを今思っておるんですけども、じゃあ、町長が言われる創造的な復興というようなことをですね、もうちょっと、私だけにはちょっとわからないっていうかな、大体わかるんですけども、少し具体的な形ででもいいからですね、町長の言われる創造的な復興をいま一度、もうちょっと深くお答えというか、教えていただけないだろうかというふうに思います。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 甲佐町の震災復興計画によりますと、平成28年度から平成30年度、この期間を復旧期間、そして28年度から32年度までの5年間をですね、復興期間というふうに位置づけをしております。

もちろん、「復興」という言葉もですね、これは「災害の前に戻った状態から一歩進めた、よりよい状態にすること」ということでありまして、知事はよく「創造的復興」という言葉を使われて、私もその言葉を使いながら、地方創生を見据えた復興を目指していこうということもあわせて申し上げているところであります。

そういう中で、現在までに決定をしている創造的復興事業、いわゆる目玉的な事業をですね、あえて三つほど町民の皆様方の前でもよく述べておりますので、本日のこの議会の席上でも述べさせていただきますけれども、一つは住まいの復興拠点施設の整備でございます。役場の東側のほうに、ご存じのとおり、災害公営住宅、それから北側のほうに子育て支援住宅、そしてその中間に防災公園を整備することとなっております。

それと2番目には、安津橋の上流の総合運動公園の整備でございます。これは国交省と連携を図りながら、国交省の事業と、それから町の交付金事業を使ったところでの整備とあわせたところでですね、現在整備が進められております。これが完成した暁には非常に注目を浴びる施設になろうかと思いますし、関係人口、交流人口を図る上でも、甲佐町として誇れる施設になると期待をしているところです。

それと三つ目には、これは県営事業になりますけども、田口橋の改修があります。これは当初震災前にも、これは交付金事業でですね、県のほうも考えられていただいていて、これまでも、地元の増永県議もですね、県議会の一般質問の中でもたびたび取り上げていただいて、県議の先生と、それから町とがタッグを組んでやった結果が、今回の改修につながったというふうなことで自負しております。さらには、河川管理者であります国土交通省等のですね、ご理解もいただいたのも、やはりこれまでの町の要望活動等が理解していただいた、実ったということにもつながろうと思います。これも、ただ現状維持での、今日、鳴瀬議員からもですね、質問があっておりましたけれども、単純に4.5を7メーターに広げるだけじゃなくって、さらに平面交差、要するに今、右岸側のほうは熊本市内方面からと、それから甲佐町方面から登り上がって、そして橋を渡って田口のほうに、乙女

側のほうに渡るような構造になっております。この構造のまま改修が進められても大型車が通行できないという、そういう制限がかかりますので、そうなりますと、背後地の乙女台地の開発については、これは非常にマイナス材料にもなります。したがって、それをクリアするためには、この交差点改良をやらなくちゃならんということであります。

先日、宮川議長とですね、私とで、県議会の増永県議の一般質問に行きました。その際に、県の土木部長のほうから、新年度でこの平面交差についての事業予算を予算化したとはっきりと明言をしていただきました。ですから、31年度から、これは正式に着手される事業だということで、我々としても非常に、これは今後の甲佐町の活性化の意味でも期待をする改修工事路線だというふうに思っているところであります。

そのほかいろいろありますけれども、基本的には震災計画の中で基本目標を三つ定めておりまして、一つは産業経済の再建と、町民生活の再建と再生と復興、さらには三つ目に定住促進と教育、子育ての推進といった目標を設定してありますので、それぞれの最後の計画に沿ったところで、今後、復興のほうも検討しながら事業化してやっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 本田議員。

○12番(本田 新君) わかりました。今の答弁の中でちょっと気になった点を一つだけ私のほうで指摘をさせていただきたいというのは、田口橋の平面交差をなされるというのは大いに結構なことで、これをくぐって大型車両が行き、我が町の物流を通して、非常に活性化が図られるであろうということを思いました。その中で、平面交差をするに当たってを考えますと、古閑集落の出口がなくなるような可能性も出てくるというふうなことも聞いております。その点に対してですね、古閑集落に対するいろんなことを考慮された上でですね、出口がなくなる、それに対する対応だとか、そういったこともひとつ考えていただきたいなというふうなことを思っております。

もう1点は、これは町民の方から選挙の中で私が伺った中でよく聞かれたのは、甲佐町には今グラウンドゴルフ場があり、今度、安津橋の上でいろんな運動公園が建設されると。 大いに結構なことだけども、そういったところにはですね、あそこにですね、いわゆる休憩場所もなければ、宿泊施設もないんだと。何かそういった、いわゆる交流をするような拠点的な施設があったらいいなというようなことも町民の方々は言っておられました。

こういったこと、この2点についてですね、ひとつ考慮された上でですね、今後進めていっていただきたいなというふうに思いますけれども、それについては何かご答弁があるならば、どうぞお願いをしたいと思います。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 安津橋総合運動公園のすぐそばにそういう施設というのは、なかなか今すぐというのは難しい面もあるかと思いますけれども、ただ、並行したところでのいろんな事業を今考えております。

その一つには、以前からいろいろご指摘もあっておりました西村資料館ですね、これを

解体して更地にして別の活用方法を探るのか、それとも、あの設備自体の改修をして町の活性化につなぐ策とするのか、いろいろ検討してきたところでありますけれども、議員ご存じのとおり、昨年度からワークショップ等を通じてやりながらですね、改修のほうを進めております。これも、宿泊設備も設けながらというような考えもありますんで、これが整備できたらば、そういう交流の拠点の施設にもなろうかと思います。

それともう一つは、今度の2次補正でですね、拠点施設整備交付金の事業を甲佐町では 採択を、せんだって受けたところであります。これは、井戸江峡キャンプ場の整備も考え ておりますので、これを交付金事業等、過疎債を利用した中で整備をしたいというふうに 考えているところです。従来の単なるキャンプ場の施設ということではなくって、これも 先ほど申し上げたような、西村資料館の後の整備とあわせたところでですね、非常に目玉 の施設となろうかというふうにも考えているところであります。

今、思いついたところを申し上げさせていただくならば、以上の2点かなというふうに 思います。

○議長(宮川安明君) もう一つ、古閑集落の問題を。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 失礼いたしました。古閑集落については、当然、田口橋の両方からおそらく縦断を上げてこなくちゃなりませんので、それに伴って現在の民地等についても移転っていいますか、用地交渉に応じていただかなきゃならない住まいのほうも多数あろうかと思います。当然そのことによって、現在町道として利用しておるところがですね、縦断が上がったことによって必然的に利用できない状況も、これは大いに考えられます。

したがって、そうなりますと、非常に古閑集落の皆さん方にもご迷惑をおかけすることになりますし、町としてはそういった整備をすることによって不利益をこうむるところがないように、その点については万全を期して事業に取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 本田議員。
- **〇12番(本田 新君)** 万全を期して事業進行を進めていただきたいというふうに思います。

この項目で最後の質問なんですけども、今町長はああやって3期12年のところの総括をされておられますけれども、来期についてはどのように考えておられるのか。その点についてお聞かせ願いたいというふうに思いますし、また、もしも目指されるというお考えがあるならば、その思い、志あたりをですね、ひとつここで述べていただけるならばと思いますが、どうでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 私自身の今後の進退についてのお尋ねであろうというふうに理解します。

ただいまマニフェストに対する4年間の成果でありますとか、それから熊本地震からの対応など多岐にわたってお尋ねをいただき、お答えもさせていただいたところであります。その中でも申し上げましたけれども、政策目標に対する達成度についてはまだまだ不十分だと思いますし、また、この12年間の中で積み残した案件も多くあります。また、これまで温めてきた政策が町の活性化につながる事業にも意欲を持って望みたい、そういう気持ちも強く持っております。さらには、震災からの復旧にようやくめどが立ちつつある中で、これからの創造的復興とあわせて是非最後まで責任を持って担わせていただきたい気持ちもいっぱいございます。来る町長選挙、本年8月に控えておりますけれども、この場をおかりいたしまして4期目の立候補の決意を表明させていただきます。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 本田議員。

○12番(本田 新君) 立候補されるというお志を今お聞きしました。ならばですね、私としてお願いがあると言えば何ですけども、特に奥名町長ならばできるんじゃないかなという思いが一つあるのは、先ほど3番議員が質問されていました市街地の排水の問題。これは今、嘉島町が、以前はものすごい水害があったけれども、ポンプアップをですね、緑川にするというような大がかりなことをやってですね、嘉島の現在の復興というか、クレアから上のですね、鯰地区とかのあそこの市街地がものすごく発展をしております。

また、我が町におきましてもですね、あのような形ででもして、やって、市街地のですね、排水問題、水害問題を解決するにはやっぱりその流末においてですね、緑川へのポンプアップというような大規模なことをやらなければ最終的な解決につながらないんじゃないかなって思っておりますし、そういったことをやるためにですね、国との太いパイプを持った奥名町長のほうが今やれるんじゃないかなというふうに私は期待をしたいと、この場で思っております。是非ともですね、それに向かってですね、4期目にですね、ひとつ、マニフェストをつくられるというならば、そのことをもう一度マニフェストに掲げていただいてですね、是非とも市街地の水害問題に終止符を打ってもらいたいなという思いでおります。そのこと自体にはご答弁は結構でございます。

ということで、これに対する質問を終わりたいと思います。

続きまして、下白旗の開発行為についてという質問、2番目について行かせてもらいたいと思います。これは昨年の12月議会に質問しました。そのことについての復習というか、それについてちょっと一歩進ませていただきたいというふうに思っております。

12月議会では、農政課長のほうに質問しまして、農振除外がされている、その真意について経緯、経過などを含めて、その経緯についてお尋ねしましたら、農政課長のほうから、農振除外したのは開発行為に適している土地であるというふうなお答えをいただいております。そして、町長に対して私は、町のほうでそういった開発行為をしてはどうなのかとお尋ねしたら、いや、これは町のほうでは開発行為等については支援要綱などの制度がありますので、その制度を利用した上で民間開発にお願いをしたい、期待をしたいというようなことであっております。

ここで重ねて要望というか、質問をさせていただきたいのは、それでは、そういった開発行為をするに至って、何を町はやったらそういうところができるのだろうか、何をなすべきなのだろうかとか、どういった情報発信をやれば、そういった開発行為へとつながるのだろうかというふうに思いますし、また、ただ単に情報を提供されて現在もおられますけれども、その中で、じゃあホームページにこれを掲載することはできないのだろうかという思いがあります。そしてそのホームページも、ただ、こういう土地があるということだけではなく、その中には地権者の意思だとか地域の取り組みだとか、また、用排水問題がクリアされているだとか、また、町がどういった支援をしていくんだとか、そういったこと、きめ細かな情報を持たせた上でのホームページの掲載などはできないのだろうか。もっと積極的な町の対応を私は今ここで求めたいと思いますが、どうでしょうか。その辺、お伺いをしたいと思います。

〇議長(宮川安明君) 企画課長。

〇企画課長(一圓秋男君) お答えいたします。

今お話がありましたホームページとか、そういう情報提供の件でございますけれども、 前段としましてですね、今言われておりましたように、さきの12月の定例議会におきまし て、町長のほうから、民地の開発につきましては町が制度化しております開発行為等支援 要綱の活用による民間開発を考えており、町からの支援策を含めた情報提供をしながら住 宅政策等を進めていきたいというふうな町長からの答弁があっております。

ご質問がありました、情報提供をどうやって行っていくのか、ホームページ等でどういうふうに行っていくのかということでございますが、当該地は町が平成27年度に行いました工業団地適地調査の中で、開発適地候補地として位置づけられた場所でございまして、不動産等の関係企業からの問い合わせ等があった場合には担当課において情報提供をさせていただくこととなります。

また、今、ホームページに掲載はできないかということでございましたけれども、民地の情報をホームページ上に掲載するという場合には、まず町としてどのような目的で掲載するのかを明確にする必要がございます。実際、ホームページ上の事例をちょっと見ましたところ、全国の事例を見ますと、企業誘致等の開発に伴う事業用地や、公共事業に伴います代替地としての登録制度を設けている事例などがございます。

この登録制度というものにつきましては、所有者から登録申請により町に申請していただきまして、登録簿に登録し、登録情報をホームページ上で公開、その後マッチングするというふうな流れでございます。そのときにその地権者については情報を公表するという旨の確約書等も当然、添付資料で必要になるということでなっております。

今はですね、議員のほうから情報提供の方法等につきましてですね、今回ご提言いただいたところでございますので、今言いましたようなものもございます、全国の事例もございますので、そのようなものを調査、研究を今後してまいりたいというふうに考えます。以上です。

〇議長(宮川安明君) 本田議員。

〇12番(本田 新君) 開発行為についてですね、町の支援、大いにお願いをしたいと いうふうに思いますし、情報発信もですね、きめ細かにですね、不動産屋がですね、募集 するようにですね、駅から何分とか、ああいったきめ細かなですね、ことをやってですね、 とにかく民間活力をですね、引きつけるというようなことをですね。これは他の自治体と の、やっぱり競争だと私は思っているんですよね。だから、そこまで勝ち取るためにです ね、その後、打ち勝って我が町を発展させるため、活性化させるためにはですね、大いに 頑張っていただきたいというふうに思いますし、例えば進出企業だとか開発事業者あたり にも事務的なことが大変ならば、もっと事務的なこともですね、簡素化というか、町のほ うでやってやるぐらいの思いも、やっていただきたいというふうな思いもありますし、以 前、ちょっとこれは聞いた話なんですけれども、甲佐町にゴルフ場ができるときはですね、 職員の方々が用地交渉なんかにもですね、出向いてですね、いわゆる張りつくっていうよ うなことまでやったというふうなことも聞いております。そういった意味でですね、やっ ばり企業の誘致だとか、やっぱりそういった人口増を図る上で、この宅地開発をですね、 進めることはですね、やっぱり第一義的な我が町の活性化につながるのではないかなとい うふうに思いますので、ひとつ、全員でやるというかな、取り組んでいただきたいという ふうに思います。

また、あとですね、もう一つ思っているのはですね、特に乙女の下地域に行きますと、 田口だとか府領だとか行きますと、集落の真ん中に空き地がぽーんとできてるんですよ。 こういった空き地等あたりもですね、もしも、その地権者の方がどう考えられるかわから んけれども、そこは調査してですよ、もしも転売してですね、あれっていうんだったらば、 そこに宅地造成のですね、つくられる方を誘致するようなことができればという思いがあ るんですけれども、そういったことも考えてみられてはいかがでしょうか。その点につい てはどうでしょうか。ちょっと急な質問で申しわけないんですが。

- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 集落内の空き地ということですけれども、一団となった大きな土地の空き地ではございませんが、本町では空き家バンク、空き地バンクについて、平成30年度から立ち上げております。

空き地につきましては、議員ご指摘のとおり、もう既に乙女のほうからですね、3件の相談がございまして、うち2件を申請いただいているところです。この空き地につきましては、宅建協会と協定を結んでおりますので、宅建協会と一緒にですね、現地調査を図って、ホームページ、空き地バンクのほうに登録することとしております。これにつきましては、所在の場所とか面積とか、空き家バンクもそうですけども、普通、不動産会社がホームページで掲載されているような形での掲載を考えているところでございます。

- 以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 本田議員。
- **O12番(本田 新君)** 大いにやっていただきたいというふうに思います。 では、この項目の最後の質問であります。

これもまた、さきの12月議会で私が質問しましたとおり、県道沿いの農地が、いわゆる、昔でいう、いわゆる活性化構想というようなことで、非常に今ある下白旗のですね、あそこにある企業は大概この活性化構想というようなことがもとになってですね、ああいった企業の進出があっておりますけれども、再びこういったことができないのだろうかということで、質問をさせていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **○企画課長(一圓秋男君)** 従来の活性化構想のようなものができないかというご質問でございます。

活性化構想につきましては、農村地域の活性化を図る観点から、平成2年2月に農村活性化土地利用構想が制度化されております。制度としましては、構想に位置づける施設等については農地転用の緩和が適用されるものであり、本町におきましては下白旗地区の県道の両側を活性化区域に位置づけた構想が作成されております。

この中で、これは県の認定が必要になりますけれども、下白旗につきましては、県道沿いに建設される流通業務の施設という位置づけのもとで、その区域を設定されているところでございます。その結果としましては、今議員おっしゃられましたとおり、複数の流通関係の工場等が建設されているというところでございます。

ただ、この構想につきましては、法の改正によりまして、平成12年の3月に廃止されております。平成の21年6月に農地法の改正等によりまして、農地転用制度の厳格化と規制強化が強力に進められておりまして、現在、従来のような活性化構想はないような状態になっております。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 本田議員。
- **○12番(本田 新君)** で、なくなったということであります。残念ですが、じゃあどうするかということなんですよね。そこから先、今ご答弁いただけるならご答弁いただきたいんだけど、じゃあどうするかというようなことを今すぐではあれでしょうけれども、ひとつ企画のほうにですね、これはまた宿題として、次の議会で質問したいと思いますけども、じゃあどうするか、ならば諦めるのかというわけにもいかないだろうからと思いますので、ひとつまた、それについては後日質問をさせていただきたいというふうに思います。

では最後の3番目の質問であります。

議員定数1減であります。

これについては、私も大変な思いを持ってご質問させていただきますけれども、これは 当時、議員発議で条例が制定されたという経緯があります。当時の議員の考え方、何が議 論されて、当時の考え方がどういったものだったのかについて、やっぱり認識すべきじゃ ないかなという思いがあります。その点、発議をなされたのが今の町長であります。町長 が当時、議員として発議をされておりますので、その当時のことについてお聞きしたいと 思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ただいまの本田議員のお話のとおり、これは平成16年の9月定 例議会でですね、議員定数の削減について、議員発議により、当時は16名の定数を4名削減して12名にする条例を発議した経緯があります。で、おっしゃるとおり私がですね、当時、総務委員長をやっとった関係で、この条例の改正案を提出させていただきました。

当時の、その発議に至った経緯を少し述べたいと思いますけれども、その当時の時代背景として、平成の市町村合併の問題がありました。それと、小泉政権下のもとでの三位一体の改革。そういう地方自治体の将来のあり方が問われていた時代であったように思います。

本町の場合を考えてみますと、御船町との合併協議を進めておりましたけれども、最終的には御船町との協議が整わず、法定の合併協議会のほうも解散をしました。そういう事態の中で、国が進める三位一体の改革によりまして、地方交付税のほうは大幅に削減をされて、本町には、税源移譲といってもそう確たる移譲をされるような財源もございませんでしたし、これは、本町のみならず、地方の市町村においてはですね、非常に大きな打撃になる状況であったかというふうに思っております。そういう状況の中で、議会も執行部と一体となって地方財政に向けて、議会自らが改革に努力する義務があると、そういう趣旨で定数削減に至ったところであります。

削減の効果額については、この後、総務課長のほうからご答弁を申し上げますけれども、その定数を、じゃあ、なぜ16名から12名に4名の削減を行ったかといった根拠については、当時ですね、議員の定数については1,000人に1人、職員については人口100名につき1人と、そういうような考え方がありまして、議員の定数については、今申し上げたように、1,000人に1人というようなことで計算をしてみますと、当時1万2,000に至らないぐらいであったので、12名という数字が出てきたものというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 本田議員。
- **〇12番(本田 新君)** 私も当時、2期目の議員としておりました。当時のことをよく 覚えております。そして当時は、さらにつけ加えて言うならば、議員自らが身を切ること によって、その後の町の行財政改革を推進させようという思惑も、議員の中ではあったと いうふうに記憶しております。

また、そういった意味で、定数削減を考える上でもう一つ考えなくてはいけないのは、 公正な上でですね、担当課長のほうに聞きますけれども、当時の財政状況と今の財政状況 をやっぱりしっかりと比較した上で、この定数削減については議論すべきだろうと私は思 います。

当時の財政状況についてはどのようにあったのか、それについてお聞きしたいのと、あ わせて現在はどうなのか、その比較をお願いしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) それでは、議員削減当時の財政状況、それと現在の状況と

いうことで、その前に、先ほど町長のほうから議員削減の4名の削減による財政効果ということでありましたので、そちらのほうを答弁したいというふうに思います。

当時の数字で、単年度で約1,800万ほどの削減ということで、10年にしますと1億8,000万円の経費節減が可能になったというようなことで、議員発議がされているというところでございます。

それでは、ご質問の議員定数を削減した当時から現在までの財政状況についてご説明申 し上げます。

平成16年当時におきましては、長期的な景気の低迷等によりまして町税収入が減少して、さらに先ほど町長からもありましたように、小泉政権下で国が推し進めます三位一体の改革、いわゆる補助金、負担金の削減及び地方交付税の大幅な削減が実施をされ、町の歳入は大きく減少するという、これまでにないような財政危機の状況で、その当時の財政運営をそのまま続けていけば毎年赤字が生じ、平成21年度には財政再建団体になるというような試算でございました。

具体的に地方交付税で申しますと、平成13年度での地方交付税の交付額は21億5,300万円ございましたけれども、平成16年度には18億1,400万円と、実に3億円を超える額が削減されております。このようなことから、町全体として行財政改革に取り組み、財政健全化の取り組みをせざるを得ない状況になっていたというふうに思います。

その後、行革効果があらわれたことと、それと政権が交代をいたしまして、地方の窮状も考慮された結果と思いますけれども、平成18年ごろから地方交付税が徐々に増額されたこと。この増額につきましては、基準財政需要額の中に行革インセンティブという項目が設けられましたことも起因しております。

このようなことから、財政調整基金もだんだんと増額になってきたというふうになって おります。

しかしながら、最近の状況でございますが、平成28年4月の熊本地震、それと6月の豪雨災害によりまして、これもこれまでに経験したことのない財政需要が発生して、昨年の9月議会で報告いたしました中期財政見通しによりますと、平成34年度には財政調整基金の残高は2億5,000万円まで減少をするというふうになり、行革前の財政再建団体転落ということも危惧されるような状況になっているところでございます。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 本田議員。

○12番(本田 新君) 当時と今がちょっと財政的には非常に厳しい時期を迎えているというふうな認識であります。そういう中にあっての議員定数の削減ということであります。これは、さらにもうちょっと総務課長に、どうなのかわかりませんけれども、例えば農道だとか、町道はどうかわからんですけど、里道だとか、国、県の支援の採択はできなかったところへの復旧が、私はこれから増えていくんじゃないのだろうかというふうに思っております。今までは国、県の支援のもとに復興をやってきて、だから、高い補助率をもらってやってこられたから、今7億円の、今度の災害でですね、債務残高は増えており

ますけども、もうちょっと財政的には厳しくなるんじゃないかなというように思います。 完全な復興を目指すというならば、例えば復興基金なんかを活用しても、やっぱり2分の 1だというふうに思いますし、今後また、さらに厳しくなる財政状況が待ち構えているの かなというふうに思います。そういったことも考慮した上で、各議員にこれは考えてほし いということであります。

そこでさらに、もうちょっと質問させていただくならば、町長のほうに答弁のお願いを したいのは……、その前に人口のことについて質問します。

先ほど町長は1,000人に1人というようなことをおっしゃってますけれども、担当課長に聞きますけれども、これから4年後の人口の見込みはどれくらいを考えておられるのだろうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **〇企画課長(一圓秋男君)** 4年後の人口の見込みということでございます。

住民基本台帳による平成31年2月末の人口は1万637人となっております。住民基本台帳による直近の6年間の増減の平均値、または平成27年12月に作成しております甲佐町人口ビジョンにおけます町独自の推計等を参考に算出しますと、1万人前後になるのではないかというふうに推測しているところでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 本田議員。
- **〇12番(本田 新君)** 今、私は財政と人口という観点に立って議員削減のことを考えております。議会事務局のほうにいろいろと経費の、どれくらい実際、先ほど総務課長は、年次で4人で1,800万ですから、1人当たり450万ぐらいの、あれだったと思うんですけども、議会事務局に問いましたら、480万ぐらいが人件費として削減できるんじゃないかなということを調べていただきました。また、人口は4年後は1万人前後というようなことであります。

これらのことをですね、含めた上での定数削減を私は提案したいと思うんですけれども、 町長にお願いをしたいというのは、例えばこれ、議員が自分たちのことをするのは非常に 難しいものがあるかもしれません。そこで、民意、町民はどう考えとるのかとかいうよう なこともひとつ考えなくちゃいけないのではないかなという思いも持っております。そう いったところで、例えば区長会あたりに諮問なんかされてみてはどうなのかというように 思います。例えば、さきの特別職の報酬なんかは査定委員会かな、なんかに諮問されたと いうふうにあります。よくテレビなんかでいう第三者機関とか、そういった言い方はあれ ですけれども、ひとつそういったところでね、諮問をしてみたらどうなのかという思いが ありますけども、その点については、議員削減に対する、そういった諮問についても含め て、町長の今のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 先ほどから今後の人口の推移であるとか、それから削減の経費、 効果等については、各課長から答弁をしてもらいました。 そうした背景の中でですね、ただいま本田議員のほうから議員定数のご提案をいただいているところでありますけれども、過去を振り返ってみますと、過去に実施されてきた条例改正におきましては、これはやっぱり町の執行部から一方的な考えとかを議会にお示ししたというようなことは、とってはないかというふうに思っております。

平成16年の9月に条例改正がなされてますけれども、その際にも議員さんのほうから発議がなされて、定数の改正、条例の改正が行われてきたという経緯があります。ご指摘のように、区長会にこの問題を諮問してはどうかというご提案をいただいておりますけれども、確かにそういう方法論もあるとは思いますけれども、また、町民世論の判断材料の一つにもなろうかとは思います。

ただ、やはり大事なことは、まず議員各位、それぞれがこの議会の中でですね、さまざまな角度の中から検討をなされて、その結果が、じゃあ区長さんたちにも諮問しようかとか、そういうお話になれば、執行部のほうでやらないこともありませんけれども、やはりこの問題は非常にデリケートなところも確かにあろうかと思いますし、定数を削減することはメリットもあればデメリットもある、そういう角度もあるかもしれません。ですから、そういった議論をですね、やはり議員の皆さん方12名でやられて、統一見解を出された後に実施されるということであれば、我々はその対応をさせていただくということはやぶさかではございません。ですから、今後のその点については、議員皆さん方に判断を委ねたいというふうに考えます。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 本田議員。

O12番(本田 新君) 町長もやっぱり議員をされたその町長であられますので、そこら辺のこと、議会のことについては非常に思いというか、それに対しても非常に思いを持っておられるなというふうに推測いたしました。

この問題についてはですね、これから後ろにおられる議員の方々12名と、ついこの間、 1カ月もならん前に選挙して、もう定数削減かいというふうな話だろうと思いますので、 私もこういう機会で言うのもあれだったんですけども、これはこれからの4年間かけて議 員の皆さん方と考えた上で、町長の今のご答弁であったとおり、議会の中でこれを考えて いったらいいんかなと思いまして、そういったことをまだまだ含めましてね、議長にお願 いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございまし た。

○議長(宮川安明君) これで、12番、本田新議員の質問は終わりました。

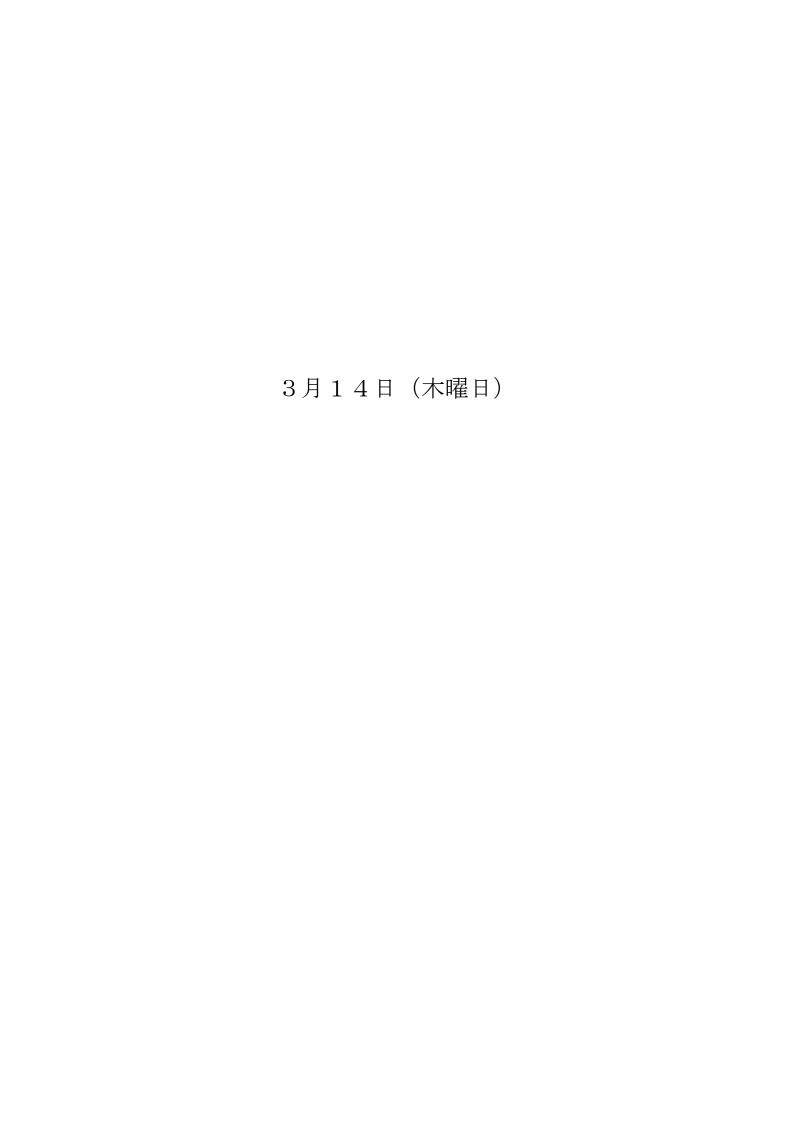
以上で、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

あす、14日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時43分



平成31年第1回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成31年3月12日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 3月14日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 3月14日 午後4時13分 議長宣告

1. 出席議員

斐 良 二 甲 斐 1番 2番 甲 高士 3番 田中孝 義 精 子 4番 鳴 瀬美善 5番 森 田 6番 佐 野 安 春 宮 7番 荒 博 本 修 治 9番 福田 田 8番 謙 10番 井 芹 しま子 11番 宮 川安明 12番 本 新 \blacksquare

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三 町 克 長 師 富 省 長 奥 名 美 副 町 会計管理者 古 閑 敦 総 務 坂 直 課 長 西 企 画 課 長 一圓 秋 男 地域振興課長 畑 公 孝 北 くらし安全推進室長 佐々木 亚 税 務 課 井 上 幸 介 長 住民生活課長 奥 村 伸 総合保健福祉センター所長 井 上美穂 福祉課長 北野 太 農政 課 長 出 本 幹 春 建設 課 弘 計 課 敦 長 志戸岡 会 長 閑 環境衛生課長 町民センター所長 中 健 次 橋 本 良 一 林 教 育 長 蔵田勇 治 学校教育課長 荒田 慎 社会教育課長 吉岡英 農業委員会事務局長 岡本 斡 春 代表監查委員 選挙管理委員会書記長 西 坂 直 進 本 田

1. 開会 3月14日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	•	
日程第1	同意第2号	甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求め
		ることについて
日程第2	同意第3号	甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについ
		て
日程第3	議案第4号	甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第4	議案第5号	甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部
		を改正する条例の制定について
日程第5	議案第6号	甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の制
		定について
日程第6	議案第7号	甲佐町子育て支援住宅管理条例の制定について
日程第7	議案第8号	甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
		する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第9号	甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
		を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第10号	甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正
		する条例の制定について
日程第10	議案第11号	甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第12号	工事請負契約の締結について
日程第12	議案第13号	工事請負契約の変更について
日程第13	議案第14号	工事請負契約の変更について
日程第14	議案第15号	工事請負契約の変更について
日程第15	議案第16号	業務委託に関する協定の変更について
日程第16	議案第17号	平成30年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)
日程第17	議案第18号	平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第18	議案第19号	平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第19	議案第20号	平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第20	議案第21号	平成31年度甲佐町一般会計予算

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長(宮川安明君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第 1 同意第 2 号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

日程第1、同意第2号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求める ことについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

〇税務課長(井上幸介君) それでは、同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、溜渕清裕。■■■■■■生まれ。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、現委員である田上菊夫氏が平成31年3月23日で任期満了となるためでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) 町長の選任理由を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時02分 再開 午前10時03分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) それでは、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について ご説明を申し上げます。

今回、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任のご提案をいたしております溜渕 清裕氏は、平成25年1月から現在まで津志田区の嘱託員として長年にわたり町行政の円滑 な運営のためご尽力をいただいているところであります。

このように氏は、地域からの信頼も厚く、地域行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任をしたいので、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

5番、森田議員。

- **○5番(森田精子君)** ただいま町長のほうからご説明がありましたとおり、溜渕氏は 大変誠実な方で、人望も厚い方ですので、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから、同意第2号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意すること に決定をいたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時06分 再開 午前10時07分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 同意第3号 甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについ て

〇議長(宮川安明君) 日程第2、同意第3号「甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

〇農政課長(岡本幹春君) 同意第3号についてご説明申し上げます。

同意第3号、甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条 第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。 記。

氏名、住所、生年月日、性別、資格の順に読み上げさせていただきます。

平井豪、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■■、男、認定農業者。

島津和德、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■■、男、認定農業者。

中村峯子、甲佐町大字■■■■■■■■■■■■■、女、利害関係の無い者。

佐藤礼治、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■、男、認定農業者。

福永浩紀、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■、男、青年及び認定農業者。

五嶋靖、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■■、男、農業者。

松本茂、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■、男、認定農業者。

山内亮一、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■■、男、認定農業者。

中村幸信、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■■■、男、農業者。

本田廣正、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■■、男、認定農業者。

長野和代、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■■、女、認定農業者。

奥名政成、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■、男、認定農業者。

岡本篤幸、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■、男、認定農業者。

清住曻、甲佐町大字■■■■■■、■■■■■■、男、認定農業者。

平成31年3月12日提出。甲佐町長名です。

今回の任命の同意につきましては、甲佐町農業委員会の委員の推薦及び募集に関する規 定に基づき公募をかけ、14名の定数に対しまして14名の応募があっております。

その応募がありました14名の方につきましては、甲佐町農業委員会の委員候補者評価委員会というのが設置してありますので、評価委員会の中で、適任かどうかということで町長のほうから諮問があっておりますので、審査を行い、諮問の結果14名、応募されました方、全ての方が適任ということで答申を受けているというようなものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** 9番。この農業委員の方ですけども、再任の方と新しい方をちょっと紹介していただくならばと思いますけれども。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** それでは、上から順番にご説明申し上げます。

平井さんにつきましては再任。島津さん、再任。中村さん、新任。佐藤さん、再任。福永さん、再任。五嶋さん、再任。松本さんは、最適化推進委員から今回は農業委員のほうへ。山内亮一さんにつきましても、最適化推進委員から農業委員へ。中村さんは新任。本田廣正さんも、最適化推進委員会から農業委員へ。長野和代さんは新任。奥名政成さん、新任。岡本篤幸さん、再任。清住曻さん、新任となっております。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時13分 再開 午前10時14分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 鳴瀬議員。

- **〇4番(鳴瀬美善君)** この資格要件が右側のほうに書いてありますけど、認定農業者だったり利害関係の無い者とかありますけど、この要件について説明をお願いしたいと思います。
- **〇議長(宮川安明君)** 農政課長。
- 〇農政課長(岡本幹春君) 資格要件を右側に、認定農業者、利害関係の無い者、青年、女性。女性というのは今回書いておりませんが。農業委員会等に関する法律の中で、まず認定農業者については、委員の過半数以上、認定農業者が占めることという規定がございます。ですから、本町の場合14名ですので、8名以上は認定農業者の方でないとだめだと。それと、利害関係を有しない者については、1名以上選任すること。これは、直接農業をされてない方、農業委員会については許認可事務もありますので、直接の利害関係を有されない方ということでございます。

それと、青年といいますか、今回、福永さんが該当されておりますが、50歳未満の者原 則1名以上という規定がございます。

それと、女性については、通常、各種委員会におきましては男性が多いですが、できるだけ偏らないようにということで、原則1名以上女性の委員さんをというような規定がございますので、今回の公募につきましては、それぞれ要件を満たしているということで本日ご提案をさせていただいているところです。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** はい。荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** はい、7番。先ほど課長の説明から、評価委員会で審査された ということでございますけども、評価委員会の構成ですね、どなたでされているのか、そ の分を教えていただきたいと思います。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- 〇農政課長(岡本幹春君) 甲佐町農業委員会の委員候補者評価委員会設置及び運営要綱というものを定めております。これは、内部組織になりますが、委員の構成につきましては、委員長に副町長、副委員長に農政課長、私でございます。それと、委員としまして総務、企画、建設、税務の各課長のメンバーでの評価委員会ということになっております。以上です。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** 7番。同意第3号、甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を 求めることについてでございますけれども、ただいま課長の説明があったとおり、評価委 員会での評価もありますし、各項目にも該当するような選出でございますので、何ら異議 なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから、同意第3号「甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意すること に決定しました。

日程第3 議案第4号 甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定について

〇議長(宮川安明君) 日程第3、議案第4号「甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

〇農政課長(岡本幹春君) 議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定について。

甲佐町森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定するものでございます。

平成31年3月12日提出、町長名でございます。

今回、森林法の改正に伴い、平成31年度から森林環境譲与税制度が始まる予定となって おります。

森林環境譲与税につきましては使途が制限をされております。また、複数年で事業が実施できるような制度設計となっておりますので、複数年の分を積み立てて事業を行う場合、基金に積み立てる必要がありますので、基金条例の制定をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町森林環境讓与税基金条例。

設置の目的。

第1条、甲佐町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等 の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、甲佐町森林環境譲与税基金 (以下、「基金」という。)を設置する。

積立て。第2条、基金の原資は森林環境譲与税をもって充てる。2、基金として積み立

てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下、「予算」という。)で定める額とする。

管理。第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理。第4条、基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れ、第1条の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

処分。第5条、基金は第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に 限り処分することができる。

雑則。第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則。この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 はい、福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** 9番。この基金は大体年間どれぐらいの基金をされようと思ってるんですかね。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** 先ほど、まず説明の中で、説明資料つけておりましたが、 説明資料の説明を忘れておりました。申しわけありません。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

森林環境税及び森林環境譲与税。今回、森林環境譲与税ということで基金をつくりたいということで提案でございますが、その森林環境譲与税の原資となりますのは森林環境税でございます。新たな税の創設でございます。この森林環境税につきましては、左下に書いてあります国税、森林環境税(仮称)年額1,000円ということで、その下に個人住民税、均等割で都道府県民税、年額1,000円、市町村民税、年額3,000円となっております。これは全国版ですので、熊本県の場合は都道府県民税が現在1,500円となっており、個人住民税につきましては、森林環境税は平成36年度からでございますが、東北の震災の分で1,000円、現在35年度まで取るという制度設計になっております。その東北のが35年度で切れますので、36年度からは東北の分で取っていた同額1,000円を森林環境税として徴収するということで、納税義務者が全国に6,200万人ということで、税の規模としましては1人1,000円になりますので、国全体で620億程度の規模となります。

ただ、税として徴収しますのが36年度からで、譲与税としては前倒しで31年度から譲与税として交付がありますので、毎年、段階を追って交付税の額を税の額を増やしていくという設計になっております。31年度につきましては、日本全国で200億程度、34年度からは300億程度、それと37からは620億程度の歳入が見込めますが、来年度から交付する譲与税として配分する分を37から平成44まで段階的に減らす、8年間減額をした上で、譲与税総額としては増やすということで、平成45年度からは税として徴収した分を交付するとい

うことで、本町の場合は初年度が、すいません、正確な数字は資料を探さないと、申しわけございません、二百数十万です。来年31年度が二百数十万、これも各町村段階的に増やして交付をされる見込みということで聞いております。

〇議長(宮川安明君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

以上です。

〇6番(佐野安春君) 議案第4号、甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定については、 反対の立場から討論を行います。

この条例のもとになっている森林環境税は、東日本大震災を名目として導入された個人住民税均等割への上乗せ増税を看板をかえて継続するものです。均等割は逆進性の高い税であり、この新たな課税は国民生活を圧迫するものであります。それに基づいた基金条例の制定については反対をします。以上です。

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 本田議員。
- **O12番(本田 新君)** 議案第4号、甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定についでありますけれども、説明資料を見ますと、その右下のほうに、公益的機能の発揮ということで、このよってですね、地球の温暖化を防止したり、国土保全、また、水源涵養機能ということで、日本国の70%以上を森林が占めている我が国にとって、森林を守ることが国土を守るというような方向へと進むということでありますので、この条例議案につきましては、何ら異議なく賛成をしたいと思います。
- **〇議長(宮川安明君)** これで討論を終結します。

これから議案第4号「甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案どおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

- ○議長(宮川安明君) 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。
 - 日程第4 議案第5号 甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
 - 日程第5 議案第6号 甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の制 定について
- ○議長(宮川安明君) 日程第4、議案第5号「甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第5、議案第6号「甲佐町 高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について」、以上の2件について は一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(北野 太君) それでは、議案第5号及び議第6号について、あわせてご 説明申し上げます。

この二つの議案につきましては、熊本地震により損壊し、滅失した乙女福祉ふれあいセンターの設置規定を改正し、新たに、乙女高齢者福祉センターが新設されておりますので、それの設置規定を設ける必要がございますので、今回お諮りするものでございます。

それでは、まず議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、熊本地震により被災した乙女福祉ふれあいセンター介護予防 拠点施設が解体され、滅失していることなどから、本条例を改正する必要が生じたため、 この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表中、乙女福祉ふれあいセンターの項を削る。

別表中、「使用料」を「部屋代」に改め、同表乙女福祉ふれあいセンターの項を削る。 附則。この条例は公布の日から施行する。

続きまして、議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。 甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定することとする。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、乙女高齢者福祉センターの新設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき本条例を制定する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例。説明につきましては、条文を全て読み上げますと時間かかりますので、第1条から第3条までを読み上げまして、第4条以降は条文構成のみの説明とさせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、第1条から説明いたします。

趣旨。

第1条、この条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、甲佐町高齢者福祉センター(以下、「センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

設置。

第2条、センターは高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクレーションのため の便宜を総合的に供与することを目的として設置するものとする。

名称及び場所。

第3条、センターの名称及び場所は次のとおりとする。名称、乙女高齢者福祉センター まつやま。場所、甲佐町大字津志田3073番地。

これからは、条文構成のみを説明いたします。

第4条は、維持管理について規定しています。第5条は、使用の許可。第6条は、使用の制限。第7条は、使用料について。第8条は、使用料の減免。第9条は、使用料の還付。第10条は、使用許可の取り消し等、第11条は、損害賠償。最後に第12条は過料について。第13条は、雑則規定としています。

別表につきましては、第7条の使用料について規定しております。

料金設定については、ほかの福祉センターと同額の設定としております。なお、シャワーがついております。シャワーにつきましては、1人1回当たり100円と規定しております。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

それと説明資料としまして、施設の立面図と平面図をつけております。構造につきましては、木造で金属版葺きの平屋建てでございます。延べ床面積は、245.12平米、約74坪となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- **○議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。 井芹委員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 第5条の使用の許可ですけれども、次に掲げる者はの1から4はですね、どれか一つでもいいのか、それとも四つともですね、当てはまらなくてはいけないのか、そこら付近はどうですか。一つでもいいんですかね、高齢者であれば。
- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** 第5条の各号どれか一つに当てはまれば使用できるというような考えでよろしいです。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。
 2番、甲斐議員。
- **〇2番(甲斐高士君)** 2番です。議案第5号についてご質問いたします。 別表中の使用料を部屋代に改めてありますけれども、これ何か特段の理由等がございま

すでしょうか。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時36分 再開 午前10時36分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 福祉課長。

〇福祉課長(北野 太君) お待たせしました。

使用料をですね、部屋代に改めている理由につきましてはですね、この新旧対照表にはちょっと載せておりませんでしたけれども、この条例の第8条、使用料というところの規定の中に、介護予防拠点を使用するときは、使用者は別表に定める使用料を前納しなければならないというような規定がございます。ということで、この表の全体を使用料というような表現を条文の中でしてありますので、この部屋代がもともと使用料になってて、ちょっと言葉がダブっていましたので、誤解がないように部屋代というふうに改めております。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** 9番。名称が変わるということですけれども、これは財源が違うわけですかね、前んとと。
- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** 名称が変わるということで、介護予防拠点施設だった乙女福祉ふれあいセンターがですね、実際なくなって、今度、新設したものが高齢者福祉センターというような名称になっております。これにつきましては、議員がご指摘のとおり、過疎債を全額適用しておりまして、過疎債については、介護予防拠点施設は該当しなくて、高齢者の福祉センターという名称で建てたという関係上で、新たな設置条例を策定しているというようなことでございます。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** 9番。もう1点。このシャワー室ですね、シャワー代100円としてありますけれども、これは100円入れてからすっとですか、それともシャワーを1回使えば100円ということですかね、これは。
- **○福祉課長(北野 太君)** シャワー室の使用料につきましてはですね、当初は機械を設置する予定でございました。ただ、温水シャワーになりますので、機械の設置上ですね、水だったら、通常の海の家みたいな感じで水を出してとめるようなスイッチでいいんですけでも、温水シャワーになりますと今度は給湯器までのスイッチも入れないかんというような状況になりますので、ちょっと技術的にですね、そういったコインタイマーをつける

ことは不可能ということでございましたので、一応シャワー室に外鍵をですね、つけるような形にしまして、使われる場合は自己申告で納めていただくというようなことにしております。以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、議案第5号及び第6号に対する反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、議案第5号及び第6号に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。

- **○7番(荒田 博君)** 7番。議案第5号、甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第6号、甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、議案第5号では、乙女ふれあいセンターの廃止に伴って削除と、第6号で高齢者福祉センターの設置ということで、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

採決につきましては議案ごとに行います。

初めに、議案第5号「甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

議案第7号に入りますけども、執行部から資料配付の要望があっておりますので、それ を許します。

> 休憩 午前10時42分 再開 午前10時43分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第7号 甲佐町子育て支援住宅管理条例の制定について

〇議長(宮川安明君) 日程第6、議案第7号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(志戸岡 弘君) 議案第7号、甲佐町子育て支援住宅管理条例の制定について、ご説明申し上げます。

甲佐町子育て支援住宅管理条例を次のように制定するものでございます。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由。

甲佐町子育て支援住宅の新設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき本 条例を制定する必要が生じたため、この議案を提出するものであります。

説明については、お配りしております説明資料にてご説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、1枚ペーパーで先にお配りしております資料にてご説明をしたいと思います。 子育て支援住宅管理条例説明資料。

1、趣旨。この条例は、子育て世帯その他地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律などの規定に基づく、甲佐町子育て支援住宅の設置及び管理に関し、法及び地方自治法並びにこれらに基づく法令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものでございます。

2番目に、名称及び位置。名称は、ヴェルデ甲佐。住所が、甲佐町大字豊内777番地。 ヴェルデは、イタリア語で緑を意味しております。右側のほうに間取り図を掲載しており ます。鉄筋コンクリート造の3階建てで、2LDKとなっております。20戸です。床面積 が73平米となっております。

次に、3番目に、入居世帯及び入居の期間としまして、まず入居できる世帯としまして、 子育て世帯。子育て世帯の定義としましては、同居者に18歳未満の者または妊娠している 者がいる世帯です。入居の期間は、入居時から入居資格を満たさなくなった日の属する年 度の3月末日までとなっております。

次に、新婚世帯です。新婚世帯の定義は、配偶者(事実婚、婚姻の予約者を含む)を得て5年以内の世帯です。入居期間は、入居日から10年間です。

それと、また、その他の世帯としまして、定義は町長が認める世帯、特に災害や不良住宅の撤去、あとは土地収用に伴いやむを得ず居住住宅をなくした者となっております。入居期間については、入居時から原則1年以内。特に町長が認める場合はこの限りではありません。

米印としまして、子育て世帯と新婚世帯の両方の条件を具備して入居した世帯について

は、子育て世帯の入居期間となります。

続きまして、4、入居の資格。子育て世帯、新婚世帯で下記の条件を満たすものとして おります。

まず、所得基準。世帯の所得の合計した月額が15万8,000円以上38万7,000円以下。15万8,000円に満たない場合でも、今後、所得の増が見込める場合は入居は可能ということです。それと、暴力団員でないこと。自ら居住するための住宅であり、同居親族があること。地方税等を滞納していないことがあります。

次に、入居者の募集及び決定についてです。

入居の募集については、公募によって行います。公募の方法といたしましては、町内外を問わず広報紙、町のホームページ、町掲示板等で行います。

入居資格者の数が応募戸数を超えた場合は、下記の優先順位により決定をいたします。 これは規則で定めております。

1、中学就学前の数が多い世代。これは妊婦も含みます。2番目に、18歳未満の者の数が多い世帯。3番目に、18歳未満の者の平均年齢が低い世帯。4番目に、新婚世帯というふうに優先順位を定めております。

続きまして、家賃についてです。

家賃額は、近傍同種家賃と均衡を失しないように、近傍の鉄筋コンクリート造で同規模、同程度の民間賃貸住宅の家賃額を調査して決定をしております。これは先ほど追加した資料にて後で説明をいたしたいと思います。調査した結果、月額家賃を6万4,000円と定めております。これは、鉄筋コンクリート造の3階建てで2LDK、73平米程度の近傍同種家賃というふうになっております。

次に、7番目に家賃の減額についてです。

所得基準内にある子育て世帯及び新婚世帯の入居者の家賃の減額を行うことができると しております。

まず、一番最初に、新婚世帯で、夫婦のいずれもが40歳未満の世帯、または妊娠している者がいる世帯の方が一律に1万2,000円の減額をします。入居者の負担としましては、基本家賃の6万4,000円から1万2,000円を引いた5万2,000円となります。

それと、子育て世帯で18歳未満の子どもが1人いるとき。これは一律の1万2,000円に子ども1人の加算5,000円が加算されまして、1万7,000円の減額で入居者の負担は4万7,000円となります。

次に、子育て世帯で18歳未満の子が2人いるときには、1万2,000円の定率減額に対して、2人の子どもが8,000円の減額で、減額合計が2万円。入居者の負担が4万4,000円となります。

4番目に、子育て世帯で18歳未満の子が3人以上のとき、こちらについては一律減額1万2,000円に子どもの数によって加算します減額が1万円、合計の減額額が2万2,000円となりまして、入居者の負担は4万2,000円ということになります。

18歳未満の子どもがいる世帯の減額の額につきましては、サンコーポラス甲佐の減額額

と同額としております。

次に、8番、敷金についてです。敷金につきましては、2カ月分の基本家賃を徴収する こととしております。

次に、9番目の共益費についてです。共益費につきましては、共同施設及び共同部分の電気使用料、水道使用料、電球等の消耗品の費用、それとエレベーター及び汚水処理施設の維持管理費用となっております。こちらの共益費は月額4,000円としております。右側にその管理費用、電気代その他年額の内訳を記載しており、月額平均4,000円という算定をしております。

次に、10番、駐車場の使用につきましてです。駐車場の使用につきましては、入居者及び同居者で自ら使用するために許可するものでございます。駐車場使用料は、1区画月額1,500円、2区画目から1,000円を追加することとしております。

この条例の附則は、公布の日から施行することとしております。

続きまして、先ほど説明しました基本家賃、減額家賃の方法について、先ほど追加資料をお配りしましたので、そちらをもとに追加して説明を申し上げたいと思います。

まず、お配りしました1枚目のペーパーですけども、これが近傍同種家賃算定のための リストでございます。事例1から、3カ所の事例を出しております。一番右側につきまし てが、子育て支援住宅の例となっております。

基本家賃6万4,000円を設定根拠にした理由としましては、地域優良賃貸住宅制度要綱の中で、地域優良住宅の認定基準というものがございます。これは、家賃の額を近傍同種、構造も設備等もですね、同種ということです、の同住宅の家賃の額と均衡を失しないように定めるものというのがございます。そこを逸脱して家賃設定をした場合には、地域優良住宅として認められないことから、補助の対象とならないことがございます。よって、資料の別紙1の近傍同種家賃算定リストの平均でございます6万4,000円を今回、子育て支援住宅の基本家賃として設定しております。

この1から3の事例につきましてですが、平均として6万4,000円となりますが、いずれも実例の数がですね、近郊に少なく、専用面積もですね、子育て支援住宅より若干面積も狭いところでございます。また、建築年に至っても、9年、10年とたったところの家賃設定になっております。それと、三つ目には、この実例に出したところについてはエレベーター等もついておりません。共益費につきましても、1、2については、下水道代が別にかかるようになっております。駐車代もこれには入っておりません。このことから、今回設定しました6万4,000円という設定は、近傍類似に妥当した額だと言えるものと考えております。

次に、減額家賃の考え方についてです。

こちらは、新婚世帯、子育て世帯に一律に1 万2,000円の減額を行い、5 万2,000円としております。標準的に、子どもが2 人いたときの例で計算しますと、一律減額が1 万2,000円、子ども2 人について8,000円の減額で、2 万円の減額が行われます。減額後の家賃が4 万4,000円となり、こちらに共益費4,000円、駐車場代1,500円を合わせた負担額が

4万9,500円となり、そういうことで子育てを支援するということで、月額総負担額が5万円を割るような考えで減額案を考えました。

子ども 1 人の場合でも負担総額が 5 万2,500円、子ども 3 人いた場合が 4 万7,500円となり、かなり安価な設定だと考えております。

2枚目の資料、別紙2のほうにですね、参考として出しております、これは甲佐町内のですね、家賃を調査したところの状況を出しております。こちらはですね、近傍同種ではなく、全て木造住宅あるいは鉄骨住宅の造りで、建築年数等も古うございます。それと、床面積も狭くなっておりますので、そちらの現在の家賃を今回子育て住宅の73平米に換算したところで平均家賃を考えた場合6万6,200円となります。そのようになりますので、町内の民間家賃よりも安価な家賃を設定した事となります。

これについては、あまり家賃をですね、減額幅を大きくした場合には、やはり民業の圧 迫等が懸念されることが予測されますので、この家賃減額幅で妥当ではないかという考え のもと家賃減額幅を考え出しました。

それとですね、この子育て住宅についてですね、建て方の特徴といたしまして、次のページからですね、間取りについての平面図を添付しております。Aタイプ、Bタイプございますが、この平米が2平米ほど違いますけれども、これは柱の芯々のはかり方の違いで外側の壁がですね、厚いということで平米に差がありますけども、有効床面積については、どちらも73平米と変わりはありません。

こちらの子育て支援住宅の特徴といたしまして、近傍同種の住宅と比較いたしましても、子育てに特化した住宅で、通常の集合住宅にはないような、1階には子育てサロンとして利用できる部屋も備えております。2階、3階のエレベーター前のエントランスには、雨の日でも使えるような親子で遊べる場、それと、くつろぎの場として利用できるスペースがあること、見守りや子育て間での交流スペースが設けられるなど、通常の集合住宅、マンションにはない施設が備えられております。また、3階建てということでありますが、エレベーターも完備をされております。決して高い決定ではないと考えております。これらの設備を考えたにしても。

それと追加資料でお配りしています3枚目の資料に、先ほど説明申し上げましたけども、部屋の間取りと子育てサロンの平面図、それと2階、3階についての共有スペースのイメージを描いたものを添付しております。このように、親子のコミュニケーション、親同士でのコミュニケーションの場として利用できる場を数多く備えつけており、ほかの住宅にはない住宅を備えているということで、このような基本家賃の設定、家賃減額の考え方をもとに今回ご提案させていただいております家賃決定ということになりました。どうぞよろしくお願いし出します。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 提出者の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。10分から再開いたします。

休憩 午前11時03分 再開 午前11時10分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

- ○1番(甲斐良二君) 1番、甲斐です。ただいま説明資料をいただきまして、10番ですね、駐車場の使用となっとります。1区画が1,500円、20区画となっておりますが、20軒建てられまして20区画。単純に1軒につき1台ということなんですけど、夫婦でお車をお持ちの方ばかりだと思いますが、単純に駐車場の数が少ないと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 議員おっしゃられるとおりにですね、限られた敷地で今回設置をしたわけで、子育て支援住宅の敷地内には20区画しか駐車スペースをとることができませんでした。

またですね、隣に建設しております防災公園についてですね、駐車場40台ほどの設置を 考えております。

また、今後の使用についてですね、そちらのほうとも検討を重ねながらですね、そちらを使えないかどうかの検討をしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 見せていただいて、町自慢のですね、本当に建物ができたというふうに思いますけれども、所得が15万8,000円からということですけれども、この家賃設定、低所得のですね、若い子育て世帯にとりましてはですね、これではなかなか厳しいなと実際思いました。先ほどの規定で、所得による家賃設定とかですね、これについては、できなかったんですね。今後入居者の希望がですね、多ければいいとは思うんですけれども、その点についてはどうですかね。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 今回建設します子育て支援住宅は低所得者向けの住宅ではございませんし、中所得者等の居住の用に供する住宅をですね、子育て世帯に限って供給する目的を持っておりますので、低所得者向けの住宅ではないということで、この15万8,000円から38万7,000円の所得基準を定めております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** 何もこの住宅が低所得者向けのっていうふうに考えてるわけではないですよ。ただ、子育世代、20代となるとですね、そう所得もですね、多くないじゃないですか。本当に真っただ中の若い世代、その世帯にとってどうかというふうに、高

い給料の人もいらっしゃるかもしれまし、年齢から考えるとですね、なかなかそうはいかないだろうというふうに思って、ちょっとその料金設定がですね、ほかの同じような住宅と比べて6万4,000円というふうに設定して、安価なというふうに強調されておりましたけど、実際問題、希望者が多ければ特別あれでしょうけれども、本当に若い世代の、子育て真っただ中の人たちにとってはなかなか厳しいなというふうに思ったので、そこら付近で所得設定については考えられなかったのかなということをお聞きしたんです。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午前11時14分 再開 午前11時31分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。何か質疑はありませんか。 佐野議員。

- **○6番(佐野安春君)** この子育て支援住宅の名称でありますが、このヴェルデという 名称はどういったことからつけられているのかというのをお願いします。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(北畑公孝君) 名称のヴェルデですけれども、今お配りしてあります議会の説明資料の第2、名称及び位置のところに記載してありますけれども、ヴェルデとはイタリア語で緑を意味しております。本町は花と緑と鮎の町ということで、また緑豊かな自然というところでの子育てという意味で、緑のヴェルデを使用させていただいております。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** じゃあ、これは町のほうで検討されてつけられたということですね。ちょっと聞きなれないあれでしたのでお尋ねしたんですけど。ちょっと聞きなれないと言いにくいというか、というのがありましたので。はい、わかりました。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。2番、甲斐議員。
- ○2番(甲斐高士君) 2番です。子育て支援住宅が建設されて、その後入居が進んだときに、当然若い世代の方々が入ってこられるということで、非常に人口が増えることは喜ばしいことだとは思いますけれども、一方で、懸念されることが地域活動への協力体制ではないかと思います。特に若い世代ですので、地元消防団への加入等も問題になってくるかと思いますが、そのあたりを入居要件の中で、地域活動に協力できる者とか、そういったのが条例の中の入居資格の中で入れられなかったのか、もし入れられなかった場合に、今後どのような考えがあるのかということをお尋ねいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ただいま甲斐議員のほうからご提案もあっておりますけれども、

入居資格の中にと、思いは十分私も感じるところでありますけれども、その辺の理解が最初からあられる方にとっては何も問題のない、まあ制限といいますか、ということになろうかと思いますけど、それが逆に支障になってしまうと、これもまたいかんというかですね、やっぱり考えなきゃならんところだろうと思います。

ただ、やはり、おっしゃるとおり、地域活動については非常に大事だと思いますし、また、集落にも近いというようなこともありますしですね、その辺のPRというか、そういう広報的なことについては、町のほうも入居されるときにお勧めしながら協力していただくように努力したいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 3番、田中です。この子育て支援住宅の行政区についてはどういうふうになりますか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 行政区につきましてはあの一帯、災害公営住宅も含めて、 子育て支援住宅、下豊内ということで町のほうは考えております。区長さんのほうにも一 応、そういうことで打診はしております。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。 1番、甲斐議員。
- **○1番(甲斐良二君)** 1番、甲斐です。ご夫婦で入居されまして、もし離婚された場合ですよね、そして奥さんか旦那さんが子どもを連れて出られてお一人になられた場合は退去しなきゃいけないんでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 入居要件を満たしませんので、退去というふうになります。
- **〇議長(宮川安明君)** しばらく休憩します。

休憩 午前11時36分 再開 午前11時37分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

何かほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

〇9番(福田謙二君) 9番。議案第7号についてでございます。

これはもう少しですね、議論をする必要があるんじゃないかと思います。将来的に、入居者が少ない場合は減額というところもですね、しっかり考える必要があるかと思いますとで、これには反対いたします。

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 本田議員。
- **O12番(本田 新君)** 12番。議案第7号、甲佐町子育て支援住宅管理条例の制定についてでありますけれども、ただいまこの質疑の中で、町の考え方、子育てに対する考え方、決して家賃だけではなく、この建物の優位性、また、子育て環境までもしっかり捉えられた条例、議案であるというふうに私は感じとりますし、また、家賃が高くて入居者が少なかったらどうするかということまで考えられていうこともありますけども、それについては、1年をめどに執行のほうでも考えられるというようなご答弁をいただいとりますので、その問題については何らクリアできるのではないかなというふうに考えております。また、本当に、町内の他の賃貸あたりのこともね、しっかり考えられたいい議案ではないかなというに思いますので、本案について賛成をしたいと思います。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから、議案第7号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の制定について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長(宮川安明君) 賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第8号 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(宮川安明君) 日程第7、議案第8号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提出者の説明求めます。

総務課長。

○総務課長(西坂 直君) ご説明申し上げます。

議案第8号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例を次のように制定するものでございます。

平成31年3月12日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、消防団員の処遇改善を図るため、本条例を制定する必要がありますので、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

別表第1中、消防団の団長、年額10万3,100円。副団長、年額7万5,700円。分団長、年額5万6,200円。副分団長、年額3万9,100円。部長、年額2万9,200円。班長、年額2万100円。団員、年額1万5,000円をそれぞれ、団長、年額11万5,000円。副団長、年額8万500円。分団長、年額6万1,000円。副分団長、年額4万300円。部長、年額3万1,100円。班長、年額2万3,000円。団員、年額2万円。

附則。この条例は平成31年4月1日から施行する。

今回の改正につきましては、提案理由でもご説明いたしましたように、郡内でも低位に ありました団員の報酬額を引き上げることにより、消防団員の処遇改善を図りたいという ふうに考えております。

改正に当たりましては、団員だけではなくて、団長以下全階級の報酬額を考慮いたしま して、郡内の報酬額について甲佐町を除いた平均額を算出しております。その結果をもと に、全ての階級にわたりほぼその平均額に今回改正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** 9番。上益城郡内の他町のですね、金額もできたらですね、ここに入れとってもらったらですよ、どんぐらいが、大体ですね、普通の団員で5,000円ぐらい違うわけですよね。これは郡内の平均ですか、この甲佐町のとは、先ほど言われましたけども。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) 今回、この団員報酬の改正を取り組みましたのが、特に消防団員、平団員についてが甲佐町が 1 万5,000円でございました。これまで郡内の団員報酬を見てみますと、1 万5,000円で同じだったところが、嘉島町が 1 万5,000円でございました。高いところは益城町で 2 万円500円ということで、1 番最低の団員報酬ということで、これをどうにか改善をしたいということでですね、考えまして、最低でも 2 万円ぐらいに上げたいということで引き上げを行っております。そのほかの町におきましても、嘉島町においても 1 万5,000円から今回、3 月定例議会のほうで 2 万円に引き上げを行うということと、山都町が 1 万8,800円でしたものを 2 万1,000円まで上げるというような改正もなっております。平均いたしますと、改正された後の郡内平均で見ますと 2 万375円というふうになりますけれども、今回は一応 2 万円ということで改正をお願いしたいということでございます。
- **〇議長(宮川安明君)** ほかに質疑ありませんか。

4番、鳴瀬議員。

○4番(鳴瀬美善君) 今、総務課長のほうからも説明がありましたけれども、いろんな考え方がこれまでもあったと思うんですけれども、なかなか甲佐町のですね、報酬だったり賃金だったり考えてみますと、なかなかほかの同じ上益城郡の中でも非常に低いとこ

ろも多々あるような気がいたします。やっぱり平均値をとって、甲佐町はそこの平均値に合わせるような形の考え方が多いような気がいたしますけれども、高いところは高いところがあるという状況がありますので、予算的なものもあるかもしれませんけれども、平均よりも少し上とかいうような考え方もあるんじゃなかろうかというところもありますので、今回については、平均値に近いところでということで提案ですけども、考え方の一つとして、その辺は執行部のほうも考えていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(宮川安明君) 答弁要りますか。答弁は要らんでしょう。 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** 7番。以前からですね、報酬と費用弁償のことについては、郡 内でも差があるので上げてくれということでお願い、私のほうもしてたと思うので、今回 報酬を上げていただきまして、ありがとうございます。ただ、費用弁償についての協議は どうなっていますでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 費用弁償につきましては、特別職の方々、それぞれ1回1,500円ということでしております。消防団員につきましても、同様の考え方で、今回は改正はしておりません。
- 〇議長(宮川安明君) 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** 7番。以前ですね、消防学校等で他の消防団の方々の費用弁償聞くと4,000円だったり2,500円とか、いろいろ差があったので、そのあたりも少し考えてほしいということをお願いしたとは思うんですけれども、そのあたりはじゃあ協議はされてないということでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 今回の改正につきましては、消防団員についてですね、郡内の平均ぐらいまでには引き上げを行いたいということで考えております。あとの費用弁償についてはですね、今後また検討を進めたいというふうには考えています。
- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** この条例改正前と改正後の総予算としてはどれぐらい見込んでいるっしゃいますでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) 差額でよろしいでしょうか。

今回の改正を行いまして、消防団員数を31年度当初予算で計上しておりますのが、460名ということで試算をしております。今回の改正によりまして、205万4,900円の増というふうになります。

○議長(宮川安明君) 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** 7番。議案第8号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、 郡内の報酬に倣うということで今回引き上げになっております。なので、何ら異議なく賛 成いたします。
- **〇議長(宮川安明君)** これで討論を終結します。

これから、議案第8号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第9号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(宮川安明君) 日程第8、議案第9号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といた します。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(北野 太君) それでは、説明申し上げます。

議案第9号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、児童福祉法第34条の8の2第2号の規定に基づき、本条例を改正する必要が生じましたのでこの議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年甲佐町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中、「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 現在の甲佐町における放課後児童健全育成事業の状況についてですね、説明をいただければと思いますが、事業を行っている箇所数とか支援員の数とか児童数とかですね。それと、問題点があれば、そういったこともあわせて説明をいただければと思います。

以上です。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午前11時54分 再開 午前11時54分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 福祉課長。

〇福祉課長(北野 太君) それでは、現在行っている放課後児童クラブの箇所数、それと児童数、また、支援員の数等、また、何か問題点はないだろうかというようなご質問でございます。

まず、放課後児童クラブの箇所数については、3カ所でございます。くるみクラブ、これは甲佐小学校の中にあります。それと、ひまわりクラブというのが二段橋のところにあって、龍野小学校を中心に預かっておられます。げんきクラブというというのが、白旗福祉ふれあいセンターの中ありまして、主に乙女小学校それと白旗小学校の小学生を預かっておられます。以上3カ所です。

児童数につきましては、1月末現在の利用人数でよろしいでしょうか。

全体で81人でございます。内訳としまして、くるみクラブが32人、元気クラブが27人、 ひまわりクラブが22人という状況でございます。

対象は小学校6年生までですが、実際は、ほぼ1年生から3年生までが75名で、92.6%が利用されているというような状況でございます。

支援員につきましては、くるみクラブがですね、正の支援員が基準では2名ですけども、例外として1名の資格に合っている方、それプラスの補助員でいいということですので、各クラブー人一人正の支援員がいらっしゃいます。まず、くるみクラブが保育士の支援員が1名、それと補助員が5人。ひまわりクラブが教職員の資格を持っている方が1名で補

助員が6人。げんきクラブにつきましてが、これは経験者枠ということで1人、それと補助員が6人ということでございます。

それと、問題点ということでございますけども、今のところ人数的にも、みられる程度の人数が利用されている状況で、特に問題はございませんけども、定期的に各クラブの3者で定期的に意見交換会を役場のほうで開いております。その中で言われているのが、支援員さんたちの高齢化です。それに基づいて、後継ぎといいますか、次の支援員を探していきたいと、今後の問題でございますけども、そういったことがございます。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) ほかに質疑はありませんか。 井芹議員。

〇10番(井芹しま子君) すいません、初歩的なあれで。支援員というのはですね、何も資格、支援員はもちろん要るでしょうけども、どういった過程で支援員になるのかですね、補助員というのはどういうふうにして選んでおられるのか、ちょっとお聞きします。

〇議長(宮川安明君) 福祉課長。

○福祉課長(北野 太君) 支援員につきましてはですね、このクラブの形態につきましては、くるみクラブとげんきクラブは保護者が運営されて、町が委託しているというような状況です。ひまわりクラブにつきましては、NPO法人にですね、町が委託しているというような状況で、それぞれで、甲佐町の基準条例に基づいてですね、支援員等の指名を行っておられますけれども、その方法につきましては、くるみクラブについては以前からずっと一人の方がですね、支援員として務めておられます。げんきクラブにつきましてもされております。ひまわりクラブにつきましては、甲佐町民の教職の方を支援員ということで指名されております。補助員の方については、特に資格というのはですね、規定はしておりませんけども、常勤だったり非常勤だったりして、来ておられます。

特に夏休みにつきましては、高校生ですね、甲佐高校だったり、御船高校の高校生をアルバイトとしてですね、補助員として雇いまして、高校生もそういった勉強にもなるということでされているクラブもございます。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかに質疑ありませんか。 福田議員。

- **〇9番(福田謙二君)** 9番。これは定員というのはあっとですかね。
- **〇福祉課長(北野 太君)** クラブの定員はですね、1クラブ40人ということでですね、 規定しております。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。 [「ありません」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 宮本議員。
- **〇8番(宮本修治君)** 議案第9号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてということで、提案理由に ございますように、基準の一部をですね、幅広くするということで、何ら異議なく賛成い たします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから、議案第9号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されまし た。

昼食のため、しばらく休憩します。午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午後 0 時00分 再開 午後1時00分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第10号 甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

○議長(宮川安明君) 日程第9、議案第10号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関 する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(北野 太君) それでは、説明申し上げます。

議案第10号、甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制 定について。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定 することとする。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、児童福祉法の改正に伴い本条例を改正する必要が生じたので、 この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年甲佐町条例第30号)の一部を

次のように改正する。

第2条の表、一部負担金の項中、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の28 を児童福祉法(平成22年法律第164号)第21条の5の29に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。 本田議員。
- **O12番(本田 新君)** 28が29に変わったということで、本町における具体的に何か変わるというようなことはあるんでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** 根拠法になります児童福祉法が28が29に変わったというだけでありまして、中身はですね、もとの28条が児童福祉法の29条になったということで何も問題はございません。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 本田議員。
- **〇12番(本田 新君)** 議案第10号、甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、課長が今、説明がありましたとおり、児童福祉法の改正に伴い本町の条例を改正するということでありますので、何ら異議なく賛成をいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** これで討論を終結します。

これから議案第10号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第11号 甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について 〇議長(宮川安明君) 日程第10、議案第11号「甲佐町上水道給水条例の一部を改正す る条例の制定について」を議題とします。 提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長(橋本良一君) 議案第11号についてご説明申し上げます。

議案第11号、甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することといたします。 平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、給水区域を拡張するとともに、手数料の額を見直し、また、 技術士法の改正により布設工事監督者の資格要件を修正する必要があるため、この議案を 提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。改正分になります。

甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例。

甲佐町上水道給水条例(昭和46年甲佐町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。工事の費用負担。第6条、工事に要する費用は、工事申し 込み者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町におい てその費用を負担することができる。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の2を第8条とする。

第28条各号を次のように改める。

第1号、設計審査手数料1件につき2,000円。

第2号、竣工検査手数料1件につき2,000円。

第41条第8号中「又は水道環境」を削る。

別表中27の項を28の項とし、1の項から26の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の前に次のように加える。1の項、小鹿、井手口の一部、下大王の一部、上大王の一部。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

詳細については、配付させていただいております資料をもとに説明させていただきます。 改正点でございます。

1つ目は、給水区域の見直しでございます。小鹿地区へ給水区域を拡張するため別表を改正いたします。

2番目に、手数料の見直しでございます。まず、設計審査手数料2,100円を2,000円に改めます。こちらは端数を整理させていただくものでございます。

二つ目に、竣工検査手数料2,100円を2,000円に改めさせていただきます。同じく端数を整理させていただくものです。

三つ目に、消防演習の立ち会い手数料2,000円を削除させていただきます。こちらは該 当事例がありません、また、徴収規定を置いている事業体も県内に見られていないため削 除させていただくものでございます。

四つ目に、給水装置の基準適合確認3,000円というのを削除させていただきます。これ についても、これまで該当事例がなく、徴収規定を置いている事業体も県内に見られない ためでございます。 5番目に、再開栓手数料2,100円を削除させていただきます。こちらにつきましては、 近年徴収しない事業体が増加してきたため、削除させていただくものでございます。

3番目の改正ですが、布設工事監督者の資格要件の修正でございます。こちらにつきましては、技術士法の改正により一部文言を削除するものでございます。

その他の改正としまして、第6条で工事の費用負担につきまして、配水管から止水栓までの部分の費用は実費額とするという部分が実情にそぐわないため、改正させていただく ものです。

第9条に工事費の予納という表現がございますが、こちらも実情にそぐわないため、削除させていただくものでございます。

その他、条の番号の整理を行っております。 9条を削除しまして、条番号にあきが出る ため、7条の2を第8条に、第8条を第9条に変更させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** すみません、条例の中で工事の費用負担ということで、改正案としては、工事に要する費用は工事申込者の負担とするというのが、私もちょっと、漠然としてちょっとわかりにくいんですけれども、この比較とあわせてですね、どういうふうに負担が減るのか、増すのかということも含めてですね、そこら付近がわからないので、詳しくお願いをいたします。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** お答えさせていただきます。

給水工事の費用負担につきましては、もともとが全額申込者といいますか、お客様の負担となっておるところなんですけれども、条例ができた当初に、本管から第1止水栓までの工事が確実に行われるようにという趣旨から、そちらの部分については、町のほうで一旦お金を預かって、きちんとした工事がなされるというのを確認させていただいていた時代がございますので、このような表現となっておりましたが、そもそも全額お客様負担でやっていただくということになっていますので、内容的には大きな違いはございません。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** じゃあ、今までのような負担と同じということでいいですか。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** 金額については、一応、設計書を申込書と一緒に出していただいて、内容については町で確認させていただいておりますので、もちろん負担の額が変わるということもございませんし、不適正な工事価格がある場合はチェックするようにいたしておりますので、従来とこれからも変わるところはございません。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

森田議員。

- ○5番(森田精子君) 5番、森田です。手数料の見直しの件でお尋ねをいたします。 設計手数料、竣工検査手数料、各手数料について、事例がない部分については削除とい う形でわかりますが、設計審査手数料と竣工検査について、過去3年間ぐらいの実例で比 較はできていますか。お願いします。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** 竣工検査手数料の件数につきましては、平成30年度がこれまでに80件、29年度が69件、28年度が112件、27年度が82件、26年度が67件という状況です。

今回、100円料金を改定させていただきますので、7,000円とか8,000円とかいう額が減収になるということでございます。ただ、再開栓手数料というのを今回削除させていただきますことでですね、こちらも七、八十件ございますので、15万円ほどの減収となります。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 森田議員。
- **○5番(森田精子君)** すみません、片や水道料金が値上げしていて、片や手数料は下がっていくというような状況を鑑み、水道の事業として今後の見込みはどういうふうに考えられておりますか。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** 前回、値上げの議案を議決していただきましたおかげで、年収に関しましては1,200万から1,300万円ほど増収になるということで見込んでおります。

今回、手数料の改正につきましてですが、再開栓手数料というのを徴収しているところが郡内にも、下益城郡にも熊本市近辺にもございませんで、実は、昨年、平成30年の3月までは御船町さんが3,240円という手数料を取られていましたが、条例を改正されて、30年の4月から御船町が取られなくなったことで、近辺で再開栓手数料を取っているところがうちだけという状況になりましたので、減収は、料金を値上げして経営を改善していかなくちゃいけないというところで、厳しいところではございますが、近隣との均衡を図るというのと、値上げさせていただいたので住民サービスを少しでも向上させるというところから、今回、再開栓手数料については削除させていただいているところでございます。

それと、すみません、100円の端数処理につきましてでございますが、以前ですね、この2,100円という100円を消費税の課税収入として捉えて処理させていただいていた時代がございまして、ただ、現在は非課税収入として処理しておりますので、切りのいい2,000円ということにさせていただきました。

以上でございます。

- **〇5番(森田精子君)** わかりました。
- ○議長(宮川安明君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** 7番。議案第11号、甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長により給水区域の拡張とともに手数料の減額ということで、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第11号「甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」を 採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長(宮川安明君) 日程第11、議案第12号「工事請負契約の締結について」を議題 とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長(岡本幹春君) 議案第12号についてご説明申し上げます。

議案第12号、工事請負契約の締結について。

農第2号甲佐町グリーンセンター復旧工事について、下記のとおり工事請負契約を締結 したいというものでございます。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

記。

- 1、契約の目的、甲佐町グリーンセンター復旧工事。
- 2、場所、上益城郡甲佐町大字田口地内。
- 3、契約金額、7,171万2,000円。
- 4、契約の相手方、上益城郡甲佐町大字横田105番地1、合資会社緒方組、代表社員緒 方修。
 - 5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由といたしまして、本契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及 び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なものでご ざいます。 別紙で説明資料をつけておりますので、説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

説明資料1ページには仮契約書の写しを添付しております。2ページ目に建物の立面図、 3ページ目に平面図を添付いたしております。建物の構造等につきましては、木造平屋鋼 板葺、床面積207.17平方メートルを予定いたしております。

工事の概要につきましては、以上でございます。

なお、工期の変更及び工事施工の段階で設計の変更を必要とすることが生じた場合、軽 微な変更につきましては、町長の専決により実施をさせていただき、工事竣工の前までに 変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご理解をいただきます よう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** グリーンセンターは以前から非常に建物も老朽化していた中で、あそこのグリーンセンターの活用というのがですね、非常に求められてきたというふうに思いますけれども、今後、建物もこういうふうに新しくなって、この活用っていうのをね、つくったけれどもですね、どういうふうに町がこの拠点をですね、もっともっと広げるといいますか、そういった点では何か考えておられますか。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** グリーンセンターにつきましては、もともと樹芸の産地の育成、産業の振興の拠点ということでございます。

また、現在、毎週日曜日に競り市等も行われております。交流人口の増加等も期待ができるということで、それとあわせまして、今回の施設整備の中では、もう二度とあってはいけませけども、大規模災害等があったときには施設を避難所として活用できるようなということも前提に設計を行っております。

また、施設完成後につきましては、現在グリーンセンターにつきましては、緑川森林組合のほうが管理運営をされておりますが、指定管理者等の指定も含めた上で検討を行い、 産業の振興について図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 森田議員。
- **〇5番(森田精子君)** 5番、森田です。議案第12号、工事請負契約の締結について、

グリーンセンターの復旧工事については、何ら異議なく同意いたします。賛成いたします。

○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第12号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定し、執行部から提案のあった工期の変更及び工事施工中の設計の変更が生じた場合の軽微な変更については、専決を行い、工事の竣工前までに変更契約締結を議案として提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第13号 工事請負契約の変更について

〇議長(宮川安明君) 日程第12、議案第13号「工事請負契約の変更について」を議題 とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、工事請負契約の変更について。

平成29年第1回議会臨時会において議決された普通河川安平川河川災害復旧工事(その1)ほか3件合冊入札のうち、契約金額8,987万7,600円を8,471万1,960円に変更するものでございます。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、工事内容を変更したいので、契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページをごらんください。

説明資料1から3へ今回変更のありました工事の仮契約書の写しを添付しております。 次のページをごらんください。

説明資料2に内訳書と説明資料3にA3判ですけれども、平面図、それと写真、それに 基づきましてご説明をしたいと思います。

本議案は、当初契約時に4件の合冊入札で予定価格が5,000万円を上回っており、議会の議決に付すべき契約となったため議会に提案をしておりました。

今回は4件のうち3件に変更が生じましたので、議会に提案するものでございます。

本工事の当初請負契約額は4冊合冊の税込み8,987万7,600円です。今回の設計変更にて変更契約額は税込みの8,471万1,960円となり、771万51円の減額となっております。

今回の設計変更の内容についてご説明いたします。

まず一つ目は、第6159号安平川河川災害復旧工事(その1)です。河川の護岸復旧に伴うブロック積みを213平米から133平米に、石積みを104平米から39平米へ変更し、変更金

額は958万2,000円の減額となります。

変更理由といたしましては、他の災害復旧工事との工程の調整の結果、当該工事が年度 内で竣工が困難となりましたので、9工区から13工区の5工区の施工を取りやめ、新たに 発注することから、ブロック積みと石積みの数量を減としております。

二つ目は、6160号安平川河川災害復旧工事(その2)です。取りつけコンクリート舗装を78平米追加し、変更金額は28万8,000円の増額となります。

変更理由といたしましては、河川のブロック積みを施工した際、既設のコンクリート舗装と段差が生じたため、段差解消のための取りつけ舗装を追加しております。

三つ目は、6660号安平川河川災害復旧工事(その3)です。工事用道路を95メートルから180メートルへ変更し、変更金額は165万5,300円の増額となります。

理由といたしましては、現地再調査を行い、施工方法を検討した結果、工事用道路を延伸し、工事車両や重機が施工箇所まで到達せず施工が困難になるため、工事用道路の数量を増加としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 宮本議員。
- **〇8番(宮本修治君)** 8番。議案第13号、工事請負契約の変更についてということで、 資料2の変更理由のとおりでございまして、何ら異議なく賛成いたします。
- **〇議長(宮川安明君)** これで討論を終結します。

これから、議案第13号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第14号 工事請負契約の変更について

〇議長(宮川安明君) 日程第13、議案第14号「工事請負契約の変更について」を議題 といたします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) 議案第14号についてご説明申し上げます。

議案第14号、工事請負契約の変更について。

平成29年第3回議会定例会において議決された町道西小川島線道路災害復旧工事(その2)のうち、契約金額7,515万7,200円を7,930万4,497円に変更するものでございます。 平成31円3月12日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、工事内容を変更したいので、契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページをごらんください。

説明資料1といたしまして、仮契約書の添付をしております。

次のページをごらんください。

説明資料2と、次のページに説明資料3といたしまして平面図と写真を添付しておりますので、そちらに基づいて説明をしたいと思います。

本工事の当初契約額が税込みの7,515万7,200円です。今回の設計変更にて、変更契約額は税込みの7,930万4,497円となり、414万7,297円の増額となります。

設計変更の内容についてご説明申し上げます。

一つ目は盛土材の変更です。

変更理由といたしまして、大型ブロック積みの背面には、当初、流用土盛土で施工を計画しておりましたが、背面への盛土材として不適切であることが判明しました。よって、購入土盛土へ変更しております。変更金額は191万6,000円の増額となります。

二つ目が、残土処理工の変更です。残土処理として602立米から1,074立米に変更し、変更金額は52万2,000円の増額となります。

理由といたしましては、盛土材を変更したことにより、残土が増加したことによります。 三つ目は、構造物取り壊し工無筋コンクリートの変更です。無筋コンクリートの取り壊 しに係る数量を135立米から224立米に変更し、変更金額は280万6,000円の増額となります。 変更理由といたしましては、隣接する津留川の河川内に崩落したブロック積みが残って いたことから取り壊しを増加しております。

四つ目は、交通誘導員の変更です。交通誘導員を170人から106人に変更し、変更金額は109万6,000円の減額となります。

変更理由は、全面通行止めにて施工可能な期間があったことから、数量を減としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) はい、4番です。今、建設課長の説明にもありましたけれども、 町道西小川島線の道路災害復旧工事ということで道路災害復旧工事をされておられますけ れども、その構造物の前面については、今言われましたとおり一級河川緑川の支流といい ますか支川といいいますか、津留川ということでございます。ということは、河川の護岸

も兼ねているんじゃないかと思いますけれども、その管理者である、この区域ならば県なのか、もしくは国なのか、どちらかと思いますけれども、そちらのほうとの災害復旧についての協議はされておられますでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 前面の津留川については県の河川管理となりますので、 災害の工法については協議をいたしております。
- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 協議はされておるということですけれども、実際は道路なのか、河川の護岸なのかというのが非常に微妙なところだとは思うんですけれども、やっぱり道路で災害復旧しなければならなかったんですかね。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 災害復旧については、兼用道路については河川と兼用道路ということで、道路の災害、両方に合致することがありますけれども、これは取り決めとしまして、道路災害復旧工事で行うこととなっております。 以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** じゃあ、あと1点だけ。構造的な問題ですけれども、この写真を見ますと、前回もこの位置については、河川の流れが一番集中するところということで十数年ぐらい前になるかと思いますけど、この場所については1回被災した状況があると思います。ですから、この護岸工事がなされておったと思うんですけれども、その部分について、また同じような形でその場所が被災を受けたということだと思うんですけれども、そうした場合に、今回の工法、例えば確率年を上げるとか、構造的に根入れを深くしたとか、そういったところの違い等はありますでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** また被災を受けてからですね、新たに測量設計をやっておりますので、根入れの部分の深さの違いですとか、以前はですね、大型ブロック積みの上にL型擁壁を載せてありましたけれども、今回は大型ブロックを上段まで積むなどの工法の違いを行って、設計をして施工しております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** ③のほうのですね、構造物取り壊し工変更というふうにある もんだからですね、この写真を見る限りですね、もう既にブロックが河川に残存している っていうのは当初からわかっていたというふうに思うんですけれども、変更というのはど ういう意味なのかなというふうに、これはまた新たなあれなのかなというふうに思うです けど、これについてのご説明をちょっとお願いします。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。

- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 先ほどもご説明申し上げましたけれども、ブロック積みが転倒してですね、前面の河川側に転倒していたため、不明だった部分も新たに発見されたということで、コンクリートの取り壊しが増となっていることでございます。 以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** この写真を見る限りですね、不明だったとはちょっと思えそうにもありませんけどですね、その点はどうなんですか。やっぱり不明だったんですね。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 被災から施工するまでには随分の月日もたちますので、 土に埋まったりですね、発見されない部分が工事によって発見されたということです。 以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** はい、9番。盛土材の変更ということですね。これは大型ブロック積みの背面への盛土材として不適切って、これは今現在あるのを使おうとしても、この材質では不適切っていうことで新しいのを使うということですよね。不適切だったっていうのは、どういうふうな不適切だったんですかね、これは。ちょっと質問が難しかですかね。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 議員おっしゃるとおり、現場で出た泥でですね、背面土の埋め戻しを当初考えていましたけれども、土砂に水あたりが含まれて、締め固めができずにですね、軟弱な土壌だったということで、新たに購入をして盛土をしたということでございます。

以上です。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 議案第14号の工事請負変更契約についてでございますけれども、質問しましたとおり河川管理者との協議もなされ、また、構造的な計算もされて復旧をされたということでお聞きいたしました。そのことについて、何ら異議なく賛成いたしたいといます。

以上です。

○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから、議案第14号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第15号 工事請負契約の変更について

○議長(宮川安明君) 次に、日程第14、議案第15号「工事請負契約の変更について」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

議案第15号、工事請負契約の変更について。平成29年第4回議会定例会において議決された災害関連地域防災崖崩れ対策事業、府領地区崖崩れ工事のうち、契約金額6,048万円を6,439万7,817円に変更するものでございます。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由としましては、工事内容を変更したいので、変更金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをごらんください。

説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。

資料2としまして内訳書、資料3につきまして平面図と写真を添付しておりますので、 そちらでご説明申し上げます。

本工事の当初請負契約が税込みの6,048万円です。今回の設計変更にて変更契約額は税込みの6,439万7,817円となり391万7,817円の増額となっております。

設計変更の内容について、ご説明申し上げます。

一つ目は、置きかえ工の追加です。置きかえ工125平米を追加し、変更金額は86万3,000 円の増額となります。

変更理由といたしまして、当初の大型ブロック積み設置深さにおける基礎地盤では設計 支持力を得ることができなかったことが判明したため、設計支持力を増加する必要があっ たことから、砕石による置きかえ工を追加しております。

二つ目は、仮設工の追加です。足場設置344平米を追加し、変更金額は190万8,000円の 増額となります。

変更理由といたしましては、大型ブロックの設置高さが最大9メートルあり、作業員の 安全を確保するため足場を追加しております。

三つ目は、防護柵工の追加です。ガードレール設置23メートルを追加し、変更金額は49万1,000円の増額となります。

理由といたしましては、崩落した土砂により町道府領線のガードレールが被災したことからガードレールを追加しております。

四つ目は、舗装工の変更です。アスファルト舗装を29平米から155平米に変更し、変更 金額は65万6,000円の増額となります。

理由といたしましては、崩落した土砂により町道府領線の舗装が被災したことから、アスファルト舗装面積を増加しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **○議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 森田議員。
- ○5番(森田精子君) 5番、森田です。議案第15号、工事請負契約の変更について、 基礎地盤の支持力も確保され、また安全面にも配慮をされている変更であると思いますの で、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから、議案第15号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第16号 業務委託に関する協定の変更について

〇議長(宮川安明君) 日程第15、議案第16号「業務委託に関する協定の変更について」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長(北畑公孝君) それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。 議案第16号、業務委託に関する協定の変更について。

平成29年第2回臨時会において議決された甲佐町営甲佐地区災害公営住宅建設工事に伴う業務施行に関する協定のうち、建設工事費6億7,015万8,000円を6億3,338万4,513円に変更するものでございます。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

提案理由。甲佐町営甲佐地区災害公営住宅建設に係る業務施行に関する協定の事業概算額の一部を変更する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

今回の変更協定に伴います資料を添付しております。縦の軸が協定額から最終の協定額、 横が工事費、工事の内訳、主な変更内容の理由となっております。

まず最初に、協定額。工事費といたしまして6億7,015万8,000円で協定いたしております。その後、県のほうで入札を行われ、契約をされております。

当初契約額。工事費につきましては、6億1,761万9,600円となっております。内訳といたしましては、建設工事 4億4,546万7,600円、電気設備7,992万円、機械設備9,223万2,000円となっております。その後、まず第1回目の変更契約といたしまして、806万1,533円の変更を行われております。

建築につきましては、単価更正(労務単価、資材単価更正)を行われまして、建築費452万3,860円の増となっております。

電気機械設備につきましては、単価更正及び一部変更を行われております。電気設備に関しましては342万5,944円の増、機械設備に関しましては11万1,729円の増となっております。

その後、第2回目の変更契約といたしまして、工事費770万3,380円の増額を行っております。これにつきましては、建築に関しましての変更でございまして、主に安全対策の追加ということで、玄関まわりのスロープの形状変更と、そのスロープに接続する外構工事部分に関しまして新たにスロープを追加されております。

最終的な契約額といたしまして、6億3,338万4,513円、この額をもちまして協定を変更 したいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページにつきましては、熊本地震による災害公営住宅整備に係る業務施行に関する 変更協定書案を添付いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 4番。説明資料の1番、この表になっているやつなんですけれども、変更契約の増減額の1回目ということで、電気設備の増額が342万5,944円ということで、右のほうの変更内容を見ますと単価更正ほかっていうことがございます。建築は、もともとの当初契約が大きいので450万ぐらいかなと思うんですけど、機械設備についても、見ますと11万1,000円とか、にしたら電気設備は、そのほかっていう項目が何かウエートが大きいのかなと、単価更正以外に、という思いがありますので、そのほかというのは何か説明できますか。
- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。

○地域振興課長(北畑公孝君) 電気設備、機械設備に関しまして、まず単価更正といたしまして、電気設備については166万円の増があっております。あと、機械設備に関しましては245万円の増額があっております。第1回目の変更額といたしましては、電気設備が342万5,944円、機械設備が11万1,729円となっております。

この変更内容の増減に関しましては、まず電気設備に関しましては住宅の電気の引き込み盤が地中から壁に持って行く工事が施工されておりますけれども、当初は壁かけタイプといいまして、1メーター50ぐらいですかね、のところに四角い盤を設置される予定でしたけれども、実際現地に入れたところ、縦型の自立式、大きいやつに盤を変更されております。それが若干大きめの変更の額となっております。

あと、機械設備に関しましては、減額の修正が主になっておりまして、水道用のポリエチレン管の変更とか、あと住宅ユニットバスの混合水栓を取りやめるとか、そういった分で、単価更正で上がった分が、またそちらのほうは減額という形になっております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** ということは、単純にこの数字だけ見るとわかりにくかったんですけど、機械設備のほうでは今おっしゃったように減額になった部分もあって、プラスマイナスの差し引きで11万1,000円ですよということでよかですかね。はい、わかりました。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 2番、甲斐議員。
- **〇2番(甲斐高士君)** はい、2番です。議案第16号、業務委託に関する協定の変更についてですが、本案につきましては、甲佐地区災害公営住宅の建設工事費の変更に伴います県との協定の変更ということで、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第16号「業務委託に関する協定の変更について」を採決いたします。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時55分 再開 午後2時05分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第17号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)

〇議長(宮川安明君) 日程第16、議案第17号「平成30年甲佐町一般会計補正予算(第 5号)」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

〇総務課長(西坂 直君) ご説明申し上げます。

議案第17号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)です。

次のページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,778万9,000円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億3,455万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。

第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、第2表、繰 越明許費補正によります。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正によります。

平成31年3月12日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款10地方交付税に293万4,000円を追加し、22億2,467万7,000円としております。1の地 方交付税です。

款12分担金及び負担金から1,709万2,000円を減額し、1億994万2,000円としております。 1の負担金です。

款13使用料及び手数料から27万1,000円を減額し、3,863万7,000円としております。 1 の使用料、2の手数料です。

款14国庫支出金に1億4,159万4,000円を追加し、17億5,580万1,000円としております。

1の国庫負担金から、3の委託金までです。

款15県支出金から1億6,158万9,000円を減額し、7億9,155万6,000円としております。

1の県負担金から、3の委託金までです。

款17寄附金から2,800万円を減額し、1,700万1,000円としております。1の寄附金です。 款18繰入金から1億651万6,000円を減額し、4億3,859万1,000円としております。1の 基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款20諸収入から554万9,000円を減額し、3,428万6,000円としております。4の受託事業収入、5の雑入です。

款21町債から330万円を減額し、16億6,806万9,000円としております。1の町債です。 歳入合計。補正前の額86億1,233万9,000円から1億7,778万9,000円を減額し、84億 3,455万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1議会費から160万5,000円を減額し、7,849万円としております。1の議会費です。

款 2 総務費から8,449万円を減額し、11億4,121万円としております。 1 の総務管理費から、3 の戸籍住民登録費、5 の統計調査費です。

款 3 民生費から9,036万2,000円を減額し、20億5,587万2,000円としております。 1 の社 会福祉費から、3 の災害救助費までです。

款 4 衛生費から3,230万円を減額し、6 億6,123万2,000円としております。 1 の保健衛生費、2 の清掃費です。

款 5 農林水産業費から2,569万5,000円を減額し、2億5,089万8,000円としております。 1 の農業費、2 の林業費です。

款 6 商工費から1,783万9,000円を減額し、8,060万円としております。1 の商工費です。 款 7 土木費から4,592万3,000円を減額し、14億9,460万5,000円としております。1 の土 木管理費から、4 の住宅費までです。

款 8 消防費から1,268万2,000円を減額し、2億6,742万6,000円としております。1 の消防費です。

次のページをお願いします。

款 9 教育費から2,844万3,000円を減額し、8 億1,694万7,000円としております。1 の教育総務費から、5 の保健体育費までです。

款10災害復旧費に1億6,105万円を追加し、7億8,779万7,000円としております。1の 農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11公債費に50万円を追加し、7億7,947万2,000円としております。1の公債費です。 歳出合計。補正前の額86億1,233万9,000円から1億7,778万9,000円を減額し、84億 3,455万円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。追加です。款、項、事業名、金額でご説明申し上げます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、公有地塀補修事業、500万円。

同じく防犯灯設置事業、3,000万円。

項4選挙費、熊本県議会議員一般選挙用掲示板設置事業、49万5,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、風しんに関する追加的対策事業、95万8,000円。

項2清掃費、熊本中央一般廃棄物処理施設整備事業、5,076万円。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、暗渠排水整備事業、4,290万円。

同じく農業用ハウス強靭化緊急対策事業補助金、126万9,000円。

同じく担い手確保経営強化支援事業補助金、27万4,000円。

項2林業費、グリーンセンター用地所有権移転等事業、394万2,000円。

款6商工費、項1商工費、観光案内看板等設置事業、1,800万円。

同じくやな場樹木剪定植栽事業、90万円。

款7土木費、項4住宅費、住環境の安全性向上事業、455万円。

同じく子育て支援住宅整備事業、3億1,527万1,000円。

款8消防費、項1消防費、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業、147万6,000円。

款 9 教育費、項 2 小学校費、甲佐小学校ブロック塀等改修事業、159万6,000円。

項4社会教育費、井戸江峡キャンプ場整備事業、499万4,000円。

同じく宮内地区社会教育センター急傾斜地防護施設設置事業、3,000万円。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、5,081万2,000円。

同じく林業施設災害復旧事業、3,918万円。

項4その他公共施設・公用施設災害復旧費、グリーンセンター集会用施設災害復旧事業、7,555万4,000円。

同じく宮内地区水道施設災害復旧事業、700万円。

2、変更です。こちらも款、項、事業費、変更前の額、変更後の額でご説明申し上げま す。

款7土木費、項2道路橋梁費、道路維持事業、変更前が1,450万円、変更後が3,322万円。 款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、変更前が 2億5,486万1,000円、変更後が4億9,928万5,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。1、追加です。事項、期間、限度額でご説明申し上げます。

在宅当番医運営委託料、平成31年度、56万2,000円。

予防接種委託料、平成31年度、1,952万円。

風しんに関する追加的対策事業、平成31年度、207万3,000円。

母子保健検診委託料、平成31年度、840万3,000円。

ごみ収集運搬業務委託料、平成31年度、1,857万6,000円。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。1、追加です。起債の目的、歳入欠かん債。限度額、220万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

2、変更です。こちらは起債の目的、それと補正前の限度額、補正後の限度額でご説明申し上げます。

過疎対策事業債、5億7,100万円に870万円を追加し、5億7,970万円としております。 緊急防災・減災事業債、6,560万円から580万円を減額し、5,980万円としております。 公共事業等債、2,730万円から1,530万円を減額し、1,200万円としております。

公営住宅建設事業債、5億1,010万円から1,690万円を減額し、4億9,320万円としております。

災害復旧事業債、3億4,660万円に2,380万円を追加し、3億7,040万円としております。 なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。 以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〇議長(宮川安明君) これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑をお願いいたします。

まず、19ページ、款 1 議会費から22ページ、款 2 総務費までです。19ページ、款 1 議会費から22ページ、款 2 総務費までです。何かありませんか。

佐野議員。

- **〇6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。ページ20は該当の範囲内だったですかね。
- 〇議長(宮川安明君) はい。
- **○6番(佐野安春君)** ここにあります西村資料館、次年度の予算の中にも計上されるとは思いますが、これまでの説明では、宿泊施設も兼ねたというようなことで説明があったと思うんですが、この西村資料館について、その内容的なものと、完成はいつなのか、そこをちょっとお尋ねしたいんですが。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 旧西村民俗資料館の事業計画でございますけれども、 旧西村民俗資料館につきましては、宿泊とカフェ、食事ができるスペースということにし ております。

完成予定といたしましては、31年度末を目標に、今、事業を進めているところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 今の問題についてちょっと追加ですけど、そういう宿泊施設が

できるということは、その管理については、どういうふうになっているのか、ちょっとお尋ねします。

- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 新たに平成31年度になりまして、この旧西村民俗資料館につきましては、設置及び管理の条例を上程させていただきたいと考えております。

今、その後の運営・管理については、指定管理者を視野に入れてですね、今、協議を進めておりますので、内容が決まり次第、また議会のほうではご報告させていただければと考えております。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 19ページから22ページです。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 次に、23ページ、款 3 民生費から29ページ中段、款 5 農林水産業費までです。23ページから29ページ、農林水産業費までです。

井芹議員。

- **O10番(井芹しま子君)** 23ページですけども、乙女高齢者福祉センターは減額になっているわけなんですけれども、先ほどの説明で、前の説明で、ここにシャワーが取りつけられているというふうに思うんですけども、高齢者の集まりの場にですね、どういうふうなことのためにシャワーがついてるのかっていうのがですね、ちょっとわからないんですけれども、お尋ねをいたします。
- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(北野 太君) 23ページの老人福祉費の、工事請負費のですね、乙女高齢者福祉センター新築工事の減額になっている部分の関連の質問ということで、ここに取りつけておりますシャワー室ですね、につきましては、高齢者福祉の増進ということで建物は建てますけども、平常時においてはですね、そんな頻繁な利用はないかと思います。ただし、ここのセンターについては、災害発生時の指定避難所、または災害が継続した場合の福祉避難所等の利用を想定しております。これまで、熊本地震の教訓によりましてですね、乙女地区にも何かシャワーなり、体をきれいにする、清潔にするような施設を取りつけてはということで、今回シャワー室を取りつけるというようなことになっております。以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 24ページのですね、款 3 項 2 の目 1 で、19 の負担金の中で、特別保育事業等補助金の減額で832 万8,000円とありますけれども、これはどのような事業で、減額の理由は何なのかを教えていただけますか。
- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** それでは、24ページの児童福祉総務費の19負担金補助及び 交付金、特別保育事業等補助金の832万8,000円の減額の中身ということでございますけど も、特別保育事業の中身についてはですね、今五つの保育園が行っております保育園の延

長保育ですね、朝と夕方の延長保育分、それと、障がい児を受け入れられた場合の障がい 児に係る加算分を合わせて特別保育事業と言っております。当初は、1時間程度の延長保 育でですね、これは県の補助金を受けておりますので、そういった形で予算を五つの保育 園で計上しておりましたけども、実質上30分の延長保育をされているということで、30分 分の加算をつけるということで、これだけの減額というふうになっております。

事業の中身については、延長保育と障がい児の受け入れの分の加算分ということでございますございます。

以上でございます。

- **○議長(宮川安明君)** 23ページ民生費から29ページ中段、農林水産業費までです。 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 28ページの款 5 項 1 目 6 の農地費の中の19の同じく負担金補助金で、「多面的機能支払事業」資源向上支払交付金の長寿命化の338万5,000円の減額とありますけれども、この事業についてはおそらく平成30年度が 5 カ年計画の中の最終年度と思いますけれども、その 5 カ年の事業の精算による事業費の減額ですかね。ということで考えてよろしいんでしょうか。それとも単年度の……、おそらく単年度事業かとは思いますけれども。そういった、その辺の中身を少し教えていただきたいんですけど。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- ○農政課長(岡本幹春君) 5・1・6・19「多面的機能支払事業」資源向上支払交付金、減額の330万ということでございますが、この330万ほどにつきましては、本年度単年度分の当初予定しておりました分よりも減額で交付決定が来ております。もともと町で目論んでおりました額よりも少ない交付決定が来たということでの減額ということで、今年度単年度分でございます。

それと、鳴瀬議員が言われましたとおり、多面的につきましては、1組織以外が本年度で計画期間5年目ということで、熊本県の場合、28年の熊本地震がありました関係で、28年度分、29年度分、多額の繰り越しをされて本年度に事業をされる組織もございます。計画期間の最終年度ということで、来年度以降も事業に取り組まれるのであれば、本年度交付分の、すみません、ちょっと率を忘れましたが、たしか3割程度だったと思いますが、過年度分で使い切れなかった分については返還をするという手続になりますが、返還につきましては、事業が完了してからということになりますので、31年度の補正予算でそういう対象があれば、補正予算を組んだ上で国のほうにお返しするということになります。今回、お願いしておりますのは、当初目論見よりも交付決定が少なかったための減額の補正ということでご理解をお願いしたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 本田委員。
- **〇12番(本田 新君)** 衛生費です。26ページから27ページの下段から次のページの上段に、熊本中央一般廃棄物関係の減額の予算が計上されておりますけれども、これについて、どういうことか、減額をされたことついて質問をしたいと思いますが。

- **〇議長(宮川安明君)** 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** 4・2・1・19、ページ26になりますが、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会負担金の240万円の減でございますが、こちらは新施設建設候補地の地形測量業務等を甲佐町が代表して……

(自席より発言する者あり)

すみません、失礼しました、次のページの説明になっていました。

26ページの負担金でございますが、こちらはですね、新施設をどのような施設にするかという整備技術支援業務というのを協議会のほうで計画しておりましたんですが、その委託業務を行わなかったということと、西原村の離脱により人件費が減額になったということで、負担金の額が下がったものでございます。

次に27ページの4・2・4の13の委託料ですけれども、ちょっと先ほど間違って申しましたが、甲佐町が代表して、コンサルタントと新施設建設予定地の地形測量とレイアウト 案の作成業務を委託しているんですけれども、そちらが入札によって金額が落ちたという ものでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** はい、9番。26ページです。環境衛生費です。浄化槽設置整備補助金1,578万が1,459万8,000円、これは何件分ぐらいの予定であって、これは予定よりも大分減ったわけですよね。この内訳もちょっと教えてもらえますかね。
- **〇議長(宮川安明君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 平成29年度に128基つきました関係で、平成30年度も120基ほどつくのではないかと予定して予算を組ませていただきましたが、現状で96基という見通しが出ましたので減額させていただくものでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** はい、9番。ということは、これは、予定では120ぐらいだったわけですよね。それが96ということですね。これは浄化槽設置をしようと思われとったわけですかね。それともただ予定で、128から120になって、予定では120の見通しだったんだけども96ということは、申請があったわけじゃなかっですよね。これは単に予定っていうことだったんですよね。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** 町長マニフェストでございます平成37年度までで生活排水の処理率を75%達成するっていう目標に基づきまして、年次計画を立てているところではございますが、震災により家屋の建てかえと壊れた浄化槽の入れかえ等が増えておりまして、計画よりも前倒しして、少し余分目に予算を組ませていただきましたが、そこまで届かなかったということでございます。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 次に、29ページ下段の款 6 商工費から、最終39ページ、款11交際費まで質疑をお願いいたします。

佐野議員。

- **〇6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。ページ30の商工費の報償費委託料、ふるさと 甲佐応援寄附金についての減額がありますが、このことについて説明をお願いいたします。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(北畑公孝君) それでは、款6の商工費のふるさと納税関係の減額についてご説明申し上げます。

30年度の当初予算といたしましては、ふるさと納税の寄附額を4,500万という形で計上させていただき、予算の執行を行ってきてまいりました。今回、減額補正となっておりますが、当初4,500万でしたけれども、見込み額といたしまして1,700万円ほどの寄附ということで、それに伴いまして報償費、手数料、委託料等の減額が生じたものでございます。以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** はい、佐野です。今、見込みが4,500万で実績は今のところ 1,700万ということで、大きく差が出ているというふうに思いますが、そういったところ の原因とかいうことをお話しいただいてよろしゅうございますか。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **○地域振興課長(北畑公孝君)** さきの12月定例会でもご説明をさせていただきましたが、12月定例会時には11月末現在の寄附額についてご説明をさせていただいております。 平成29年度につきまして、年間総額1,653万5,000円という寄附をいただいておりまして、11月末現在では平成29年度1,140万円、それに対して718万5,000円ということで、35%減という説明をしております。

その中で、どのような状況でそのようになったかというご質問の中でご説明した中では、 上益城郡内においても同様に7割以上、70%、3割減の給付額ということで説明をいたし ております。

主な原因といたしましては、平成28年、29年には震災の影響で被災者支援という形で多くのご寄附をいただいていたところ、その後、西日本豪雨、北海道の地震という形で、本町、特に上益城郡内は落ち込みがあったというところでご説明させていただいております。ただ、その後、ふるさと納税に関しましては、今申し込み段階ですけれども、平成31年の2月末現在でですね、今申し込みが1,627万3,000円になっております。前年の同時期といたしましては1,621万5,000円ということで、前年並みには戻ってきている状況です。

ちょっと同じ比較の資料にはなりませんけれども、平成29年度12カ月分の寄附額と、平成30年度4月から12月までの郡内の状況も、資料がありますのでご説明いたしますと、おおむね自治体によっては前年度の8割まで満たない状況となっております。

これにつきましてもやはり、先ほど説明しましたとおり、被災者支援ということで前年

度まで多くのご寄附をいただいておりますけれども、その他の災害のほうに皆さんの目が 回ったのではというところです。

ただ、本町におきましてはですね、12月末で対前年度比といたしまして、88%までは盛り返したというところの状況でございます。

以上でございます。

- ○6番(佐野安春君) 議長、もう1回。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 前の年度との比較についてはですね、そう変わらないということでわかるんですが、当初考えられた4,500万との差がですね、ちょっと大きいものですから、そこに至らなかった要因というところをちょっとお話しいただければと思うんですけど。地震関係、そういう関係だけでしょうか。何かほかにもあったですかね。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **○地域振興課長(北畑公孝君)** 平成29年から30年にかけての予算編成の中でですね、これまでは、一つのネット上のサイト、ふるさとチョイスというので寄附を募っておりました。平成30年度に向けて増額ということで、新たにサイトを一つ設置いたしまして、また、商品開発をしながら、目標といたしましまして4,500万という形で算定をし、予算を組んでおりましたが、実際そこまでサイトが増えたというだけでは至らなかったということと、震災の影響もあったのかなというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** どこの自治体もですね、減額になっているということなんですけども、ちなみにですね、美里町、山都町、近隣の自治体の寄附の総額というのか、そういったのはわかりますか。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **○地域振興課長(北畑公孝君)** 平成29年度の実績でよろしゅうございますでしょうか。 平成29年度に関しましては、御船町が1億1,195万3,896円、嘉島町が2,821万2,000円、益 城町が8,793万9,000円、甲佐町が1,653万5,000円、山都が1億5,415万2,000円、美里町が 1,135万6,000円。今、ちょっとすみません、1,000円単位で説明させていただきましたけ ども、そのような状況になっております。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。 1番、甲斐議員。
- **〇1番(甲斐良二君)** 1番、甲斐です。36ページになります。9の4の1の9ですかね、旅費の中で、地域未来塾学習支援員の費用弁償ですね。地域未来塾というのは、具体的にどういった方たちを対象にした、どういった塾なのかというのをお答え願いたいと思います。
- **〇議長(宮川安明君)** 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(吉岡英二君)** 地域未来塾の趣旨という形でお答えさせていただきま

す。

これにつきましては、甲佐中学校のですね、1年から3年までの生徒を対象にしまして、教員を希望する大学生とか、元教員の方であるとか、学習塾など民間の教育事業者等ですね、幅広い地域の方の協力を得まして、家庭での学習が困難であったり、学習の習慣が十分に身についていなかったりする中学生に対しまして、学習機会を提供するというような目的でございます。それによりまして、地域の中学生の学力及び教育力の向上を図るということで、補助事業でありまして、国が3分の1、県が3分の1、それと町が3分の1持ち出して、この事業を展開しているところでございます。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 未来塾なんだけどですね、期間的に夏休みだけというふうに、 予算とも関連しますけど、後の問題ですけれども、今、夏休みだけですよね、これをもう 少し広げるというようなことは考えておいででしょうか。一言ちょっとお聞きします。
- 〇議長(宮川安明君) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(吉岡英二君) 本年度につきましてはですね、予算が大幅に削られておりまして、夏休みだけしかできなかったということでございますけれども、昨年につきましてはですね、地震被害自治体ということで甲佐町が指定されておりましたので、100%補助がついております。10分の10の補助で、延べ33回はやっておりますけれども、本年度もですね、予算については要求はしておりますけれども、この事業の希望が多いということでですね、なかなか予算の確保が難しいということでございますけれども、どうにかそういった形でですね、支援していきたいというふうには思っております。以上です。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。ページ34、教育費の中でお尋ねをします。

甲佐高校への支援検討委員会の報償費と旅費の減額がありますが、今日の新聞報道だったですかね、高校の入試の状況が出てあったと思うんですが、甲佐高校を見ましたらですね、募集定員が120人に対して、合格か応募かはっきり覚えていませんが24人と。県内の状況を見ましたらですね、最も低いところにですね、1番か2番かちょっとはっきり覚えておりませんが、そういう状況だったというふうに思います。町としてもですね、甲佐高校に対する支援ということでですね、力を入れてあるところがあると思うですが、やはりそういった現状を見てですね、この支援が本当に生かされているのか、これからの行方がどうなるのかということを心配しておりますが、どうでしょうかね。お尋ねいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 甲佐高校の支援についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今日の新聞の発表では24人というふうになっています。これ につきましては、うちのほうも昨年からですね、公営塾を立ち上げてPRをしております けども、今年度につきましてはPRの時期がですね、若干遅れたという部分もありますの で、次年度に向けましては、早い段階からですね、高校と協力しましてPRに努めていき、 生徒確保していきたいと思っておりますので、そういうふうに頑張っていきたいというふ うに考えております。

以上になります。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ちょっと補足して、私のほうからも少し現状等も含めたところでお話しさせていただきます。

新入生については、ただいま議員おっしゃったとおりの数字で、これまで町が取り組んできた各種施策が直接的にはなかなかまだ反映されていないなというような思いがしております。

ただ、今年度というか、4月から採用の職員の中に、公営塾でいろいろ学ばれた生徒が本町の役場職員として採用された実績があります。ですから、そういった角度から見ますとですね、効果があらわれておりますんで、そういったことを町外、あるいはもちろん町内もですけれども、PRして、公営塾の効果としてあらわれているんだよということをですね、学校が、それから保護者の皆様方にもそういうことは発信してきたいというふうに思っております。

なお、今後の公営塾のあり方については、担当のほうでもいろいろ考えてもらっておりますんで、来年度以降、この数字がどういうように、また、今後の存続にもかかわる非常に大事な事柄というふうに認識しておりますので、その点は十分頭の中に置きながらですね、今後とも対応をしていきたいというふうに思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 今日の新聞報道とは別に、それまでに出ていました多良木高校の廃校というのが大きなニュースとして出ておりました。やはりこのままの状況が進めばですね、そういった可能性もちょっと出てくるということになればですね、一旦決定がされたらそれを挽回するというのはですね、なかなか、撤回するというのは難しくなってくると思うんですが、やはり町としても力を入れているところで、支援が、今、町長のお話にもありましたが、そういった形でですね、幾つも出てくるということがですね、必要だというふうに思いますし、実際、入校者の数がですね、やっぱり本当に実績として上がってこないとですね、いかんというふうに思いますし、やっぱりその支援が、今、町長がお話しされたもので出てくるような形でですね、実際どういうふうに効果が支援をしている中で上がっているのか、そういったところが見えるものがあればですね、ぜひお話をいただければと思いますが。
- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 効果ということですけども、効果といいますと、今、 町長から答弁があったとおり、今年度、甲佐高校から来年の4月にですね、採用された塾 生が一人おられます。

あとは、塾の中ではですね、大学を目指された生徒もおりますし、今後はですね、大学

に向けての学力向上についても、今、学校での学力も上がってきていますので、そういう 効果はあっていると思っております。

以上になります。

- 〇議長(宮川安明君) 教育長。
- **〇教育長(蔵田勇治君)** 私のほうからは学校との連携という側面でですね、お話しさせていただきますけども。

議員ご指摘のように、非常に厳しい状況で、支援の効果というものが形としてまだなかなかあらわれていないということは、私ども非常に重大に受けてとめておりますけども、学校といたしましても、先日、校長とお話をいたしまして、深刻に受けとめております。今年度の志願の状況を踏まえながら、学校でできること、それから、町が支援としてできること、さらに何かないかということでですね、今、検討もしているところでございます。町としては、今、取り組んでおります公営塾の成果を広くPRしていくということ、また、内容をですね、充実させて、さらなる成果を上げていくということではないかなと。また、学校ではいろんな方面からですね、やれることを検討されているということでございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** この問題は最後です。そういう支援をされている対象の生徒さん、実際に公営塾に参加されている生徒さんは何名ぐらいいらっしゃるんですか。
- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 今現在ですけども、12名でございます。
- **〇議長(宮川安明君)** ほかに質疑ありませんか。 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** このページは、37ページもよろしいんですかね。
- 〇議長(宮川安明君) はい。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** じゃあ、ページは37ページですけど、款9、4項の目の4のキャンプ場管理費でございます。

補正前の額が89万8,000円で、今回の補正額が499万4,000円ということで、財源内訳を見ますと、おそらくこれは国庫支出金がありますので、2分の1か何かの補助金が入ってきたのかなという思いがありますけれども、説明を見ますと、井戸江峡キャンプ場の整備基本計画の作成委託料ということでございます。というと、補正が今でございますので、3月末までにこれは契約か何か、補正か何かされて、発注されるのかなと。それとまた、新年度予算にはおそらく大きな工事費があったような気がしますけれども、それの基本計画を今からつくられるのか、変更されるのかと思いますけど、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **〇企画課長(一圓秋男君)** 今、議員の言われますキャンプ場の件でございますけれど も、今ここにはですね、30年度の予算としましてはですね、歳出のほうで499万4,000円と

いうことで、歳入が249万7,000円ということになっているかと思います。これにつきましては、地方創生のですね、拠点整備交付金ということで、本年度、国のほうに、国の二次補正においてですね、町のほうから申請しております。現在、内示も来ておりまして、その件で、今、申請をしておりまして、3月29日に交付決定がなるというふうな段階で今進めているところです。

今回、補正で計上させていただいておりますけれども、繰り越しということで5ページのほうにございますけれども、歳入のほうでまた後でということだったんですけど、5ページのほうの繰越明許費の補正というところの中に計上させていただいております。事業としましては、平成31年で事業実施していくということで考えているところでございます。以上です。

- ○議長(宮川安明君) いいですかね。まだありますか。 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 教育費の中で、34ページですが、地域おこし協力隊員のことで減額ということで、補償費の減額と出ておりますが、現在、町のホームページでもですね、地域おこし協力隊員の募集というのが出ておったと思います。現在の甲佐町における地域おこし協力隊の方の人数と、どんな活動をされていらっしゃるのか、ちょっと教えていただけますか。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **○地域振興課長(北畑公孝君)** 今現在、地域おこし協力隊ということで募集を行っている分につきましては、平成31年度の新規事業ということで募集を行っております。これにつきましては、12月でしたかね、債務負担行為を起こさせていただきまして、今現在、募集を行っているところでございます。

現在、募集を行っております協力隊につきましては、本町が地域の活性化を進める上で、まちづくり協議会というものつくっております。民間の方たちと、また甲佐町、地方創生に係る連携協定を結ばせてもいただいておりますけれども、そういったことで、まず行政として人的な支援という形で、また、本町の空き家の利活用等に関しましての業務を行っていただくために、現在のところ1名募集をしております。

それと、以前から地域おこし協力隊という形で宮内のほうに協力隊員がおられまして、協力隊員として総務省で定める任期の3年は過ぎましたけれども、また町といたしまして、地方創生交付金を活用させていただいてですね、1名の方を町の協力隊員として活動していただいております。その方に関しては、宮内方面での地域の活性化ということでしていただいております。

宮内のほうにつきましては、まずコミュニティービジネスといたしまして、ご存じと思いますけども、炭のほうの販売もされておりますし、地域で今、薪の需要がかなり多いということで、炭にする前の薪の販売等も行われております。

また、新たに耕作放棄地の解消といたしまして、サンショウについて、今、研修をされているという状態です。

地域振興課につきましては、31年度になりますと2名の方の活動をお願いしたいと考えております。

- 〇議長(宮川安明君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 学校教育課といたしましては、3名地域おこし協力隊 を雇用しております。これつきましては、先ほどから話が出ております公営塾あゆみ学舎 のスタッフとして、3名を雇用させていただいております。

以上になります。

○議長(宮川安明君) ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **○議長(宮川安明君)** 次に、歳入に入ります。歳入は全部について質疑をお願いいた します。10ページから18ページまでです。10ページから18ページ、歳入です。 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** 17ページのですね、町営バス運行料金が減額になっているわけですけれども、先だってのですね、町営バスの運行についてはですね、年間かなりの金額の赤字が出てるというふうな質問があったかと思いますけれども、これはもうずっとそれが続いているのかどうか、ちょっとお尋ねします。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **○地域振興課長(北畑公孝君)** 町営バスの運行経費ですけれども、もともと、本来は 民間の路線バスという形でございました。で、民間につきましては、不採算路線というこ とで撤退をされて、昭和47年の12月から町営バスという形で運行させていただいておりま す。

収支についてずっと赤字なのかというご質問ですけれども、正直申しますと、昭和47年の運行開始から黒字になったことはございません。ただ、この目的といたしましては、地域の皆様の交通手段の確保という問題がございますので、これはいたし方ないのかなというふうに考えておりますけれども、先日、企画課長のほうから答弁されましたとおり、昭和47年から現在、人口の構成も違いますし、人口自体も減ってきております。今後、新たな交通の体系についてはですね、平成31年度から基礎調査をされて、検討していくというふうになっております。収支については、昭和47年から現在まで黒字にはなってません。

今回の補正に関しましては、特に震災関係でですね、道路の災害復旧工事等でかなりの期間、運休を行っております。例えば、宮内方面に関しましては、小鹿の入り口から六谷までを平成30年の8月から今年の2月まで全く運行できなかったという状況も続いております。そういったことも影響いたしまして、平成29年の12月末と平成30年の12月末の利用者数に関しましても1,200名程度減っております。それで今回、運賃収入に関しまして45万円の減額の補正をさせていただいたということになっております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- O10番(井芹しま子君) これは赤字とか黒字とかという問題で私は言ってるわけじゃ

ないんですね。やはり700万とかというふうに発言をされていたかなというふうに思うもんだからですね、そういった状況をもっともっと利用者ニーズに沿ったような考え方もあったのではないかなというふうに思ったので、質問をさせていただきました。

〇議長(宮川安明君) 歳入全部について質疑をお願いしております。10ページから18ページまでです。

荒田議員。

- **〇7番(荒田 博君)** 7番。15ページですけれども、有害鳥獣被害対策補助金とありますけど、関連でお聞きしてもよろしゅうございますか。
- ○議長(宮川安明君) どうぞ。
- **○7番(荒田 博君)** はい。そういった有害鳥獣を駆除される猟友会ですかね、の 方々の今、高齢化、また、なり手不足等がかなり問題になってきているのではないかなと 思うのですよね。役場職員の方でも免許取られたけども、1回来て、それから1回も来て ないというようなことも猟友会の方からもお聞きいたしました。

そういった状況で、今後、担い手不足ということで、そういったものが問題になってくるかと思うですけれども、町としてのそのあたりの考え方ですね、どういうふうに思われているのか、そのあたりをお聞きしたいと思いますけど。

- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** 有害鳥獣駆除隊につきましては、ただいま議員からご指摘のとおり、高齢化、それと後継者がいないというような状況でございます。

現在、本年度から取り組みを行っておりますのが、各地域で今年度から取り組んでおりますのが、有害鳥獣駆除隊の中にわな班の編成を行っております。猟銃ではなく、わなでの捕獲ですね、ということで、わな班というものをつくっております。

また、一部ではございますが、中横田地区につきましては、かなり行政区の範囲も広いということで、各地区ごとにわなの免許を取られて、わなも自前で調達された部分、JAの補助事業がありましたので、JAの補助事業を使ってわなの購入、また町のほうで購入しましたわなについて、貸与、貸し出しを行いまして、地元各地域の方々自らが自分たちの近隣の農地、農作物を守るというような活動もされております。

猟友会での駆除も進めてはまいりますが、そういう各地域で取り組みができる部分については、今後、各地域のほうに広めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(宮川安明君) ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) なければ、次に行きます。

最後に、本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部です。 佐野議員。

〇6番(佐野安春君) 5ページの繰越明許費に上げられています防犯灯設置事業についてお尋ねをしたいと思いますが、現在、防犯灯設置については計画的にですね、進めら

れていると思いますが、現在まで行われている設置箇所、また、これから予定されている 設置箇所がわかれば教えてください。

- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **〇くらし安全推進室長(佐々木善平君)** お答えいたします。

防犯灯につきましては、議員ご存じのとおり、防犯灯整備5カ年計画、これに則りまして、13路線、距離にして約13キロぐらいをですね、整備することとしております。

ただ、現在どのくらい終わっているかと言われますとですね、これははっきりどれくらい終わっているというのはちょっとお答えができないんですけれども、半分程度というところでしょうか、今のところですね。

といいますのが、ご存じのとおり29年度にですね、地震の関係で、国道443号線と県道のほうがですね、災害の緊急道路に指定されまして、一時期、防犯灯が設置できない時期がありました。これは県と交渉しましてですね、昨年度に繰り越しをさせていただいて、現在、白旗のほうとか、それからトンネルを過ぎてこちらのほうに来るところが整備をされております。

ですから、32年度までにこの13キロをですね、終えたいなという目標はございます。ただ、今年もそうだったんですけれども、例えば農地にかかっているところにあればですね、米の稲の生育に問題があるとか、それと作物の生育に問題があるということで、なかなか調整がうまくいかないところが随分ございます。それで、国道の場合も若干外れているところがあるわけですね。それと、甲佐町の場合は、用水路の上に歩道がついているというのがございましてですね、そこのところが支柱が立てられないというところがございます。それから、今年も工事をしてみてわかったことなんですけれども、掘ってみて初めてケーブルが走っておったり、それからガス管が走っておったり、それから、水道管が走っておったりしてですね、どうしても計画を変更しなければならないところがあります。

ですから、32年を目標に、この5カ年計画に沿って、しっかりとやっていきたいという ことだけは申し上げておきたいというふうに思います。 以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 難しい箇所も当然ですね、やっぱり出てくる可能性があると思うんですが、32年度、目標の5カ年計画の達成ということでやっていくということですが、それで達成したら計画的には100%完璧だということになるんですか。まだ残された箇所が出てくる可能性もありますか。
- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **〇くらし安全推進室長(佐々木善平君)** お答えします。

5 カ年計画につきましては、主要通学路として位置づけられた路線において、防犯灯が 設置されていない箇所が多数あったということでですね、児童生徒の通学時の安全確保、 これを図っていくためにも、計画的な整備が必要ということで進めております。

一応、この5カ年計画が終わりましたならば、さらに検討を重ねてですね、各区長さん

方とも検討を重ねて、要求があるところはまた検討していきたいというふうに思っております。

〇議長(宮川安明君) 次ありませんか。 本田議員。

〇12番(本田 新君) 今のところの5ページのことですが、ここに1ページ、ずっと次年度以降に繰越明許と、また、追加と変更とあってますけども、これは総額で大体幾らぐらいになって、総額で幾らぐらい次年度に繰越明許されようとされておるのか、それをお聞かせください。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 今回の繰越明許費で、追加の分が総計で6億8,493万1,000 円。
- **O12番(本田 新君)** 6億——。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 8,493万円。
- **〇12番(本田 新君)** それは追加の分だけでしょう。まだほかにもあったろう。
- ○総務課長(西坂 直君) それと、変更の分が変更後で5億3,250万5,000円ということになります。
- 〇議長(宮川安明君) いいですか。
- O12番(本田 新君) はい。
- ○議長(宮川安明君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 本田議員。
- **〇12番(本田 新君)** 議案第17号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)でありますが、今回、年度末に近づいたところということで、実績等も勘案されて、1億7,800万程度を減額された補正予算というふうになっております。84億近くとなりましたけれども、十数億の次年度への繰り越しというようなことも、また片一方では今わかりました。そういうことではありますけれども、今予算議案につきましては何ら異議なく賛成をしたいと思います。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第17号「平成30年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)」についてを採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されまし

た。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時13分 再開 午後3時25分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から専決に関する申し出があっておりますので、これを許します。 総務課長。

〇総務課長(西坂 直君) 平成30年度の一般会計補正予算ご議決ありがとうございました。ご議決をいただきました直後ではございますけれども、これから本年度末の3月31日までの間において各種事業に係ります財源としまして、各事業の実績に応じた事業費の確定により最終的な起債の借り入れを行うこととしております。そのほか、事業費や補助金、交付金等につきましても最終的な額が確定いたします。

そのようなことから、3月31日付で補正予算の編成を専決処分させていただきたいと思いますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第17 議案第18号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

〇議長(宮川安明君) 日程第17、議案第18号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

〇住民生活課長(奥村伸二君) それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

議案第18号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成30年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,959万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,409万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1国民健康保険税に1,650万7,000円を追加し、2億7,601万8,000円としております。

1の国民健康保険税です。

款2使用料及び手数料に3万円を追加し、13万円としております。1の手数料でございます。

款 3 県支出金から6,103万3,000円を減額し、10億7,952万2,000円としております。 1 の 県補助金です。

款4財産収入に1万4,000円を追加し、11万4,000円としております。1の財産運用収入です。

款 6 繰入金から640万2,000円を減額し、4億4,434万5,000円としております。1 σ 一般会計繰入金です。

款8諸収入に129万1,000円を追加し、140万としております。1の延滞金及び過料から、 3の雑入まででございます。

歳入合計、補正前の額19億3,368万9,000円から4,959万3,000円を減額し、18億8,409万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1 総務費から616万7,000円を減額し、3億4,197万円としております。1 の総務管理費から、4 の医療費適正化対策事業費までです。

款 2 保険給付費から6,174万4,000円を減額し、10億6,601万9,000円としております。 1 の療養諸費、2 の高額療養費、4 の出産育児諸費でございます。

款3国民健康保険事業納品金から999万1,000円を減額し、3億5,524万9,000円としております。1の医療給付費分から、3の介護納付金分まででございます。

款 5 保健事業費から235万1,000円を減額し、1,393万5,000円としております。 1 の保健 事業費、2 の特定健康診査等事業費でございます。

款 6 基金積立金につきましては、財源内訳変更を行って0 円としております。1 の基金積立金です。

款8予備費に3,066万円を追加し、7,461万8,000円としております。1の予備費です。 歳出合計。補正前の額19億3,368万9,000円から4,959万3,000円を減額し、18億8,409万 6,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、実績に基づきましての減額でございます。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部です。何か質疑ありませんか。 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 歳入ですけれども、6ページですけれども、総括としてお聞き しますけれども、最終的には国民健康保険税の税収として入ってくるかと思いますけれど も、それの最終的な見込みの収納率といいますか、調定に対する収納率は何%になります でしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 税務課長。

○税務課長(井上幸介君) 国民健康保険税の徴収率についてお答えいたします。

例年、国民健康保険税の徴収率というのは上昇傾向に今ございます。今年度につきまして、今のところ、まだはっきりとは申し上げられませんけれども、現年度分で95%を超えてくるというふうに予測しているところでございます。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** じゃあ、同じく、滞納繰越分については何%になりますでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 税務課長。
- **〇税務課長(井上幸介君)** 滞納繰越分でございますけれども、今現在ですね、12月末 現在で14.386ということでございますので、今から年度末、出納閉鎖前の段階で、またそ この徴収について強化をしてまいりますので、それ以上になるというふうに予想はしてお ります。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** じゃあ、最後に1つだけ。今おっしゃいましたけど、現年と滞納繰越分、これについての決算見込みとしては、対前年度比としては率的には上がりますか、それとも下がる見込みですか。
- 〇議長(宮川安明君) 税務課長。
- **〇税務課長(井上幸介君)** お答えいたします。

現年分、滞納繰越分ともに前年度の徴収率は上回ってくるものと予想しております。 以上です。

○議長(宮川安明君) ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 7番、荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** 7番。議案第18号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)でございますが、ただいま課長の答弁にございましたとおり、30年度末 の実績に基づく減額補正でございます。何ら異議なく賛成いたします。
- **〇議長(宮川安明君)** これで討論を終結します。

これから議案第18号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

執行部から専決に関する申し出があっておりますので、これを許します。 住民生活課長。

○住民生活課長(奥村伸二君) 国民健康保険特別会計補正予算にご議決をいただきまして、どうもありがとうございました。

ご議決をいただきました直後ではございますが、今年度から財政運営の責任主体が県へ移行したことに伴い、昨年度までの現金の流れと事務処理の流れが変わり、県からの交付金の額の確定が3月末になりますことから、3月31日付で補正予算の編成を専決処分させていただきたいと思いますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第18 議案第19号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(宮川安明君) 日程第18、議案第19号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計補 正予算(第4号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

〇福祉課長(北野 太君) 議案第19号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算 (第4号) について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,998万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,744万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款 2 分担金及び負担金から28万8,000円を減額し、49万2,000円としております。 1 の負担金です。

款 4 支払基金交付金から1,812万8,000円を減額し、3億7,319万3,000円としております。 1 の支払基金交付金です。

款 5 国庫支出金から558万7,000円を減額し、3億9,950万5,000円としております。1の 国庫負担金、2の国庫補助金です。

款6県支出金から334万6,000円を減額し、2億714万8,000円としております。1の県負

担金、3の県補助金です。

款7財産収入から2万6,000円を減額し、8,000円としております。1の財産運用収入です。

款 8 繰入金から303万4,000円を減額し、2億2,690万2,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款10諸収入に42万8,000円を追加して、858万5,000円としております。3の予防給付費収入、5の雑入です。

歳入合計。補正前の額16億1,742万5,000円から2,998万1,000円を減額し、15億8,744万4,000円としております。

3ページをお願いいたします。歳出です。

款 1 総務費に68万2,000円を追加して、4,163万4,000円としております。 3 の運営協議 会費です。

款 2 保険給付費から1,678万円を減額し、13億9,466万1,000円としております。 1 の介護サービス等諸費です。

款 4 地域支援事業費から148万4,000円を減額し、6,982万4,000円としております。 1 の 包括的支援事業・任意事業費から 3 の一般介護予防事業費までです。

款 7 諸支出金から76万6,000円を減額し、5,361万7,000円としております。 2 の繰出金です。

款8予備費から1,163万3,000円を減額して、1,767万1,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額16億1,742万5,000円から2,998万1,000円を減額し、15億8,744万4,000円としております。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正です。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

サテライト事業委託、平成31年度、500万円。

通所型サービスC事業委託、平成31年度、327万円。

新予防給付ケアプラン委託、平成31年度、559万8,000円。

介護予防ケアマネジメント委託、平成31年度、243万円。

今回の補正の主なものにつきましては、平成30年度における保険給付費等の最終見込みなどによるものです。

また、債務負担行為補正につきましては、地域包括支援センターで行っている介護予防事業などに係るものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についてお願いいたします。何か質疑ありませんか。 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 4ページのですね、通所型サービスC事業委託、その下の項

目ですけれども、この三つについて事業者はどこになるのか、ちょっとお願いを申し上げます。それぞれまた複数いらっしゃいますかね。そうであればいいです。

- **〇議長(宮川安明君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** お答えいたします。

通所型サービスC事業ですけれども、こちらは谷田病院さんのほうに委託をいたしまして、うちの鮎緑のほうで実施をしております。

それから、新予防給付ケアプラン、それと下のケアマネジメント委託ですけど、これは 居宅介護事業所のほうに委託をして実施しております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** 10ページのですね、長寿社会づくりソフト事業交付金という ふうにありますけども、簡単にどういった中身の交付金なのかですね、それと高齢者虐待 防止対策事務委託料というふうにありますけれども、12ページですね、これについてちょっと説明をお願いいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** それでは、長寿社会づくりソフト事業交付金についてご説明をいたします。

これは、公益財団法人地域社会振興財団からの助成金となります。この財団が高齢化社会対策を総合的に推進するため、長寿社会づくりのためのソフト事業に介護保険等整備推進事業があります。今年度は、この事業助成金を活用いたしまして、子どもが学び子どもから学ぶ認知症サポーター養成講座ということで、甲佐高校の生徒さんにこの養成講座を受けていただきまして、今度はそれをもとにその保護者及び地域の方々に認知症サポーター養成講座を実施してもらうというような取り組みをいたしました。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後3時47分 再開 午後3時48分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長(井上美穂君) 申しわけございません。高齢者虐待対応 事務委託料の件ですけれども、これは高齢者から虐待に関する相談があったとき、適正か つ効果的な対応が包括支援センターでは困難な場合、専門チーム──熊本県の弁護士会、 また司法書士会、それから社会福祉会に依頼して、対応を協議し、指導や助言を行っても らう、住民の虐待の防止や権利擁護を図っていくというようなことで委託をしているとこ ろでございます。

以上でございます。

- ○議長(宮川安明君) いいですか。ほかにありませんか。 森田議員。
- **〇5番(森田精子君)** 5番、森田です。今の虐待の委託料の件ですけれども、それは 弁護士さんに相談をやったときに支払う委託料でしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 虐待の件については、うちのセンターの ほうに相談があります。その中でどうしてもですね、専門的に相談が必要となった場合、 センターのほうから弁護士さんにお願いする委託料でございます。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** その件数は大体どのくらい年間あるものなんでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 相談は、平成29年度は相談件数としては 7件あっておりましたが、それは虐待とは認められず、この予算は使っておりません。地 域包括のほうで解決できるものは地域包括のほうで、民生委員さんとかに相談いたしまし て解決をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** はい、7番。議案第19号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)でございますが、3月の保険給付費の見込みによる減額補正でございますので、賛成いたします。
- **〇議長(宮川安明君)** これで討論を終結します。

これから議案第19号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)」について採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第20号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(宮川安明君) 日程第19、議案第20号「平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

〇住民生活課長(奥村伸二君) それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

議案第20号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご 説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成30年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ621万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,454万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成31年3月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1後期高齢者医療保険料から459万1,000円を減額し、8,386万6,000円としております。 1の後期高齢者医療保険料でございます。

款2使用料及び手数料に3,000円を追加し、4,000円としております。1の手数料です。

款3国庫支出金から1,000円を減額し、33万円としております。1の国庫補助金です。

款 5 繰入金から131万1,000円を減額し、5,497万7,000円としております。 1 の一般会計 繰入金です。

款7諸収入から31万円を減額し、377万6,000円としております。4の受託事業収入です。 歳入合計。補正前の額1億5,075万円から621万円を減額し、1億4,454万円としており ます。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款 1 総務費から45万7,000円を減額し、156万3,000円としております。 1 の総務管理費、2 の徴収費です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金から409万7,000円を減額し、1億3,895万9,000円と しております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款 3 保健事業費から42万3,000円を減額し、355万6,000円としております。 1 の健康保持増進事業費です。

款5予備費から123万3,000円を減額し、36万1,000円としております。1の予備費です。 歳出合計。補正前の額1億5,075万円から621万円を減額し、1億4,454万円としており ます。 今回の補正の主なものにつきましては、実績に基づきましての減額でございます。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑に入ります。

質疑につきましては、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
 - 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** はい、4番。議案第20号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましてですけれども、本予算につきましては、高齢化社会に即応した予算の実績による補正ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第20号「平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」 についてを採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第21号 平成31年度甲佐町一般会計予算

〇議長(宮川安明君) 日程第20、議案第21号「平成31年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

〇総務課長(西坂 直君) ご説明申し上げます。議案第21号、平成31年度甲佐町一般 会計予算です。

次のページをお願いいたします。

平成31年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億8,542万7,000円 と定めております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によります。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定めております。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めております。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除いております)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月12日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款 1 町税を 8 億8,435万8,000円としております。 1 の町民税から、 4 の市町村たばこ税までです。

款 2 地方譲与税を5,981万3,000円としております。 1 の地方揮発油譲与税から、 4 の森 林環境譲与税までです。

款3利子割交付金を75万円としております。1の利子割交付金です。

款4配当割交付金を100万円としております。1の配当割交付金です。

款 5 株式等譲渡取得割交付金を150万円としております。 1 の株式等譲渡取得割交付金です。

款 6 ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1 のゴルフ場利用税交付金です。

款7地方消費税交付金を1億9,000万円としております。1の地方消費税交付金です。

款8自動車取得税交付金を500万円としております。1の自動車取得税交付金です。

款 9 環境性能割交付金を500万円としております。 1 の環境性能割交付金です。

款10地方特例交付金を500万円としております。1の地方特例交付金です。

次のページをお願いいたします。

款11地方交付税を21億3,750万円としております。1の地方交付税です。

款12交通安全対策特別交付金を70万円としております。1の交通安全対策交付金です。 款13分担金及び負担金を5,987万2,000円としております。1の負担金です。

款16県支出金を8億9,992万7,000円としております。1の県負担金から、3の委託金までです。

款17財産収入を705万7,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款18寄附金を4,500万1,000円としております。1の寄附金です。

款19繰入金を 4 億4, 752万5, 000円としております。 1 の基金繰入金、 2 の特別会計繰入金です。

款20繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

款21諸収入を5,774万1,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から、5の雑入までです。

款22町債を11億8,130万円としております。1の町債です。

歳入合計。77億8,542万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1議会費を7,814万3,000円としております。1の議会費です。

款 2 総務費を10億3,241万3,000円としております。 1 の総務管理費から、6 の監査委員費までです。

款 3 民生費を20億1, 233万1,000円としております。 1 の社会福祉費から、 3 の災害救助費までです。

款4衛生費を6億9,213万9,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款 5 農林水産業費を 2 億3,729万5,000円としております。 1 の農業費、 2 の林業費です。 款 6 商工費を9,026万5,000円としております。 1 の商工費です。

款7土木費を12億4,735万3,000円としております。1の土木管理費から、4の住宅費までです。

次のページをお願いいたします。

款8消防費を3億736万2,000円としております。1の消防費です。

款 9 教育費を11億4,025万円としております。1 の教育総務費から、5 の保健体育費までです。

款10災害復旧費を1億4,587万9,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、から、3のその他公共施設・公用施設災害復旧費までです。

款11公債費を7億8,199万6,000円としております。1の公債費です。

款12諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13予備費を2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計。77億8,542万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項、期間、限度額でご説明申し上げます。

職員健康診断等業務委託、平成32年度から平成33年度まで、600万円です。

総合計画等策定業務委託料、平成32年度、732万6,000円です。

定住促進助成金、平成32年度から平成36年度まで、2,165万円です。

農業制度資金等利子補給費、平成32年度から平成40年度までです。94万1,000円です。

熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日までです。代位弁済元金額の2割相当額の半額としております。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明申 し上げます。

過疎対策事業債。7億5,820万円。証書借入、または証券発行。年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還、もしくは低利債に借り替えすることができる。

以下の起債の方法、利率、償還の方法につきましては省略させていただきます。

緊急防災・減災事業債、1,880万円。

臨時財政対策債、1億2,300万円。

公営住宅建設事業債、2億1,110万円。

災害復旧事業債、7,020万円。

合計の11億8,130万円でございます。

今回の当初予算につきましては、平成30年度と比較いたしまして、金額で6億4,969万7,000円、率にいたしまして7%の減額ということで計上しております。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時10分 再開 午後 4 時12分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議案第21号、平成31年度甲佐町一般会計予算の説明が終わったところですが、 本日の会議はここで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

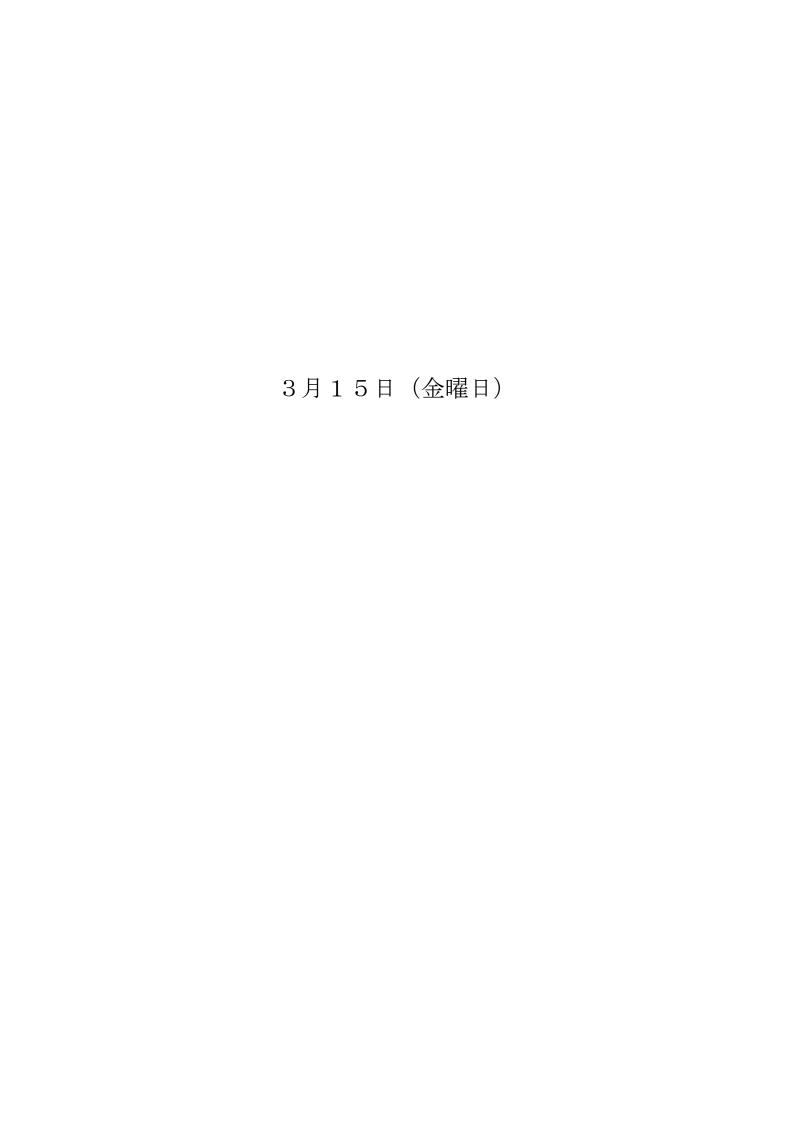
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

明日15日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。



平成31年第1回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第4号)

1. 招集年月日 平成31年3月12日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 3月15日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 3月15日 午後3時49分 議長宣告

1. 出席議員

良二 甲 斐 1番 斐 2番 甲 高士 3番 田 中 孝 義 瀬美善 精 子 4番 鳴 5番 森 田 6番 佐. 野 安 春 7番 8番 宮 本 修 治 9番 福 田 謙 10番 井 芹 しま子 宮 川安明 12番 本 新 11番 田

1. 欠席議員

7番 荒 田 博

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三 町 奥 名 克 長 師 富 省 長 美 副 町 会計管理者 古閑 敦 総 務 坂 直 課 長 西 企 画 課 長 一圓 男 地域振興課長 畑 孝 秋 北 公 くらし安全推進室長 佐々木 亚 税 務 課 井 上 幸 介 長 住民生活課長 奥 村 伸 総合保健福祉センター所長 井 上美 穂 福 祉 課 長 北野 太 農政 課 長 出 本 幹 春 建 設 課 弘 計 敦 長 志戸岡 会 課 長 古 閑 環境衛生課長 町民センター所長 中 健 次 橋 本 良 林 育 教 長 蔵田 勇 治 学校教育課長 荒田 慎 社会教育課長 吉岡英 農業委員会事務局長 本 幹 春 畄 代表監查委員 選举管理委員会書記長 西 坂 直 進 本 田

1. 開会 3月15日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 議案第21号 平成31年度甲佐町一般会計予算

日程第2 議案第22号 平成31年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第23号 平成31年度甲佐町介護保険特別会計予算

日程第4 議案第24号 平成31年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第25号 平成31年度甲佐町水道事業会計予算

日程第6 議員派遣について

日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

〇議長(宮川安明君) おはようございます。

7番、荒田博議員から本日欠席届が出ております。よって、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第21号 平成31年度甲佐町一般会計予算

日程第1、議案第21号「平成31年度甲佐町一般会計予算」を議題としております。 昨日、提出者の説明が終了しております。よって、これより質疑を行います。

まず最初に、歳出について質疑を行いますが、この質疑はおおむね款ごとに行いたいと 思います。

なお、本年も執行部から、別冊のとおり、平成31年度当初予算(案)説明資料及び平成31年度から平成33年度までの甲佐町実施計画書が配付されております。この資料からでも質疑ができます。

それでは最初に、歳出について質疑をお願いいたします。

まず、款 1 議会費及び款 2 の総務費について質疑いたします。31ページ、項 1 議会費から、50ページ中段、項 2 総務費までの質問をお願いいたします。31ページ、款 1 議会費から、50ページ中段、款 2 総務費までです。31ページから50ページまでです。

鳴瀬議員。

〇4番(鳴瀬美善君) 4番です。じゃあ、ページ数の42ページでございます。それと、 説明資料のほうは8ページでございます。

この上段のほうで、款2項1目9の熊本地震関連費ということで、節の13の委託料で、被災地域境界基本調査委託ということで1,000万ほど組まれておられますけれども、これにつきましては、被災地の地積調査の更正だと思うんですけれども、地域的にはどこの地域の調査の更正を行われるのかをお聞きしたいと思いますけど。

- 〇議長(宮川安明君) 税務課長。
- **〇税務課長(井上幸介君)** それでは、被災地域境界基本調査委託料についてご説明申 し上げます。

これにつきましては、平成30年、そして31年度2カ年の事業でございます。

議員おっしゃいましたとおり、熊本地震による地殻変動により、地積調査の座標がずれが生じております。その部分について国土地理院及び国土交通省において再調査をされて、 そこで調査ができなかった断層付近の部分について今回調査するものでございます。

甲佐町の対象地域といたしましては、まず、下白旗の地域、それと、乙女の田口、府領、 そして、津志田、三箇中山の一部が対象地域となっております。 以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 地域については、わかりました。

で、例えば、地積を更正されたとすれば、それに伴う登記ですね、登記についても町の ほうでしていただけるということでよろしいでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 税務課長。
- **〇税務課長(井上幸介君)** お答えいたします。

まず、平成30年において三角点等の測量を行いまして、そこの、今、ずれをはかっております。で、今年度それをまた再分割したところのメッシュをつくって、そこで再度また測量をして検証測量を行うと。その後の段階で、そこが国土地理院が示しております一定の基準以内ということであれば、機械的に全てを座標値を変えるという作業を行います。それにつきましては、全て町のほうで地籍調査の補助をいただきながら登記まで行うということになります。

ただ、この範囲をオーバーした場合には、まだ国のほうの判断でございますけれども、 後年度において当該地域の地積の再調査が必要になるケースもあるというふうに聞いてお ります。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** それに関連してあと1点だけですね。

となると、下白旗とか乙女の府領とかございましたけれども、特に隣の熊本市とか御船 町とかと隣接した町村界があると思います。おそらく御船のほうでも熊本市城南町のほう でも恐らく同じようなことはされるのかと思いますけど、その町村界の決め具合というか、 その辺は関係町との協議はされておるということでよろしいでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 税務課長。
- **〇税務課長(井上幸介君)** お答えいたします。

まだ、今現在のところ、そこの座標の変換といいますか、測量について、まず範囲内か 範囲外かというところで、甲佐と町村を接します御船も同じようにしておりますし、嘉島、 益城、南阿蘇、西原、その辺のところは全て行っている段階ですので、まだ町村界につい ての協議の段階まではまだ至ってないところでございます。

以上です。

- ○議長(宮川安明君) 31ページから50ページまでです。 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。説明資料の4ページの③事業名町営バス運行 事業についてお尋ねいたします。

町営バスのこの運行事業につきましては、町営バスのバス停の整備、また、バス停の表示、そういったところも実際上予算の中に含まれると思うんですが、そういったものについては、状況については把握をされていらっしゃいますでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(北畑公孝君) バス停の時刻表の表示につきましては、今月ですかね、 全路線確認いたしまして、表示につきましては町のパソコンで打ち出して、ラミネートして、早急に取りかえが必要な部分については取りかえるようにいたしております。 以上でございます。

で、予算の計上は上がっておりません。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 町民の皆さんからですね、バス停の表示がちょっと見えづらい箇所があるとか、例えば、バス停は左、右と両方、往復する場合には必要になると思うんですよね。例えば、甲佐小学校前のバス停は、そうですね、上豊内側から行くと左側はちょっとちゃんと整備されてありますが、こちらの右側のほうはですね、整備がないというようなところがありますので、そういったところも確認をされてですね、整備ができるものであればそういったところも整備をお願いできないかというふうに思います。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 改めてですね、各バス停の箇所について点検をさせていただいて、検討していきたいと思います。よろしくお願いします。
- **〇議長(宮川安明君)** 福田議員。
- ○9番(福田謙二君) 9番。今の関連でですね、ちょっと質問させていただきます。

一般質問でですね、7番議員の方がですね、質問されましたけれども、将来的にはですよ、バスをまだ小さくするとか、そういうような考えは持ってらっしゃいますかね。

今、高齢者の方が免許証返納とか、バス停まで来るのにちょっと難しいという方がおられますので、そういう点、10人乗りぐらいでも利用できるようなそういうのが将来的に考えてらっしゃいますでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **〇企画課長(一圓秋男君)** お答えいたします。

バスの大きさということでございますけれども、先日、一般質問の中でお答えさせていただきましたけれども、平成31年度に基礎調査を行うことといたしております。町の全体的な計画、町営バスを含めた計画の中でですね、今、言われたような、バスの大きさとかバスの利用形態とかですね、全体的なことをそこで検討するようにしておりますので、その結果に基づいてですね、今、言われたようなこともその中で十分検討してまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(宮川安明君) 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** その関連についてなんですけども、この問題はもう、私が議員に上がらせてもらったときから取り上げていただきましたけれども、そこからかなり時間がたって、31年度からですね、そういったニーズ調査もされながら、今、言われたようなことも検討していくということだったんですけども、この間、随分期間がたっていますけども、この間できなかった理由っていうのは何かあるんですか。

- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **○企画課長(一圓秋男君)** 公共交通につきましては、ずっと町の総合計画、また、過疎計画、さまざまな計画の中で位置づけて、検討するというふうになっておりました。

で、具体的に、今、今回このように基礎調査等を進めるに当たりましては、近隣町村の動向もございます。近隣町村のほうでそのようないろいろな網計画も作成されております。 それから、民間バスの状況も非常に変わってきております。で、民間バスのほうの利用形態につきましても、減便というふうな流れが、今、起きております。

そういう観点から、全体的なことをもう早急に検討する必要があるということで、今回、 平成31年度において基礎調査を行うというふうな形で、将来的な町の公共交通について計 画をつくっていきたいというふうに思っております。

〇議長(宮川安明君) 井芹議員。

以上です。

- **O10番(井芹しま子君)** 36ページのですね、委託料の件についてお尋ねしますけれども、旧西村民俗資料館利活用業務委託ですけれども、工事と合わせてしますと4,400万ぐらいになるのでしょうか。そういった点でですね、町の意気込みは非常にわかります。活性化のためにですね、随分検討されての結果だというふうに思いますけども、あの場所がですね、地理的な問題もあるかのように思いますけれども、どのようにですね、あそこを、町の活性化というふうにですね、つなげていこうと思っておられるのか、具体的にですね、その見通しなどについてですね、町のお考えを聞きたいということと、この業務委託ですね、どのようにですね、考えておられるのかちょっとお聞きします。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(北畑公孝君) 旧西村民俗資料館の改修についてですけれども、まず、場所的なものに関しましては、当初予算計上時、昨年度からいろいろなお話がいただいておりますけれども、この旧西村民俗資料館につきましてはですね、平成29年度から、どのように利活用をするかということで、プロジェクトチームといいますか、ワークショップを開催しております。これにつきましては、約200名の方の参加を得ております。で、このワークショップの参加される方に関しましては、こちらから指名したのではなく、町内向けにはペーパーでの広報紙等を通じての募集と、あと、ネットを活用して募集を行っております。で、その中で、あの場所の魅力とか甲佐の魅力等を検討した結果、ご意見でまとまったのが、宿泊所とカフェで改修を行って町の活性化につなげようではないかということになりました。

で、現在、本町が行っております旧西村民俗資料館のみならず、本町でまちづくり協議会というのを、これは民間の方々の主導ですけれども、まちづくり協議会というのを発足しております。これにつきましては、農林水産省の農泊推進事業を活用して、空き家の利活用を検討されております。で、この空き家の利活用に関しましては、空き家を改修し、宿泊施設にしようということで、今、動かれております。で、西村民俗資料館のみならず、そういった、今、空き家を利活用するというのをですね、点を線で結んで、その後、面に

広がった形で甲佐町の活性化につながればと考えております。

それと、あと、委託料につきましては、本来、旧西村民俗資料館も改修については工事で発注するという方法もございますが、今、総務省で進められております交流人口及び関係人人口という形で推奨されております。旧西村民俗資料館に関しましてはですね、専門分野に関しましては、工事を発注して改修をさせていただいております。昨年度については、瓦の部分については工事を発注して改修しております。で、本年度の予算計上といたしましては、電気設備等に関して工事費で予算を計上させていただいております。

で、あと、中の改装についてはですね、ワークショップという形で30年度から実施しております。これにつきましても、参加者を募って、甲佐町に来ていただいて、西村民俗資料館の改修に携わっていただくということで、まず、甲佐町を知っていただくということと、そこの施設の改修に携わることによって、今後、甲佐町の応援団といいますか、そういった形になっていただいて、広く広めていただきたいということで行っております。

この改修ワークショップにつきましても、昨年4回、8回、4回、4回の8日間ワークショップを開催いたしまして、参加総数が198名、そのうちの一般参加者が122名という形で参加していただいております。このワークショップの参加に関しましても、町内に対しての告知としては広報紙で行っておりますけれども、その他町外向けにはインターネットを通じて募集を行っております。

で、参加者の中での割合といたしましてはですね、122名のうち、これは延べ人数ですけれども、32名の方が町内の方、あと92名の方が町外ということで、そのうち県外からも19名の参加を得ております。一番遠くは鹿児島の指宿市からも参加をいただいているということで、こういったつながりの中でですね、西村民俗資料館を知っていただき、その後の運営に関してもですね、何か携わっていただければということもございます。また、こういったことで参加していただける方に関してはですね、SNS等を通じてですね、情報を発信されております。それを見てまた参加されるということで、参加人数が増えているというところでございます。

で、具体的には、先ほど申しましたとおり、まちづくり協議会で空き家を利活用される 中での連携を組んでですね、町の活性化につながればというふうに考えております。 以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 町の熱心なですね、意気込み、取り組み、わかりました。

答弁の中でですね、あの場所の魅力というふうに答弁をされましたけど、そこも大きなポイントかなっていうふうに思うもんだからですね。この西村資料館に対してだけ思えばですね。

あそこの場所の魅力っていうふうな形でお答えいただきましたけども、どんなふうにあ そこの魅力をですね、場所の魅力を発信しようというふうにして思ってらっしゃるのか、 最後にそのことだけちょっとお尋ねします。

〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。

○地域振興課長(北畑公孝君) 平成29年度のワークショップで利活用について検討する中で、実際、過去の議会でもお話がありましたけども、中に奥まっているところというところで目立たないではないかという話もございましたけれども、ワークショップの中ではですね、かえってそういったもののほうがいいという意見も出ております。で、今、そういってカフェだとか宿泊所に関しては、スマートフォン等を活用して、そういって探し求めて訪ねるのもおもしろいという意見もございました。

甲佐町といたしましては、単なる宿泊所と交流施設をつくるというのではなくですね、 地域を知っていただくという部分もございます。ただ単に観光客を呼んで宿泊していただ くというのではなく、宿泊される方に関してはですね、1泊2日でしたらば1泊2日、甲 佐の町民となっていただいて、甲佐町を見ていただくというところでの構想もございます ので、場所的にもワークショップの中ではかなりいい評価を受けております。

で、どうやって魅力を発信していくのかということですけれども、先ほど申しましたとおり、かなり多くの町外の方からもワークショップに参加していただいておりますので、それが口コミで広がっていくというパターンもございますし、町としてもですね、まちづくり協議会のほうでもホームページを、今、作成されております。そういったところで魅力の発信ができればと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。説明資料から、5ページの①甲佐町まちづくり協議会事業についてお尋ねをします。

地域おこし協力隊を任用して事業を進めるということで、移住定住を促進するというようなことだと思うんですが、このホームページのですね、募集要項を見ますと、活動報酬費、給料みたいなのが16万とありますが、ちょっと比較としてですね、お尋ねしますが、31年度の町職員の大卒、高卒の初任給というのは幾らなんでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 職員の初任給ということで、大学卒業の職員、行政職で18 万700円になります。

(「高卒は」と呼ぶ者あり)

- ○総務課長(西坂 直君) 失礼しました。高卒が行政職で14万8,600円になります。
- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番です。今、町職員のですね、初任給についてお話しいただきましたが、この地域おこし協力隊は給料で言えば月額16万ということで、この協力隊員については確かボーナスもないと思うんですよね。町職員の場合には、私も正確には覚えてませんけど、4カ月プラスアルファのボーナスというようなものがあると思うんですけど、比較してみるとですね、そこまで高くないといいますか、はっきり言って安いんじゃないかというような思いがあります。

ちなみにですね、甲佐町の正社員の募集状況をちょっとこれネットで見たんですが、例

えば緑風苑の准看護師さんは19万8,000円から22万8,000円、谷田病院の看護師さんは19万6,000円から26万9,000円、米村衛生社さんは運転作業員ということで19万ということで、比較してみますとですね、この地域おこし協力隊の給料に当たる部分よりも高めじゃないかと。やっぱりまちづくり、まちおこしのためにですね、町外からやってきて頑張っていただくという方に対する報償としてはちょっと安いんではないかというような思いがありますが、その点はいかがでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(北畑公孝君) 地域おこし協力隊の報償についてですけれども、これにつきましては16万円と定めております。報償費という形ですので、賃金とか給与とかは別になりますけれども、町から支払われる分は16万。そのほかにですね、補助金といたしまして、活動助成金という形で設けております。これに関しましては、住宅の手当だとか車の借り上げ料、燃料費等も入っております。大まかなこの分類といたしましては、総務省が制度設計されておられます地域おこし協力隊の部分の報償費及び補助金というのがございまして、その分類でさせていただいております。

で、地域おこし協力隊に関しましては、1日何時間という形での活動の時間を取り決めております。で、それ以外の時間に関しましてはですね、実際言えば、他の業務も可能でもありますし、そういったところで16万円という形で設定をさせていただいております。ちなみに、この1名16万円の12カ月になりますと年額192万円という形になりますけれども、総務省の財源措置といたしまして、地域おこし協力隊については報酬費が200万円までは100%の財源措置という形でもとられております。

で、高いか安いかということになりますと難しい部分もございますけれども、通常の勤務体系とは違うという部分もございますし、その他活動に関してはですね、そういった補助金という形で支給をしているというところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。甲佐町だけでなくてですね、この地域おこし協力隊の募集は、全国の自治体でですね、募集をかけられているというふうに思います。

そこで、私も見てみますとですね、今、課長のほうからお話があったように、16万というような基準を設けていらっしゃるところもありますし、それ以上のですね、報償費を設けていらっしゃるところもあるんですよね。そういった意味で、今、ちょっと、仕事とは違う面もあるかもしれませんが、生活費としてですね、それがないとですね、活動もできないというところがあると思うんですが、そこで、町職員の初任給と求人募集のですね、そういった賃金を比較してみて、そこまで高くないなというような認識があったものですから、まあ、3月1日から募集をかけていらっしゃいますが、応募はあってますでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- 〇地域振興課長(北畑公孝君) 今現在のところ、1名の応募があっております。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) 以上で終わり。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇議長(宮川安明君) なければ、次に行きますけど。 本田議員。

O12番(本田 新君) 39ページ、交通安全のことであっておりますけども、関連で質問させていただきたいと思います。

これ、教育のとこで聞こうかなという思いもありましたけども、あえてここで聞かせていただきたいのは、今、下白旗地区でですね、県道沿いに街灯をつけていただいた。また、芝原と吉田のあそこのバス停のところに信号機をつけていただいたということを考えると、あの県道沿いのあの歩道をですね、私は通学路として大いに活用してもらいたいなという思いがあります。通学路はどのようにして決定されるのかという過程が、まず、その質問が1点。

それと、もしも県道沿いのあの歩道を通学路として活用されるとするならば、県道山出線、あそこの交差点のところに、私は歩道が必要じゃないかなという思いがあります。

あともう1点。また、田口橋の改修から今度平面交差ということで、道路の線形が非常に変化をするということもありまして、そういった小中学生の通学路との兼ね合いを含めた上での交通安全対策に対して、町として万全を期していただきたいという思いがありますけども、この点について町のほうではどのように考えておられるのかをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** では、通学路の件について、自分のほうからお答えさせていただきたいと思います。

通学路につきましては、議員おっしゃるとおり、今、あそこの歩道につきましですね、 小学校の通学路には指定はしてありません。で、通学路の指定等につきましては、学校が 保護者等と協議をしながら決められているということで考えております。

で、あそこの部分につきましては、甲佐町に通学路安全推進会議というのがありまして、 そこで現地も確認をさせていただいております。で、議員おっしゃるとおり、あそこに歩 道があったほうがいいんじゃないかという部分がありますが、今の通学路がもう1個中に 入ったところの木村のあられの裏の通りですかね、あそこを、今、小学校が歩いてるので、 あそこに歩道をつけたらどうだろうかという話も出てますので、そこについては、今後、 学校とも協議をしていきたいというふうに思っておりますし、警察でも一応立ち会いをし て、今後の検討はしていきたいというふうに思っております。

で、通学路についても、街灯もつきましたので、そちらに移せないだろうかという話を しましたけども、交通がですね、どうしても多いし、各企業の中に進入される車が結構あ りますので、時間帯では通学路をあそこにするのはちょっと厳しいんじゃないかという学 校の見解もありますんで、今後、学校とも関係機関とも協議をしながら決めさせていただ きたいというふうに思っております。

以上になります。

- **〇議長(宮川安明君)** 本田議員。
- **〇12番(本田 新君)** 多分今のはですね、多分今の現状でそういうふうな感覚だろう と思うんですよ。

ところが、今度は田口橋から大型車両が通る。今よりも交通量が増えるといったときに、 私は、すぐはあれだろうけれども将来的に考えてほしいということが1点と、もう一つ、 くらし安全推進室長に尋ねたいのは、例えば、じゃあ、田口橋のあそこの平面交差にした ときに、あそこに信号機の必要性が出てくるのかどうなのか、その点はどうなのか。それ と、すぐ、今の郵便局のとこに手押し式の信号機があると。これはどうなるのか。その信 号機の開設についてはどのように考えておられますでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **〇くらし安全推進室長(佐々木善平君)** お答えします。

信号機の設置につきましてはですね、これは県警本部のほうが各市町村から要望を受けまして、そして、優先順位をつけて決定をしておるところでございます。

芝原の信号機につきましてもですね、5年以上もかかりました。町のほうで県警ともいろいろと折衝をしてですね、町のここに必要なんだということをですね、十分県警のほうに理解をしていただいて、やっと芝原の信号機ができたわけでございます。

ですから、今度の田口橋が平面交差になったときの信号機につきましてですね、また、 そういうふうになったときに現地を確認して、警察のほうとですね、検討しながらやって いくことになるかなというふうに思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** せんだっての一般質問のときでしたか、行政報告でしたか、ちょっと定かじゃありませんけども、田口橋の平面交差について県のほうから予算化されたという話をさせていただきました。で、予算化したものの、まだ今から調査費かけて法線とか具体的な平面図の作成とかそういうふうなことにつながっていくかと思います。

当然、町との協議はその中であるはずですから、信号機の設置位置とかその辺についてのお話もですね、当然これは出てくるものというふうに思いますんで、町の考え方をその時点で伝えながら、よりよい安全安心の方策は立てていかなきゃならんと思っとります。

いずれにしても、まだその予算の範囲がどのあたりまでつけてやるのかまだ定かでありませんので、県のほうとその点も確認しながら町も対応していきたいというふうに考えます。

〇議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

福田議員。

〇9番(福田謙二君) 9番。説明資料の4ページ、定住促進事業でございます。

今回は10件を予定されておりますけれども、近年の3年ぐらい、どのようだったのかを ちょっと紹介していただくならばと思いますけれども。承認団地とその承認団地のほかで すね。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分 再開 午前10時36分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

〇地域振興課長(北畑公孝君) 定住助成金の推移ということですけども、申しわけご ざいません、今、手元に年度ごとの資料がございませんので、後ほどご報告させていただ きたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川安明君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(宮川安明君) 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** 先ほど言われたこの4ページです。西村資料館でございます。 これ、今、町外の方、県外の方が来られて、道幅が狭いですよね。この道幅が狭いのが いいんですよとか、どういう感想を述べられたかですね。そこら辺何かありましたか。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **○地域振興課長(北畑公孝君)** 町外、県外の方から参加していただいておりますけど も、申しわけございませんけども、道幅に関してのご意見は私はちょっと伺っておりませ んけれども、場所的な雰囲気、または、甲佐町に初めて来られた方で、特に中心部、商店 街に大井出川が流れているというところの部分と、または、緑川の風景についてではです ね、大変好印象を持たれてるというところでございました。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 1番、甲斐議員。
- **〇1番(甲斐良二君)** 1番、甲斐でございます。私も定住促進事業についてお尋ねいたします。

若者の定住促進のために、すばらしい事業だと思っております。今年も内容も私も存じ上げておりますし、どんどんパンフレットを作成していただきたいと思っています。

私も以前、商工会青年部長をさせていただいているときに、このパンフレットを持ってですね、民間の熊本市内のラジオ番組に出演させていただきまして、3度ほどこれをPRしてきました。で、パンフレット作成された後、どういった形でPRをしていくのかという方法ですね、例えばインターネットにしろ、SNS等、そこら辺をお尋ねします。

- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 定住促進のパンフレットにつきましては、作成し配布 ということで行っておりますけれども、町のホームページ、または国と県の移住・定住の

ポータルサイトに関しましてもですね、そういった助成事業のサイトがございまして、そちらのほうにも掲載させていただいているところでございます。

確かに、私も以前パンフレットを作成したとき、各住宅メーカーのほうにお配りもいたしました。で、そういったことで、町の定住助成金についてはPRを努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ありませんか。なければ、次に進みます。

次に、款3の民生費について質疑を行います。50ページ中段から60ページまでの民生費 について質疑をお願いいたします。50ページから60ページまでです。民生費です。

井芹議員。

- **○10番(井芹しま子君)** 57ページですけれども、出生祝い金ですかね。これなんですけども、第3子から10万円というふうに思っておりましたが、これのですね、第3子から10万円ですが、規定としてですね、税金の滞納があるとですね、これが適用されないというふうに思っておりましたけども、ちょっとそこら付近を確認をさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- ○議長(宮川安明君) マイクを少しこう……。
- **O10番(井芹しま子君)** はい、ごめんなさい。はい、わかりました。
- ○議長(宮川安明君) 聞き取れた。大丈夫。はい。 福祉課長。
- **〇福祉課長(北野 太君)** 出生祝い金については、甲佐町在住の子どもさん3子目以降について一人10万円ということで、町単独事業で支給しております。

で、議員ご指摘の要件についてですけども、確かに税金の滞納等がございましたら支給しないということになっておりまして、支給した以後も1年間ですね、甲佐町に住民票を置いてないと、1年以内に転出された場合は10万円返還してもらっております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 子どもがですね、生まれるっていうのがですね、今、平均の 出生率っていうのも甲佐町でも二人いるかいないかなわけでしょう。そうした中で、3人 目をですね、生んでいただくっていうのはですね、これは町にとってもですね、非常に喜 ばしいことだというふうに思うんですね。そしてまた、親にとってもですね、子どもが生 まれるっていうのは大変喜ばしいことですよね。一生のうちでほんとにうれしいことなわ けですよね。

これがですね、税金の滞納があるということで町からも祝ってもらえないっていうのはですね、これはですね、ちょっとほかのあれとは比べてもですね、非常に違和感を感じるわけですよね。子どもがですね、生まれるということに関してはですね、この税の滞納というのは外してもらってですね、私は町全体でですね、子どもの出産をですね、祝ってあげたらいいのではないかなというふうに思います。

そうやって祝ってもらったことによってですね、この税金の滞納というのについてもですね、例えば、もう前向きにですね、努力をしようとかということにもつながるんではないかなというふうに思いますので、もろもろですね、判断もした場合、これは非常にですね、そぐわない条例ではないかなというふうに思いますので、金額的にもですね、第3子が生まれるというのはですね、そうたくさんはおられないはずなんですね。そこまで厳密にですね、しなくても、私はですね、とにかく、町にとっても第3子が生まれるっていうことがですね、私は非常にめでたいと、喜ばしいことだというふうに。みんな努力してるわけだからですね。この出生率上げるっていうのはですね。だから、そこら付近は検討をですね、要するのではないかというふうに思いますけれども、担当課ではどうでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **〇福祉課長(北野 太君)** 議員おっしゃられるように、子育て支援の観点からはですね、そういった考え方も必要かもと思います。

ただ、町のほうでは、子育てのその3子目以降の祝い金以外にも、合併浄化槽とかですね、太陽光発電等々の、こちらから支給している支援金がございます。

で、この出生時祝い金の10万円についても町税で、町の一般会計で出しておるということで、議員が言われる血税ですね。それで出しているということですので、滞納とかありましたらその場で支給停止することでなく、納税をですね、お願いしまして、納税をされた上を待って支給したりもしておりますので、その点はご理解いただきたいと思います。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番。今の質問の関連でありますが、出生時祝い金、過去5年間、実績はどんなふうになってますでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分 再開 午前10時46分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 福祉課長。

〇福祉課長(北野 太君) 過去5年間ということでございますけど、今、手元に町の 事務事業評価表がございます。で、3年、28年度から以降というのはありますけども、そ れでよろしいでしょうか。

28年度がですね、3子以降の出生数が26人、29年度が21人、30年度はちょっとまだ未定ですけども、20人というような状況でございます。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 55ページですけれども、地域改善対策進学援助金、説明資料

を見ますと、入学支度金、奨学金、修学旅行助成金、通学援助金、下宿援助金や、非常に すばらしいんですけども、このすばらしい制度の中のですね、一つぐらいはですね、この 町内のですね、全子どもたちにもですね、適用をするというようなことは考えられないで しょうか。例えば、奨学金制度なんですけども、そこら付近はどんなでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 町民センター所長。
- **〇町民センター所長(中林健次君)** お答えします。

現在はですね、なくなりつつありますが、以前、就職差別を受けてきたために安定した収入が得られず所得が低い家庭のですね、対象地域の子どもたちがですね、安定した職業につけるようにということで、学校及び専門学校にですね、進めるために援助を行っているということで、今のところですね、対象地域だけというところでお願いをしているところでございます。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 50ページから60ページまでの民生費について質疑をお願いしております。ありませんか。

本田議員。

O12番(本田 新君) 説明資料のほうで、11ページに新規事業ということでありますので、新規事業をですね、ちょっと質問させてください。

その1です。乙女地区の戦没者の慰霊碑の埋設工事。これにつきまして、これをするに 当たって、これは乙女地区の戦没者の団体というか、そういったとこから要望でこれをさ れるのか、この事業について説明をお願いしたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** それでは、乙女地区の戦没者慰霊碑の埋設事業の件でございますけれども、これにつきましては、熊本地震で各小学校の敷地にあります慰霊碑が損壊しております。 白旗地区につきましてはちょっと慰霊碑がずれておったということで、以前、宮本議員さんが質問にありまして、それについては遺族会のほうで、そこで修理をして、補助を出したという経緯がございます。

乙女地区につきましては、もう大規模に損壊しておりまして、実際もう全然復元ができないような形になっております。乙女地区の遺族会の方々ですけれども、今、40名程度いらっしゃいます。で、みんな高齢になっておられまして、なかなか管理もこれからできないというようなことでやっておられます。で、その中で、どうしたらいいかということでずっと検討しておりましたら、総務省のほうでですね、国の補助があるということで、そういった今の遺族会の状況を踏まえて、忠霊塔をほかの地区のところと合併したり、それか、その場で慰霊碑自体を鎮魂の意味で埋設するという場合には半額の補助を出しますよというような補助制度がございました。で、上限額が50万円ということでありまして、その分で乙女地区の慰霊碑を埋設してほしいということで遺族会からありました。

で、これについてはもう、市町村のほうでした場合に国が補助するというような制度に なっております。で、新たにですね、また小さな慰霊碑を建てたいということで遺族会言 われております。その分についてはもう遺族会のほうの予算で、自分たちでするということになっておりますので、そういった流れで来年度予算立ててですね、その忠霊塔に対応をしたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 本田議員。
- **〇12番(本田 新君)** 事業はわかりました。

で、例えば、今、白旗のことが言われた。例えば、じゃあ、白旗の忠霊塔があります。 地震ではそんなに損壊を受けてなかった。でも、これを例えば白旗の遺族会が、いや、も う学校敷地内に慰霊塔をなくてもいいというような、もしもの話を今しても申しわけない けども、例えばその白旗の遺族会がそういうようなあれば、今回のようなことをされるの かどうなのか。これをちょっと聞きたかったので質問していますが、どうでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** 今後ですね、白旗の遺族会の方々がもう管理できないということで埋設したいということであれば、この補助が使えるということになります。

ただ、これはですね、熊本県のほうに聞きましたところ、来年度までは補助がありますけど、再来年度この補助があるかどうかはわからないということでございました。 以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番です。説明資料の19ページ、⑫番の事業名が「保育料の負担軽減事業、子育て世帯への支援として保育料を軽減します」とありますが、これは事業費の掲載はここではないわけですか。そこのちょっと意味がわからないということと、保育料の軽減ということでうたってありますので、例えば甲佐町が、例えば近隣自治体と比較しましてこれだけ安いんですよというようなところでの何か資料とかあればですね、確認できやすいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(北野 太君)** この説明資料の19ページの保育料の負担軽減事業といいますのは、町がですね、単独で保育料を抑えていると、国基準より下げているという部分の説明でございます。

費用につきましてはですね、ちょっとお待ちください……。失礼しました。軽減額につきましてはですね、約2,570万円で、来年度はその分で軽減を図るということにしております。

保育料につきましては、ほかの町との比較ということでございますけども、上益城郡内では山都町に次いで甲佐町が安いという状況でございます。その比較の表の資料についてはですね、今、手元にございませんので、後で提供するということでよろしいでしょうか。 (「お願いします」と呼ぶ者あり)

- **〇福祉課長(北野 太君)** すみません。よろしくお願いします。
- ○議長(宮川安明君) いいですか。

福祉課長。

○福祉課長(北野 太君) 失礼しました。ただいま2,570万円というふうに説明しました保育料の軽減費用ですけども、ちょっと金額が間違っておりましたので訂正させていただきます。

保育料の軽減費用については、3,638万3,100円ということで、国基準に対しまして47% 軽減としております。

以上で訂正をしておわびいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** 9番。説明資料の17ページでございます。⑤の保育の実施費で ございます。

今年度は5,032人ということでございますけれども、この中に新入園児がおられるかと 思いますけれども、今、待機園児の方とかおられるわけですかね。

- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(北野 太君) 今、待機児童数は0となっております。
- **〇議長(宮川安明君)** 50ページから60ページまで、民生費について質疑をお願いしております。

田中議員。

- **○3番(田中孝義君)** 3番、田中です。説明資料の18ページ、病児・病後児保育事業の、今、これ、85万3,000円の予算がついておりますが、今、甲佐町での、御船とか嘉島、そちらのほうへ使われてる利用率ってどういう感じなんでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **〇福祉課長(北野 太君)** それでは、病児・病後児保育事業についてご説明いたします。

まず、病児・病後児保育事業とは、病気回復に至らないが入院治療を必要とせず当面の 症状の急変が認められない児童、病児の児童や、病気の回復期であるが集団保育が困難な 児童、病後児といいます、を預かる事業です。

本事業につきましては、田中議員がおっしゃられたとおり、御船町、嘉島町と広域連携で実施しておりまして、病児保育室が設置されている御船町が代表町となり、NPO法人チャイルドケアサポートみるくというところと委託契約し、補助金事務などを行っており、甲佐町と嘉島町は負担金で支払う形で事業を推進しております。

今、利用状況ですけども、事前登録が必要となりまして、1日利用料が3町住民が初日が2,000円、二日目以降が1,000円、及び3町に勤務する者は、町外の方だけども3町に勤務している親御さんが預けられる場合は3,000円ということでしております。

利用実績につきましてはですね、平成29年度で申しますと23人、実際利用児童数が13人で、延べで申しますと42回ということになっております。

今年度、平成30年度については、まだ途中経過ですけども、登録者が24人、それと、利用の実児童数が11人、それと、利用の延べ回数が34回というふうになっております。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ありませんか。

次に、款4衛生費及び款5の農林水産費までについての質疑を行いたいと思いますが、 しばらく休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

> 休憩 午前11時00分 再開 午前11時10分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

款4衛生費及び款5農林水産費までについての質疑を行います。61ページから74ページ 中段までについての質疑でございます。よろしくお願いします。

2番、甲斐議員。

〇2番(甲斐高士君) 2番、甲斐です。説明資料の32ページ、本年度新規事業として、 甲佐町地域特産物産地づくり支援事業ということで、事業費が140万円計上されておりま す。

事業の説明としては、熊本地震及び豪雨災害により大きな被害を受けた本町において、 被災農地や耕作放棄地を活用して新たな特産品づくりに取り組む者を支援するというふう に記載されておりますが、具体的な事業内容についてご説明お願いしたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** 地域特産物産地づくり支援事業についてご説明申し上げます。

甲斐議員におかれましては、議員になられる前、農政課の経営係長をされておりましたので、サンショウという言葉を出せばご理解をいただけると思いますが、他の議員さんもおられますので、詳しくご説明をさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、県の補助事業でございます。この県の補助事業の中で、県内で特産品の産地づくりをするということで、品目が限定をされております。葉たばこ、茶、ソバ、小豆、キビ、アワ、菜種、ゴマ、シモン芋、ヤーコン、薬用作物、サンショウ、ギンナン、加工用カンショと、これらの作物の新規作付であったりとか、産地化を目指すための協議会の設置等に関する経費について県補助がございます。

本町におきましては、今、ご相談があっておりますのは、宮内地区ではございますが、サンショウの産地化を目指したいと。宮内地区につきましては、条件不利な農地も多い、また、高齢化も平たん地と比べれば進んでいる、後継者もいないということで、被災農地で復旧した農地、また、遊休農地について、サンショウを植えて産地化を図りたい、何か適当な補助事業はないかというようなところで、甲斐議員、職員でおられたときにご相談を受けられたものです。

で、その当時、なかなか適当な事業がなかったので、いろいろ町のほうとしましても該当するような補助事業がないかというようなことで、県のほうとも相談をしました結果、

この事業に該当するだろうというようなことで、3分の1の県の補助でございます。

で、山村振興地域、本町でいう宮内方面ですね、それと、中山間地域、これらの地域については、新植、改植についてはさらに町のほうで3分の1上乗せをして、3分の2補助で事業を進め、産地化を目指したいと。県内で、サンショウにつきましては八代地方に1カ所あるのみで、特に県内に大きな産地というのもございませんので、宮内地区で成功すれば宮内地区の活性化にもつながりますし、産地化として育成することもできるのではないかというようなことで、今回予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 2番、甲斐議員。
- **○2番(甲斐高士君)** 2番、甲斐です。わかりました。宮内地区に対するサンショウづくりの支援事業ということで、今、農政課長のほうからもありましたように、私も職員時代、宮内地区の方からそのような相談を受けておりました。今回、このように事業化されたということでですね、非常に期待しております。

宮内地区につきましては、少子高齢化、人口減少、それから過疎化がですね、著しく進展しておりまして、地域力の低下が懸念されている地区だと思います。そういった地区に対してこのような新たな事業を実施してですね、地域力の向上を図るということは非常に有効なことだと思いますので、本事業の円滑な事業実施を期待しております。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** その事業についてですけども、産地っていうか、個人個人ではだめなのか、それとも生産組合とかそういった集団にならないとその補助金が出せないのかっていう点についてはどんなですか。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- ○農政課長(岡本幹春君) 県の補助要綱の中に受益戸数3戸以上というのがありますので、町としましても、産地化を目指すのであれば1軒が一生懸命頑張ってもどうにもなりませんので、集団で取り組みをしていただくというのを前提に考えております。 以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** 本田議員。
- **O12番 (本田 新君)** 70ページあたりに農地費がありますけども、この農地費に関連して質問をさせていただきたいと思います。

昨年度までで地震による農地の復旧事業をやっていただいたというようなとこもありますけども、そこも含めてですね、今、大豆をつくるのは団地化とか、よくそれを推奨されております。部落座談会でもそういった話があってますけども、そういった中でもどうしても湿田、工事をやっても湿田、もともと湿田というのはどこでもありますけど、そういったところあたりのですね、湿田対策は今後できないだろうかという点が1点。

と、もう一つ、その工事で、でもまだ完全ではないと思われるようなところがあります。 といいますのも、あの工事を見てみますと、高いところと低いところを押しならして、い わゆる土地の、何ちゅうかな、高さを整合させたというような工事が中心でありました。 というとこも含めてですね、表土が薄くなったとこと厚くなりすぎたとことか、そういっ たとこもあわせてですね、のいうか、そういったもろもろのことが、まだですね、完全で はないんじゃないかとか、また、さきの議会で私も質問したとおり、水を入れてみないと いわゆる沼ったりとか、そういったこともあったということでありますので、それと含め てですね、その農地の完全な復旧までということと、この2点、質問をさせていただきた いと思います。

〇議長(宮川安明君) 農政課長。

〇農政課長(岡本幹春君) お答えいたします。

大豆の産地化については、町のほうとしても推奨をしているところでございます。

議員からお話もありましたとおり、災害復旧工事を行いましたけども、現況、まだ30年 度で田面復旧等を行っておりますので、本格的な作付は今後ということになります。

で、特に水田につきましては、1回水を入れて代かきをして、田植えをして、その後ど うだったのかというのが大変重要になってくるだろうというふうには考えております。

また、転作をするに当たっても、現況で1回表土を剥いで、地盤の均衡をとった上で表土を戻しておりますので、基本的に表土の厚さについては従前の厚さは確保できているというふうに考えておりますが、地盤を固めた関係で、水引きは全体的に現況としては悪くなっております。で、これにつきましても、1作、2作、できれば米を植えていただいて、代かきをしてという作業をした経過を見なければ何とも言えない部分もあるのかなというふうには考えております。

ただ、特に下白旗からご相談があっておりますが、不陸、田面の修正をしたところで、 震災以前に暗渠排水を入れていた圃場について、暗渠があんまりきいてないんじゃないか というようなお話も聞いております。

暗渠につきましては、糸田堰土地改良区とも、また、国、県とも相談をしたんですが、 災害復旧事業の中で取り組むのは非常に難しいと、最終的な国の判断があっております。

ただ、従前、入れていた暗渠がきかない、せっかく暗渠を入れて乾田化をしたのにまた 湿田に戻っているというのであれば、完全なる復旧になりませんので、暗渠排水につきま しては、また、今後も糸田堰土地改良区、また、地権者もおられますので、今後どういう 方法がとれるのかというのは考えていきたいというふうに考えております。

また、31年度、事故繰をさせていただいて田面復旧等行いますけども、最終的に、先ほど申しましたとおり、工事が終わって町の検査が終わると請負業者からは引き渡しが行われますが、その後、実際に耕作をされた上で不都合等があるということであれば、それらについては何らかの対応をとる必要があるだろうと。いろんなケースがあるだろうというふうに思っておりますので、どのようなものが出てくるのかは現時点で想像ができませんので、いろいろ地権者の方からご相談があった部分についてはその都度対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇農政課長(岡本幹春君) 本田議員。
- O12番(本田 新君) では、町長のほうにお尋ねします。

今の農政課長の答弁の中であったのは、一度工事が終わりました、つくってみないと、またそこで不都合が出ました、というようなことがあってからまた対応するということで、そこのところをですね、農家からすれば、工事が終わって、いわゆる受益者負担金を払った、それでもう一度終わっているわけですよ。その後に、つくってみないとわからない、で、その後にやっぱそこで出た、ということであるならばですね、やっぱり農家からすれば、いや、そこまで責任を持ってほしいなという、多分、これはもう負担金を払った時点でそういう思いがあるだろうと思うんですよ。農家にすれば。そこのところはしっかり当面置いた上でですね、今後の調整の中でですね、しっかりと対応していただきたいということを、町長のほうにここで確認をさせていただきたいと思いますが。

〇議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分 再開 午前11時23分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 本田議員のほうから、いわゆる工事完成引き渡し後の圃場の不備があった場合に、その辺の対応について町はどうするかというようなことでのご質問だろうと承ります。

基本的に、先ほど課長がお話ししたとおりとは思いますけれども、耕作される側からしたら、先ほどおっしゃるように、負担金も払った上での工事でありますんで、何らかの不備があった場合にはそれへの対応はやっぱり考えなくちゃいかんなというふうに思います。

考えられる財源としては、復興基金等もありますんで、まずはそちらのほうでその対応 ができるのかどうなのか、その辺について調査をさせていただきたいと思います。

もしそれで対応できないとなれば、またほかの方策も考えなくちゃなりませんけれども、 まずはそちらのほうで研究させていただきたいと思います。

○議長(宮川安明君) 61ページから74ページ中段まで質疑を行っています。衛生費及 び農林水産費です。

宮本議員。

- **○8番(宮本修治君)** 8番。説明資料のですね、25ページ、款4の②の公衆浴場確保対策事業の中で、鮎緑のですね、湯の廃止に伴いということで、廃止に伴った年度数の入場者ですね。入られた方と、これをシャワーに変えられてからのシャワーを利用された、何人おられるか教えてください。
- **〇議長(宮川安明君)** しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分 再開 午前11時27分

- ○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 申しわけございません。シャワー室の利用者数、28年度が11名、29年度が11名でございます。今年度は7名でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 宮本議員。
- ○8番(**宮本修治君**) それはシャワー室の利用であって、お風呂のときの入所者数は何人。もう、一番最終日で。最終年度を。
- **〇議長(宮川安明君)** 総合保健福祉センター所長。
- **○総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 申しわけございません。最終年度28年度、地震のあった年でございますけれども、地震直後はですね、1日1,000人ほどの利用がありましたけれども、お金をいただきました利用人数は5,482名でございます。延べ人数でございます。5,482名でございます。
- **〇議長(宮川安明君)** 宮本議員。
- **〇8番(宮本修治君)** ちょっと、再度確認します。11名の利用ってことですかね、シャワー室は。
- **〇議長(宮川安明君)** 総合保健福祉センター所長。
- ○総合保健福祉センター所長(井上美穂君) シャワー室はですね、28年、29年度は11名の人が利用されております。で、延べ人数で申しますと、28年度が254名、それから、29年度が700名、それと、今年度は利用者は7名ですけれども、延べ人数でいきますと2月28日現在684名でございます。
- **〇議長(宮川安明君)** 61ページから74ページまでです。 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 70ページのですね、9青年就農給付金ということなんですけれども、TPPや、それから、日欧のEPAなどの発効によってですね、日本の農業もそうですけど甲佐の農業もですね、非常に今後の将来については不安を感じる、皆さん認識は同じだというふうに思うんですけども、こうした中でですね、後継者づくりがですね、どのように、今、進んでいるのかですね、この取り組みについてですね、町独自の取り組みが考えておられるのであれば、ちょっとその点についてお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** 農業次世代人材育成投資事業ではなくて、町独自の後継者づくりということでのご質問だと思いますが、予算を伴いますような後継者育成というのは、現在、産業後継者育成対策協議会というのがございます。その中で、農業部門に限りましては、中学生を対象とした農業体験というのを毎年実施をいたしております。

この農業体験につきましては、小学校で、今、あるのかどうかは私はちょっとわかりま

せんが、以前は学習田というようなものがあって、小学校はその部分的な部分ですが、農業に触れる機会があったと。中学生につきましては、職業体験はありますが、農業に特化したものがありませんので、産業後継者育成対策協議会の中で1日農業体験というのを、山都町との連携事業の中で山都町のほうにお邪魔をして、朝から夕方までですね、丸1日農業体験をして、農業について実感をしていただくというような機会を設けておりますが、それ以外で具体的に後継者確保のための事業は何かあるのかと、町単位であるのかと言われると、現在のところ特別取り組みは行っていないというような回答になるかと思います。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 3番、田中です。説明資料の24ページの小鹿地区上水道事業についてですが、これは完成予定はいつになりますか。
- **〇議長(宮川安明君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 小鹿地区に上水道を延伸する工事でございますが、平成31年度中、平成32年の3月までに終える予定にしております。
 以上です。
- 〇議長(宮川安明君) 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** ちょっと今度の選挙でですね、小鹿地区のほうも回らせていただいたんですけど、ペットボトルで飲料水の確保とかですね、非常に大変でおられます。なるべく早期のですね、完成をお願いして、質問を終わらせていただきます。
- **〇議長(宮川安明君)** ありませんか。 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 4番。ページでいきますと73ページですね。それと、資料でいきますと35ページでございます。

で、農林水産業費の5-2の中の13の委託料、73ページの中段ですけど、甲佐町カワウ被害防止活動委託料ということで30万ほど計上されております。このことにつきましては、資料のほうの説明を見ますと、4月から5月の上旬にかけてアユの稚魚放流を実施していますが、放流した稚アユの大半がカワウの食害を受けとるということでございます。

で、これに関連した資料の37ページ、これは款が後になりますけれども、一番下で稚ア ユの放流事業ということを地域振興課のほうでされておられます。金額にして160万とい うことで、毎年稚アユの放流に補助金を出して、漁協とともにされておられるということ です。

これについて、農政課のほうではカワウ対策を行いますということでございますけれども、この予算については、前年度の予算も見させていただきましたけれども、前年度にもありましたけれども、今回、何か新たな取り組みをされるのかなと思いまして、ちょっとお訪ねいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- ○農政課長(岡本幹春君) カワウの追い払い活動委託費についてのご質問にお答えい

たします。

取り組み内容としましては、昨年と同様でございます。

説明のほうに書いておりますとおり、稚アユの放流から2カ月間程度ですね、稚アユを放流しますと、鳴瀬議員、アユかけをされますので川のほう非常に興味はあられると思いますが、また、産業振興課長もされておりましたのでご存じだと思いますが、稚アユを放流しますとカワウが一気に、その放流したところに寄ってきます。また、稚アユを放流したときに、稚アユは一気に本流まで出ていけばいいんですけども、放流した箇所をぐるぐる回って、まだ1カ所にとどまっている時間というのは非常に長うございます。そこを狙ってカワウが寄ってきます。そのカワウに対してはロケット花火で追い払いを行う。また、昨年は少し少なかったように思いますが、甲佐大橋の下流域に非常にカワウが集まってくる場所等もあります。また、緑川上流から下流までカワウが集団的に寄ってくる。稚アユが寄っているんだろうというふうに思いますけども、そこら辺を巡回をして、ロケット花火で、捕獲がなかなか難しいものですから、もう追い払う以外に今のところ有効な手段がないと。

緑川漁協さんのほうでは、捕獲をすれば1羽当たり幾らということで奨励金は出されておりますが、町のほうの対策としましては、とりあえず緑川、言い方は悪いんですが、甲佐町からは追い出すというような活動で、昨年と同様の活動になります。

以上です。

〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。

○4番(鳴瀬美善君) 今、課長からもご説明がありましたとおりでございますけれども、私も一応、今、説明がありましたとおり、魚釣り、アユ釣りをしますので、昨年の緑川漁協さんが出されておられます放流量と放流のキロ数ですね、どこに放流したというのが毎年出されますので、ちょっとそこを参考までにおつなぎしたいと思います。

緑川水系で放流されたキロ数でいきますと2,167キロ、で、これを1匹当たりに換算いたしますと56万837匹です。で、1匹当たりの重さに換算しますと大体3.86グラムという重さになります。で、考えてみますと、別の文献を見てみますと、カワウは1匹が1日当たり500グラムほどの魚を食べるということで文献には出ております。ということは、仮にカワウが20羽おったと、1日500グラム食べるとすると、1羽が1日で130匹ぐらい食べるような計算になります。仮にこれが20羽カワウが集団でいたとすると、1日に2,600匹ぐらいの稚魚を食べるという計算になります。

先ほど課長も言われましたように、放流したときの稚アユはまだ本流にはなじみませんので、近くに群れております。そういったときに、特に4月、5月の放流時期についてが一番、まだ人も川には行きませんので、非常に食害の影響が大きいと思います。

で、このような取り組みをされると思いますけれども、一つだけ気になってご質問するのは、この説明資料の中で、見回りを2名体制で40日間、括弧して、土曜・日曜日を除く毎日半日と書いてありますので、野生獣害にとっては土曜・日曜は関係ないと私は思いますので、できれば土曜・日曜も何か対策ができないか、そこが聞きたいんで、ご質問をい

たしたところでございます。

- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- ○農政課長(岡本幹春君) 昨年度におきましては、この活動につきましては、シルバー人材センターのご協力をいただいて活動を行っております。活動に出られますときに役場のほうに来ていただきまして、道具等をお渡しして、活動が終わったらまた役場のほうに返してきていただくということで、議員発言のとおり、鳥獣等に土日はありませんので、そこにつきましては、昨年は土日はお休みというような形でしておりましたが、今後、31年度事業実施に当たりましては、土日も含めたところで事業ができないかというのは検討した上で、事業を進めさせていただければというふうに思います。以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** ありませんか。 井芹議員。
- **○10番(井芹しま子君)** その問題に関連してなんですけども、鳴瀬議員はアユ釣りをされるということだったんですけども、なかなかあそこの緑川を見ますと、アユを釣られる方がですね、なかなかそうたくさんはいらっしゃらないかなというふうにちょっと思っておりますけども、あそこら付近でたくさんの人が来て、アユの町ですのでですね、やなもありますけども、そういったアユ釣りに来られるようなですね、方が、たくさん増えるといいなというふうに思っておりますけども、その点ではどうなんですかね。多いというふうに町のほうが認識されればあれなんですけども、これを少ないから増やさなくちゃいけないというふうに思っていらっしゃるのか、ちょっとそこら付近をちょっとお尋ねします。
- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。
- **○地域振興課長(北畑公孝君)** アユの釣り客ということですけれども、本町も、先ほど鳴瀬議員が言われましたとおり、稚アユの放流を行っております。で、町といたしましては、約6万5,700匹の放流を行っております。また、それとは別にですね、サントリーの熊本工場さんのご協力で、毎年1万1,000匹ほど放流をさせていただいております。

釣り人の客数につきましては、最近、私どものほうに耳に入るのは、減っているということは確かにお聞きしております。実際、アユの育ちが小さいとか、特にやな場で落ちてくるアユの数もですね、減ってるとか大きくないというふうには考えております。

確かに本町は「花と緑と鮎の町」ということですので、是非アユ釣り客の増加も交流人口の増加ということですので、増やしていければなと考えております。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) なければ次に。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川安明君) よろしいですか。

次に、款6商工費、款7土木費、款8消防費までについてを質疑します。74ページ中段から86ページ中段までについての質疑をお願いいたします。

佐野議員。

〇6番(佐野安春君) 6番、佐野です。説明資料の36ページの⑤ふるさと甲佐応援寄 附金のことでお尋ねします。

31年度寄附金目標額が4,500万ということで、たしか今年度もその金額だったと思うんですが、その達成見込みといいますか、そういったところは持っていらっしゃるんでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** ふるさと納税の目標額、また、またといいますか、平成31年度も4,500万円と定めております。

30年度につきましては、ポータルサイトを一つ増やして増額を目指しておりましたが、 なかなか思うようにいかなかったという点もございます。

で、平成30年度につきましてはネット広告のほうですね、12月実施させていただきました。これは11月現在で、対前年度同月で63%の寄附しかないというところで、ふるさと納税の増額を目指してですね、ネット広告をさせていただいております。

例年、例えば平成29年度につきましては、11月から12月にかけてにつきましては400万円ほどの寄附がございました。で、平成30年度はかなりの額が落ちておりましたが、ネット広告を行ったところ、12月だけで730万ほどの寄附をいただいております。一気に挽回した状況でございます。

で、今現在ですね、来年度の4,500万円の目標達成について、何が悪かったのかというのを精査しております。で、実際、ふるさと納税で一番人気商品につきましては、肉類が一番、どこの自治体も人気商品となっております。本町において、馬刺または赤牛の商品も取りそろえておりましたけれども、一時期品切れという状態もございましたので、そういったものの解消を行うと。品切れがないような状態にしたいと考えております。

それと、12月にですね、シルバー人材センターのご協力を得まして、新たな返礼品といたしまして、空き家・空き地の草刈り、または、お墓の掃除という返礼品を設けました。12月からの掲載でしたけれども、即1件のふるさと納税がございました。で、また、年を明けてすぐですね、また同じ方から空き家・空き地の草刈りについてのご寄附もいただいております。

で、この空き地・空き家に関しましてとお墓の掃除に関しましては、本町の空き家・空き地、お墓ですので、甲佐出身の方が県外に行かれた方を対象としておりますので、そういったところもですね、昨年は1カ月間でしたんで、今後ですね、東京甲佐会も利用するとともにですね、そういったところが広げていければと考えております。

で、そういったことで、また改めて4,500万円を目標に設定させていただいたところで ございます。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 近隣でもですね、たしか昨日の話だったか、山都町とかはです

ね、何か億を超えるような寄附金が集まっているというようなお話がありましたし、やは りそういったところの自治体の学ぶべきものというところとかは研修とかされているんで すかね。例えば、この、今の発想はすごいと思うんですけど、空き家とかですね、そうい ったのの草刈りとかいうのは、これは甲佐町で考えられたものですか。

- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(北畑公孝君) うちのほうで考えました。で、一応担当の職員に言いまして、シルバー人材と相談して商品化できないかということでお願いして、商品化実現しました。熊本県で最初かなと思いましたけれども、合志さんのほうが先にはされてはおりました。

で、他自治体のですね、いいところ、悪いところ等についてはですね、もちろん情報の 収集も行っておりますし、改めてですね、甲佐のいいところのアピールというほうも考え ております。

で、新聞報道等でご存じかと思いますけれども、総務省のほうで返礼品に関しましての 額を厳しく制限するということで、6月にいろんな規制の制度化がされるというところも ございますので、そういった中でですね、甲佐町らしさの商品及び甲佐町の魅力の発信を していきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** 事業費はですね、3,018万ということで、目標としてる4,500万からすればですね、67%ぐらいということになると思うんですけど、やっぱりそれだけの費用は必要だというようなご判断ですかね。
- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。
- 〇地域振興課長(北畑公孝君) この事業費には返礼品等も入っております。

返礼品につきましては、今、総務省が言われている分に関しまして、納税額に対しての調達額が3割ということになっておりますので、その返礼品分代と、あとですね、送料がかかります。送料につきましては、返礼品から、今の情報ではですね、別建てという考えの情報があります。

送料につきましては約713万円ほど計上しております。これにつきましては、昨年の一人当たりが約1万3,000円の平均額ということですので、約3,565人。4,500万円の寄附をいただいたときには3,565人ということです。で、送料のほう、1件当たり2,000円と見ております。これにつきましては、近くて商品が軽い分については1,000円もかかりませんけれども、昨年の実績でいいますと、たしか北海道か何かで2,700円とかかかったところもありますので、約2,000円を見込みまして、713万円。返礼品につきましては、4,500万円に対しての3割ということで、1,350万円で、これにつき約2,000万強はかかるというところになります。

それと、あと、ふるさと納税に関しましては、本町は他自治体に比べてネットでの決済 はかなり遅いほうですけれども、ネットでの決済を始めましたところ、ふるさと納税額が 増えたということです。ネットでの公金決済サービスといいますけれども、これに関しましても、もちろん手数料もかかります。で、公金決済サービスについては、基本的に基本額が約2万円程度ですけれども、寄附額に対しまして1%の手数料が発生します。これに消費税を加えますと約48万円で、50万円ほどかかると。

あと、ふるさとチョイスのサイト等使用料や、今現在、JTBさんのふるぽというサイト等でもふるさと納税の寄附を募っております。そういった関係のサイトの使用料等々で約3,000万円ぐらいはかかるのではというところで予算を計上させていただいております。

- **○議長(宮川安明君)** 款 6 商工費、款 7 土木費、款 8 消防費までです。 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 3番、田中です。関連でいいですかね。85ページの洪水ハザードマップ大井手川水位監視カメラ設置事業の関連についてですが、この間一般質問した中で、水害が今年も起きるということで、初めて堆積物の除去をしてもらえないかというお願いをしましたが、これについてはやっぱ、どっかで予算組みはしてあるんですか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 大井手川に限らず、町で管理しております河川の浚渫につきましては、水防費の中でも重機借り上げ代という品目と、あと、7款のほうでですね、河川費のほうで工事費を組んでおります。で、その中で浚渫工事費として対応をするようにしております。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 田中議員。
- **〇3番(田中孝義君)** やってもらえるということで思ってていいんですか。
- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 大井手川につきましては、水路の管理者が甲佐町土地改良区ということで、土地改良区のほうとですね、協議をいたしまして、町がしなければならない箇所についてはですね、協議をしたところで行いたいと考えております。

以上でございます。

- **○議長(宮川安明君)** 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 3番。また今年もですね、必ず水害が起こると思います。どう ぞ適切な対応をよろしくお願いいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **O10 番 (井芹しま子君)** これについてはちょっと説明があったような気もしないでもないんですけども、76ページのですね、2,000 万をかけた観光案内看板設置工事についてですね、どのような看板になるのかですね、場所とか等も含めてですね、お聞きをします。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 観光看板についてですけれども、昨日の議会で平成30 年度補正予算で明許繰越をお願いした部分もあわせて説明させていただきます。

まず、30年度と31年度では、方向サインという形で、各施設の方向で看板を設置するこ

ととしております。

平成30年度につきましての予算につきましては、田口橋付近、乙女橋付近、塔ノ木、安津橋、それと、JAと空揚げ屋さんの曲がり角ぐらいですかね、と、あと、そこの甲佐小学校の四つ角のこちらから行きますと手前と先のほうに7カ所設置すると。これは主に本町の国道と県道の幹線道路ということで、方向サインをつけると。

で、平成31年度につきましては、今度はそこから誘導いたしました乙女地区のほうに5カ所設置をしたいと考えております。乙女地区の5カ所につきましては、府領の北原橋付近、田原交差点、あと、田口の五差路がございますけれども、そこと、あと、広域農道の、今、お店のむさしやさんですかね、があるところと、あと、県道、広域農道の甲佐大橋から上がってきたところの四つ角に1基設置を考えております。

で、方向看板ですので、各観光施設や史跡に関しまして、矢印での誘導の看板と考えております。

まず、看板の高さといたしましては、約4メーター、観光のサインの盤面といたしましては、横1メーター30の縦1メーター45センチほどの看板を設置して、観光施設の案内、 方向サインとして設置したいと考えております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** 今はですね、もう観光案内のですね、矢印をしなくてもですね、今、ナビでもうすぐぱっと誰でもですね、行けるような状況なので、どうしてそれを要ったのが必要かなというふうに思ったもんだからですね、ちょっとお聞きしました。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(北畑公孝君) 確かにおっしゃるとおり、ナビやスマートフォンでも検索はできますが、目的を持って来られる方に関してはですね、そういった形で来られますけれども、そういった観光案内の看板があること自体で、もともと甲佐町を通過される予定だった方がですね、「あ、こういった施設があるのだ」とか、わかっていただけるという部分もございますし、実際、カーナビやスマートフォンでの検索が不得意な方もおられますので、そういった方とほかの道案内だけではなく、そういった施設があるというPRも含めて看板を設置させていただきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(宮川安明君) 74ページから86ページまで質疑を行っております。 1番、甲斐議員。
- **○1番(甲斐良二君)** 1番、甲斐です。先ほどのふるさと納税についてですけど、今、もう、私もネット等で品目のほうは見させていただいて、やっぱりもう、今、物を売るのは頭打ちしてるんじゃないかと思ってましたところ、先ほどお墓掃除やですね、草刈り等、すばらしいアイデアだと思います。

そこで、私、一つ提案させていただきたいのは、ひとり暮らしの高齢者ですよね。その 方たちを見守るサービスというか、たしかこれ、宇城市だったと思いますけど、郵便局と 手を組まれてそういったサービスを提供されているというのをお聞きしたことがありますので、是非検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 議員おっしゃるとおり、郵便局との連携を図られてされてるところもございます。そういった事例でですね、ふるさとを離れて親御さんをふるさとに残したまま出ておられる方もおられますので、そういったことも含めてですね、いろんなことで検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 次に、款9の教育費について質疑をしたいと思いますけども、 食事のためしばらく休憩をいたします。1時より再開いたします。

> 休憩 午後 0 時00分 再開 午後 1 時00分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から、午前中の福田議員及び佐野議員の質問に対する資料提出が申し出があって おりますので、これを許します。

地域振興課長。

〇地域振興課長(北畑公孝君) 先ほどの2款の中で、福田議員のほうから定住助成金の年間の推移という形でご質問受けまして、資料がございませんでしたので時間をとらせましたが、今、机上の上に配付させていただいております。

定住助成金の確定といたしまして、平成28年、29年、30年度の分を取りまとめさせていただいております。

平成28年度につきましては、13世帯、29年度につきましては8世帯、30年度につきましては、現在のところ6世帯の方が定住助成金を活用され、お家を建てられておられます。 この資料の裏面にですね、これまでの定住助成金を利用され本町に家を建て住まわれた方の集計も取りまとめております。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** それでは、午前中の3款の予算審議の中で、佐野議員から 各近隣町の保育料の一覧表をというような資料提供の依頼がございました。今、お手元に 配付しております保育料の比較表でございます。

これにつきましては、保育料についてが所得段階が1号認定の方が5段階、2号、3号が7段階ということで、甲佐町においては国基準に合わせて段階を合わせておりますけども、熊本市などは15段階とかですね、細分化してありますので、一概になかなか比較はで

きませんでしたので、ちょうど子ども・子育て支援法が制定されました平成27年度に福祉 課のほうで比較分析をしている表を添付しております。

これで申しますと、一番左が国基準の保育料で、甲佐町のそのときの473人の子どもに対しての保育料で算定しておりますけども、ほかの町も、甲佐町がもしもその町の保育料だったらということで算定比較しております。で、結果としましては、山都町が一番安くて甲佐町が2番目ということで、軽減率が国と比較して66%ということになっております。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

- **○議長(宮川安明君)** 次に、款 9 教育費について質疑を行います。86ページ下段から 103ページの教育費について質疑をお願いいたします。86ページから103ページまでです。 田中議員。
- ○3番(田中孝義君) 3番、田中です。学校給食のことでちょっとお聞きしたいんですが、今度、選挙中にですね、甲佐民報なる文書が甲佐町にいろいろ配られてまして、4月から学校給食費を甲佐町が上げるようなことが書いてあるんですけど、そういう計画がございますか。
- 〇議長(宮川安明君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 今の段階で、31年度の4月から給食費が月額200円値上げをするという形で計画をしております。

以上になります。

- **〇議長(宮川安明君)** 田中議員。
- **〇3番(田中孝義君)** それは、議会とかの何か承認とかは、全くなしですか。
- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- ○学校教育課長(荒田慎一君) 給食費につきましては公会計にもなっておりませんし、保護者から集める費用となっておりますので私会計ということで、給食運営委員会にかけて、あと、うちの教育委員会にかけてという形で採決をとらせていただいております。
 以上になります。
- **〇議長(宮川安明君)** 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** ところで、学校の給食費の滞納についてはどのようになってますか。累計を教えてください。
- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- ○学校教育課長(荒田慎一君) 給食費の滞納の分ですけれども、今現在ですね、30年度の1月31日現在で滞納額が123万7,735円という形になっております。123万7,735円です。あと、給食費の値上げにつきましては、一応郡内全ての町で200円の値上げがあっておりますので、多少、合計の徴収の金額が100円等違う場合もありますけれども、郡内で一応統一したという形じゃありませんけども、200円上がるような形にはなっております。以上になります。
- **〇議長(宮川安明君)** 福田議員。
- ○9番(福田謙二君) 9番。今のちょっと関連ですけども、その200円上げるというこ

とで小中学生の全体の金額ってどんくらいになりますかね。1カ月ですよ。1カ月200円上がるわけでしょう。1カ月全体でどんくらいぐらい上がります。

- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 申しわけございません。ちょっとすぐ計算しますので、 しばらくお待ちいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。
- ○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後1時06分 再開 午後1時06分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 学校教育課長。

○学校教育課長(荒田慎一君) 一応、まず、今、現行が、小学校が4,100円、中学校が4,600円。それぞれ200円上がりますので、小学校が4,300円、中学校が4,800円という形になります。で、一応200円上がって、今、小中学校で800人程度ですので、月額16万ぐらい上がるって形で、年間の192万ぐらい上がるということで、あとこれにですね、教職員の部分がありますので、これよりか200万もうちょっと超えるぐらいの増額にはなると思います。

以上になります。

- 〇議長(宮川安明君) 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 3番、田中です。さっきの滞納額については、今後徴収はどうなっておりますか。100円でも値上げはせんでようなるとだろか。
- 〇議長(宮川安明君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 田中議員おっしゃるとおりでございますが、今、この 滞納につきましては私会計ということで、平成9年から残っている分もありますので、な かなか今の段階で徴収できない部分も若干あります。

で、現行、ここ過去3年間程度の滞納につきましては、今、いろんな手だて、各課協力 しながら徴収をしてますので、今のところ滞納が少し減ってきてるということで、9年か らの平成26年ぐらいまでのがですね、結構残っているので、それについては甲佐に住んで おられる方については通知を出しておりますが、今後もですね、滞納の徴収については努 力をしていきたいというふうには考えております。

以上になります。

- **〇議長(宮川安明君)** 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 滞納があってですよ、給食費の値上げてなるとですよ、払わんかった人んとば罰かぶらなんとかていう考えも周りの人から意見もあると思うんですが。 保護者のほうから。いかがでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 学校教育課長。

〇学校教育課長(荒田慎一君) そういうことがないようにですね、今、現年度については、ほぼ 100 に近い状態で徴収をさせていただいておりますので、今後もですね、保護者の皆さんにですね、徴収については協力を図りながら努力していきたいというふうに思っております。

以上になります。

- 〇議長(宮川安明君) 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** 9番。今、給食費が月額16万ぐらい上がるというわけですね。 これですね、私がちょっと思いよんは、町長の場合は選挙をして町長になるわけですよね。 副町長とか教育長は町長任命でしょ。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

- **〇9番(福田謙二君)** でしょ。でですよ、単純な発想ですけども、副町長と教育長の 給与をですね、幾らかでも下げて、こっちのほうに回すのはどぎゃんだろうかと思ってお ってですね。勝手な発想でですよ。とんでもない発想かもしれんばってんですね。まあ、 これはちょっと答弁が難しかですよ。
- ○議長(宮川安明君) 答えられますか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時11分 再開 午後 1 時17分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 先ほど休憩前に、福田議員のほうから、町長以外の副町長、それから教育長の給与を下げてでも、給食費の値上げに充当したらどうかというようなお話がありました。

ご存じのとおり、町長等の給与等については報酬等審議会なるものが設置されております。そちらのほうに諮問をした上で答申をいただいて、それをもとに町長等の給与について決定をさせていただいているようなところであります。

で、その町長給与に対するある程度の率をもって、副町長、それから教育長の給与が決定されているというふうに理解しておりますけれども、それと、郡内の状況の均衡性というのもありますんで、なかなか、ご提案の意味はわからんでもありませんけれども、少し性格が異なる話だろうというふうには理解しております。

以上です。

○議長(宮川安明君) 今、一般会計の予算について審議をしております。款9の教育費でございますので、一般会計の予算のほうについて審議をお願いいたします。

2番、甲斐議員。

- **〇2番(甲斐高士君)** 2番、甲斐です。予算書の98ページです。予算書98ページの9 旅費、この中に、陣ノ内館跡調査専門委員費用弁償32万4,000円が計上されておりますけれども、陣ノ内館跡につきましては、以前、発掘調査等行われていたかと思いますけれども、今回の調査についてはどのような内容で調査をされるのか、お尋ねいたします。
- 〇議長(宮川安明君) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(吉岡英二君)** 陣ノ内館跡の調査専門委員の費用弁償がついているということでございますけども、今、甲斐議員おっしゃられたとおり、陣ノ内館につきましては、これまでですね、遺跡の価値づけのためにですね、発掘調査等を行っております。 それが平成27年にですね、その成果をまとめた調査報告書を刊行したわけでございますけれども、その後ですね、これといって進展はなかったというような状況でございます。

今回はですね、平成28年度の熊本地震の発生を受けまして、益城町とか山都町などですね、陣ノ内館と同時期にですね、築かれたといった見解のある城のですね、災害復旧の現場をですね、文化庁とか県でですね、視察されました。そういった中で、この陣ノ内については、大規模な土塁や堀を持つ防御拠点としてですね、その価値が改めて注目されることになったというようなことで、そのようなことで、平成31年度ですね、新年度につきましては、文化庁や県のですね、助言とか指導もありまして、この陣ノ内館跡をですね、今、町の文化財の指定がありますけれども、より高次のですね、高いところの指定を目指してはどうかというような話がありましたので、そういった助言等を受けまして、遺跡の専門調査員による指導をですね、行っていただきたいということで、この費用を計上させていただいたわけでございます。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 2番、甲斐議員。
- ○2番(甲斐高士君) 2番です。今、社会教育課長のほうからの答弁の中で、陣ノ内館跡につきましては文化的価値が高いということで、より高次な指定ということですので、おそらく県指定か国指定を今後目指されるのではないかというふうに思いますので、そこについてはですね、是非進めていただきたいと思いますし、それと同時に、その陣ノ内館跡地を生かしてですね、今後、人を呼び込むような、交流人口の増加を図るような施設として考えていくための陣ノ内館利活用計画というのを、同時並行でですね、進めていくべきではないかというふうに考えますけど、その辺については町執行部としてはどのようにお考えでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 企画課長。
- **○企画課長(一圓秋男君)** 今のご質問でございますけれども、陣ノ内の館の跡の利活用につきましては、本町におきましては、以前、庁内の中にプロジェクトというものを設置した経緯がございます。

現在、今、社会教育課長が申せられましたように、国、県の指定等に向けた取り組みが 行われている中、今、議員がおっしゃいました交流人口、そういうもの、そのようなこと での利活用策についての並行して行ってはどうかということでございますけれども、本当 に以前からそういう考えを持って進めておりました観点もあります。

そういうことで、以前のようなですね、プロジェクトの設置など、今後内部で検討して まいりたいというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 4番です。今の説明でですね、じゃあ、国とか県の指定を受けられたほかの県内の地域があって、指定したことによって成功したような事例は調べられたことはありますかね。
- ○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後1時24分 再開 午後1時25分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 社会教育課長。

〇社会教育課長(吉岡英二君) 陣ノ内館をより高次な指定をしたときにどういったメリットとかデメリットというような形でお答えしていいでしょうか。

まず、メリットといたしましては、地域資源を生かした新たな観光地を創出できるであるとか、新聞、テレビ報道等がなされると思いますので全国的に甲佐町が周知できるとか、それと、社会教育課で生涯学習を通して郷土愛あたりの醸成とか人材育成にも寄与できるんではないかということと、それに対しましてですね、国とかの調査事業でありますとか維持利用等にですね、補助を受けることができるというようなこともございます。

ただ、デメリットということではないんですけれども、ちょっと規制あたりがありますけども、これはですね、町の文化財指定であろうが県、国の文化財指定であろうが一緒でございます。景観維持のためのですね、草刈りとか伐採等の費用も発生いたしますし、また、今後に対して保存やですね、整備によっては、これを保護するために公有地化が必要になるというようなこともございます。それと、保護が前提でありますので、当然現状変更についてもですね、制限がされるというようなことがございます。

以上でございます。

〇議長(宮川安明君) ほかにありませんか。 森田議員。

○5番(森田精子君) 5番、森田です。98ページの地域コミュニティー施設等の再建 支援事業についてお尋ねをいたします。

本年度計画で2行政地区の糸田と船津の3施設の再建を予定しているというふうに内容を書いてありますけれども、場所と事業費、内容についてご説明をお願いします。

- 〇議長(宮川安明君) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(吉岡英二君)** 本年度、今、森田議員のおっしゃるとおり、31年度も

継続してこの再建事業が継続できるというような決定がなされておりましたので、2行政 区の3地区ですね、3施設の再建を予定しておりますけれども、この分についてはですね、 実際、事業が終わった後に本申請という形になります。

で、金額についてはですね、それぞれには、ちょっとここ手元にございませんけれども、その3施設を合わせたのがですね、この1,200万という形になりますけども、申請額っていうのはですね、決定額じゃありませんので、非常に変更がございます。その資料でよければですね、後のほうで用意したいと思いますがよろしゅうございますか。

- 〇議長(宮川安明君) 宮本議員。
- ○8番(宮本修治君) 8番。予算のほうはですね、89ページ、説明資料は51ページになりますけども、ICTのですね、機器に関しては再三質問をしてまいりましたけども、このICT機器を使ってですね、今、二人1台となっておりますけども、学力向上になっとるのか。いろいろアンケート調査をされとると思いますけども、今後ですね、財源として一人1台のICT機器をですね、タブレットやったですかね、あれを持っていくという回答が以前にされておりますけども、何年後をめどに一人1台にされるのか。また、そのIC機器を使ってですね、学力向上がいい方向、悪い方向、いろいろあると思います。そういう回答をお願いしたいと思います。
- 〇議長(宮川安明君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** ICT教育について答弁させていただきたいと思います。

今、議員おっしゃるとおり、ICTの児童用、生徒用のパソコンについては、小学校につきましては最大クラス人数の分の台数を、今、準備をさせていただいております。で、今年、今年度上げておりますのは、中学校に44台入れて、中学校も各学年で全員が使えるような形の台数を、今、整備をしてるところでございます。

今、文科省がですね、2020年までに3クラスに1台程度という形で3クラス分で生徒が一人1台持っているような形を推奨されておりますので、それについては甲佐町もあと少しかなというふうに思っておりますが、先ほど一人1台というのにつきましては、今後につきましては、これは町長部局との財政等の問題もありますので、正確に何年までというのはお答えできませんが、一応いろんな部分でですね、専門家と話す機会がありまして話しましたところ、2030年までにはそういう形で国も推奨していくんじゃないかという話を聞いておりますので、まず最大の、まだあと十何年ありますけども、それまでにはですね、一人1台という形でもっていければなというふうには考えておるところでございます。

あと、活用について、今、各学校でですね、活用していただいてますので、学力向上については、県学調とかですね、全学調ありますけども、その結果を見まして、活用されていってる分については学力については上がっているというふうに考えております。

以上になります。

- 〇議長(宮川安明君) 教育長。
- **○教育長(蔵田勇治君)** ちょっと私のほうからですね、ICTについて補足をさせて

いただきますけども、小学校、中学校の学習指導要領が今度全面改定になりまして、来年度から小学校全面実施ということで、本町では一部もう既に前倒しで実施している部分もありますが、今回の学習指導要領の改訂は、根底にICT機器が学校にあって、それが使える環境というのを念頭に置いて改定されておりますので、ICT機器がないとその改訂に沿った授業の改善ができないということになっていくということになります。そういう意味では、最低限のところをそろえないかんということと、あと、効果という意味ではですね、今年度、県教委の研究指定も中学校と小学校受けまして、研究発表の発表、同時刻にですね、同じところでやったわけですけども、県下からたくさんの教職員が参観に来まして、大変参考になったということで、授業の改善への取り組みは一生懸命、学校の教職員、やってくれております。

成績がどう変わっていったかというのは、マイナスにはおそらくなってないんだろうというふうに、実感としては感じておるところでございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 宮本議員。
- **○8番(宮本修治君)** 8番。子どもたちはですね、以前から早め早めの対応で、前は 二人に1台と。しかし、学習上効果はあるということで、もう既に一人1台1台と決まっ とるということですね。

この財源に関しては、さっきおっしゃられたように、2030年までと、町長部局と話し合いながらということではありますけども、今後のですね、子どもたちのためにはですね、大いに町長部局はですね、頭をひねられて、予算づけをしていただきたいというふうに思います。

で、もう一つですね、学校のですね、維持管理費と思いますけども、去年だったですかね、白旗小学校のグラウンドのトイレを改修するという、私は認識を持ってますけども、 これには入ってないわけですかね。

- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 今、宮本議員の白旗小学校のグラウンドのトイレ改修 についてお答えさせていただきたいと思います。

今、予算ページでいきますと89ページの13の中に、学校施設長寿命化計画の策定業務委託ということで715万組ませていただいてます。これにつきましては、学校の長寿命化を図るために、今後どういうふうな形で改修していくかという部分の委託契約になっております。

で、これについて、これを作成しましてから各学校のですね、改修等には取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、グラウンドのトイレ改修もですね、その後に計画的に改修をしていきたいということに考えておりますので、改修につきましては、大変申しわけございませんが、32年度以降で計画を考えているところでございます。

以上になります。

- **〇議長(宮川安明君)** 宮本議員。
- **〇8番(宮本修治君)** 8番。委託料として上げてありますけども、着工には32年以降

というふうになっておりますけども、グラウンドあたりはですね、あそこで体育祭がある 関係上ですね、皆さん方がトイレはですね、昔のトイレで非常にしにくいところでもござ います。できればですね、早期に見ていただいて、できれば一番にしていただくようにで すね、検討願いまして、改めて強くお願いしときます。もう、あれはいいです、回答は。

〇議長(宮川安明君) 答弁いいですね。

佐野議員。

〇6番(佐野安春君) 6番、佐野です。説明資料のですね、59ページの、本年度の新規事業として井戸江峡キャンプ場整備事業というのが1億9,000万ほどで出されております。

中身を見ますとですね、これまでないイベント、マルシェの開催可能とか、また、レストラン、ショップ等の整備も予定しとるということで、集客を見込んでるというようなことが書かれておりますが、この見通しといいますか、構想は、ちょっと文章だけではちょっとわかりづらいところがありますが、ちょっと説明をいただいてよろしいでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 企画課長。
- **○企画課長(一圓秋男君)** この井戸江峡キャンプ場の整備につきましての補助金申請、拠点整備関係の申請を企画課のほうでやっておりますので、私のほうでそういう流れというか、そういうものについては説明させていただきたいと思います。

今、質問でございますけれども、どういう見込みでされているのかということだろうというふうに思います。

この井戸江峡キャンプ場につきましては、さきの12月の議会でもこの内容が話されたと思いますけれども、平成24年の1月から九州電力の新甲佐発電所新設工事により休業中でありまして、平成28年度の熊本地震による被害、また、施設の老朽化等により、大幅な改修が必要となっているところでございます。早急にそういう改修をする必要がございますけれども、九州電力の関係がございまして、平成31年度の7月または8月ぐらいまでそういう工事が必要になりますので、その後、改修するならばというふうなことで、町のほうは計画していたところでございます。

今回、こちらのほうにあります、魅力的な創造的な施設整備ということでここに書いておりますけれども、これにつきましては、平成30年、昨年の11月に、甲佐町のまちづくり協議会の一員であります、一般社団法人パレットから町のほうに改修の提案がなされているところでございます。

その中で提案された内容をちょっとお話しさせていただきますと、近年のアウトドア愛好家の間で快適さを兼ね備えた新しい体験型旅行が注目されていくことを受け、観光、交流人口、地域活性化の拠点、女性に愛される施設を基本コンセプトに、提案がなされているところでございます。整備の方向性としましては、ターゲットとしましては、家族連れを誘引するための女性客の設定、それから、甲佐町の特徴を町内事業者と連動し、先ほどありますイベントマルシェ、体験型イベントでございますけれども、を開催し、交流人口の増を図るということ、それから、熊本市から見て甲佐町の奥に井戸江峡キャンプ場はご

ざいますので、甲佐町の奥にあるキャンプ場を拠点として整備されることにより町中心部も活性化され、やな場を含めた観光資源が広く認知されるということ、それから集客を1カ所で考えるのでなく、エリア集客の検討という、こういう内容の提案がなされており、具体的な施設としましては、テントサイトという、デッキ広場というのをつくりまして、テントサイト、キャンプテラス、それからレストラン、ショップ、シャワー室、芝生公園、それから、管理棟等を設けるならばという提案がなされているところでございます。

で、町としましては、12月の定例会の中でも町長のほうからも答弁があっているかとは 思いますが、今回のパレットの皆さんの提案を尊重し、十分にその内容について、今後、 創造的復興に向けた整備に向けて検討していくというふうな回答がなされているところで ございます。

事業としましては、地方創生の拠点整備交付金というものがございまして、2分の1の補助がございます。この交付金につきましては、地域の観光振興や住民所得向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する交付金ということでございまして、本町におきましても申請を行っております。平成30年度の2月補正の採択に向け申請をし、31年3月の8日ですけれども、今、内示をいただいているところでございます。で、うちが申請しております金額については満額ついているところでございますが、ただ、今、まだ交付決定は来ておりませんので、今後、3月29日ごろに交付決定がなされるものだというふうに思っております。

事業費につきましては、平成30年度と31年度とあります。30年度の2次補正でございますので、30年度につきましては499万4,000円、これは基本計画の費用でございます。それから、31年度につきましては、設計それから工事の金額でございまして、1億9,028万8,000円という金額になっておりまして、総額で1億9,528万2,000円の事業というものでございます。

内容につきましては、今後、基本計画を早急に発注をしまして、その方向性をもって設計に入り、それから、平成31年の夏以降、工事に着手してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 92ページですけれども、いきいき芸術体験教室公演委託料ですけれども、これについてちょっと説明をお願いをいたします。どういった講演なのか。
- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** いきいき芸術体験教室公演委託料ということは、県のですね、委託事業になりまして、これについては各学校でこういう、いきいき芸術ということで、演劇とかですね、そういった部分の勉強会というか、そういう講師を派遣をしていただいて、児童にですね、公演をして、そういう教室を開くという形で、各学校が申し込まれたときに申請を上げて、県がそれを受諾をされるというか、応募して、それに当選するかというか、県からの決定が来てからの事業という形になっております。

以上になります。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** ちょっとわかりづらかったんですけども、県の事業で、演劇なりというのをですね、鑑賞するっていうことなんですかね。教室を開くとかっていうふうにおっしゃったので。どうなんですか。観劇をするっていう形なんですか。
- 〇議長(宮川安明君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** 申しわけございません。子どもたちに体験をさせるという形になっておりますので、一応そういう形で演劇とかいうのをですね、子どもたちにも教えるってことで、教室を開くという形になっております。以上になります。
- ○議長(宮川安明君) いいですね。 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) すいません、話が前後してしまいましたけれども、一つだけ、 井戸江峡のことでもう1回聞かせていただきたいと思うんですけど、井戸江峡キャンプ場があるところに行くところに橋のかかってるのは、大きな橋がかかりましたけど、町道の上揚井戸江線かなとは思いますが、キャンプ上はその未改修部分の先に、左側にキャンプ場はございます。ですから、おそらくあそこにあった家の方も立ち退きをされておるみたいですので、町道改修の計画もあられて、となると、もし町道計画があるとするなら、おそらくそれも踏まえたところで基本計画をつくられて施設のレイアウトは考えていかれると思いますので、ただ、そこの井戸江峡までであの町道の改良は終わってしまうのか、もしくは、将来的な宮内の発展も含めてビジョン的なものも考えておられるのか、その辺については、担当課か町長かどちらかわかりませんけど、一応そういった計画があるのならちょっと教えていただきたいと思いますけれども。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、現在のですね、上揚井戸江線の計画について 答弁をいたします。

現在の上揚井戸江線は、上揚の橋からですね、この井戸江峡キャンプ場までの第1期工事として計画をいたしております。で、キャンプ場の駐車場にかかるところの部分をですね、用地買収も数メートルですかね、二、三メートルあたりはですね、道路敷地になる計画となっております。第1期計画としては以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 町道の計画については、建設課長のほうから答弁したとおりです。

で、問題はその後、あれから先をどうするかということが一番大事なところになるんですけれども、井戸江峡についてはキャンプ場の利用ということもありますし、これまで永代の橋でもなかったということで、その点も考慮した中で、町の町道工事として井戸江峡橋のほうをかけさせていただいたいところです。で、県道三本松甲佐線の関係がありますけど、ご存じのとおり、非常に狭隘な道路でもありますし、土地の地形を考えたときに、

あれ以上拡幅はおそらく切土では無理だろうというふうな判断をしております。ですから、 その代替案とし考えられるのは、今の町道を活用したところで、今度は逆に左岸側から右 岸側のほうにかける橋が必要だろうというふうに思います。

ただ、これを今度また町の事業でやろうとすると、非常にそう簡単にはいかない面もありますんで、今、町としては、県道三本松甲佐線の中で何とか県の事業として取り組んでいただくことはできないか、そういうことを含めたところで期成会を通じて要望活動をやっているというような状況であります。

そうやすやすとできるような事業ではないと思いますけれども、やはり今の段階からそういう行動に移しておかないと、いつまでたってもこの問題は解決しないと思いますので、精力的に、田口橋もそうですけど、やはり時間をかければできると私は思ってますんで、あとは町の熱意と思いますんで、そういうことで、そういう思いでしっかりやらせてもらいたいというふうに思っております。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 今、質問しましたとおり、井戸江峡キャンプ場の整備も含めて、将来的なビジョン、それと、宮内地域の発展、ひいては甲佐町の発展にもつながることだと思います。時間はかかると思いますけれども、鋭意努力をしていっていただきたいと思います。ありがとうございました。
- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番です。教育費の中で、小学校費と中学校費と関連性がありますが、節の扶助費のですね、就学援助費のことについてお尋ねしたいと思いますが、小学校、中学校分かれておりますが、対象の児童生徒さんの数と、今度新しく小学校のほうがですね、入学前から支給できるような準備をされてると思うんですが、そういった対象の人数と申請数が同じかどうか、そういったところを説明をお願いいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。

(「じゃあ、実績で」と呼ぶ者あり)

〇学校教育課長(荒田慎一君) わかりました。30年度の実績でいきますと、準要保護でいきますと、小学校が対象が53名と中学校が24名という形になっております。

で、小学校の入学前の支給になりますけども、30年度に今年度支払う分につきましては対象が8名になっております。

以上になります。

申請……。

(自席より発言する者あり)

〇学校教育課長(荒田慎一君) これはですね、一応対象は10名ぐらい。入学者数では94名ぐらいおられますけども、対象につきましては申請があったしこってことで考えてお

- りますので、8名という形で承っております。 以上になります。
- ○議長(宮川安明君) 次にいきたいと思いますけど、よろしいですか、それで。 (「はい」と呼ぶ者あり)
- **〇議長(宮川安明君)** 次に、款10の災害復旧費、款11の公債費、款12の諸支出金、款13の予備費については一括して質疑を行います。104ページ、款10災害復旧費から、106ページ、款13予備費までです。質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番(佐野安春君) 6番です。ページの105ページの公債費のことについてお尋ねを いたします。

この公債費については別のページ、117ページに地方債の見込みに関する調書ということで、普通債、災害復旧費、災害対策債、そういった分類で記載がありまして、こちらの予算資料の最後のページの9ページに、地方債償還計画表ということで、3年分の償還の計画表が載せられておりますが、名称もかなりありますし、なかなかですね、わかりづらいところがあります。見た感じですね。それで、いわゆる現在の地方債の金額がどうなっているのか、それと、返済計画がですね、どういうふうになっているのか、ちょっと説明をいただければありがたいんですけど。どういうふうにこれを見ればまたいいのかということも含めてですね、お願いしたいと思いますが。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) 地方債についてのご質問でございますが、地方債の現在高、117ページを見ていただきますと、この一番下のほうを見ていただきたいと思います。一番右側、当該年度末の現在高見込額ということで114億4,795万6,000円、これが平成31年度末での起債残高になります。借り入れの残高になります。

で、105ページの公債費の元金、これが平成31年度に、これまでに借り入れを行った地 方債の分の借り入れ、返す額ということでご理解を願いたいと思います。利子の分が、そ れにかかる利息ですよということになります。

で、114億ございますけども、これからずっと各起債ごとに償還年数がありますけれども、これを返済していく中で、今後の見通しということで、一番ピークになる年度が大体 平成34年度ぐらいがピークになるのかなというふうには考えております。その時点で大体 11億程度が返済を行うというふうなことでございます。

以上でよろしいでしょうか。

(「こちらの資料の見方」と呼ぶ者あり)

- **〇6番(佐野安春君)** 資料の地方債の償還計画表。すいません。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 償還計画表につきましては、上の段が既借り入れということで、平成29年までの借入額について、それぞれの起債がずっとあります。公共事業債から臨時財政対策債までいろいろと種類がございますけれども、これに係る返済額の内訳になります。元金、それと利子、32年度が合計で元金が9億円強、それと利息で2,900万、

33年度は9億6,000万弱、それと利息は2,400万ということ、それと、下のほうの段が平成30年度に借り入れをした分の予定額ということで、この3カ年間の今後の返済計画ですよということになります。よろしいでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番。もう一つお尋ねしたいんですけど、この地方財政法臨時 財政対策債というのがありますが、私もちょっと不勉強なところがありますが、これは交 付税でですね、100%返ってくるというふうな話を聞きますが、これに対しても元金と利 子というのがありますよね。だから、この利子の部分を含めて返ってくるということで理 解してよろしいんでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 総務課長。
- **○総務課長(西坂 直君)** はい、それで結構でございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川安明君) ほかにありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、歳出全部について何か質疑ありませんか。 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** さっきお尋ねすればよかったんですけども、安津橋のですね、 今、総合グラウンドの建設ですけども、この5億の中にですね、あそこの中に駐車場とか っていうのはどういうふうになっているのか、ちょっとお尋ねします。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(北畑公孝君)** 安津橋総合運動公園、仮称でございますけれども、今、 あのエリアでの整備計画といたしましては、全体で、現段階の計画では、435 台の駐車場 の整備を行うこととしております。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 次に、歳入について質疑を行います。

まず、11ページの款1町税から、16ページ上段、款13分担金及び負担金までについて質 疑をお願いします。歳入です。11ページから16ページ上段までです。

佐野議員。

- **〇6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。15ページの地方交付税ですね、ということでありますが、これは内訳的なものはあるんですかね。これは一括で地方交付税とありますけど。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 地方交付税には普通交付税と特別交付税というものがございまして、普通交付税が20億4,000万円、それと特別交付税のほうを9,750万円、今年度は見込んでおります。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** すいません、普通交付税と特別交付税ということで内訳的な金額を、今、ご説明いただきましたが、この地方交付税につきましては、どのような内容で交付が甲佐町に対してされるのか、何かあるんですか。こういう名目でこういうふうに交付しますよというのがあるのかどうか、ちょっと。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(西坂 直君) 地方交付税のほうで、まず普通交付税のほうですが、こちらについては、自治体が行政運営を行う上でどういった経費が必要かということで、算定についてはですね、一番わかりやすいのは、町道の延長でありますとか町道の面積等について、それと、人口について一括で幾らになるとか、それとか、福祉関係でいいます高齢者等に係る経費がどうですよというようなことで計算されて交付はなされます。

それと、今回の特別交付税につきましては、熊本地震にかかります支援ということで、他町村から、各自治体のほうから職員を派遣していただいております。この方々の職員派遣に係る経費、それと、今年度は条例のほうでもありました、森林環境譲与税というものがございましたけれども、これに係る歳出に係る経費、林政アドバイザーという人件費がございますけれども、それに係る経費、それと、地域防災マネジャーということで、今回研修を受けた職員の人件費に係る分、これを特別交付税の経費ということで申請をする予定でございます。

○議長(宮川安明君) ありませんね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、16ページ、款14使用料及び手数料から、24ページ中段、款16県支出金までについて質疑お願いします。16ページから24ページです。 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 4番です。23ページで、上段のほうに、農村地域防災減災事業補助金ということで1,271万1,000円がございます。これについては、歳入のほうでありますので、歳出のほうでも何か、ページの71ページに、ため池調査委託料に同じ1,271万1,000円の歳出がありますので、多分これ、100%の補助でなってると思うんですけれども、事業としては主管課のほうは農政課と思いますけれども、この事業のため池等の個数とかそういったことはお聞かせ願えますかね。対象となるため池。おそらく100%補助でこれは入ってくるような気がしますけれども。よろしいでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(岡本幹春君)** ただいまのご質問、議員ご指摘のとおりでございます。

農村地域防災減災事業補助金につきましては、歳出につきましては、ため池調査委託料の分でございます。100%補助ということで。町内にため池が44カ所ございますが、今回調査をいたしますのはそのうちの5カ所でございます。

ため池の下流域に人家があったりとか、補助対象になる要件がございます。受益面積が 10~クタール以上であるとか。そういうため池、町内のうち5カ所、世持の上ため池、世 持の下ため池、立神、田代と馬門の堤です。以上、五つのため池について31年度で調査を 行うという予定にいたしております。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 調査を行われるということでございますね。ということは、調査をした後に何かをされるというようなことになるかと思いますけど、そこをちょっとお聞かせ願えますか。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- ○農政課長(岡本幹春君) 失礼しました。調査は書いてあるとおりでございます。 調査をしました後 当然 その危険度等も出てきます。で 防災減災ということで ノ

調査をしました後、当然、その危険度等も出てきます。で、防災減災ということで、ハ ザードマップをつくる予定ということにいたしております。

また、ハザードマップにつきましては、農政課、主管としましては、ため池関係今回調査を行ってハザードマップをつくるわけですが、他課におきまして、建設課等におきまして内水面関係のハザードマップ等もつくられますんで、補助事業ですのでそれぞれつくりますが、最終的に町民の方にご提示するときには合わせたところで、それぞれ見るというのは町民の方に不自由をかけますので、合わせたところで見れるような形で、各課連携をとりながらごハザードマップのほうは作成したいというふうに考えております。

以上です。失礼しました。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** じゃあ、安心安全なまちづくりの一環ということで考えてよろしいですね。はい、わかりました。
- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 森田議員。
- **〇5番(森田精子君)** 5番、森田です。16ページの土木使用料の中の町営住宅の共益費というので500万ほど上げてありますけれども、内容についてご説明をお願いします。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** こちらの町営住宅共益費につきましては、これまで団地ごとの合併浄化槽は、各団地の組合にて徴収をされておりました。で、31年度からはですね、各組合ではなくて、町が住宅費と一緒になって徴収をするということの浄化槽の管理費というふうになっております。

で、また新たに、今、建設をしております災害公営住宅につきましても、2個1で合併 浄化槽をつくっておりますので、各自が町のほうへですね、共益費として浄化槽の維持管 理費用をですね、町のほうに一旦納めていただくというふうになっております。その共益 費となります。

以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田議員。
- **〇5番(森田精子君)** 5番、森田です。町のほうで共益費も徴収するということにな

りますと、その事務とか手間とか、あと、住宅の使用料の滞納の問題もなかなか解決できないままに、その共益費までこの滞納額が増えるんじゃないかという懸念があるんですけれども、そちらのほうはどうお考えでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 議員おっしゃるとおり、事務の事務量も当然多様になってきますし、滞納額も心配ではありますけれども、これまで各団地内の組長さん、それとか、会計係の人がですね、徴収をされている中で、いろんな問題点がございまして、徴収ができない問題点で肩がわりされたりとかですね、そういった問題点がありましたので、今回は町で一旦徴収をしましてですね、管理業者のほうに支払うという方法をとらせていただくということです。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 森田議員。
- **○5番(森田精子君)** 子育て住宅のほうは今後指定管理者のほうで管理をしていくっていうようなご説明もあったかと思いますけれども、その他の公営住宅のほうについてはそういうお考えはないでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 子育て支援住宅の指定管理者制度につきましてはですね、まだ指定管理にするというようなことはまだ決めてはおりませんし、平成31年度になってですね、そういった指定管理にするかしないかの検討をしていきたいと考えております。そのときに、また、公営住宅、災害公営住宅についてもですね、一緒に検討できるならばというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 次に、24ページ、款17財産収入から、30ページ、款22町債までについて質疑をお願いいたします。24ページから30ページまでです。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、歳入全部について何か質疑ありませんか。歳入全部です。 [「ありません」と呼ぶ者あり]
- **○議長(宮川安明君)** 次に、2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算について質疑をお願いします。2ページから6ページ、歳入歳出予算についてです。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 次に、7ページの第2表、債務負担行為についてを質疑をお願いいたします。債務負担行為について質疑をお願いいたします。7ページです。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 次に、8ページ第3表、地方債について質疑をお願いします。 8ページ第3表、地方債について質疑をお願いします。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 次に、9ページから10ページの歳入歳出予算事項別明細書について質疑を行います。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) それでは、最後に、本予算全部について質疑をお願いします。 本予算全部です。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

- **〇10番(井芹しま子君)** 経常収支比率ですけれども……。
- **〇議長(宮川安明君)** もうちょっとマイクを上げて。
- **○10番(井芹しま子君)** 経常収支比率ですけれども、ここ3年あたりどういうふうに 推移してるのか、ちょっとわかりますか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** 経常収支の具体的な数字につきましてはちょっと手元にございませんのですが、内容的に大体、最近では85から90までの間を上下しております。

ただ、いろいろ熊本地震の影響で起債等も増えてきておりますし、そういったことで、 義務的経費が増えてきております。で、経常収支については、若干伸びていくものという ふうには考えております。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(西坂 直君)** すいません。経常収支が29年度で88.1、28年度で87.7というふうなことで、若干28から29にかけて伸びてきているというような状況でございます。
- ○議長(宮川安明君) ほかありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **○議長(宮川安明君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。私は、議案第21号、平成31年度甲佐町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

全員協議会において報告された事故繰越事業一覧では、災害復旧費など50件以上の繰越 事業があります。前年度から繰り越された災害復旧などの事業を実行しなければならない ことは理解しているつもりです。

しかしながら、子育て支援策においては、子ども医療費無料化の18歳までの引き上げや、 義務教育、給食への支援などが実現されてないことなど、町民の皆さんの要望にしっかり 応えていないと考えます。

予算の多くの項目については同意できるものでありますが、歳入、地方譲与税の4、森 林環境譲与税については、議案第4号において、甲佐町森林環境譲与税基金条例の制定に 反対をしております。したがって、同じく予算についても反対であります。

第3款民生費の目5地域改善対策費576万5,000円については賛成できません。地域改善対策費の根拠となっていた地域改善対策特別措置法は2002年、平成14年に終焉し、既に17年が経過しております。

人権啓発活動補助金350万については反対であります。補助金が交付される団体に対し、 自らの力で活動資金を確保し運営を行う努力を促すべきと考えます。

以上で反対討論とさせていただきます。

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 宮本議員。
- **○8番(宮本修治君)** 8番。議案第21号、平成31年度甲佐町一般会計予算でございますけども、反対討論もおっしゃっておりますけども、この当初予算に対してはですね、大変職員の方々も苦労されて6億近い、7%減額というですね、本予算を組まれて、大変なことだろうと思いますけども、この予算がですね、スムーズに執行されますとともに、復旧、復興に向けてですね、いち早く甲佐町が再建できますよう期待をいたしまして、本予算に賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第21号「平成31年度甲佐町一般会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(宮川安明君) 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。 しばらく休憩します。 2 時半から再開いたします。

> 休憩 午後2時20分 再開 午後2時30分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から、先ほどの森田議員の質問に対する資料提出の件で申し出があっております ので、これを許します。

社会教育課長。

○社会教育課長(吉岡英二君) 先ほど、地域コミュニティー再建事業の中で、資料のほうを提出いたしますというふうにお話しいたしましたけれども、森田議員のほうからですね、船津地区の補助額のみでいいですというようなお話がありましたので、船津地区の補助額のみご説明させていただきます。

船津地区につきまして、船津阿蘇神社のコミュニティー施設の再建支援事業ということで、その補助額について、申請額で461万3,000円の補助申請をしているとこでございます。申しわけありませんでした。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

日程第2 議案第22号 平成31年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長(宮川安明君) 日程第2、議案第22号「平成31年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(奥村伸二君) それでは、議案第22号、平成31年度甲佐町国民健康保 険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。平成31年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,784万6,000円と定めるところによります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。平成31年3月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。歳入でございます。

- 款1国民健康保険税を2億6,501万9,000円としております。1の国民健康保険税です。
- 款2使用料及び手数料を10万円としております。1の手数料です。
- 款3国庫支出金を378万3,000円としております。1の国庫補助金です。
- 款4県支出金を11億2,904万6,000円としております。1の県補助金です。
- 款5財産収入を2万円としております。1の財産運用収入です。
- 款6寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。
- 款7繰入金を1億3,986万7,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入 金です。
 - 款8繰越金を1,000万円としております。1の繰越金です。
 - 款9諸収入を1万円としております。1の延滞金及び過料から3の雑入までです。
 - 歳入合計、15億4,784万6,000円としております。
 - 次のページをお願いいたします。歳出でございます。
- 款 1 総務費を3,350万3,000円としております。1 の総務管理費から3 の運営協議会費までです。
- 款 2 保険給付費を11億1,332万8,000円としております。 1 の療養諸費から 5 の葬祭諸費 まででございます。
- 款3国民健康保険事業納付金を3億7,787万6,000円としております。1の医療給付費分から3の介護納付金分までです。
 - 款4共同事業拠出金を1,000円としております。1の共同事業拠出金です。
- 款 5 保険事業費を1,775万7,000円としております。 1 の保険事業費、2 の特定健康診査等事業費です。
 - 款6基金積立金を2万円としております。1の基金積立金です。
 - 款7諸支出金を101万3,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款8予備費を434万8,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、15億4,784万6,000円としております。

平成30年度からの国保の制度改革に伴いまして、前年度当初予算と比べまして約2,000 万円の減となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。最初に、歳出全部について質疑を行います。12ページ、款1の総務費から、21ページ、款8予備費までです。歳出全部について質疑を行っております。

井芹議員。

- O10番(井芹しま子君) 19ページの特定検診審査委託料ですけれども、これは節目健診のほうも入っているというふうに思うんですけどもですね、私が過去任期中にですね、この甲佐の医療費等についてですね、郡内に比べても高いということがかなり問題となっておりました。そうした中で、この節目検診のですね、受けられる年齢も引き下げたり、町のほうはですね、されておりました。健診強化にですね、力を入れておられるとこだったんですけども、これが、今、60歳までというふうになってるんですけれども、これ、私が60過ぎてるからというわけじゃないんだけどですね、やっぱり周りを見てみますと、60代からのですね、がんとかにかかる方がですね、非常に増えてきているんですね。やっぱそういったことを考えますと、やっぱり早期発見、早期治療がですね、何といってもですね、医療費抑制には効果があるわけで、この節目健診をですね、今、60歳までをですね、65歳、70歳、予算の都合もありますけども、そういった拡大ということもですね、ちょっと考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についてはちょっとどんなふうにお考えでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(奥村伸二君)** 今、現状といたしまして、節目健診については35歳から40、45、50、55、60歳の節目で検診をしております。合わせて60人ですかね。で、二つの病院にお願いをしているところでございますけれど、先ほど議員もおっしゃったようにですね、予算との絡みもございますので、65、70ぐらいまでとは考えていかなければならないというふうに……。

(自席より発言する者あり)

〇議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後2時40分 再開 午後2時40分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 担当課長のほうからの答弁でありますけれども、政策にもかか

わることでありますんで、私のほうからお答えさせていただきます。

現在の状況、背景については、ただいま課長が説明したとおりでありますけれども、議員の思いは思いとして感じますけれども、やはり財政面も伴うことにもなりますんで、今後の検討課題の一つとしての材料としてですね、受けとめさせていただくということでお願いしたいと思います。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) それでは、次に、歳入全部について質疑を行います。6ページ、 款1国民健康保険税から、11ページ、款8諸収入までです。歳入全部です。 井芹議員。

○10番(井芹しま子君) 8ページですけれども、都道府県化されてですね、国保がですね、その中にですね、この保険者努力支援交付金というのがですね、設けられているわけですけれども、これで、今、643万7,000円というふうに計上されておりますけども、これって30年度と比較してどうだったのか。それを参考に計上されてはいるんだろうと思うんですけども、それがどうだったのか。そしてまた、今後ですね、これがですね、例えばこの1,000万とかですね、上がる可能性が、努力次第であるのかなというふうに思ったもんですから、ちょっとお聞きします。

〇議長(宮川安明君) 住民生活課長。

○住民生活課長(奥村伸二君) 特別交付金の保険者努力支援交付金ということでございますけれど、これについてはですね、市町村の医療費適正化の取り組みの成果の度合いによって交付される補助金でございまして、まず、健診の実施率ということで、特定健診受診率が、本町におきましては今年度46.2%、それから、特定健診指導実施率ということで84.7%というところでございます。また、重症化予防の取り組みといたしまして、メタボの該当者やその予備群の減少率、それから、ジェネリック薬品の使用割合ということでの重症化予防の取り組みをしておるところでございます。特に、平成29年度におきましてはジェネリック医薬品の使用率ですね、これについては、県内の市町村では82.6%という使用率で、4位ということでございました。それから、データヘルス計画の策定、それから取り組みということで、本町におきましてそういった取り組みを行っておるところであります。

こういった取り組みを行えば、県のほうから補助金が来るということでありますので、 いただけるようにですね、努力していきたいというふうに考えております。 以上です。

〇議長(宮川安明君) ありませんね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

鳴瀬議員。

- ○4番(鳴瀬美善君) 4番です。この国保制度のちょっと、制度の確認ですけれども、 国保制度改革は平成27年度と記憶しております。で、間違いないとは思うんですけれども、 その改革を受けて、平成30年度から国保財政運営が町から県に移行したというようなこと を聞いておりますけれども、そのことについては間違いはなかったですよね。
- 〇議長(宮川安明君) 住民生活課長。
- **○住民生活課長(奥村伸二君)** 国保の保険制度の改正には、本年度4月から県が国保の財政運営の責任主体というふうになっておりまして、町と県が共同で運営するというふうにスタートしております。

新しい制度がスタートしましてですね、1年余りが過ぎようとしておりますけれど、今年度、特別会計に不足を生じることもなく順調な財政運営が行われているというふうに思っておりますので、30年度、本年度から実質スタートをしておるところでございます。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 今、審査いただいとるのは 31 年度の予算ですので、30 年度は前年度ということで考えてよかですよね。ですね。で、30 年度、前年から、昨年からそういった県と共同でこの国保運営に携われよると、町は、考えて判断してよかですね。これは 31 年度の予算ですのでですね。はい、わかりました。
- ○議長(宮川安明君) いいですね。はい。ありませんか。 [「ありません」と呼ぶ者あり]
- ○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。 井芹議員。
- **○10番(井芹しま子君)** 昨日も一般質問させていただきましたけれども、国民健康保険税の負担は、せんだって申し上げましたとおりでございます。協会健保や共済組合等と比べましても、その負担は限度とも言うべき状態になっております。都道府県化されましても、その負担の差は埋まっておりません。このままの状態での国保予算は到底認められません。

国保税の高騰は、国保に対する国による財政責任の後退や国保加入者の貧困化、そしてまた、高齢化などの中で引き起こされたものですけれども、この解決には国庫負担、公費負担を増やす以外に道はありません。しかし、町も町民のこの負担の大きさ、厳しさに向き合い、負担軽減へ努力をすべきではないかというふうに考えます。

そのことを強く求めて反対討論とします。

- ○議長(宮川安明君) 次に本案に対する賛成者の発言を許します。 鳴瀬議員。
- 〇4番(鳴瀬美善君) 4番。議案第22号、平成31年度甲佐町国民健康保険特別会計予算につきましては、先ほども伺いましたけれども、平成27年度に国保制度改革によって平成30年度から保険財政運営が町から県に移行したものであり、県と町が連携しながら健全な国保運営を行うための予算であること、また、住民に寄り添ったきめ細やかな予算の執

行に当たられることを私は切に要望し、議案第22号について賛成をいたします。

○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第22号「平成31年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

〇議長(宮川安明君) 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第23号 平成31年度甲佐町介護保険特別会計予算

〇議長(宮川安明君) 日程第3、議案第23号「平成31年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(北野 太君) それではご説明申し上げます。

議案第23号、平成31年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページ目をお願いします。平成31年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億1,514万1,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めております。平成31年3月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1介護保険料を2億6,936万3,000円としております。1の介護保険料です。

款2分担金及び負担金を75万円としております。1の負担金です。

款3使用料及び手数料を1万円としております。1の手数料です。

款4支払基金交付金を3億8,835万4,000円としております。1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金を3億9,423万1,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款 6 県支出金を 2 億945万1,000円としております。 1 の県負担金から 3 の県補助金までです。

款7財産収入を5万4,000円としております。1の財産運用収入です。

款 8 繰入金を 2 億4, 468万6, 000円としております。 1 の一般会計繰入金、 2 の基金繰入 金です。

款9繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。

款10諸収入を824万1,000円としております。1の延滞金、加算金及び過料から、3ページの5の雑入までです。

歳入合計を15億1,514万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款 1 総務費を3,967万2,000円としております。 1 の総務管理費から 4 の趣旨普及費までです。

款2保険給付費を14億510万1,000円としております。1の介護サービス等諸費です。

款3財政安定化基金拠出金を2,000円としております。1の財政安定化基金拠出金です。

款 4 地域支援事業費を6,608万7,000円としております。 1 の包括的支援事業任意事業費から5 のその他諸費までです。

款5基金積立金を5万4,000円としております。1の基金積立金です。

款6公債費を1,000円としております。1の公債費です。

款 7 諸支出金を3,000円としております。 1 の償還金及び還付加算金、2 の繰出金です。 款 8 予備費を422万1,000円としております。 1 の予備費です。

歳出合計を15億1,514万1,000円としております。

平成31年度予算の款項の構成及び前年度からの増減率は、当初予算資料を添付しておりますけれども、予算総額では前年度比△519万5,000円で、率にしますと約0.3%の減少となっております。

以上で説明を終わります。どうぞご審議よろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。まず最初に、歳出について質疑を行います。13ページ、款1の総務費から、22ページ、款8の予備費までの歳出全部についてお願いします。歳出全部です。

佐野議員。

- **〇6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。ページ18の任意事業費の委託料、緊急通報システム委託料について、説明資料の中にも69ページにございますが、この委託料は何件予定をされてるのか、そういうとこを説明いただいていいですか。
- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- ○福祉課長(北野 太君) 緊急通報システムの委託料の予算の根拠となる設置台数ということですけども、現在、熊本地震の発生によりまして、高齢者の住宅等も含めまして損壊して仮設住宅にいらっしゃってます。で、徐々にですね、自宅を再建されておりまして、一旦地震直後に緊急通報システムが減っております。で、徐々に増えておりまして、一応今年度の最終見込みを全部で54台と見込んでおります。で、一応31年度の予算については59台を見込んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** 説明資料にも書いてありますが、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象としたということでありますが、65歳以上のひとり暮らしの方はどれぐらいいらっしゃるのか、よろしゅうございますか。
- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(北野 太君) ひとり暮らしの高齢者数ですけども、3月6日にですね、

町の社協が調査をされております。その数値を申し上げます。

ひとり暮らしの高齢者世帯数が、町全体で488世帯というふうになっております。 以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 最後ですが、緊急通報システムの体制整備事業ということで予算がありますが、希望者が多かった場合はどういうふうになるんですかね。抽選とか何かになりますか。順番ですか。
- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** 一応希望者といいますか、申請を上げてもらって、町のほうでケア会議等を開いてですね、必要かどうかというのを判定していきます。

で、今、議員がおっしゃられる、予算以上に増えた場合ということだろうかと思います けども、必要な場合は補正等で対応していくかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) それでは、次に、歳入について質疑を行います。 7ページ、款 1 介護保険料から、12ページ、款10諸収入まで、歳入全部についてお願いをいたします。 歳入全部です。 7ページから12ページです。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) ありませんか。それじゃあ、最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

井芹議員。

O10番(井芹しま子君) 介護保険をですね、利用されている人数といいますか、利用率っていうのはわかりますか。年齢を絞ってもらって。

(「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり)

〇議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後3時00分 再開 午後3時01分

- ○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** それでは、介護保険の利用者数ということでございますけれども、利用者につきましては、いろいろなサービスを重複して利用されているということで、なかなか実人数がつかめないということでございますので、認定者数でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○福祉課長(北野 太君) それでは認定者数をご紹介いたします。

これは30年3月末現在の状況でございますけども、まず、第1号被保険者65歳以上が4,012人です。そのうち認定者数が788人ということで、認定率が19.64%というふうになっております。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。 佐野議員。

○6番(佐野安春君) 6番、佐野です。議案第23号、平成31年度甲佐町介護保険特別 会計予算について、反対の立場から討論を行います。

昨年、3年ごとの保険の見直しで、第7期、平成30年から32年の介護保険料の大幅な引き上げがありました。介護保険制度発足以来、一貫して介護保険料は上がり続け、被保険者である高齢者にとって負担は増すばかりであります。また、介護保険の認定を受け、介護保険からの利用をしようとすれば、利用料の負担を考えて利用できない町民も少なくありません。今こそ国による支援など公費負担を大幅に増やして、高齢者を支えるべきであります。

そうした理由により、平成31年度甲佐町介護保険特別会計予算には反対であります。 以上で反対討論とさせていただきます。

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** 4番。議案第23号、平成31年度甲佐町介護保険特別会計予算で ございますけれども、全体的な予算としましては、前年度に比べて520万円ほど減額となっておりますけれども、内容的には地域支援事業等、充実した予算の配分となっていることから、適正な予算編成であると認め、議案第23号につきましては賛成いたします。
- **〇議長(宮川安明君)** これで討論を終結します。

これから議案第23号「平成31年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(宮川安明君) 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第24号 平成31年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長(宮川安明君) 日程第4、議案第24号「平成31年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(奥村伸二君) それでは、議案第24号、平成31年度甲佐町後期高齢者 医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成31年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,064万8,000円と定めるところによります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。平成31年3月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料を9,168万3,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

- 款2使用料及び手数料を1,000円としております。1の手数料でございます。
- 款3寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。
- 款4繰入金を5,394万5,000円としております。1の一般会計繰入金です。
- 款5繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。
- 款 6 諸収入を501万7,000円としております。 1 の延滞金及び過料から 5 の雑入まででございます。

歳入合計1億5,064万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1総務費を150万円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金を 1 億4,412万8,000円としております。 1 の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

- 款3保険事業費を436万3,000円としております。1の健康保持増進事業費です。
- 款4諸支出金を10万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。
- 款5予備費を55万6,000円としております。1の予備費です。

歳出合計1億5,064万8,000円としております。

平成30年度当初予算と比べまして約1%、150万円の増となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(宮川安明君) これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いします。本予算全部の質疑でございます。

鳴瀬議員。

- **○4番(鳴瀬美善君)** 4番。ページの6ページですけど、歳入でございますけれども、前年度と本年度のこの特別徴収保険料とか普通徴収保険料、合計しまして322万6,000円ほど増額になっておるということでございますけれども、これにつきましてはちょっとお尋ねしたこともあると思うんですけど、何かこの徴収保険料については軽減率とかいうのが何かあるとお聞きしたんですけども、その辺でこの増額になったのかなという思いがありますので、ちょっとそこの軽減率というのをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** しばらく休憩します。

休憩 午後3時09分 再開 午後3時12分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 住民生活課長。

〇住民生活課長(奥村伸二君) すいません、時間をとらせまして。

平成30年度まで5割軽減でしたですが、31年度からはその資格取得後2年間に限り5割軽減となるためということでございます。それと、9割軽減がなくなって8割軽減になったということです。

- ○議長(宮川安明君) 鳴瀬議員だから。質問したのは。
- **○住民生活課長(奥村伸二君)** すいません。 9 割軽減がなくなって 8 割軽減になった ということです。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** まあ理解しますけれども、何か軽減の率がじゃあ下がったんで、 町民の方が納められる保険料が上がったということで理解してよろしいですね。
- 〇議長(宮川安明君) 住民生活課長。
- **〇住民生活課長(奥村伸二君)** そうでございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(宮川安明君) ほかにありませんか。 井芹議員。

O10番(井芹しま子君) 9割軽減が8割軽減になったというふうにおっしゃいましたけど、特例軽減についてはですね、これはやっぱり段階的に撤廃をされるような形なんです。そこら付近のちょっと仕組みが、もう既に撤廃されることは決まっているんですけども、31年度に9割が8割になって、どの地点で撤廃されるのかな。撤廃されるというのははっきりちょっと聞いたことがあるんですけれども。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後3時14分 再開 午後3時25分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 住民生活課長。

〇住民生活課長(奥村伸二君) すいません。時間をとらせました。

平成29年度には2割の軽減、それから、平成30年度に軽減なしということになります。 以上でございます。 ○議長(宮川安明君) ありませんか。

本田議員。

○12番(本田 新君) 12番です。全体なところで質問させていただきたいんですけども、後期高齢者医療制度、先ほどの国保あたりも年々増加、医療費が伸びているということで、先ほど10番議員が非常にいい提案をされたというふうに私は、まあ、65歳、70歳の健診をね、増やすのはいいんじゃないかなと思います。

これが本当に有意義ならば、国保税を上げてでもやるべきじゃないかなと思います。ひとつその点、住民生活課長はそこら辺の費用対効果あたりをですね、十分に検討していただきたい。せっかく10番議員が非常にいい提案をされておりますので、そこだけを踏まえてですね、節目検診を65歳、70歳でもやってでも、それが住民にとってためになることであるならば、ひとつその点を検討されて、国保税を上げてでもやるぐらいのことをやってもらえたらどうなのかなという思いがありましたので、ここで提言させていただきます。答弁は結構です。

- ○議長(宮川安明君) これで質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で医療の差別をする許されない制度であると考え、そもそも廃止をすべきであるというふうに考えます。

2008年の制度導入以来、値上げは繰り返され、また、先ほどお尋ねいたしましたとおり、 特例軽減等もですね、外されることが決定し、今後、保険料はですね、ますます引き上げ られようとしておりますし、高齢者の生活を脅かす高齢者へのですね、重い負担は許され ないというふうに考えます。

よって、後期高齢者の予算については反対をいたします。

- ○議長(宮川安明君) 次に本案に対する賛成者の発言を許します。 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** 4番。議案第24号、平成31年度甲佐町後期高齢者医療特別会計 予算につきましては、先ほどもお伺いしましたけれども、軽減率が下がったことによる医 療保険料の収入増とはなっておりますけれども、歳出におきましては、その主なものが広 域連合への納付金や健康保持増進事業等であり、高齢化社会に即応するための予算編成案 であるとして適正な予算編成であると認め、議案第24号に賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第24号「平成31年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。 この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願 います。

「替成者起立〕

○議長(宮川安明君) 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第25号 平成31年度甲佐町水道事業会計予算

○議長(宮川安明君) 日程第5、議案第25号「平成31年度甲佐町水道事業会計予算」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

〇環境衛生課長(橋本良一君) 議案第25号、平成31年度甲佐町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。総則、第1条、平成31年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。第1号、給水戸数3,282戸。第2号、給水人口8,645人。第3号、年間総給水量91万2,500立方メートル。第4号、1日平均給水量2,500立方メートル。第5号、主な建設改良工事、小鹿入江地区施設整備工事事業費1億2,390万円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。 収入です。第1款、事業収益を1億6,785万3,000円としております。内訳としましては、 第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。

支出です。第1款、事業費を1億6,785万3,000円としております。内訳としましては、 第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,653万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,565万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,088万4,000円で補塡するものといたします)。

収入です。第1款、資本的収入を1億6,972万1,000円としております。内訳としましては、第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、町補助金、第4項、繰入金です。

支出です。第1款、資本的支出、2億2,625万7,000円としております。内訳としましては、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費、限度額は1億4,900万円。起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行。利率は5%以内。償還の方法は、借り入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえることができるものとします。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるものとします。

次のページをお願いします。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費、2,834万8,000円。

棚卸資産購入限度額、第8条、棚卸資産の購入限度額は300万円と定めるものといたします。

平成31年3月12日提出。町長名です。

なお、4ページから34ページまでに予算説明資料を添付させていただいております。 どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(宮川安明君) これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

井芹議員。

- **〇10番(井芹しま子君)** すいません、文言のことでですね、この3ページのですね、 棚卸資産の購入っていうのはどういう意味なんですか。ちょっとこれだけ教えていただければ。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 棚卸資産と申しますのは、突発的な修繕等に備えまして、貯蔵しております修繕用材料が主なものでございます。倉庫に保管して、その都度引き出したものについてはまた補充とかいうことを行っております。
 以上です。
- ○議長(宮川安明君) 本予算全部について質疑を行っております。本予算全部です。 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。お尋ねいたします。事業収益になってる水道料金の収納の状況についてはどうなっていますか。お尋ねします。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 水道料金の収納状況について答弁させていただきます。 平成24年の4月からの分につきましては、給水停止というのを行わせていただいており まして、3カ月分料金が滞った場合は給水を停止するということを実行しておりまして、 その効果があらわれまして、24年度以降2年間経過したものについては99.8%以上が徴収 済みとなっております。

ただ、給水停止を始める前の料金が、平成6年度から平成23年度分でございますが、昨年度末、平成30年3月31日現在で約2,700万円残っておりました。そちらについても鋭意 徴収に努めているところでございますが、今のところ平成30年度で回収できたのが約150 万円ということで、5.5%ぐらいが回収できている状況です。残りについても粘り強く徴収に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 説明についてはわかりましたが、回収の見込みはあるんですか。 立てられてますか。
- **〇議長(宮川安明君)** 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** 現在も給水をされてる方につきましては、現年度分と

いいますか、今、使われてる分も滞納されることがありますので、そのときにですね、前の分も払っていただかなくちゃあけられませんよとかいうお話をしておりますし、誓約書もできるだけいただいて分納をしていただくように努めているところですけれども、何といいますか、相続者不明の方とか、行方不明の方とかいう方の債権も残っておりますので、この辺を早急に整理させていただかなければならないと考えているところでございます。こちらについては運営委員会等にもお諮りしながら、整理に努めていきたいと思います。以上です。

○議長(宮川安明君) ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** 6番、佐野です。議案第25号、平成31年度水道事業会計予算については、反対の立場から討論を行います。

今回の会計予算は、昨年9月議会で成立しました料金改正を踏まえての予算であります。 今、熊本地震、6月豪雨で被災されました多くの町民の皆さんは、被災から立ち上がり、 これからもまだ復旧、復興の再建途上にあるというふうに思います。

そういうときに、公共料金の改正は、慎重な上にも慎重さが必要とされるものと考えます。今回の料金値上げを受けた予算には、これ以上の町民負担を増やさない立場から反対であります。

以上で討論を終わります。

- ○議長(宮川安明君) 次に本案に対する賛成者の発言を許します。 本田議員。
- **〇12番(本田 新君)** 12番。議案第25号、平成31年度甲佐町水道事業会計予算でありますが、ただいま予算審議を経ましたとおり、この予算の中にはしっかりとした予算が組まれ、無駄な予算は組まれておりません。この水道会計は企業会計であります。その利用者が負担をして初めて水道が運営なされます。そして、町民に安心安全な水を供給するという、このような崇高なる使命を果たしておる予算であります。

今、予算審議の中でありましたとおり、何度も言いますけれども、本当に無駄なところはありません。しっかり我々は、今、この議場において予算の中身を見て、そのことを確認したのでありますので、町民の皆さん方にもご負担をいただいた上でこの予算を執行されて、町民のためになる水道事業が遂行されますことを願い、本予算に賛成をいたします。

〇議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから、議案第25号「平成31年度甲佐町水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(宮川安明君) 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議員派遣について

○議長(宮川安明君) 日程第6「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。なお、 この件に関しての変更等については、議長への一任をお願いします。これにご異議ござい ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することとし、変更等については議長一任とすることに決定しました。

日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について 日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

〇議長(宮川安明君) 日程第7「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第8「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の二つの常任委員会から閉会中の継続審査 の申し出があっております。

お諮りします。

ただいま申し出の、二つの常任委員会からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

〇議長(宮川安明君) 日程第9「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出があっております。

申し出のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。 これで会議を閉じます。 閉会前に当たり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は3月12日から本日までの4日間にわたり、ご提案をいたしました平成30年度各会計補正予算、平成31年度各会計予算、条例案件などの多くの案件につきまして精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました補正予算や平成31年度各会計予算を初め、各議案の成立 によりまして、これからの町政全般にわたり政策の推進を図ることができ、住民の皆様の 一層の生活の安全と福祉の向上に努めてまいる所存でございます。

また、ご指摘をいただきました件につきましては、今後の町政執行に生かしていく所存でもございます。

今後も町政発展のため特段のご協力とご指導いただきますよう心からお願いを申し上げ、 閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(宮川安明君) 本定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12日に開会、本日15日まで4日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全てを議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠にご同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員及び執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明されました議員各位の意見 並びに要望等を十分に尊重していただきますよう切に希望いたしますとともに、議員各位 におかれましても、今後とも町民の皆さんの付託とご期待に応えるべく、さらにご尽力を 賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただきますようお祈り申し上げ、平成31年 第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録平成31年第1回定例会

平成31年3月発行

発行人甲佐町議会議長宮川安明編集人甲佐町議会事務局長福島明広作成大和速記情報センター Tax (092) 475-1361

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4 電話 (096) 234-1198